

第100号議案

令和7年3月21日
任用給与課

東京都人事委員会規則の一部改正等について（給与関係・勤務時間関係）

標記の件について、下記Ⅰの東京都人事委員会規則等の一部改正については別添1のとおり一部改正し、施行する。

下記Ⅱの東京都規則の一部改正等については、申請・協議（別添2）のとおり承認・同意し、下記Ⅲの人事委員会承認事項の一部改正については、申請・協議（別添3）のとおり承認・同意する。

記

Ⅰ 東京都人事委員会規則等の一部改正（別添1）

- 1 職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 職員の定年等に関する条例施行規則の一部改正について（通知）の一部改正
- 3 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
- 4 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 5 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則等の一部を改正する規則

Ⅱ 東京都規則の一部改正等（別添2）

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 4 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 6 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 7 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 8 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

- 9 会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則
- 10 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則<申請・協議>
- 11 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則<申請・協議>
- 12 地域手当に関する規則の一部を改正する規則
- 13 学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
- 14 特地勤務手当等支給規程の一部改正
- 15 特地勤務手当等支給規程の一部改正（警視）
- 16 東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正
- 17 東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正
- 18 都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程の一部改正
- 19 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
- 20 職員の単身赴任手当に関する規則及び職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
- 21 学校職員の単身赴任手当に関する規則及び学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
- 22 職員の在宅勤務等手当に関する規則<新設>
- 23 学校職員の在宅勤務等手当に関する規則<新設>
- 24 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 25 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 26 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 27 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 28 宿日直手当支給規程の一部改正
- 29 宿日直手当支給規程の一部改正（教育）
- 30 宿日直手当支給規程の一部改正（警視）
- 31 学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則
- 32 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 33 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 34 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 35 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 36 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 37 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 38 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
- 39 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

Ⅲ 人事委員会承認事項の一部改正（別添３）

- 1 昇給に関する基準について（知事外 7 任命権者）＜申請・協議＞
- 2 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について
- 3 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事外 8 任命権者）
- 4 会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（知事外 7 任命権者）
- 5 勤務 1 時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について（警視）

I 東京都人事委員会規則等の一部改正

1 職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

組織改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 当 条 文	内 容
管理監督職への任用の制限の特例 第6条 第3項（新設） 第4項（項ずれ） 第5項（項ずれ） 第1号	【組織改正等に係る規定整備】 ○ 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定（勤務延長型特例任用）により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす旨を規定 ○ 本庁行政機関（住宅政策本部（住宅企画部、都営住宅経営部及び民間住宅部に限る。）及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）を除く。） → 本庁行政機関（都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、住宅政策本部（住宅企画部、都営住宅経営部及び民間住宅部に限る。）、中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）及びスタートアップ戦略推進本部を除く。）
施 行 期 日 附則	令和7年4月1日

2 職員の定年等に関する条例施行規則の一部改正について（通知）（令和4年6月22日付令和4人委任第48号）の一部改正

規則改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 当 条 文	内 容
文 言 整 備 件名 第1 1 第2 1 2	【規則改正に伴う規定整備等】 「職員の定年等に関する条例施行規則の一部改正について（通知）」 → 「職員の定年等に関する条例施行規則の運用について（通知）」 「規則第6条第3項」 → 「規則第6条第4項」 「規則第6条第4項」 → 「規則第6条第5項」

管理監督職勤務上限年齢制関係 第 2 2 (1) (2)	【特定管理職群に係る規定整備】 ○ 規則第 6 条第 5 項第 1 号に規定する「人事委員会が別に定める職」として、「人事管理上の必要性に鑑み、休職の発令等がなされた者が占める臨時的な管理監督職であって、職層名参事又は専門参事の職にある者をもって充てる職」を追加 ○ 規則第 6 条第 5 項第 2 号及び第 6 号に規定する「人事委員会が別に定める職」として、「人事管理上の必要性に鑑み、休職の発令等がなされた者が占める臨時的な管理監督職であって、職層名副参事又は専門副参事の職にある者をもって充てる職」を追加 ＜参考＞ ○ 規則第 6 条第 5 項 異動型特例任用に係る特定管理職群を規定 第 1 号 行政系の出先機関の部長 出先機関に置かれる管理監督職であって、職層名参事又は専門参事の職にある者をもって充てる職及び<u>人事委員会が別に定める職</u> 第 2 号 行政系の出先機関の課長 出先機関に置かれる管理監督職であって、職層名副参事又は専門副参事の職にある者をもって充てる職及び<u>人事委員会が別に定める職</u> 第 3 号 行政専門職 (略) 第 4 号 都立学校等の校長 (略) 第 5 号 都立学校等の副校長 (略) 第 6 号 運輸系の出先機関の課長 事業所に置かれる管理監督職であって、職層名副参事又は専門副参事の職にある者をもって充てる職及び<u>人事委員会が別に定める職</u> ○ 人事委員会が別に定める職（現行） 第 1 号 派遣された者が、当該派遣の期間の末日までの間に占める管理監督職であって、職層名参事又は専門参事の職にある者をもって充てる職及び規則第 6 条第 4 項第 2 号（※改正後規則第 6 条第 5 項第 2 号）の職の事務取扱をされている者が占める管理監督職であって、職層名参事又は専門参事の職にある者をもって充てる職 第 2 号及び第 6 号 派遣された者が、当該派遣の期間の末日までの間に占める管理監督職であって、職層名副参事又は専門副参事の職にある者をもって充てる職
施 行 期 日 附則	令和 7 年 4 月 1 日

3 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

令和6年の人事委員会勧告等に伴う給与条例の改正により、所要の改正を行う。

項 該 目 当 条 文	内 容
運賃等相当額の算出の基準 第6条 第1項第1号 第2号	【在宅勤務等手当新設に伴う規定整備】 ○ 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的である交通機関等を利用する区間については、支給月数に応じた通用期間の定期券の価額の総額とする。ただし、在宅勤務等手当等を支給される職員で平均一箇月当たりの通勤所要回数の少ないものについて、この額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。 ○ 回数乗車券その他の定期券以外のものを使用することが最も経済的かつ合理的である交通機関等を利用する区間については、在宅勤務等手当等を支給される職員にあっては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分の運賃等の額で、最も低廉となるものに支給月数を乗じて得た額
併用者の区分及び支給額 第9条	【支給上限額の引上げに伴う規定整備】 一箇月当たりの通勤手当の支給上限額を運賃等相当額 55,000 円＋新幹線鉄道等の特別料金等 20,000 円から、150,000 円の範囲内で全額支給へ改正することに伴う規定整備
通勤の実情に変更を生ずる職員 第10条	【新幹線鉄道等に係る特別料金等の支給要件廃止に伴う規定整備】 異動後の通勤時間（新幹線鉄道等を利用せずに、通常の通勤の経路及び方法により通勤するものとした場合に要する通勤時間）について、異動前の二分の三以上とする要件の廃止

異動等の直前の住居に相当する住居 第 11 条 第 1 項第 1 号 第 2 号 (新設) 第 3 号 (新設)	【異動等の直前の住居に相当する住居の拡大に伴う規定整備】 異動等の直前の住居に相当する住居は、異動等の日以後に転居する場合における次に掲げる住居と規定 ○ 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居 ○ 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居で次に掲げるもの - イ 直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（旧最寄り駅等）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（新最寄り駅等）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合 - ロ 旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が 80 キロメートルの範囲内にある場合 ○ 任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるもの <参考>職員の給与に関する条例（抜粋） （通勤手当） 第十二条 4 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会が定めるもののうち、当該異動又は公署の移転の<u>直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等（次項及び第六項において「新幹線鉄道等」という。）</u>を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、人事委員会が定めるところにより算出したその者の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）及び同項の規定による額の合計額とする。
新幹線鉄道等の利用の基準（削除）	【新幹線鉄道等に係る特別料金等の支給要件廃止に伴う規定整備】 新幹線鉄道等の利用により通勤時間が三十分以上短縮されることを定めていた新幹線鉄道等の利用の基準の廃止（改正前第十二条）
特別料金等相当額の算出の基準 第 12 条	【文言整備】 改正前の規則第 12 条削除に伴う条番号の繰り上げ ○ 「第十三条」→「第十二条」 【新幹線鉄道等に係る特別料金等の支給要件廃止に伴う文言整備】 新幹線鉄道等の特別料金等の額の支給を、二分の一相当額（上限 20,000 円）から支給上限額 150,000 円の範囲内で全額支給へ改正することに伴う文言整備 ○ 「特別料金等<u>の二分の一相当額</u>」→「特別料金等相当額」

給料表の適用の直前の住居に相当する住居

第13条（新設）

第1項第1号（新設）

第2号（新設）

第3号（新設）

【給料表の適用の直前の住居に相当する住居の拡大に伴う規定整備】

給料表の適用の直前の住居に相当する住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居と規定

- 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの転居後の住居
- 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの転居後の住居で次に掲げるもの
 - イ 直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（旧最寄り駅等）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（新最寄り駅等）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における転居後の住居
 - ロ 旧最寄り駅等と新最寄り駅等と間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合の当該転居後の住居
- 任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

<参考>職員の給与に関する条例（抜粋）

（通勤手当）

第十二条

5 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

均衡職員の範囲 第 14 条 第 1 項第 1 号（新設） 第 2 号 第 3 号（新設）	【新幹線鉄道等の特例を適用する均衡職員の範囲拡大に伴う規定整備】 任用の事情等を考慮して人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員で、第十条に規定する新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）旨を規定 ○ 新たに給料表の適用を受ける職員となった者（人事交流等職員※を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署等に在勤することとなった者 ※人事交流等職員 ・ 条例の適用を受けない職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員等であった者から人事交流等により引き続いて条例の適用を受ける職員となった者 ・ 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員（退職した日の翌日におけるものに限る） ○ 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署等に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員 ○ 人事交流等職員のうち、条例の適用外から引き続き条例の適用を受ける職員としての勤務箇所又は再任用となる直前の職員としての引き続く勤務箇所を、条例第十二条第四項の公署等とみなした場合に、条例の適用を受ける又は再任用（直前のものに限る。）となる前から引き続き条例第十二条第四項に規定する職員たる要件に該当することとなる職員 <参考>職員の給与に関する条例（抜粋） （通勤手当） 第十二条 5 前項の規定は、<u>新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会が定める職員に限る。）</u>その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
---	---

均衡職員の範囲 第15条（新設） 第1項第1号 第2号（新設） 第3号（新設） 第4号（新設） 第5号（新設） 第6号（新設） 第2項（新設） 第1号（新設） 第2号（新設）	【新幹線鉄道等の特例を適用する均衡職員の範囲拡大に伴う規定整備】 均衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員（第十条に規定する新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者であり、かつ、新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）である旨を規定 ○ 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居への転居に伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員のうち、転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等に係る特別料金等を負担するもの ○ 満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、子の養育に係る事情によりその事情を考慮した地域の住居に転居した職員で、転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等に係る特別料金等を負担するもの（当該子の養育を行っているものに限る。） ○ 職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母（要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣住居に転居した職員で、転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等に係る特別料金等を負担するもの（当該父母の介護を行っているものに限る。） ○ 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の異動等に伴い、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等に係る特別料金等を負担するもの（当該配偶者又はパートナーシップの相手方と生活を共にしているものに限る。） ○ 新幹線鉄道等に係る特別料金等を支給される職員から引き続き、以下のいずれかに該当する職員で、養育若しくは介護の終了等又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と生活を共にしなくなったこと等に伴い、直前に居住していた住居に再び転居したもののうち、転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等に係る特別料金等を負担するもの ・ 満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、子の養育に係る事情によりその事情を考慮した地域の住居に転居した職員 ・ 職員又は配偶者若しくはパートナーシップの相手方の父母（要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣住居に転居した職員 ・ 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の異動等に伴い、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員 ○ 均衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員 ○ 前項第一号（単身赴任の規定）における「特定住居」とは、前項第一号に規定する転居の日以後に転居する場合の住居であって、次に掲げる住居と規定 ・ 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居 ・ 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの
---	---

第3号(新設)	イ 直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（旧最寄り駅等）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（新最寄り駅等）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における転居後の住居 ロ 旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合の当該転居後の住居 ○ 任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるもの ＜参考＞職員の給与に関する条例（抜粋） （通勤手当） 第十二条 5 <u>前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</u>
異動事由等 第16条	【文言整備】 条番号の繰り下げ ○「第十五条」→「第十六条」 給与条例改正による項ずれに伴う文言整備 ○「第十二条第六項」→「第十二条第七項」 ○「第十四条第六項」→「第十四条第七項」
異動等に伴う支給、返納等 第17条	【文言整備】 条番号の繰り下げ ○「第十六条」→「第十七条」

異動等に伴う支給、返納等 第18条 第1項 第2項 第3項	【文言整備】 条番号の繰り下げ及びそれに伴う文言整備 ○「第十七条」→「第十八条」 ○「第十五条第一号」→「第十六条第一号」 給与条例改正による項ずれに伴う文言整備 ○「第十二条第三項から第五項」→「第十二条第三項から第六項」 ○「第十四条第三項から第五項」→「第十四条第三項から第六項」 条番号の繰り下げに伴う文言整備 ○「第十五条第一号」→「第十六条第一号」 給与条例改正による項ずれに伴う文言整備 ○「第十二条第三項第一号若しくは第三号」→「第十二条第六項」 ○「第十四条第三項第一号若しくは第三号」→「第十四条第六項」 1箇月当たりの通勤手当の支給上限額を運賃等相当額 55,000 円＋新幹線鉄道等の特別料金等 20,000 円から、150,000 円の範囲内で全額支給へ改正することに伴う規定整備 ○「五万五千円」→「十五万円」
異動等に伴う支給、返納等 第19条	【文言整備】 条番号の繰り下げ及びそれに伴う文言整備 ○「第十八条」→「第十九条」 ○「第十五条第三号」→「第十六条第三号」 ○「第十六条」→「第十七条」
条例を異にする異動者の特例 第20条	【文言整備】 条番号の繰り下げ ○「第十九条」→「第二十条」
委任 第21条	【文言整備】 条番号の繰り下げ ○「第二十条」→「第二十一条」
別表	【文言整備】 条番号の繰り下げに伴う文言整備 ○「第十七条関係」→「第十八条関係」
施行期日 附則第1項	令和7年4月1日

均衡職員等に関する経過措置 附則第2項 附則第3項 附則第4項 附則第5項	○ 第十三条の規定（「給料表の適用の直前の住居に相当する住居」に関する規定）は、施行日以後にされた転居について適用 ○ 第十四条の規定（均衡職員のうち、「新たに給料表の適用を受けるもの」に関する規定）は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用 ○ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された者（暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員）は、第十四条第一号及び第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。 ○ 第十五条第一項第二号から第五号までの規定（均衡職員のうち、育児、介護、配偶者同行等により転居したもの等に関する規定）は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する当該日以降に転居をしたものを除く。）にも適用
--	---

4 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

令和6年の人事委員会勧告等に伴う給与条例の改正により、所要の改正を行う。

項 該 目 当 条 文	内 容
特定任期付職員 業績手当 第7条（削除） 第8条（削除）	【特定任期付職員業績手当の廃止：勧告どおり】 特定任期付職員業績手当に係る規定の削除
規 定 整 備	【第7条及び第8条削除に伴う条番号の繰り上げ】 ・ 「第9条」→ 「第7条」 ・ 「第10条」→ 「第8条」
施 行 期 日 附則	令和7年4月1日

5 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則等の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例の一部改正を踏まえ、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
題 名	【条例改正に伴う改正】 「職員の旅費に関する <u>条例第二条第二項等による旅費規則</u> 」 →「職員の旅費に関する規則」
目 的 第1条	【条例改正に伴う文言整備】 「 <u>第二条第二項及び第三項ただし書</u> 」 →「 <u>第二条第一項第十号及び第二項</u> 」 「 <u>第三十条の二第三項ただし書並びに第三十六条第一項第三号</u> 」 →「 <u>第八号、第五項及び第六項並びに第十三条第二項</u> 」 「並びに条例別表第一の(一)の備考及び別表第二の(一)の備考第一号の規定に基づき人事委員会が定めるもの」を削除
旅 行 業 者 等 第2条（新設） 第1項 第2項	【旅行役務提供者の新設に伴う規定整備】 ○ 旅行役務提供者として、以下9業種を規定 ① 旅行業の登録を受けた旅行者 ② 鉄道運送事業者及び軌道経営者 ③ 船舶運航事業者 ④ 航空運送事業を営業者 ⑤ 一般旅客自動車運送事業者 ⑥ 旅館業を営業者 ⑦ 一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者 ⑧ 外国における前各号に掲げる者に相当するもの ⑨ 登録包括信用購入あっせん業者 ○ 旅行役務提供者が旅行者に提供するその他のものとして、役務及びカード等を規定
行政職給料表(一)に相当する職務の級 第3条	【条例改正に伴う文言整備】 「 <u>級の職務</u> 」→「 <u>職務の級</u> 」 「別表 <u>第一</u> 」→「別表」
島しょ等における退職者の旅費 第4条第1項第2号 第4項第2号 第5項（削除）	【近接地の廃止に伴う文言整備】 「 <u>近接地以外</u> 」→「 <u>同一市町村以外</u> 」 「 <u>近接地内</u> 」→「 <u>市町村内</u> 」 ○ 退職者等の旅費の細則を訓令に委任したことに伴い、帰住旅費の上限額の規定を削除

条例第三条に規定する人事委員会規則で定める外国旅行等 第5条（新設） 第1項 第2項 第1号 第2号 第3項 第1号 第2号	【条例改正に伴う規定整備】 ○ 外国在勤職員の配偶者等が、外国旅行中に死亡した場合の旅費の支給対象となる外国旅行を規定 ・ 赴任の際に旅行命令権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合 ・ 赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地に移転する場合 ・ 外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、家族を本邦に移転する場合 ○ 旅費の損失補償について、その他の事由を規定 ・ 職員又はその遺族が傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき ・ 職員の家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき ○ 旅費を喪失した場合に支給する旅費について、その他の事情を規定 ・ 交通事故その他職員又はその遺族の責めに帰することができない事情 ・ 職員の家族の旅行中の天災又は交通事故その他職員若しくは家族の責めに帰することができない事情
宿泊に係る特別な事情 第6条（新設） 第1項第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号	【条例改正に伴う規定整備】 ○ 宿泊料金が宿泊費基準額を上回る場合においても、旅行命令権者が認めるときは実費額を支給できる事由として、宿泊に係る特別の事情を規定 ・ 宿泊を伴う会議、講習会等において主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき ・ 知事、副知事、東京都議会議員、その他副知事が受けるべき額に相当する額の旅費を支給される者又は指定職職員に随行し、知事等と同一の宿泊施設又は近隣の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき ・ 生徒等の修学旅行等の旅行に付添い又は引率し、宿泊施設において行動を共にするため、生徒等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき ・ 生徒等のホームステイ等を伴う旅行に付添い又は引率し、生徒等の安全の確保又は緊急時における迅速な対応のため、生徒等の宿泊する宿泊施設の近隣の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき ・ 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき ・ 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったとき

別表	【宿泊費の区分変更等に伴う規定整備】																					
	<table><tr><td>行政職給料表(一)</td><td>行政職給料表(二)</td><td>公安職給料表</td><td>医療職給料表(一)</td><td>医療職給料表(二)</td><td>医療職給料表(三)</td><td>教育職給料表</td></tr><tr><td>1 級以上 3 級以下</td><td>1 級以上 4 級以下</td><td>1 級以上 5 級以下</td><td>1 級</td><td>1 級以上 3 級以下</td><td>1 級以上 3 級以下</td><td>1 級以上 4 級以下</td></tr><tr><td>4 級以上</td><td></td><td>6 級以上</td><td>2 級以上</td><td>4 級</td><td>4 級</td><td>5 級以上</td></tr></table>	行政職給料表(一)	行政職給料表(二)	公安職給料表	医療職給料表(一)	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)	教育職給料表	1 級以上 3 級以下	1 級以上 4 級以下	1 級以上 5 級以下	1 級	1 級以上 3 級以下	1 級以上 3 級以下	1 級以上 4 級以下	4 級以上		6 級以上	2 級以上	4 級	4 級	5 級以上
	行政職給料表(一)	行政職給料表(二)	公安職給料表	医療職給料表(一)	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)	教育職給料表															
	1 級以上 3 級以下	1 級以上 4 級以下	1 級以上 5 級以下	1 級	1 級以上 3 級以下	1 級以上 3 級以下	1 級以上 4 級以下															
4 級以上		6 級以上	2 級以上	4 級	4 級	5 級以上																
1 特定任期付職員は、行政職給料表(一)の 4 級以上に相当するものとする																						
2 第 1 号任期付研究員（招へい型研究員）は、行政職給料表(一)の 4 級以上に相当するものとする																						
3 第 2 号任期付研究員（若手育成型研究員）は、行政職給料表(一)の 1 級以上 3 級以下に相当するものとする																						
規定整備	【近接地の廃止等に伴う規定整備】																					
	○ 現行の第 3 条から第 10 条まで及び別表第 2 から第 4 までを削除																					
職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則の一部改正	【令和 4 年改正規則】																					
	○ 附則第 2 項を削除																					
	○ 上記改正に伴う項の繰上げ																					
	【令和 6 年改正規則】																					
	○ 地方公務員法の一部を改正する法律の改正に伴う規定整備																					
	「附則第 9 条第 3 項」→「附則第 9 条第 2 項」																					
	○ 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の改正に伴う文言整備																					
	「職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則」																					
	→「職員の旅費に関する規則」																					
	「第 3 条の 2 第 3 項第 3 号」→「第 4 条第 3 項第 3 号」																					
	「第 3 条の 2 第 3 項第 1 号」→「第 4 条第 3 項第 1 号」																					
	「第 3 条の 2 第 3 項」→「第 4 条第 3 項第 3 号」																					
施行期日	令和 7 年 4 月 1 日																					
附則第 1 項																						
経過措置	○ 改正後の規則の規定は、この規則の施行日以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。																					
附則第 2 項	○ 施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。																					

Ⅱ 東京都規則の一部改正等

1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除 第7条の2の2 第5項第2号	【対象の拡大に伴う規定整備】 超過勤務免除の請求について、開始日から事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなすとする規定について、事由を改正。 「当該請求に係る子が <u>三歳</u> に達した場合」 → 「当該請求に係る子が <u>小学校就学の始期</u> に達した場合」
子どもの看護休暇 第22条の3第1項 第2項	【子どもの看護休暇の見直し】 ○ 「子どもの看護休暇」→「子どもの看護等休暇」 ○ 「子の看護のため又は予防接種若しくは健康診断を受けさせるため」 → 「子の看護のため、予防接種若しくは健康診断を受けさせるため、 <u>学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその子の世話をを行うため又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をするため</u> 」
夏 季 休 暇 第26条	【期間の見直し】 「7月1日から9月30日まで（職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、6月1日から10月31日まで）」 → 「6月1日から10月31日まで」
長 期 勤 続 休 暇 第26条の2第3項 第1号	【刑法等の改正に伴う文言整備】 「禁固以上の刑」 → 「拘禁刑以上の刑」
介 護 時 間 第27条の2第3項 第6号様式	【子育て部分休暇の導入に伴う規定整備】 ○ 介護時間の承認について、1日につき2時間から、育児時間、 <u>子育て部分休暇</u> 又は部分休業を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。

子育て部分休暇 第 27 条の 3 (新設) 第 1 項 第 2 項 第 3 項 第 4 項 第 5 項 第 6 項 第 7 項 第 7 号様式 (新設) 第 8 号様式 (新設)	【子育て部分休暇の導入】 ○ 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で、30 分を単位として行う。 ○ 介護時間を承認されている職員に対する子育て部分休暇の承認については、1 日につき 2 時間から当該介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行う。 ○ 子育て部分休暇の請求は、別記第 7 号様式 (子育て部分休暇承認請求書) により行う。 ○ 任命権者は、子育て部分休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、証明書類の提出を求めることができる。(下記の届出についても準用する。) ○ 子育て部分休暇の承認は、職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、休職若しくは停職の処分を受けた場合又は子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。 ○ 任命権者は、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、既に承認した子育て部分休暇を取り消すものとする。 ・子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。 ・当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。 ・当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。 ○ 子育て部分休暇を承認されている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。(別記第 8 号様式 (養育状況変更届) による。) ・子育て部分休暇に係る子が死亡した場合 ・子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなった場合 ・子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合
特別休暇等の特例 第 28 条の 2 第 1 項 第 2 項	【子育て部分休暇の導入に伴う規定整備】 ○ 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員に採用された場合の特別休暇等の規定の適用に関し、勤務が継続するものとする取扱いについて、子育て部分休暇の規定を追加 「条例第15条から第17条の2まで」 →「条例第15条から第17条の3まで」
施 行 期 日 附則第 1 項	令和 7 年 4 月 1 日 ただし、第26条の2第3項第1号は令和7年6月1日から、次項の規定は公布の日 (令和7年3月31日予定)。
経 過 措 置 附則第 2 項	改正後の超過勤務の免除、子どもの看護等休暇及び子育て部分休暇に係る請求等は、施行の日前においても行うことができる。

2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「1」と同様の改正を行う。

3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

育児・介護休業法の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
特 別 休 暇 第15条第1項 第2項 子どもの看護休暇 第21条	【子どもの看護休暇の見直し】 「子どもの看護休暇」 →「子どもの看護等休暇」
子育て部分休暇 第30条（新設）	【子育て部分休暇の導入】 ○ 子育て部分休暇については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第27条の3の規定を準用する。 この場合の読み替えについて規定。 ・「正規の勤務時間」→「申請する職員について定められた勤務時間」 ・「2時間」→「基準時間（当該定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間）」 ・「前条」→「第28条で準用する規則第27条の2」 ・任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期前においても請求を行うことができる。
子育て部分休暇を承認することができる職員 第31条（新設）	【子育て部分休暇の導入】 ○ 子育て部分休暇を承認できる職員について、第29条の規定を準用する。 ＜参考＞ （介護時間を承認することができる職員） 第29条 任命権者は、職員が次の各号のいずれにも該当する場合に介護時間を承認するものとする。 一 1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である職員 二 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある職員

規 定 整 備	【繰り下げ】 第30条→第32条 第31条→第33条 第32条→第34条
特別休暇等の特例 第33条 →第35条（繰り下げ）	【子育て部分休暇の導入に伴う規定整備】 ○ 同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合における特別休暇等の規定の適用について、当該年度における勤務が継続しているものとみなす規定を整備 「第16条から第26条まで及び第28条の規定の適用については」 →「第16条から第26条まで、第28条及び第30条の規定の適用については」
介護について申出があった場合における措置等 第36条（新設）	【介護についての申出があった場合における措置等の新設】 ○ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下、この表内において「条例」という。）第17条の4の規定を準用する。 <参考> 条例第17条の4 ○ 任命権者は、職員が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ○ 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。
勤務環境の整備に関する措置 第37条	【勤務環境の整備に関する措置の新設】 ○ 条例第17条の5の規定を準用する。 <参考> 条例第17条の5 ○ 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
施 行 期 日 附則第1項	令和7年4月1日 ただし、次項の規定は公布の日（令和7年3月31日予定）
経 過 措 置 附則第2項	改正後の子どもの看護等休暇及び子育て部分休暇に係る請求等は、施行の日前においても行うことができる。

4 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

- 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 6 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 7 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 8 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
「Ⅱ」の「3」と同様の改正を行う。

9 会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
定 義 第2条第2号	【組織改正による規定整備】 「局長 東京都組織規程第9条第1項に規定する局長、同条第3項に規定する室長並びに <u>住宅政策本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。</u> 」 → 「局長 東京都組織規程第9条第1項に規定する局長、同条第3項に規定する室長並びに <u>都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、住宅政策本部長、中央卸売市場長、スタートアップ戦略推進本部長、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。</u> 」
施 行 期 日 附則	令和7年4月1日

10 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則【申請・協議】

給与条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
行政職給料表(一)の 四級の職員に相当 する職員 第4条の2（新設）	【規定する規則の移管】 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級又は七級である職員 二 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が二級である職員 三 医療職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が四級である職員 四 医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が四級である職員

届 出 第4条の3（新設） 扶養親族の認定等 第5条 支給の始期及び終期 第5条の2（新設） 届出の様式等 第6条 様 式 別記様式第2号	【扶養手当に係る条例規定事項の移管】 ○ 給与条例第11条で規定していた扶養手当の支給に係る届出、支給の始期及び終期については、規則で規定するため、それに伴う文言整備 （扶養親族に係る届） ※改正前の条例11条第1項の規定を本規則第4条の3に規定 ○ 新たに扶養手当を受ける要件を具備するに至った職員は、その旨を速やかに届け出なければならない。扶養の事実等に変更があった場合も同様とする。 （扶養親族の認定）※上記改正に伴う規定整備 ○ 任命権者は<u>条例第11条第1項</u>の規定による届出を受けた場合、扶養親族が条例第10第2項に規定する要件を具備しているかどうかを確認し、認定するものとする。 ⇒下線部を「前条」に改正 （扶養手当の支給の始期及び終期） 改正前の条例第11条第2項の規定を本規則第5条の2に規定 ○ 扶養手当の支給は、要件を具備するに至った日の属する月の翌月から開始し、要件を欠くに至った日の属する月をもって終わる。 ○ 月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月からその支給額を改定する。 （届出の様式等、様式）※上記改正に伴う規定整備 ○ <u>条例第11条第1項</u>の規定による届出⇒<u>第4条の3</u>の規定による届出
勤務一時間当たりの給料等の額の算出 第12条第1項 第2項	【在宅勤務等手当新設に伴う改正】 勤務1時間当たりの給料等の額に含める手当に在宅勤務等手当を追加 【年間休日数の改正】 「18」→「19」
施 行 期 日 附則第1項	令和7年4月1日

令和七年改正条例 附則第二条の規定 が適用される間の 読替え 附則第2項	規則の施行日から令和8年3月31日までの間は、「条例」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年東京都条例第〇号。）附則第二条の規定により読み替えられた条例」とする。
経過措置 附則第3項	改正前の規則別表様式第二号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。 別表様式第二号（扶養親族等に関する届） <u>職員の給与に関する条例第11条及び住居手当に関する規則第3条の規定に基づき、以下の実情を届け出ます。</u> → <u>職員の給与に関する条例施行規則第4条の3及び住居手当に関する規則第3条の規定に基づき、以下の実情を届け出ます。</u>
職員の給与に関する条例第十条第三項第一号に規定する東京都規則で定める職員を定める規則の廃止 附則第4項	行政職給料表(一)の四級の職員に相当する職員については、第4条の2に規定したため、「職員の給与に関する条例第十条第三項第一号に規定する東京都規則で定める職員を定める規則（平成29年東京都規則第11号）」は廃止する。

11 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則【申請・協議】

「Ⅱ」の「10」と同様の改正を行う。

12 地域手当に関する規則の一部を改正する規則

給与制度の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容																								
新規採用職員の特例 第2条の3 経過措置 改正附則第4項	【支給の割合の改正】 島しょ地域の新規採用職員が、新たに職員となった日から三年を経過するまでの間の地域手当の支給割合を改正する。 <table><tr><td>支給割合</td><td>現行</td><td>R7年度</td><td>R8年度</td><td>R9年度</td><td>R10年度以降 (本則)</td></tr><tr><td>島しょ地域</td><td colspan="3">9 %</td><td>16%</td><td>20%</td></tr></table>	支給割合	現行	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度以降 (本則)	島しょ地域	9 %			16%	20%												
支給割合	現行	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度以降 (本則)																				
島しょ地域	9 %			16%	20%																				
異動保障 第2条の4第1項 第2項 第3項 経過措置 改正附則第5項 第6項 第7項 第8項 第9項 第10項	【支給割合の改正】 <table><tr><td>支給割合</td><td>現行</td><td>R7年度</td><td>R8年度</td><td>R9年度</td><td>R10年度以降 (本則)</td></tr><tr><td>区部・多摩 地域⇒ 島しょ地域</td><td colspan="3">9 %</td><td>16%</td><td>20%</td></tr><tr><td>区部・多摩 地域⇒ 都外地域</td><td colspan="5">20% (改正なし)</td></tr><tr><td>都外地域⇒ 島しょ地域</td><td colspan="2">5.4%</td><td>12%</td><td colspan="2">廃止</td></tr></table> ※定年前再任短時間勤務職員、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員も同様の支給割合での支給が受けられるように改正	支給割合	現行	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度以降 (本則)	区部・多摩 地域⇒ 島しょ地域	9 %			16%	20%	区部・多摩 地域⇒ 都外地域	20% (改正なし)					都外地域⇒ 島しょ地域	5.4%		12%	廃止	
支給割合	現行	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度以降 (本則)																				
区部・多摩 地域⇒ 島しょ地域	9 %			16%	20%																				
区部・多摩 地域⇒ 都外地域	20% (改正なし)																								
都外地域⇒ 島しょ地域	5.4%		12%	廃止																					
本体附則 本体附則第3項 経過措置 改正附則第11項	【被災地域から島しょ及び都外地域への異動の場合の異動保障】 被災地域（支給割合20%）から島しょ地域及び都外地域に異動後3年以内の者の地域手当の支給割合は20%とする。 被災地域（支給割合20%）から島しょ地域に異動後3年以内の者の地域手当の支給割合は、経過措置を設ける。 <table><tr><td>支給割合</td><td>現行</td><td>R7年度</td><td>R8年度</td><td>R9年度</td><td>R10年度以降 (本則)</td></tr><tr><td>島しょ地域</td><td colspan="3">9 %</td><td>16%</td><td>20%</td></tr></table>	支給割合	現行	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度以降 (本則)	島しょ地域	9 %			16%	20%												
支給割合	現行	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度以降 (本則)																				
島しょ地域	9 %			16%	20%																				

別表 (第二条関係) 経過措置 改正附則第2項 改正附則第3項	【支給割合の改正】					
	支給割合	現行	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度以降 (本則)
	区部・多摩地域	20% (改正なし)				
	島しょ地域	0 %	4 %	8 %	12%	16%
	都外地域	12%				

施行期日 改正附則第1項	令和7年4月1日
------------------------------------	----------

13 学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「12」と同様の改正を行う。

14 特地勤務手当等支給規程の一部改正

給与制度の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
特地手当と地域手当との調整 第4条第1号 第2号 経 過 措 置 附則第2項	【地域手当との併給調整】 ○ 地域手当の支給を受ける職員（第1号） 特地手当の月額から地域手当の月額に相当する額を減じて得た額 ※現行（第4条）のとおり ○ 新規採用者の特例または異動保障を受ける職員（第2号） 特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額の55%（令和9年度は43%）を乗じて得た額を減じて得た額
端 数 処 理 第7条	【調整割合を乗じて得た額の端数】 第4条の計算に係る端数処理を規定（1円未満の端数切捨て） → <u>第4条第1号又は第2号</u> の計算に係る端数処理を規定
施 行 期 日 附則第1項	令和9年4月1日

15 特地勤務手当等支給規程の一部改正（警視）

16 東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正

17 東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正

18 都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程の一部改正

Ⅱの「14」と同様の改正を行う。

19 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

給与制度の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
へき地手当と地域 手当との調整 第4条第1号 経 過 措 置 附則第2項	【地域手当との併給調整】 ○ 地域手当の支給を受ける職員 へき地手当の月額から地域手当の月額に相当する額を減じて得た額 ※現行のとおり ○ 新採特例または異動保障を受ける職員 へき地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額の55%（令和9年度は43%）を乗じて得た額を減じて得た額
端 数 計 算 第7条	【調整割合を乗じて得た額の端数】 第4条の計算に係る端数処理を規定（1円未満の端数切捨て）
別 表 第 1	【義務教育学校への移行に伴う規定整備】 「小笠原村立母島小学校」及び「小笠原村立母島中学校」 →「小笠原村立母島小中学校」 ※所在地の変更なし
施 行 期 日 附則第1項	令和7年4月1日 ただし、第4条に掲げる規定は、令和9年4月1日から施行

20 職員の単身赴任手当に関する規則及び職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和４年東京都規則第141号）の一部を改正する規則
給与条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 文	内 容
やむを得ない事情 第２条	【条例の改正に伴う規定整備】 パートナーシップ関係の相手方の定義について、引用する条を変更 条例第10条第２項第１号 → 条例第11条の３第１項第２号
均衡職員の範囲等 第５条第１項から 第８項まで 職員の単身赴任手 当に関する規則の 一部を改正する規 則の一部改正 附則第２項	【支給対象の変更に伴う規定整備】 ○ 「新たに給料表の適用を受ける職員」が単身赴任手当の支給対象となるため、人事交流及び定年前再任用短時間勤務職員（一部改正規則附則による暫定再任用職員と暫定再任用短時間勤務職員も含む。）について、単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものから削除し「新たに給料表の適用を受ける職員」に含める。（第５条第１項削除、第２項から第８項まで繰上げ） ○ 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転 ⇒公署を異にする異動、 <u>在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員となったこと</u> ＝「異動等」
施 行 期 日 附則第１項	令和７年４月１日
経 過 措 置 附則第２項	【単身赴任手当の見直しに係る経過措置】 施行日前に給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

21 学校職員の単身赴任手当に関する規則及び学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和４年東京都教育委員会規則第40号）の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「20」と同様の改正を行う。

22 職員の在宅勤務等手当に関する規則【新設】

在宅勤務等手当の新設に伴い、支給等に関する事項について定める規則を制定する。

項 該 当 条 目 文	内 容
目 的 第1条	在宅勤務等手当の支給について必要な事項を定める。
在宅勤務等の場所 第2条	住居その他これに準ずるものとして、以下を規定 ○ 職員が介護を行う要介護者の自宅 ○ 前号に掲げる場所に準ずる場所として所属長が認めるもの
正規の勤務時間から除かれる時間 第3条	○ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）第十条の四第一項に規定する超勤代休時間又は条例第十四条第一項に規定する休日に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。） ○ 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間 <参考>職員の給与に関する条例（抜粋） （在宅勤務等手当） 第十二条の三 住居その他これに準ずるものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場所において、<u>正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会の承認を得て東京都規則で定める時間を除く。）</u>の全部を勤務することを、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。
一箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間 第4条	三箇月とする。 <参考>職員の給与に関する条例（抜粋） （在宅勤務等手当） 第十二条の三 住居その他これに準ずるものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場所において、<u>正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会の承認を得て東京都規則で定める時間を除く。）</u>の全部を勤務することを、<u>人事委員会の承認を得て東京都規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u>
確 認 第5条	○ 所属長は、必要と認めるときは、在宅勤務等を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他支給要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。 ○ 所属長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

支 給 方 法 等 第 6 条	○ 在宅勤務等手当の支給については、以下に定める場合を除き、給料支給の例による。 ○ 月の初日において、休職等で条例第十九条の二に規定する職員その他の在宅勤務等手当を支給できない場合に該当する職員には、その月の在宅勤務等手当を支給しない。 ○ 在宅勤務等手当の額は、条例第八条の規定により給料額が日割りによって計算される場合においても、日割りによって計算しない。 ○ 職員が所属長を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日における職員の所属長において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。
支 給 期 間 等 第 7 条	○ 職員が新たに支給要件を具備すると認められた場合には、規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。 ○ ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が支給要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。
委 任 第 8 条	この規則の実施に関し必要な事項は、総務局長が定める。
施 行 期 日 附則	令和 7 年 4 月 1 日

23 学校職員の在宅勤務等手当に関する規則【新設】

「Ⅱ」の「22」と同様に制定する。

24 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
支 給 方 法 第4条第2項	【と畜解体作業等業務手当の区分新設に伴う規定整備】 給料の調整額を受ける職員について、併給可能な特殊勤務手当の種類に新設区分を追加 ○「四 と畜解体作業等業務手当の(3)」 →「四 と畜解体作業等業務手当の(3)及び(9)」
小笠原業務手当に関する規定の失効する日 本体附則第6項	【時限期間延長】 規定の失効する日を令和10年3月31日まで延長
と畜解体作業等業務手当 別表 手当番号5 (3) (9) (新設)	【と畜解体作業等業務手当の支給額の見直し】 食肉市場に所属する食肉処理職員が、と畜解体作業に従事したとき、又は食肉市場に所属する一般技能職員が、これに伴うと畜衛生業務に従事したときの支給額を見直し ○日額1,300円 → 1,500円 【と畜解体作業等業務手当の区分の新設】 ○対象職員：食肉衛生検査所に所属する一般技能職員 ○支給範囲：と畜検査業務に従事したとき ○支給額：日額900円
施 行 期 日 附則第1項	令和7年4月1日 ただし、小笠原業務手当に関する改正規定は、公布の日
経 過 措 置 附則第2項	○ 施行日前に従事した業務について施行日以後に支給する場合 → 従前の例による。

25 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

Ⅱの「24」の小笠原業務手当に関する規定と同様の改正を行う。

26 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
小笠原業務手当に関する規定の失効する日 本体附則第3項	【時限期間延長】 規定の失効する日を令和10年3月31日まで延長
有害薬品取扱手当 別表第1 手当番号10	【学科変更に伴う改正】 「オートモビル工学科」→「ものづくり工学科」
教員特殊業務手当 別表第1 手当番号13 別表第2 (2)	【支給範囲及び業務の種類の見直し】 ○ 修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものについて、教育委員会等が実施する事業（当該事業に参加しようとする学校において、学校教育活動の一環として位置付けたものに限る）を支給範囲及び業務の種類に追加 例：都立高校生等の海外派遣研修（東京都教育委員会主催事業） 自然体験交流事業（杉並区教育委員会主催事業）
施 行 期 日 附則第1項	令和7年4月1日 ただし、小笠原業務手当に関する改正規定は、公布の日
経 過 措 置 附則第2項 附則第3項	○ 施行日前に従事した業務について施行日以後に支給する場合 → 従前の例による。 ○ 施行日からオートモビル工学科に在学している者が当該学科に在学しなくなるまでの間における、この規則による改正後の別表第一10の項の規定の適用については、同項中「ものづくり工学科」とあるのは、「オートモビル工学科、ものづくり工学科」とする。

27 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
特殊勤務手当の支給範囲及び額 第2条	【放射線取扱手当の廃止に伴う規定整備】 ○「第二十二条から第二十四条まで」 →「第二十三条、第二十四条」
小笠原業務手当に関する規定の失効する日 本体附則第2項	【時限期間延長】 規定の失効する日を令和10年3月31日まで延長
捜査等業務手当 別表 手当番号1 (1)	【支給対象及び支給額の見直し】 ○ア（特定捜査）に係る対象職員、支給範囲、手当額の規定を削除 ○イ（一般捜査）に係る支給範囲に「組織犯罪対策総務課」、「犯罪収益対策課」、「国際犯罪対策課」、「暴力団対策課」、「薬物銃器対策課」を追加の上「警備第二課」を削除し、管理職員の定義を追加 【支給対象及び支給額の見直しに伴う規定整備】 ○「イ」→「ア」 ○「ウ」→「イ」 ○「エ」→「ウ」 ○「オ」→「エ」 ○摘要欄「(1)ア及びイ並びに(2)」→「(1)ア及び(2)」
警ら手当 別表 手当番号4 (1)	【支給対象の見直し】 支給対象に「警備第二課」を追加
深夜特殊業務手当 別表 手当番号12	【支給額の見直し】 一回 670円 → 730円
放射線取扱手当 別表 手当番号20	【手当の廃止に伴う規定整備】 放射線取扱手当に係る対象職員、支給範囲、手当額の規程を削除
施 行 期 日 附則第1項	令和7年4月1日 ただし、小笠原業務手当に関する改正規定は、公布の日
経 過 措 置 附則第2項 第3項	○ 施行日前に従事した業務について施行日以後に支給する場合 → 従前の例による。 ○ 二暦日にわたる勤務にあっては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

28 宿日直手当支給規程の一部改正

給与制度の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容																										
宿日直手当の支給 対象となる勤務及 び支給額 第2条	【5時間未満の取扱いの廃止】 ○ 5時間未満の宿日直勤務が宿日直手当の支給件数に占める割合は、全体の1%にも満たないことや、敢えて手当額を抑制する意義は乏しいことから、<u>5時間未満の取扱いの規定を廃止</u> (勤務1回の額) <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>改正前 額</th><th>改正後 区分</th><th>改正後 額</th></tr><tr><td rowspan="2">管理宿直 ※1</td><td><u>5時間以上</u></td><td>6,100 円</td><td rowspan="2">管理宿直 ※1</td><td rowspan="2">6,100 円</td></tr><tr><td><u>5時間未満</u></td><td><u>3,050 円</u></td></tr><tr><td rowspan="2">業務宿直 ※2</td><td><u>5時間以上</u></td><td>6,700 円</td><td rowspan="2">業務宿直 ※2</td><td rowspan="2">6,700 円</td></tr><tr><td><u>5時間未満</u></td><td><u>3,350 円</u></td></tr><tr><td rowspan="2">医師宿直 ※3</td><td><u>5時間以上</u></td><td>30,000 円</td><td rowspan="2">医師宿直 ※3</td><td rowspan="2">30,000 円</td></tr><tr><td><u>5時間未満</u></td><td><u>15,000 円</u></td></tr></table> ※1 緊急又は非常の事態に備えて待機する勤務等 ※2 入所施設に勤務する保育士が、入所者の生活介助等を行う勤務等 ※3 病院等に勤務する医師が行う救急患者の診療等の勤務	区 分		改正前 額	改正後 区分	改正後 額	管理宿直 ※1	<u>5時間以上</u>	6,100 円	管理宿直 ※1	6,100 円	<u>5時間未満</u>	<u>3,050 円</u>	業務宿直 ※2	<u>5時間以上</u>	6,700 円	業務宿直 ※2	6,700 円	<u>5時間未満</u>	<u>3,350 円</u>	医師宿直 ※3	<u>5時間以上</u>	30,000 円	医師宿直 ※3	30,000 円	<u>5時間未満</u>	<u>15,000 円</u>
区 分		改正前 額	改正後 区分	改正後 額																							
管理宿直 ※1	<u>5時間以上</u>	6,100 円	管理宿直 ※1	6,100 円																							
	<u>5時間未満</u>	<u>3,050 円</u>																									
業務宿直 ※2	<u>5時間以上</u>	6,700 円	業務宿直 ※2	6,700 円																							
	<u>5時間未満</u>	<u>3,350 円</u>																									
医師宿直 ※3	<u>5時間以上</u>	30,000 円	医師宿直 ※3	30,000 円																							
	<u>5時間未満</u>	<u>15,000 円</u>																									
施 行 期 日 附則第1項	令和7年4月1日																										
経 過 措 置 附則第2項	この訓令による改正後の宿日直手当支給規程の規定は、令和七年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。																										

29 宿日直手当支給規程の一部改正（教育）

30 宿日直手当支給規程の一部改正（警視）

31 学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「28」と同様の改正を行う。

32 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

令和6年の人事委員会勧告等に伴う給与条例の改正により、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
管理職員特別勤務 手当の額等 第2条 第2項(削除)	【給与条例改正に伴う規定整備】 ○ これまで、給与条例第18条の3第3項第1号において規定していた、「東京都規則で定める勤務※」を、給与条例第18条の3第3項において規定することに伴う規定整備 ※勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務 ・ 「条例第18条の3第3項第1号の東京都規則で定める勤務は、」 → 「条例第18条の3第3項の東京都規則で定める勤務は、」 ○ 週休日又は休日の正規の勤務時間以外の時間に対する手当額について、第3条第1項において規定
第3条第1項(新設) 第2項 第3号(新設) 第4号(新設)	【週休日又は休日の正規の勤務時間以外の時間に対する手当額の規定整備】 ○ これまで規則第2条第2項で規定していた、週休日又は休日の正規の勤務時間以外の時間に対する手当額について、第3条第1項で規定 【平日深夜の勤務※に対する手当額の規定整備】 ※午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間 ○ これまで第3条第2項で規定していた、 <u>週休日又は休日の正規の勤務時間以外の時間に引き続いて平日深夜の勤務をした場合は、引き続き勤務に係る管理職員特別勤務手当を支給しないこととする規定を削除。併せて、これまで規則第3条第1項で規定していた、平日深夜の勤務に対する手当額について、第3条第2項で規定</u> ○ 平日深夜の勤務に係る任期付職員及び任期付研究員への適用拡大に伴い、任期付職員及び任期付研究員に対する額を規定 ・ 三 任期付職員採用条例第2条第1項の規定により採用された職員については、任期付職員採用条例第4条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額 イ 5号給、6号給若しくは7号給又は任期付職員採用条例第4条第3項の規定による給料月額 6,000円 ロ 3号給又は4号給 5,000円 ハ 1号給又は2号給 4,000円 ・ 四 任期付研究員採用条例第4条第1号の規定により採用された職員については、任期付研究員採用条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第4項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額 イ 5号給若しくは6号給又は任期付研究員採用条例第7条第4項の規定による給料月額 6,000円 ロ 3号給又は4号給 5,000円 ハ 1号給又は2号給 4,000円

第4条第1項(新設) 第1号 第2号	【規則第3条第1項及び第2項に規定する、それぞれの勤務に引き続く勤務に係る規定整備】 ○ 次に掲げる場合には、条例第18条の3第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。 ・ 一 条例第18条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合 ・ 二 条例第18条の3第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合
規 定 整 備	【第4条新設に伴う条の繰り下げ】 ・ 「第4条」→「第5条」
附 則 附則第2項	【規則改正に伴う規定整備】 ○ 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員（60歳超職員で給料が7割支給になる者）に対する規定の適用について規定を整備 ・ 「第2条第2項第1号及び第3条第1項第1号」 → 「第3条第1項第1号及び第2項第1号」
施 行 期 日 附則	令和7年4月1日

33 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「32」と同様の改正を行う。

34 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

令和6年の人事委員会勧告等に伴う給与条例等の改正により、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容																																					
勤 務 期 間 第 3 条の 3 第 4 項 第 3 号	【子育て部分休暇導入に伴う改正】 ○ 勤務期間の算定に当たり除外する事由に子育て部分休暇を追加 「育児休業法第19条第 1 項に規定する部分休業により勤務しない場合」 → 「育児休業法第19条第 1 項に規定する部分休業及び勤務時間条例第17条の 3 に規定する子育て部分休暇により勤務しない場合」																																					
成 績 率 第 3 条の 4 第 1 項	【成績率の範囲の改正】 令和 7 年 6 月以降の各支給期における支給月数の改正に伴い、成績率の 上限と下限を改正 (参考) 支給額＝給与月額×期間率×<u>成績率</u> ○ 令和 7 年 6 月期以降の成績率の範囲 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">成績率の範囲</th><th rowspan="2">(参考：改正後) 条例に定める 支給割合</th></tr><tr><th>改正後</th><th>現行</th></tr><tr><td>指定職</td><td><u>1.0340 ～ 1.4099</u></td><td>1.07800 ～ 1.4699</td><td>1.175 月</td></tr><tr><td>部長級</td><td>0 ～ 2.20</td><td>0 ～ 2.20</td><td>1.475 月</td></tr><tr><td>課長級</td><td>0 ～ <u>2.45</u></td><td>0 ～ 2.50</td><td>1.375 月</td></tr><tr><td>課長代理級</td><td><u>0.9635 ～ 1.75</u></td><td>1.09025 ～ 1.80</td><td rowspan="2">1.175 月</td></tr><tr><td>主任以下等</td><td><u>0.97525 ～ 1.65</u></td><td>1.1025 ～ 1.70</td></tr><tr><td rowspan="4">定年前再任用</td><td>指定職</td><td><u>0.5500 ～ 0.7499</u></td><td>0.625 月</td></tr><tr><td>管理職</td><td><u>0.60075 ～ 0.85</u></td><td>0.675 月</td></tr><tr><td>監督職</td><td><u>0.51175 ～ 0.70</u></td><td rowspan="2">0.575 月</td></tr><tr><td>一般職</td><td><u>0.5175 ～ 0.65</u></td></tr></table>		成績率の範囲		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合	改正後	現行	指定職	<u>1.0340 ～ 1.4099</u>	1.07800 ～ 1.4699	1.175 月	部長級	0 ～ 2.20	0 ～ 2.20	1.475 月	課長級	0 ～ <u>2.45</u>	0 ～ 2.50	1.375 月	課長代理級	<u>0.9635 ～ 1.75</u>	1.09025 ～ 1.80	1.175 月	主任以下等	<u>0.97525 ～ 1.65</u>	1.1025 ～ 1.70	定年前再任用	指定職	<u>0.5500 ～ 0.7499</u>	0.625 月	管理職	<u>0.60075 ～ 0.85</u>	0.675 月	監督職	<u>0.51175 ～ 0.70</u>	0.575 月	一般職	<u>0.5175 ～ 0.65</u>
	成績率の範囲		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合																																			
	改正後	現行																																				
指定職	<u>1.0340 ～ 1.4099</u>	1.07800 ～ 1.4699	1.175 月																																			
部長級	0 ～ 2.20	0 ～ 2.20	1.475 月																																			
課長級	0 ～ <u>2.45</u>	0 ～ 2.50	1.375 月																																			
課長代理級	<u>0.9635 ～ 1.75</u>	1.09025 ～ 1.80	1.175 月																																			
主任以下等	<u>0.97525 ～ 1.65</u>	1.1025 ～ 1.70																																				
定年前再任用	指定職	<u>0.5500 ～ 0.7499</u>	0.625 月																																			
	管理職	<u>0.60075 ～ 0.85</u>	0.675 月																																			
	監督職	<u>0.51175 ～ 0.70</u>	0.575 月																																			
	一般職	<u>0.5175 ～ 0.65</u>																																				
第 4 号（新設）	【特定任期付職員への勤勉手当支給に伴う成績率の新設】 特定任期付職員に係る成績率は、特定任期付職員の在職実態を踏まえ、現 行の部長級・課長級と同様に、下限を 0 とし、上限は部長級・課長級の条例 月数に対する成績率上限の割合の平均を基に設定 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">成績率の範囲</th><th rowspan="2">(参考) 条例に定める 支給割合</th></tr><tr><th colspan="2">新規</th></tr><tr><td>特定任期付職員</td><td colspan="2"><u>0 ～ 1.85</u></td><td>1.125 月</td></tr></table>		成績率の範囲		(参考) 条例に定める 支給割合	新規		特定任期付職員	<u>0 ～ 1.85</u>		1.125 月																											
	成績率の範囲		(参考) 条例に定める 支給割合																																			
	新規																																					
特定任期付職員	<u>0 ～ 1.85</u>		1.125 月																																			

規 定 整 備 第2項 第3項	○ 第4号新設に伴う号番号の繰り下げ ・「第4号」→「第5号」 ・「第5号」→「第6号」 ・「第6号」→「第7号」 ・「第7号」→「第8号」 ・「第8号」→「第9号」 ・「第9号」→「第10号」 【第3条の4第1項第4号新設に伴う号ずれ整備及び文言整備】 ・「第3号まで、第6号又は第7号」 →「第4号まで、第7号又は第8号」 ・「一に」→「いずれかに」 ・「第4号、第5号、第8号又は第9号」 →「第5号、第6号、第9号又は第10号」 ・「一に」→「いずれかに」				
別表第2 (第4条関係)	【子育て部分休暇導入に伴う改正】 ○ 公益的法人等に派遣された者の勤務期間の算定に当たり、除外する事由に子育て部分休暇を追加 「介護時間に相当する休暇」の項の次に以下のとおり、子育て部分休暇に係る項を追加 <table border="1" data-bbox="563 1149 1401 1288"> <tr> <td>介護時間に相当する休暇</td><td>介護時間</td></tr> <tr> <td>子育て部分休暇に相当する休暇</td><td>子育て部分休暇</td></tr> </table>	介護時間に相当する休暇	介護時間	子育て部分休暇に相当する休暇	子育て部分休暇
介護時間に相当する休暇	介護時間				
子育て部分休暇に相当する休暇	子育て部分休暇				
施 行 期 日 附則	令和7年4月1日				

35 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「34」と同様の改正を行う。

36 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和6年の人事委員会勧告等に伴う給与条例の改正により、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
一般の派遣職員 の 給 与 第3条第1項 第3項	【在宅勤務等手当新設に伴う改正】 一般の派遣職員に対する報酬から除かれる手当に、在宅勤務等手当を追加 【勤勉手当の規則改正に伴う規定整備】 ○ 職員の勤勉手当に関する規則第3条の4第1項第4号に、特定任期付職員に係る成績率を追加したことに伴う号ずれの整備 ・ 「第3条の4第1項第1号から第9号まで」 → 「第3条の4第1項各号」 ○ 学校職員の勤勉手当に関する規則第3条の4第1項第2号に、特定任期付職員に係る成績率を追加したことに伴う号ずれの整備 ・ 「第3条の4第1項第1号から第6号まで」 → 「第3条の4第1項各号」
施 行 期 日 附則	令和7年4月1日

37 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

在宅勤務等手当の導入等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
第 一 種 報 酬 第6条第1項 第4項(新設) 第5項(新設) 第6項 第7項	【在宅勤務等手当導入に伴う規定整備】 ○第一種報酬に、在宅勤務等勤務手当に相当する報酬を追加 ○在宅勤務等手当に相当する報酬については、給与条例第12条の3の規定を準用 ○準用に当たっては以下の文言に読み替え ・ 給与条例第12条の3第1項「正規の勤務時間」→「所定の勤務時間」 ○学校職員については、学校職員給与条例第14条の3の規定を準用 ○第4項及び第5項新設に伴う繰り下げ 「第4項」→「第6項」、「第5項」→「第7項」

第 二 種 報 酬 第 9 条 第 4 項 第10条第 3 項	【通勤手当の支給限度額引上げに伴う規定整備】 ○常勤職員の通勤手当の限度額引き上げ（55,000円→150,000円）に伴い、日勤非常勤職員の第二種報酬（通勤手当）の限度額を改正 ・ 2,600円 → 7,100円＊ ＊ 150,000円÷21日＝7,142.857≒7,100円（100未満切捨て）											
期末手当基礎額の意義 第21条第 1 項	【在宅勤務等手当導入に伴う規定整備】 ○期末手当基礎額とする第一種報酬から除く報酬に、在宅勤務等手当に相当する報酬を追加											
勤 務 期 間 第27条第 2 項第 3 号 第 3 項第 3 号	【勤務期間の除算に係る規定整備】 「介護休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間が30日を超える場合には、」 →「介護休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間から勤務を割り振られていない日を除いた日が30日を超える場合には、」 【子育て部分休暇導入に伴う規定整備】 ○勤務期間の算定に当たり除外する事由に子育て部分休暇を追加											
勤勉手当の支給割合算定に係る成績率 第28条第 1 項 第 2 項	【会計年度任用職員の成績率の改正】 令和 7 年 6 月以降の各支給期における支給月数の改正に伴い、成績率の下限を改正 ○ 令和 7 年 6 月以降の成績率の下限 <table><tr><td></td><td colspan="2">成績率の下限</td><td rowspan="2">(参考：改正後) 条例に定める 支給割合</td></tr><tr><td></td><td>改正後</td><td>改正前</td></tr><tr><td>会計年度任用職員</td><td>10,692.5／10000</td><td>11,147.5／10000</td><td>1.175 月</td></tr></table> 【職員の勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う号ずれ整備】 ○「勤勉手当規則第 3 条の 4 第 1 項第 5 号」 →「勤勉手当規則第 3 条の 4 第 1 項第 6 号」 【文言整備】 ○「一に」→「いずれかに」		成績率の下限		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合		改正後	改正前	会計年度任用職員	10,692.5／10000	11,147.5／10000	1.175 月
	成績率の下限		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合									
	改正後	改正前										
会計年度任用職員	10,692.5／10000	11,147.5／10000	1.175 月									
本 体 附 則 附則第 4 項	【在宅勤務等手当導入に伴う文言整備】 ○第21条の規定整備に伴う文言整備 「中「給与条例第15条…」→「中「及び給与条例第15条…」 「給与条例第13条」→「、給与条例第13条」											
施 行 期 日 附則	令和 7 年 4 月 1 日											

38 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

在宅勤務等手当の導入等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
分 限 及 び 懲 戒 第 8 条	【在宅勤務等手当導入に伴う規定整備】 ○ 給与条例「第12条の3」→学校職員給与条例「第14条の3」に読み替え
特 別 休 暇 第18条の2第2項 第3項 第4項	【子どもの看護休暇の見直し】 「子どもの看護休暇」 → 「子どもの看護等休暇」
子育て部分休暇 第20条第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	【子育て部分休暇の導入】 ○ 教育委員会は、9歳に達する日又は小学校等第3学年を終了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する時間講師（部分休業の承認を受けることができる時間講師を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、1日の勤務時間の一部について勤務しないことを承認するものとする。 ○ 時間講師の子育て部分休暇については、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下、この表内で「勤務時間規則」という。）第28条の3の規定を準用する。 この場合の読み替えについて規定 ・「正規の勤務時間」→「申請する時間講師について定められた勤務時間」 ・「2時間」→「基準時間（当該定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間）」 ・「前条」→「第19条第2項で準用する勤務時間規則第28条の2」 ・任期满了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した時間講師が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期前においても請求を行うことができる。 ○ 教育委員会は、時間講師が次のいずれにも該当する場合は子育て部分休暇を承認するものとする。 ・1週間の所定の勤務日数が3日以上である時間講師 ・1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある時間講師 ○ 時間講師が都立学校等を数校兼ねて勤務しているときは、各学校における1週間の所定の勤務日数を通算して当該学校ごとに子育て部分休暇を承認する。 ○ 子育て部分休暇の承認期間については、当該年度において各学校で承認した期間を通算するものとする。

介護について申出があった場合における措置等 第 21 条の 2（新設）	【介護についての申出があった場合における措置等の新設】 ○ 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下、この表内において「勤務時時間条例」という。）第18条の 4 の規定を準用する。
勤務環境の整備に関する措置 第 21 条の 3（新設）	【勤務環境の整備に関する措置の新設】 ○ 勤務時間条例第18条の 5 の規定を準用する。
報 酬 第 22 条第 1 項第 1 号 第 2 号 第 2 項（新設） 第 3 項 第 4 項 第 5 項 第 6 項	【在宅勤務等手当導入に伴う規定整備】 ○ 第一種報酬に、在宅勤務等勤務手当に相当する報酬の額を追加 ○ 「学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。）」→「給与条例」 ○ 在宅勤務等勤務手当に相当する第一種報酬は、学校職員給与条例の規定を準用する ○ 学校職員給与条例「正規の勤務時間」→「所定の勤務時間」に読み替え ○ 第 2 項新設に伴う繰り下げ ○ 常勤職員の通勤手当の限度額引き上げ（55,000円→150,000円）に伴い、第二種報酬（通勤手当）の限度額を改正 ・ 2,600円 → 7,100円＊ ＊ 150,000円÷21日＝7,142.857≒7,100円（100未満切捨て）
報酬の減額 第23条の 2 第 1 項	【在宅勤務等手当導入に伴う規定整備】 ○ 減額する報酬額の算定方法に、在宅勤務等手当に相当する報酬の額を一月当たりの所定の勤務時間で除して得た額を追加
期末手当基礎額の意義 第30条第 1 項	【在宅勤務等手当導入に伴う規定整備】 ○ 期末手当基礎額となる第一種報酬から在宅勤務等手当に相当する報酬を除く
勤 務 期 間 第36条第 2 項第 3 号 第 3 項第 3 号	【文言整備】 「介護休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間が30日を超える場合には、」 →「介護休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間から勤務を割り振られていない日を除いた日」が30日を超える場合には、」 【子育て部分休暇導入に伴う改正】 ○ 勤務期間の算定に当たり除外する事由に子育て部分休暇を追加

勤勉手当の支給割合算定に係る成績率 第37条第1項 第2項	【時間講師の成績率の改正】 令和7年6月以降の各支給期における支給月数の改正に伴い、成績率の下限を改正 ○ 令和7年6月以降の成績率の下限 <table><tr><td></td><td colspan="2">成績率の下限</td><td rowspan="2">(参考：改正後) 条例に定める 支給割合</td></tr><tr><td></td><td>改正後</td><td>改正前</td></tr><tr><td>時間講師</td><td>10,692.5／10000</td><td>11,147.5／10000</td><td>1.175月</td></tr></table> 【学校職員の勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う文言整備】 「学校職員勤勉手当規則第3条の4第1項第3号」 →「学校職員勤勉手当規則第3条の4第1項第4号」 【文言整備】 「一」→「いずれか」		成績率の下限		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合		改正後	改正前	時間講師	10,692.5／10000	11,147.5／10000	1.175月
	成績率の下限		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合									
	改正後	改正前										
時間講師	10,692.5／10000	11,147.5／10000	1.175月									
派遣 第42条第3項	【規定整備】 ○ 区市町村教育委員会への派遣時間講師の身分取扱いのうち、区市町村教育委員会が処理するものとする事項に係る規定に、第20条（子育て部分休暇）、第21条の2（介護について申出があった場合における措置等）及び第21条の3（勤務環境の整備に関する措置）を追加し、「教育委員会」を「区市町村教育委員会」に読み替えることを規定。											
施行期日 附則第1項	令和7年4月1日 ただし、次項の規定は公布の日（令和7年3月31日予定）											
経過措置 附則第2項	改正後の子どもの看護等休暇及び子育て部分休暇に係る請求等は、施行の日前においても行うことができる。											

39 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

在宅勤務等手当の導入等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
分 限 及 び 懲 戒 第 10 条	【在宅勤務等手当導入に伴う規定整備】 ○ 給与条例「第12条の3」→学校職員給与条例「第14条の3」に読み替え
子育て部分休暇 第22条の3（新設） 第1項 第2項 第3項	【子育て部分休暇の導入】 ○ 教育委員会は、9歳に達する日又は小学校等第3学年を終了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する日勤講師（部分休業の承認を受けることができる日勤講師を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、1日の勤務時間の一部について勤務しないことを承認するものとする。 ○ 日勤講師の子育て部分休暇については、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下、この表内で「勤務時間規則」という。）第28条の3の規定を準用する。 この場合の読み替えについて規定 ・「正規の勤務時間」→「申請する日勤講師について定められた勤務時間」 ・「前条」→「第22条の2第2項で準用する勤務時間規則第28条の2」 ・任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した日勤講師が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期前においても請求を行うことができる。 ○ 教育委員会は、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある場合に子育て部分休暇を承認する。
一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等 第 24 条第 1 項 第 2 項	【子どもの看護休暇の見直し】 「子どもの看護休暇」 → 「子どもの看護等休暇」
介護について申出があった場合における措置等 第 25 条の 2（新設）	【介護についての申出があった場合における措置等の新設】 ○ 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下、この表内において「勤務時間条例」という。）第18条の4の規定を準用する。
勤務環境の整備に関する措置 第 25 条の 3（新設）	【勤務環境の整備に関する措置の新設】 ○ 勤務時間条例第18条の5の規定を準用する。

報酬 第26条第1項第1号 第2号 第2項(新設) 第3項 第4項 第5項	【在宅勤務等手当導入に伴う規定整備】 ○ 第一種報酬に、在宅勤務等勤務手当に相当する報酬の額を追加 ○ 「学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。）」→「給与条例」 ○ 在宅勤務等勤務手当に相当する第一種報酬は、学校職員給与条例の規定を準用する ○ 学校職員給与条例「正規の勤務時間」→「所定の勤務時間」に読み替え ○ 第2項新設に伴う繰り下げ ○ 第一種報酬と別に支給するものに、在宅勤務等手当に相当する報酬の額を追加 ○ 勤務1時間当たりの報酬額の算定方法に、在宅勤務等手当に相当する報酬の額を追加											
報酬の減額 第28条第1項	【在宅勤務等手当導入に伴う規定整備】 ○ 減額する報酬額の算定方法に、在宅勤務等手当に相当する報酬の額を追加											
期末手当基礎額の意義 第34条第1項	【在宅勤務等手当導入に伴う規定整備】 ○ 期末手当基礎額となる第一種報酬から除く報酬に、在宅勤務等手当に相当する報酬を追加											
勤務期間 第40条第2項第3号 第3項第3号	【文言整備】 「介護休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間が30日を超える場合には、」 →「介護休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間から勤務を割り振られていない日を除いた日が30日を超える場合には、」 【子育て部分休暇導入に伴う改正】 ○ 勤務期間の算定に当たり除外する事由に子育て部分休暇を追加											
勤勉手当の支給割合算定に係る成績率 第41条第1項 第2項	【日勤講師の成績率の改正】 令和7年6月以降の各支給期における支給月数の改正に伴い、成績率の下限を改正 ○ 令和7年6月以降の成績率の下限 <table><tr><td></td><td colspan="2">成績率の下限</td><td rowspan="2">(参考：改正後) 条例に定める 支給割合</td></tr><tr><td></td><td>改正後</td><td>改正前</td></tr><tr><td>日勤講師</td><td>10,692.5／10,000</td><td>11,147.5／10,000</td><td>1.175月</td></tr></table> 【学校職員の勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う文言整備】 「学校職員勤勉手当規則第3条の4第1項第3号」 →「学校職員勤勉手当規則第3条の4第1項第4号」 【文言整備】 「一」→「いずれか」		成績率の下限		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合		改正後	改正前	日勤講師	10,692.5／10,000	11,147.5／10,000	1.175月
	成績率の下限		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合									
	改正後	改正前										
日勤講師	10,692.5／10,000	11,147.5／10,000	1.175月									

派遣 第46条第3項 第1号 第2号	【規定整備】 ○ 区市町村教育委員会への派遣日勤講師の身分取扱いのうち、区市町村教育委員会が処理するものとする事項に係る規定に次の規定を追加し、「教育委員会」を「区市町村教育委員会」に読み替えることを規定 ・子育て部分休暇 第22条の3第1項及び第3項 - 第22条の3第2項において準用する勤務時間規則第28条の3第4項、第6項及び第7項 ・介護について申出があった場合における措置等 第25条の2において準用する勤務時間条例第18条の4第1項及び第2項 ・勤務環境の整備に関する措置 第25条の3において準用する勤務時間条例第18条の5
施行期日 附則第1項	令和7年4月1日 ただし、次項の規定は公布の日（令和7年3月31日予定）
経過措置 附則第2項	改正後の子どもの看護等休暇及び子育て部分休暇に係る請求等は、施行の日前においても行うことができる。

Ⅲ 人事委員会承認事項の一部改正

1 昇給に関する基準について【申請・協議】

(知事・教育委員会・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会・警視庁)
地域手当の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目	内 容												
隔遠地勤務を事由 とした昇給の号給 数の加算 第4の4	【地域手当改正に伴う文言整備】 「地域手当の支給割合が百分の <u>十二</u> である場合（都外地域）」 ⇒「地域手当の支給割合が百分の <u>十六</u> である場合（都外地域）」												
附則	改正後のこの基準は、令和7年4月1日から適用する。 （令和7年4月1日から令和10年3月31日までは、「百分の十六」とあるのは「百分の十二」に読み替える。） 【参考：支給割合の改正】 <table><tr><td>支給割合</td><td>R6年度</td><td>R7年度</td><td>R8年度</td><td>R9年度</td><td>R10年度 以降 （本則）</td></tr><tr><td>都外地域</td><td colspan="4">12%</td><td>16%</td></tr></table>	支給割合	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度 以降 （本則）	都外地域	12%				16%
支給割合	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度 以降 （本則）								
都外地域	12%				16%								

2 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について

令和6年の人事委員会勧告等に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 目	内 容																				
目 的 第1	【勤勉手当の規則改正に伴う規定整備】 ○ 勤勉手当規則第3条の4第4号を新設したことによる号ずれ整備 ・ 「第<u>6</u>号」→「第<u>7</u>号」																				
対 象 職 員 第2	・ 「第<u>6</u>号」→「第<u>7</u>号」																				
局 長 級 職 員 の 成 績 率 の 内 容 第3	【勤勉手当の支給割合の引上げに伴う規定整備】 令和7年6月に支給する勤勉手当 (局長級) ・ 勤勉月数 1.225月(現行) → 1.175月 (改正後) (改正前) <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th><th>成績率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td><td><u>1.175 超～1.4099 月</u> の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>中位</td><td><u>1.09275～1.175 月</u> の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>下位</td><td><u>1.034 月</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの 成績率は、<u>1.175 月</u></td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th><th>成績率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td><td>1.225 超～1.4699 月 の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>中位</td><td>1.13925～1.225 月 の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>下位</td><td>1.078 月</td></tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの 成績率は、1.225 月</td></tr> </tbody> </table>	段階	成績率	上位	<u>1.175 超～1.4099 月</u> の範囲で 支給の都度定める	中位	<u>1.09275～1.175 月</u> の範囲で 支給の都度定める	下位	<u>1.034 月</u>	総務局長が別に定めるものの 成績率は、 <u>1.175 月</u>		段階	成績率	上位	1.225 超～1.4699 月 の範囲で 支給の都度定める	中位	1.13925～1.225 月 の範囲で 支給の都度定める	下位	1.078 月	総務局長が別に定めるものの 成績率は、1.225 月	
段階	成績率																				
上位	<u>1.175 超～1.4099 月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
中位	<u>1.09275～1.175 月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
下位	<u>1.034 月</u>																				
総務局長が別に定めるものの 成績率は、 <u>1.175 月</u>																					
段階	成績率																				
上位	1.225 超～1.4699 月 の範囲で 支給の都度定める																				
中位	1.13925～1.225 月 の範囲で 支給の都度定める																				
下位	1.078 月																				
総務局長が別に定めるものの 成績率は、1.225 月																					

定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員の成績率の内容 第4	【勤勉手当の規則改正に伴う規定整備】 ○ 勤勉手当規則第3条の4第4号を新設したことによる号ずれ整備 ・ 「第<u>6</u>号」 → 「第<u>7</u>号」 【勤勉手当の支給割合の引上げに伴う規定整備】 令和7年6月に支給する勤勉手当 (定年前再任用・暫定再任用局長級) ・ 勤勉月数 0.65月(現行) → 0.625月 (改正後) <table border="1" data-bbox="515 607 935 1070"> <thead> <tr> <th>段階</th><th>成績率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td><td><u>0.625 超～0.7499 月</u> の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>中位</td><td><u>0.58125～0.625 月</u> の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>下位</td><td><u>0.55 月</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの成績率は、<u>0.625 月</u></td></tr> </tbody> </table> (改正前) <table border="1" data-bbox="989 607 1409 1070"> <thead> <tr> <th>段階</th><th>成績率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td><td>0.65 超～0.7799 月 の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>中位</td><td>0.6045～0.65 月 の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>下位</td><td>0.572 月</td></tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの成績率は、0.65 月</td></tr> </tbody> </table>	段階	成績率	上位	<u>0.625 超～0.7499 月</u> の範囲で 支給の都度定める	中位	<u>0.58125～0.625 月</u> の範囲で 支給の都度定める	下位	<u>0.55 月</u>	総務局長が別に定めるものの成績率は、 <u>0.625 月</u>		段階	成績率	上位	0.65 超～0.7799 月 の範囲で 支給の都度定める	中位	0.6045～0.65 月 の範囲で 支給の都度定める	下位	0.572 月	総務局長が別に定めるものの成績率は、0.65 月	
段階	成績率																				
上位	<u>0.625 超～0.7499 月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
中位	<u>0.58125～0.625 月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
下位	<u>0.55 月</u>																				
総務局長が別に定めるものの成績率は、 <u>0.625 月</u>																					
段階	成績率																				
上位	0.65 超～0.7799 月 の範囲で 支給の都度定める																				
中位	0.6045～0.65 月 の範囲で 支給の都度定める																				
下位	0.572 月																				
総務局長が別に定めるものの成績率は、0.65 月																					
附 則	令和7年6月に支給する勤勉手当から適用する。																				

3 成績率の運用に関する要綱の制定について

(知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会)

令和6年の人事委員会勧告等に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 目	内 容
規 定 整 備 第1	【勤勉手当の規則改正に伴う規定整備】 ○ 勤勉手当規則第3条の4第4号を新設したことによる号ずれ整備 ・ 「第<u>5</u>号」 → 「第<u>6</u>号」 ・ 「第<u>7</u>号」 → 「第<u>8</u>号」 ・ 「第<u>9</u>号」 → 「第<u>10</u>号」
規 定 整 備 第2	・ 「第<u>5</u>号」 → 「第<u>6</u>号」 ・ 「第<u>7</u>号」 → 「第<u>8</u>号」 ・ 「第<u>9</u>号」 → 「第<u>10</u>号」

用語の定義

第3(3)(新設)

(12)

【特定任期付職員に係る規定を新設】

・(3) 特定任期付職員 規則第3条の4第1項第4号に掲げる職員である者をいう。

○ 要綱第3(3)新設に伴う番号の繰り下げ及び勤勉手当規則第3条の4第4号を新設したことによる号ずれ整備

・「(3)」→「(4)」、「第4号」→「第5号」

・「(4)」→「(5)」、「第5号」→「第6号」・「第4号」→「第5号」

・「(5)」→「(6)」

・「(6)」→「(7)」、「第7号」→「第8号」

・「(7)」→「(8)」、「第8号」→「第9号」

・「(8)」→「(9)」、「第9号」→「第10号」・「第8号」→「第9号」

・「(9)」→「(10)」

・「(10)」→「(11)」

・「(11)」→「(12)」

・「(12)」→「(13)」

【組織改正に伴う規定整備】

○ 「局長」の規定に、新設された所属を追加

・「同条第3項に規定する室長並びに住宅政策本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長」

→「同条第3項に規定する室長並びに都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、住宅政策本部長、中央卸売市場長、スタートアップ戦略推進本部長、収用委員会事務局長」

行（一）5級等職員の成績率の内容

第4

【勤勉手当の支給割合の引上げに伴う規定整備】

令和7年6月に支給する勤勉手当

(部長級)

・ 勤勉月数 1.525月（現行） → 1.475月

			改正後	改正前
段階	評価	配分	成績率	成績率
最上位	5	10%	支給の都度定める (上限：2.20月)	支給の都度定める (上限：2.20月)
上位	4	20%		
中位	3	50%	1.37175月	1.41825月
下位	2	20%	1.29800月	1.34200月
最下位	1		0月	0月

行（一） 4 級等職員
の成績率の内容

第 5

(課長級)

・ 勤勉月数 1.425 月（現行） → 1.375 月

			改正後	改正前
段階	評価	配分	成績率	成績率
最上位	5	10%	支給の都度定める (<u>上限：2.45 月</u>)	支給の都度定める (上限：2.50 月)
上位	4	20%		
中位(A)	3	10%		
中位(B)		40%	<u>1.29250 月</u>	1.33950 月
下位	2	20%	<u>1.22375 月</u>	1.26825 月
最下位	1		0 月	0 月

特定任期付職員
の成績率の内容

第 6（新設）

2

(1)

(2)

(3)

(4)

【特定任期付職員に係る規定を新設】

○ 規則第 3 条の 4 第 1 項第 4 に規定する成績率（以下単に「特定任期付職員
の成績率」という。）の段階は、上位、中位、下位及び最下位の 4 段階とする。

前項の各段階の割合は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 上 位 支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。

(2) 中 位 1 0 0 0 0 分の 1 0 2 5 0

(3) 下 位 1 0 0 0 0 分の 9 6 0 0

(4) 最下位 1 0 0 0 0 分の 0

行政系課長代理等
職員
の成績率の内容

第 7

○ 要綱第 6 新設に伴う番号の繰り下げ

・「第6」→「第7」

○ 勤勉手当規則第 3 条の 4 第 4 号を新設したことによる号ずれ整備

・「第4号」→「第5号」

(課長代理級)

・ 勤勉月数 1.225 月（現行） → 1.175 月

		改正後	改正前
段階	配分	成績率	成績率
最上位	10%	支給の都度定める (<u>上限：1.75 月</u>)	支給の都度定める (上限：1.80 月)
上位	30%		
中位	60%	<u>1.11625 月</u>	1.16375 月
下位		<u>0.96350 月</u>	1.09025 月
対象外		<u>1.17500 月</u>	1.22500 月

**行政系主任級以下
及び技能系等職員
の成績率の内容**

第 8

- 要綱第 6 新設に伴う番号の繰り下げ
・「第 7」→「第 8」
- 勤勉手当規則第 3 条の 4 第 4 号を新設したことによる号ずれ整備
・「第 5 号」→「第 6 号」、「第 4 号」→「第 5 号」

(主任級以下及び技能系)

・勤勉月数 1.225 月 (現行) → 1.175 月

		改正後	改正前
段階	配分	成績率	成績率
上位	40%	支給の都度定める (<u>上限 : 1.65 月</u>)	支給の都度定める (上限 : 1.70 月)
中位	60%	<u>1.12800 月</u>	1.1760 月
下位		<u>0.97525 月</u>	1.1025 月
対象外		<u>1.1750 月</u>	1.2250 月

**定年前再任用管理
職員及び暫定再任
用管理職員の成績
率の内容**

第 9

- 要綱第 6 新設に伴う番号の繰り下げ
・「第 8」→「第 9」
- 勤勉手当規則第 3 条の 4 第 4 号を新設したことによる号ずれ整備
・「第 7 号」→「第 8 号」

(定年前再任用・暫定再任用管理職員)

・勤勉月数 0.70 月 (現行) → 0.675 月

		改正後	改正前
段階	配分	成績率	成績率
上位	30%	支給の都度定める (上限 : 0.85 月)	支給の都度定める (上限 : 0.85 月)
中位	70%	<u>0.63450 月</u>	0.65800 月
下位		<u>0.60075 月</u>	0.62300 月

**定年前再任用行政
系課長代理等職員
及び暫定再任用行
政系課長代理等職
員の成績率の内容**

第 10

- 要綱第 6 新設に伴う番号の繰り下げ
・「第 9」→「第 10」
- 勤勉手当規則第 3 条の 4 第 4 号を新設したことによる号ずれ整備
・「第 8 号」→「第 9 号」

(定年前再任用・暫定再任用課長代理級)

・勤勉月数 0.60 月 (現行) → 0.575 月

		改正後	改正前
段階	配分	成績率	成績率
上位	40%	支給の都度定める (上限 : 0.70 月)	支給の都度定める (上限 : 0.70 月)
中位	60%	<u>0.54625 月</u>	0.57000 月
下位		<u>0.51175 月</u>	0.53400 月
対象外		<u>0.57500 月</u>	0.60000 月

定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容 第 1 1（条ずれ）	○ 要綱第 6 新設に伴う番号の繰り下げ ・「第 1 0」→「第 1 1」 ○ 勤勉手当規則第 3 条の 4 第 4 号を新設したことによる号ずれ整備 ・「第 9 号」→「第 1 0 号」、「第 8 号」→「第 9 号」 (定年前再任用・暫定再任用主任級以下及び技能系) ・ 勤勉月数 0.60 月（現行）→ 0.575 月 <table><tr><th colspan="2"></th><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><th>段階</th><th>配分</th><th>成績率</th><th>成績率</th></tr><tr><td>上位</td><td>40%</td><td>支給の都度定める (上限：0.65 月)</td><td>支給の都度定める (上限：0.70 月)</td></tr><tr><td>中位</td><td rowspan="2">60%</td><td>0.5520 月</td><td>0.5760 月</td></tr><tr><td>下位</td><td>0.5175 月</td><td>0.5400 月</td></tr><tr><td>対象外</td><td></td><td>0.5750 月</td><td>0.6000 月</td></tr></table>			改正後	改正前	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限：0.65 月)	支給の都度定める (上限：0.70 月)	中位	60%	0.5520 月	0.5760 月	下位	0.5175 月	0.5400 月	対象外		0.5750 月	0.6000 月
		改正後	改正前																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限：0.65 月)	支給の都度定める (上限：0.70 月)																					
中位	60%	0.5520 月	0.5760 月																					
下位		0.5175 月	0.5400 月																					
対象外		0.5750 月	0.6000 月																					
規 定 整 備	○ 要綱第 6 新設に伴う番号の繰り下げ ・「第 1 1」→「第 1 2」 ・「第 1 2」→「第 1 3」																							
特定任期付職員の成績率の段階の決定 第 1 4（新設） 2	【特定任期付職員に係る規定を新設】 ○ 特定任期付職員の成績率の段階は、職務記録における業績・能力総合評価の最終評価に基づき、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>職務記録における 業績・能力総合評価の最終評価</th><th>特定任期付職員の 成績率の段階</th></tr><tr><td>5 及び 4</td><td>上 位</td></tr><tr><td>3</td><td>中 位</td></tr><tr><td>2</td><td>下 位</td></tr><tr><td>1</td><td>最 下 位</td></tr></table> 前項の規定により決定された特定任期付職員の成績率の段階は、当該職務記録の実施された年度の翌年度の 6 月及び 1 2 月に支給する勤勉手当について適用する。	職務記録における 業績・能力総合評価の最終評価	特定任期付職員の 成績率の段階	5 及び 4	上 位	3	中 位	2	下 位	1	最 下 位													
職務記録における 業績・能力総合評価の最終評価	特定任期付職員の 成績率の段階																							
5 及び 4	上 位																							
3	中 位																							
2	下 位																							
1	最 下 位																							
規 定 整 備	○ 要綱第 6 及び第 1 4 新設に伴う番号の繰り下げ ・「第 1 3」→「第 1 5」 ・「第 1 4」→「第 1 6」 ・「第 1 5」→「第 1 7」 ・「第 1 6」→「第 1 8」 ・「第 1 7」→「第 1 9」																							

職務記録による評 定がなされない者 等の取扱い 第 2 0 3（新設） (1) (2) (3) 4	○ 要綱第 6 及び第 1 4 新設に伴う番号の繰り下げ ・「第 <u>1 8</u>」→「第 <u>2 0</u>」 【特定任期付職員に係る規定を新設】 ○ 特定任期付職員のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 職務記録の評定基準日の翌日以降に採用された者（派遣法第 1 0 条第 1 項の規定により採用された者で、職務記録による評定がなされたものを除く。）中位 (2) 前号に定めるほか、休職者等で職務記録による評定（他の任命権者における評定を含む。）がなされない者中位 (3) 前二号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると総務局長が認める者中位 ○ 第 2 0 の 3 新設に伴う番号の繰り下げ ・「<u>3</u>」→「<u>4</u>」
規 定 整 備	○ 要綱第 6 及び第 1 4 新設に伴う番号の繰り下げ ・「第 <u>1 9</u>」→「第 <u>2 0</u>」 ・「第 <u>2 0</u>」→「第 <u>2 2</u>」 ・「第 <u>2 1</u>」→「第 <u>2 3</u>」 ・「第 <u>2 2</u>」→「第 <u>2 4</u>」
附 則	令和 7 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

教育委員会、警視庁、東京消防庁についても、同様の改正を行う。

ただし、警視庁及び東京消防庁については、特定任期付職員に係る改正を除く。

4 会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱

(知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会)

人事委員会勧告等に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 該 目 当 条 文	内 容												
用語の定義 第3 (2)	【組織改正に伴う規定整備】 ○ 「局長」の規定に、新設された所属を追加 ・「同条第3項に規定する室長並びに住宅政策本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長」 →「同条第3項に規定する室長並びに都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、住宅政策本部長、中央卸売市場長、スタートアップ戦略推進本部長、収用委員会事務局長」												
会計年度任用職員の成績率の内容 第4	【勤勉手当の支給割合の引上げに伴う規定整備】 令和7年6月に支給する勤勉手当 (会計年度任用職員) ・ 勤勉月数 1.225月（現行） → 1.175月 <table><tr><th>段階</th><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><td>標準</td><td>支給の都度定める</td><td>支給の都度定める</td></tr><tr><td>下位</td><td>1.06925 月</td><td>1.11475 月</td></tr><tr><td>対象外</td><td>1.17500 月</td><td>1.22500 月</td></tr></table>	段階	改正後	改正前	標準	支給の都度定める	支給の都度定める	下位	1.06925 月	1.11475 月	対象外	1.17500 月	1.22500 月
段階	改正後	改正前											
標準	支給の都度定める	支給の都度定める											
下位	1.06925 月	1.11475 月											
対象外	1.17500 月	1.22500 月											
附 則	令和7年6月に支給する勤勉手当から適用する。												

教育委員会、警視庁、東京消防庁についても、同様の改正を行う。

5 勤務1時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について (警視)

放射線取扱手当の廃止に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容
対象となる特殊勤務手当 1	【放射線取扱手当の廃止に伴う規定整備】 ○「(6) 放射線取扱手当」→ 削除 ○「(7)」→「(6)」 ○「(8)」→「(7)」
適用年月日 3	令和7年4月1日

6 総 人 職 第 876 号
令和 7 年 3 月 18 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東京都知事

小 池 百 合 子

(公 印 省 略)

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 10 条の 2 の 2、第 16 条、第 17 条の 2、第 17 条の 3 及び第 20 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都規則第 55 号）

2 改正の理由

- （1）超過勤務の免除の対象となる子の範囲の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
- （2）子どもの看護休暇の名称及び取得事由の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
- （3）夏季休暇の取得期間の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
- （4）子育て部分休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- （5）その他所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会
(公 印 省 略)

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号）第11条の2の2、第17条、第18条の2、第18条の3及び第21条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成7年東京都教育委員会規則第5号）

2 改正の理由

- （1）超過勤務の免除の対象となる子の範囲の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
- （2）子どもの看護休暇の名称及び取得事由の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
- （3）夏季休暇の取得期間の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
- （4）子育て部分休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- （5）その他所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東京都知事

小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都規則第 4 号）

2 改正の理由

- （1）子どもの看護休暇の名称の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
- （2）子育て部分休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- （3）介護についての申出があった場合における措置等及び勤務環境の整備に関する措置に係る規定を設ける必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公 印 省 略)

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都教育委員会規則第 8 号）

2 改正の理由

- （1）子どもの看護休暇の名称の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
- （2）子育て部分休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- （3）介護についての申出があった場合における措置等及び勤務環境の整備に関する措置に係る規定を設ける必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

6 教 人 職 第 3 2 4 1 号
令 和 7 年 3 月 1 8 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 45 号）第 20 条の 2 の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都教育委員会規則第 9 号）

2 改正の理由

- （１）子どもの看護休暇の名称の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
- （２）子育て部分休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- （３）介護についての申出があった場合における措置等及び勤務環境の整備に関する措置に係る規定を設ける必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

6 議 総 第 1 1 7 7 号
令 和 7 年 3 月 1 8 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東京都議会議長

増 子 ひ ろ き

(公 印 省 略)

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 27 年東京都議会議長訓令第 5 号）

2 改正の理由

- （1）子どもの看護休暇の名称の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
- （2）子育て部分休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- （3）介護についての申出があった場合における措置等及び勤務環境の整備に関する措置に係る規定を設ける必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

監．総．企．管第1407号
令和7年3月18日

東京都人事委員会 殿

警視総監 迫田 裕治
(公 印 省 略)

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第17号）

2 改正の理由

- (1) 子どもの看護休暇の名称の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
- (2) 子育て部分休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- (3) 介護についての申出があった場合における措置等及び勤務環境の整備に関する措置等に係る規定を設ける必要があるため。

3 改正案文

別添のとおり

6 人 職 第 1 6 7 2 号

令 和 7 年 3 月 1 8 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東京消防庁

消 防 総 監 吉 田 義 美

(公 印 省 略)

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月23日
東京消防庁訓令第16号）

2 改正の理由

- (1) 子どもの看護休暇の名称の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
- (2) 子育て部分休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- (3) 介護についての申出があった場合における措置等及び勤務環境の整備に関する措置に係る規定を設ける必要があるため

3 改正案文

別添えのとおり

6 総人制第 992 号
令和 7 年 3 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、組織改正に伴い、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年 3 月 26 日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

- 1 改正する規則
会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成 27 年東京都規則第 7 号）
- 2 改正の理由
組織改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文
別添のとおり

東京都人事委員会 殿

東 京 都 知 事

小 池 百 合 子

(公 印 省 略)

東京都規則の制定及び諸規定の一部改正について（申請・協議）

このことについて、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号。以下「給与条例」という。）の一部改正を踏まえ、下記のとおり規則の制定及び諸規定の改正を行う必要があるため、改正後の給与条例第 10 条、第 11 条の 2 第 3 項、第 12 条の 2、第 12 条の 3、第 13 条の 2、第 18 条、第 18 条の 2 第 4 項、第 18 条の 3 及び第 21 条の 2 の規定に基づく承認申請並びに第 23 条の規定に基づく協議をします。

記

1 制定する規則

- (1) 職員の在宅勤務等手当に関する規則

2 制定理由

給与条例の一部改正により在宅勤務等手当が新設されたことにより、在宅勤務等手当の支給等に関する事項について人事委員会の承認を得て東京都規則で定める必要があるため

3 改正する規則及び訓令

- (1) 職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年東京都規則第172号）
- (2) 地域手当に関する規則（昭和43年東京都規則第19号）
- (3) 職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）
- (4) 職員の単身赴任手当に関する規則（平成 2 年東京都規則第29号）
- (5) 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 3 年東京都規則第400号）
- (6) 宿日直手当支給規程（昭和35年東京都訓令甲第43号）
- (7) 特地勤務手当等支給規程（昭和62年東京都訓令第 9 号）

4 改正理由

給与条例の一部改正を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

5 改正案文

別添のとおり

6 教 人 勤 第 316 号

令 和 7 年 3 月 18 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会

(公 印 省 略)

学 校 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 改 正 に つ い て (申 請 ・ 協 議)

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正等に伴い、規定を整備する必要があるので、改正後の学校職員の給与に関する条例第12条及び第20条の規定に基づき承認方申請し、同条例第25条の規定に基づき協議します。

6 教 人 勤 第 338 号

令 和 7 年 3 月 18 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会
(公 印 省 略)

学 校 職 員 の 地 域 手 当 に 関 す る 規 則 の 改 正 に つ い て (申 請)

このことについて、地域手当の制度見直しに伴い、規定を整備する必要がある
ので、改正後の学校職員の給与に関する条例第13条の2第3項の規定に基づき承
認方申請します。

監. 警. 給. 諸第 1 4 8 2 号
令和 7 年 3 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監
迫 田 裕 治
(公 印 省 略)

特地勤務手当等支給規程の一部改正について（申請）

下記のとおり訓令の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号）第 13 条の 2 第 3 項の規定に基づき、承認方申請します。

記

- 1 改正する訓令
特地勤務手当等支給規程（昭和 62 年 4 月 1 日警視庁訓令甲第 8 号）
- 2 改正の理由
給与制度の改正を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文等
別添のとおり
- 4 施行期日
令和 7 年 4 月 1 日

6 東京漁調第 1 5 6 号
令和 7 年 3 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会
会 長 有 元 貴 文
(公 印 省 略)

東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の
一部改正について(申請)

このことについて、給与制度の改正を踏まえ、下記のとおり海区漁調訓令を
改正する必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年東京都条例第
7 5 号）第 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づき承認方申請します。

記

- 1 改正する訓令
東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程
(平成 1 6 年東京海区漁業調整委員会訓令第 2 号)
- 2 改正の理由
給与制度の改正を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文等
別添のとおり

6 教 人 勤 第 334 号

令 和 7 年 3 月 18 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会

(公 印 省 略)

都 立 学 校 職 員 の 特 地 勤 務 手 当 等 支 給 に 関 する 規 程 等 の 改 正
について (申 請)

このことについて、地域手当の制度見直しに伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、改正後の職員の給与に関する条例第13条の2第3項等の規定に基づき承認方申請します。

名 称	番号	根拠規定	備考
都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程	教委規則 第 号	職員の給与に関する条例第13条の2第3項 職員の給与に関する条例第13条の3第4項	承認申請
東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程	教委訓令 第 号	職員の給与に関する条例第13条の2第3項 職員の給与に関する条例第13条の3第4項	承認申請

6 教 人 勤 第 337 号

令 和 7 年 3 月 18 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会

(公 印 省 略)

へき地手当等に関する規則の改正について（申請）

このことについて、地域手当の制度見直し等に伴い、規定を整備する必要がある
ので、改正後の学校職員の給与に関する条例第15条の2の規定に基づき承認方
申請します。

6 教 人 勤 第 314 号

令 和 7 年 3 月 18 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会

(公 印 省 略)

学 校 職 員 の 単 身 赴 任 手 当 に 関 する 規 則 等 の 改 正 に つ い て (申 請)

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正等に伴い、規定を整備する必要があるので、改正後の学校職員の給与に関する条例第14条の2第4項の規定に基づき承認方申請します。

6 教 人 勤 第 315 号

令 和 7 年 3 月 18 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会

(公 印 省 略)

学 校 職 員 の 在 宅 勤 務 等 手 当 に 関 する 規 則 の 制 定 に つ い て (申 請)

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正等に伴い、規定を整備する必要があるので、改正後の学校職員の給与に関する条例第14条の3の規定に基づき承認方申請します。

6 総人制第 1053 号

令和 7 年 3 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子

(公印省略)

特殊勤務手当に係る東京都規則の一部改正について（申請）

標記の件について、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 9 年東京都条例第 12 号。以下「東京都職員特勤条例」という。）及び警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 9 年東京都条例第 44 号。以下「警視庁職員特勤条例」という。）の一部改正等に伴い、下記のとおり規則を改正する必要があるため、東京都職員特勤条例第 12 条第 2 項、第 45 条及び附則第 6 項並びに警視庁職員特勤条例第 3 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 22 条、第 29 条及び附則第 3 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 9 年東京都規則第 51 号）

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 9 年東京都規則第 52 号）

2 改正内容

別紙のとおり

6 教 人 勤 第 293 号

令 和 7 年 3 月 18 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会

(公 印 省 略)

学 校 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 等 の 改 正 に つ い て (申 請)

このことについて、学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年東京都条例第21号）の一部改正等に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する条例第21条等の規定に基づき承認方申請します。

名 称	番号	根拠規定	備考
学校職員の特殊勤務手当に関する条例 施行規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の特殊勤務手当に関する条例 第21条及び附則第3項	承認申請
東京都教育委員会職員の特殊勤務手 当に関する条例施行規則の一部を改正 する規則	教委規則 第 号	東京都教育委員会職員の特殊勤務手当 に関する条例附則第3項	承認申請

6 教 人 勤 第 328 号

令 和 7 年 3 月 18 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会
(公 印 省 略)

学 校 職 員 の 宿 日 直 手 当 支 給 に 関 す る 規 則 等 の 改 正 に つ い て (申 請)

このことについて、宿日直手当の制度見直しに伴い、別紙のとおり規定を整備
する必要があるので、改正後の学校職員の給与に関する条例第21条第4項等の規定に
基づき承認方申請します。

名 称	番号	根拠規定	備考
学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第21条第4項	承認申請
宿日直手当支給規程の一部改正	教委訓令 第 号	職員の給与に関する条例第18条の2第4項	承認申請

監. 警. 給. 諸 第83号
令和7年3月18日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監
迫 田 裕 治
(公 印 省 略)

宿日直手当支給規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり訓令の改正を行う必要があるため、改正後の職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第18条の2第4項の規定に基づき、承認方申請します。

記

- 1 改正する訓令
宿日直手当支給規程（昭和43年3月25日訓令甲第9号）
- 2 改正の理由
宿日直手当の制度見直しに伴い、改正を行う必要があるため
- 3 改正案文等
別添のとおり

6 教 人 勤 第 329 号

令 和 7 年 3 月 18 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会

(公 印 省 略)

学 校 職 員 の 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 に 関 する 規 則 の 改 正 に つ い て (申 請)

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、改正後の学校職員の給与に関する条例第21条の2の規定に基づき承認方申請します。

6 教 人 勤 第 319 号

令 和 7 年 3 月 18 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会

(公 印 省 略)

学 校 職 員 の 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 則 の 改 正 に つ い て (申 請)

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）等の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、改正後の学校職員の給与に関する条例第24条の2の規定に基づき承認方申請します。

6 総人第 2389 号

令和 7 年 3 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子

(公印省略)

東京都規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規則の改正を行う必要があるため、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年東京都条例第12号）第4条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則（昭和63年東京都規則第25号）

2 改正理由

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

6 総人制第 1070 号
令和 7 年 3 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和 31 年東京都条例第 56 号）第 2 条第 4 項、第 6 条第 4 項及び第 7 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）

2 改正の理由

職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号）の一部改正等を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

6 教人勤第 3 0 7 号

令和 7 年 3 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則等の一部改正について（申請）

このことについて、常勤職員の休暇及び給与制度の改正等に伴い、別紙のとおり所要の改正を行う必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）第6条等の規定に基づき承認方申請します。

名称	番号	根拠規定	備考
都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第5条第1項、第6条第2項、第7条第1項、第8条の2第4項、第8条の3第2項、第4項及び第14条	承認申請
都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第10条において準用する第5条第1項、第11条第2項、第12条第1項、第13条の2において準用する第8条の2第4項、第13条の3において準用する第8条の3第2項、第4項及び第14条	承認申請

6 総 人 制 第 1084 号
令 和 7 年 3 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正等に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を改正したいので、初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号）第 28 条第 2 項の規定に基づき申請いたします。

記

- 1 改正する事項
昇給に関する基準について（平成18年 3 月 17 日付17人委任第155号承認）【別紙】
- 2 適用年月日
令和 7 年 4 月 1 日

6 議総第 1 2 0 7 号
令和 7 年 3 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長
増子 ひろき
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和 7 年 3 月 18 日付 6 総人制第 1084 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

昇給に関する基準について（平成 18 年 3 月 17 日付 17 人委任第 155 号承認）

6 選 総 第 1 4 9 8 号
令 和 7 年 3 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会委員長

澤 野 正 明
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和7年3月18日付6総人制第1084号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

昇給に関する基準について（平成18年3月17日付17人委任第155号承認）

6人委総第931号
令和7年3月18日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 中西 充
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和7年3月18日付6総人制第1084号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

昇給に関する基準について（平成18年3月17日付17人委任第155号承認）

6 監 総 第 8 0 9 号
令和 7 年 3 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員
茂 垣 之 雄
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和 7 年 3 月 18 日付 6 総人制第 1 0 8 4 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

昇給に関する基準について（平成18年 3 月 17 日付17人委任第155号承認）

6 東京漁調第 1 5 3 号
令和 7 年 3 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有 元 貴 文
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和 7 年 3 月 18 日付 6 総人制第 1084 号による知事の例により
実施したく申請いたします。

記

昇給に関する基準について（平成 18 年 3 月 17 日付 17 人委任第 155 号承認）

6 教 人 勤 第 321 号
令 和 7 年 3 月 18 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会
(公 印 省 略)

「昇給に関する基準」の一部改正について（申請・協議）

このことについて、下記のとおり改正したいので、初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号）第 28 条第 2 項の規定に基づき承認方申請し、学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 34 年東京都教育委員会規則第 3 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき協議します。

記

- 1 改正内容
別紙のとおり
- 2 適用年月日
令和 7 年 4 月 1 日

監．警．給．審第1353号
令和7年3月18日

東京都人事委員会 殿

警視総監
迫田 裕治
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）第28条第2項及び改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する事項

- (1) 昇給に関する基準（平成18年3月17日付17人委任第155号承認）【別紙1】
- (2) 勤勉手当の成績率に関する運用要綱（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）【別紙2】

2 適用年月日

- (1) 1(1)については、令和7年4月1日
- (2) 1(2)については、令和7年6月に支給する勤勉手当から適用する。

6 総 人 人 第 2 4 0 5 号
令 和 7 年 3 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 23 年 3 月 24 日付 22 人委任第 131 号承認）【別紙】

2 適用年月日

令和 7 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

6 総 人 制 第 1062 号
令 和 7 年 3 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正等に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

記

- 1 改正する事項
成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年 3 月25日付14人委任第216号承認）
【別紙】
- 2 適用年月日
令和 7 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

6 議 総 第 1 1 8 0 号
令 和 7 年 3 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長
増子 ひろき
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正については、令和7年3月18日付6総人制第1062号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）

6 選 総 第 1 4 9 7 号
令 和 7 年 3 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会委員長

澤 野 正 明
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和7年3月18日付6総人制第1062号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）

6 人委総第 9 2 7 号
令和 7 年 3 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 中西 充
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和 7 年 3 月 18 日付 6 総人制第 1062 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）

6 監 総 第 8 0 8 号
令和 7 年 3 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員
茂 垣 之 雄
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和 7 年 3 月 18 日付 6 総人制第 1 0 6 2 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）

6 東京漁調第 1 5 0 号
令和 7 年 3 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有 元 貴 文
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和 7 年 3 月 18 日付 6 総人制第 1062 号による知事の例により
実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 16 年 11 月 24 日付 16 人委任第 114 号承認）

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項及び改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都教育委員会規則第 16 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1 改正する要綱

(1) 成績率の運用に関する要綱

(平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認)

(2) 教育職員等の成績率の運用に関する要綱

(平成 8 年 3 月 29 日付 7 人委任第 223 号承認)

2 適用年月日

令和 7 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

6 人 職 第 1 6 2 2 号
令 和 7 年 3 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東 京 消 防 庁
消 防 総 監 吉 田 義 実
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）（別紙）

2 適用年月日

令和7年6月に支給する勤勉手当から適用する。

6 総 人 制 第 1071 号
令 和 7 年 3 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

- 1 改正する要綱
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和 6 年 3 月 21 日 5 人委任第 288 号承認）
- 2 改正案文
別紙のとおり
- 3 適用年月日
令和 7 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

6 議 総 第 1 1 7 1 号
令 和 7 年 3 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長
増 子 ひろき
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和7年3月18日付6総人制第1071号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）

6 監 総 第 8 0 4 号
令和 7 年 3 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員
茂 垣 之 雄
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和 7 年 3 月 1 8 日付 6 総人制第 1 0 7 1 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和 6 年 3 月 21 日付 5 人委任第 288 号承認）

6 選 総 第 1 4 7 9 号
令 和 7 年 3 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野 正明
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和7年3月18日付6総人制第1071号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）

6 人 委 総 第 9 0 8 号
令 和 7 年 3 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 中西 充
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和7年3月18日付6総人制第1071号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）

6 教総総第 2 7 6 6 号
令和 7 年 3 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会教育長
坂 本 雅 彦
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

- 1 改正する要綱
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和 6 年 3 月 21 日 5 人委任第 288 号承認）
- 2 改正案文
別紙のとおり
- 3 適用年月日
令和 7 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

6 教人勤第 3 0 9 号

令和 7 年 3 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

時間講師及び日勤講師の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和49年東京都教育委員会規則第24号）第37条第1項及び改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成19年東京都教育委員会規則第60号）第41条第1項の規定に基づき承認方申請します。

記

1 改正する要綱

講師の成績率の運用に関する要綱（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）

2 改正案文

別紙のとおり

3 適用年月日

令和7年6月に支給する勤勉手当から適用する。

監.警.給.支 2 第 1289 号
令和 7 年 3 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監
迫 田 裕 治
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

1 改正する要綱

警視庁会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和 6 年 3 月 21 日 5 人委任第 288 号承認）

2 改正案文

別紙のとおり

3 適用年月日

令和 7 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

6 人 職 第 1 6 2 3 号
令和 7 年 3 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 吉田 義実
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正
する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成 2 7 年
東京都規則第 8 号）第 2 8 条第 1 項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

1 改正する要綱

東京消防庁会計年度任用職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱（令和
6 年 3 月 2 1 日 5 人委任第 2 8 8 号承認）

2 改正案文

別紙のとおり

3 適用年月日

令和 7 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

監．警．給．諸 第 8 4 号
令和 7 年 3 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監
迫 田 裕 治
(公 印 省 略)

勤務 1 時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当についての一部改正について（申請）

みだしのことにつきましては、次のとおり改正したいので、職員の給与に関する条例施行規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 7 2 号）第 1 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき承認の申請をいたします。

記

1 改正の理由

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 9 年 3 月 3 1 日都条例第 4 4 号）の一部が改正されることに伴い、「勤務 1 時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について」を改める必要があるため。

2 改正の内容

別添のとおり

3 適用年月日

令和 7 年 4 月 1 日

規則等改正案文一覧

～ 目 次 ～

- I 東京都人事委員会規則等の一部改正（別添1）
 - 1 職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（2頁）
 - 2 職員の定年等に関する条例施行規則の一部改正について（通知）の一部改正（4頁）
 - 3 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（12頁）
 - 4 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（24頁）
 - 5 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則等の一部を改正する規則（25頁）

職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年 月 日

東京都人事委員会

● 東京都人事委員会規則第 号

職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の定年等に関する条例施行規則（昭和五十九年東京都人事委員会規則第五号）の
一部を次のように改正する。

第六条第四項第一号中「住宅政策本部」を「都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、住宅政策本部」に、「及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）」を「、中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）及びスタートアップ戦略推進本部」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているも

の
と
み
な
す
。

附
則

こ
の
規
則
は
、
令
和
七
年
四
月
一
日
か
ら
施
行
す
る
。

各任命権者 殿

東京都人事委員会委員長
(公 印 省 略)

職員の定年等に関する条例施行規則の運用について（通知）

標記の件について、令和 4 年 6 月 22 日付令和 4 人委任第 48 号「職員の定年等に関する条例施行規則の一部改正について（通知）」を下記のとおり改正します。（下線部が改正箇所）

記

第 1 勤務延長関係

- 1 職員の定年等に関する条例施行規則（昭和 59 年東京都人事委員会規則第 5 号。以下「規則」という。）第 2 条第 3 項の人事委員会が別に定める様式は別紙様式 1 のとおりとする。
- 2 規則第 2 条第 4 項の人事委員会が別に定める様式は別紙様式 2 のとおりとする。
- 3 規則第 2 条第 5 項の申請は別紙様式 3 によることとする。
- 4 規則第 3 条の報告は別紙様式 4 によることとする。

第 2 管理監督職勤務上限年齢制関係

- 1 規則第 6 条第 4 項の人事委員会が別に定める様式は別紙様式 5 のとおりとする。
- 2 規則第 6 条第 5 項各号に規定する人事委員会が別に定める職は、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 第 1 項の規定による求めに応じて派遣された者又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年東京都条例第 12 号）第 2 条第 1 項若しくは公益的法
人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成 13 年東京都条例第 133 号）第 2 条第 1 項の規定による派遣をされた者が、当該派遣の期間の末日までの間に占める管理監督職であつて、職層名参事又は専門参事の職にある者をもって充てる職及び規則第 6 条第 5 項第 2 号の職の事務取扱をされている者が占める管理監督

職であつて、職層名参事又は専門参事の職にある者をもって充てる職及び人事管理上の必要性に鑑み、休職の発令等がなされた者が占める臨時的な管理監督職であつて、職層名参事又は専門参事の職にある者をもって充てる職

(2) 第2号及び第6号

地方自治法第252条の17の規定による求めに応じて派遣された者又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項若しくは公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定による派遣をされた者が、当該派遣の期間の末日までの間に占める管理監督職であつて、職層名副参事又は専門副参事の職にある者をもって充てる職及び人事管理上の必要性に鑑み、休職の発令等がなされた者が占める臨時的な管理監督職であつて、職層名副参事又は専門副参事の職にある者をもって充てる職

3 規則第7条の報告は、別紙様式6によることとする。

第3 適用日

令和7年4月1日

様式 1（規則第 2 条第 3 項関係）

異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書

文 書 番 号
年 月 日

東京都人事委員会 殿

申請者 _____

職員の定年等に関する条例施行規則第 2 条第 3 項の規定に基づき、異動期間を延長した職員の勤務延長について下記のとおり申請します。

記

- 1 勤務延長を行おうとする職員の氏名及び年齢
- 2 勤務延長を行おうとする職員の所属部局、職層（階級）及び職務名並びに給料表、級及び号給
- 3 勤務延長を行おうとする職員の定年及び定年退職日
- 4 勤務延長を行おうとする職員が占めている管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢及び延長前の異動期間の末日
- 5 延長された異動期間の延長理由及びその延長の根拠条項
- 6 勤務延長を行おうとする職員が現に従事している職務の内容
- 7 勤務延長を行おうとする理由、その延長の根拠条項及び勤務延長を行った場合の期限
- 8 その他参考となる事項

様式 2（規則第 2 条第 4 項関係）

勤 務 延 長 の 期 限 の 延 長 承 認 申 請 書

文 書 番 号
年 月 日

東京都人事委員会 殿

申請者 _____

職員の定年等に関する条例施行規則第 2 条第 4 項の規定に基づき、勤務延長の期限の延長について下記のとおり申請します。

記

- 1 勤務延長の期限を延長しようとする職員の氏名
- 2 勤務延長の期限を延長しようとする職員の所属部局、職層（階級）及び職務名並びに給料表、級及び号給
- 3 勤務延長の期限を延長しようとする職員の定年及び定年退職日
- 4 勤務延長の期限を延長しようとする職員の勤務延長の事由及び期限
- 5 勤務延長の期限を延長しようとする職員が現に従事している職務の内容
- 6 勤務延長の期限を延長しようとする理由、その延長の根拠条項及び勤務延長の期限を延長した場合の期限
- 7 その他参考となる事項

様式3（規則第2条第5項関係）

勤 務 延 長 職 員 の 異 動 承 認 申 請 書

文 書 番 号
年 月 日

東京都人事委員会 殿

申請者 _____

職員の定年等に関する条例施行規則第2条第5項の規定に基づき、勤務延長職員の異動の承認について下記のとおり申請します。

記

- 1 異動させようとする職員の氏名
- 2 異動させようとする職員の所属部局、職層（階級）及び職務名並びに給料表、級及び号給
- 3 異動させようとする職員の異動後の所属部局、職層（階級）及び職務名並びに給料表、級及び号給
- 4 異動させようとする職員の定年及び定年退職日
- 5 異動させようとする職員の異動後の定年及び定年退職日
- 6 異動させようとする職員の勤務延長の事由及び期限
- 7 異動させようとする職員の現在の職務内容
- 8 異動させようとする職員の異動後の職務内容
- 9 申請の理由
- 10 その他参考となる事項

様式 4（規則第 3 条関係）

勤 務 延 長 等 の 状 況 報 告 書

文 書 番 号

年 月 日

東京都人事委員会 殿

報告者 _____

職員の定年等に関する条例施行規則第 3 条の規定により、勤務延長等の状況について下記のとおり報告します。

記

（報告事項）

- 1 勤務延長を行った職員の氏名
- 2 勤務延長を行った職員の所属部局、職層（階級）及び職務名並びに給料表、級及び号給
- 3 勤務延長を行った職員の定年及び定年退職日
- 4 勤務延長の理由、職務内容及び期限並びにその延長の根拠条項

様式 5（規則第 6 条第 4 項関係）

異 動 期 間 の 延 長 承 認 申 請 書

文 書 番 号
年 月 日

東京都人事委員会 殿

申請者 _____

職員の定年等に関する条例施行規則第 6 条第 4 項の規定に基づき、異動期間の延長について下記のとおり申請します。

記

- 1 異動期間を更に延長しようとする職員の氏名及び年齢
- 2 異動期間を更に延長しようとする職員の所属部局、職層（階級）及び職務名並びに給料表、級及び号給
- 3 異動期間を更に延長しようとする職員が占めている管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢及び延長前の異動期間の末日
- 4 異動期間を更に延長しようとする職員が現に従事している職務の内容
- 5 既に延長された異動期間の延長理由及びその延長の根拠条項
- 6 異動期間を更に延長しようとする理由、その延長の根拠条項及び更に延長した場合の異動期間の末日
- 7 その他参考となる事項

様式 6（規則第 7 条関係）

異 動 期 間 の 延 長 の 状 況 報 告 書

文 書 番 号
年 月 日

東京都人事委員会 殿

報告者 _____

職員の定年等に関する条例施行規則第 7 条の規定により、異動期間の延長の状況について下記のとおり報告します。

記

（報告事項）

- 1 異動期間を延長した職員の氏名及び年齢
- 2 異動期間を延長した職員の所属部局、職層（階級）及び職務名並びに給料表、級及び号給
- 3 異動期間を延長した職員が占めている管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢及び延長前の異動期間の末日
- 4 異動期間を延長した理由、職務内容及び異動期間の末日並びにその延長の根拠条項

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月 日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年東京都人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号ただし書中「ただし、」の下に「条例第十二条の三第一項及び学校職員の条例第十四条の三第一項の規定に基づく在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員並びに」を加え、同項第二号中「通勤二十一回分（」の下に「条例第十二条の三第一項及び学校職員の条例第十四条の三第一項の規定に基づく在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員並びに」を加える。

第九条第一号中「（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給月数を乗じて得た額）」を削る。

第十条中「、公署若しくは学校を異にする異動又は在勤する公署若しくは学校の移転（以下「異動等」という。）により、異動等の直前の通勤時間（新幹線鉄道等の特別急

行列車その他の交通機関（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用せずに、通常の通勤の経路及び方法により通勤するものとした場合に要する通勤時間とする。以下この条及び第十四条において同じ。）の二分の三以上の通勤時間を要することとなる職員のうち」を削り、「者」の下に「（新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関（以下「新幹線鉄道等」という。）の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加え、同条第二号中「通勤時間」の下に「（新幹線鉄道等を利用せずに、通常の通勤の経路及び方法により通勤するものとした場合に要する通勤時間とする。）」を加える。

第十一条中「異動等」を「公署若しくは学校を異にする異動又は在勤する公署若しくは学校の移転（以下「異動等」という。）」に、「において、新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- 二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 条例第十二条第四項及び学校職員の条例第十四条第四項に規定する直前の住居

からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるもの
第十二条を削る。

第十三条の見出し中「特別料金等の二分の一相当額」を「特別料金等相当額」に改め、同条第一項中「特別料金等の額の二分の一に相当する額（以下「特別料金等の二分の一相当額」という。）」を「特別料金等相当額」に改め、同条第二項中「特別料金等の二分の一相当額」を「特別料金等相当額」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（給料表の適用の直前の住居に相当する住居）

第十三条 条例第十二条第五項及び学校職員の条例第十四条第五項に規定する人事委員

会が定める住居は、給料表の適用を受ける職員となつた日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 条例第十二条第五項及び学校職員の条例第十四条第五項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居
ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるものの

第十四条を次のように改める。

（均衡職員の範囲）

第十四条 条例第十二条第五項及び学校職員の条例第十四条第五項に規定する任用の事情等を考慮して人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員で、第十条に規定する新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者（条例又は学校職員の条例の適用を受けない職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続いて条例又は学校職員の条例の適用を受ける職員となつた者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された者（同項の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。第三号において「一定年前再任用短時間勤務職員」という。）（次号及び第三号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署又は学校に在勤することとなつた者

二 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署又は学校に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

三 人事交流等職員のうち、条例若しくは学校職員の条例の適用外であつた者として

の在職を条例若しくは学校職員の条例の適用を受ける職員としての在職と、その間の勤務箇所又は定年前再任用短時間勤務職員となる直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所を条例第十二条第四項若しくは学校職員の条例第十四条第四項の公署若しくは学校とみなした場合に、条例若しくは学校職員の条例の適用を受ける又は定年前再任用短時間勤務職員（直前のものに限る。）となる前から引き続き条例第十二条第四項若しくは学校職員の条例第十四条第四項に規定する職員たる要件に該当することとなる職員

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条中「第十五条第三号」を「第十六条第三号」に、「第十六条」を「第十七条」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第一項中「第十五条第一号」を「第十六条第一号」に、「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第十五条第一号」を「第十六条第一号」に改め、同条第三項中「第十二条第三項第一号若しくは第三号」を「第十二条第六項」に、「第十四条第三項第一号若しくは第三号」を「第十四条第六項」に、「五万五千元」を「十五万円」に、「越える」を「超える」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に、「第十四条第六項」を「第

第十四条第七項」に改め、同条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

第十五条 条例第十二条第五項及び学校職員の条例第十四条第五項の同条第四項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員（第十条に規定する新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者であり、かつ、新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居への転居に伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員のうち、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、

新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

二 満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、子の養育に係る事情によりその事情を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該子の養育を行っているものに限る。）

三 職員又は配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方の父母（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該父母の介護を行っているものに限る。）

四 配偶者又はパートナースhip関係の相手方の異動等（配偶者又はパートナースhip

プ関係の相手方が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者又はパートナ－シップ関係の相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者又はパートナ－シップ関係の相手方の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該配偶者又はパートナ－シップ関係の相手方と生活を共にしているものに限る。）

五

条例第十二条第四項若しくは学校職員の条例第十四条第四項に規定する新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給される職員から引き続いて満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、子の養育に係る事情によりその事情を考慮した地域の住居に転居した職員、職員若しくは配偶者若しくはパートナ－シップ関係の相手方の父母（介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居若しくはその近隣住居に転居した職員又は配偶者若しくはパートナ－シップ関係の相手方の異動等（配偶者若しくはパートナ－シップ関係の相手方が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者若しくはパートナ－

シップ関係の相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者若しくはパートナ－シップ関係の相手方の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、養育若しくは介護の終了等又は配偶者若しくはパートナ－シップ関係の相手方と生活を共にしなくなつたこと等に伴い、直前に居住していた住居に再び転居したもののうち、条例第十二条第一項第一号若しくは第三号又は学校職員の条例第十四条第一項第一号若しくは第三号に掲げる職員で、当該転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

六 前各号に定めるもののほか、条例第十二条第四項又は学校職員の条例第十四条第四項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員

2 前項第一号において「特定住居」とは、同項第一号に規定する転居（以下この項において「事由の発生」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次

に掲げるもの

イ 当該事由の発生の直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるものの

別表中「第十七条」を「第十八条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
（均衡職員等に関する経過措置）

- 2 この規則による改正後の職員の通勤手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十三条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。
- 3 改正後の規則第十四条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。
- 4 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された者は、改正後の規則第十四条第一号及び第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。
- 5 改正後の規則第十五条第一項第二号から第五号までの規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となつた者（これらの号に規定する当該日以後に転居をしたものを除く。）にも適用する。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。	を 第七條とし、第十條を第八條とする。 第七條の前の見出し、同條及び第八條を削り、第九條	一 の部を次のように改正する。 一 平成十四年東京都人事委員会規則第十五号	東京都の一般職の任期付職員の人採用及び給与の特例に	則 与の特例に関する規則の一部を改正する規則	● 東京都人事委員会規則第 号 東京都人事委員会	東京都の一般職の任期付職員の人採用及び給与の特例に に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和七年 月 日
-----------------------	--	---	---------------------------	---------------------------	--------------------------------	---

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月 日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則等の一部を改正する規則

第一条 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則（昭和二十六年東京都人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の旅費に関する規則

第一条中「第二条第二項及び第三項ただし書」を「第二条第一項第十号及び第二項」に、「第三十条の二第三項ただし書並びに第三十六条第一項第三号」を「第八号、第五項及び第六項並びに第十三条第二項」に改め、「並びに条例別表第一の（一）の備考及び別表第二の（一）の備考第一号の規定に基づき人事委員会が定めるもの」を削る。

第三条を削り、第二条の見出し中「級の職務」を「職務の級」に改め、同条中「級

の職務」を「職務の級」に、「別表第一」を「別表」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（旅行者等）

第二条 条例第二条第一項第十号に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者

二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者

三 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者

四 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を經營する者

五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九条第七項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者

六 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業を

営む者

七 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第五十五条第一項に規定する貨物利用運送事業者

八 外国における前各号に掲げる者に相当するもの

九 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）第三十一条に規定する登録包括信用購入あつせん業者（都との契約によりカード等（同法第二条第三項第一号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第二条第一項第十号に規定する人事委員会規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

第四条から第十条までを削り、第三条の二第一項第二号中「近接地以外」を「同一市町村以外」に、「近接地内」を「市町村内」に改め、同条第四項第二号中「近接地以外」を「同一市町村以外」に改め、同条第五項を削り、同条を第四条とし、第四条の次に次の二条を加える。

（条例第三条に規定する人事委員会規則で定める外国旅行等）

第五条 条例第三条第二項第八号に規定する人事委員会規則で定める外国旅行は、条例第十八条第一項第二号イ、ロ又はニに規定する場合における外国旅行とする。

2 条例第三条第五項に規定する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第三条第二項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他のやむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

二 条例第三条第一項及び第二項（第一号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第十条、第十八条第一項及び第二十一条第三項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他のやむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

3 条例第三条第六項に規定する人事委員会規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 交通事故その他の条例第三条第六項に規定する者の責めに帰することができない事情

二 前項第二号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

（宿泊に係る特別な事情）

第六条 条例第十三条第二項に規定する人事委員会規則で定める場合は、現に支払った費用の額が条例第十三条第一項に規定する宿泊費基準額を超える場合であつて、条例第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

一 宿泊を伴う会議、講習会等において主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

二 知事、副知事、東京都議会議員その他東京都知事等の給料等に関する条例（昭和二十三年東京都条例第百二号）の規定により副知事が受けるべき額に相当する額の旅費を支給される者又は職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第五条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下この号において「知事等」という。）に随行し、知事等と同一の宿泊施設又は近隣の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。

三 生徒、児童等（以下この号及び次号において「生徒等」という。）の修学旅行等の旅行に付添い又は引率し、宿泊施設において行動を共にするため、生徒等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。

四 生徒等のホームステイ等を伴う旅行に付添い又は引率し、生徒等の安全の確保又は緊急時における迅速な対応のため、生徒等の宿泊する宿泊施設の近隣の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。

五 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

六 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。

別表第一を次のように改める。

（写真用原稿）

別表第二から別表第四までを削る。

第二条 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

（令和四年東京都人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とする。

第三条 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

（令和六年東京都人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に、「職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則」を「職員の旅費に関する規則」に、「第三条の二第三項第三号」を「第四条第三項第三号」に、「第三条の二第三項第一号」を「第四条第三項第一号」に改める。

附則第三項中「第三条の二第三項」を「第四条第三項第三号」に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の旅費に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第●●号。以下「改正条例」という。）による改正後の職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号。以下「新条例」という。）第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正条例による改正前の職員の旅費に関する条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に

規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

行政職 給料表(一)	行政職 給料表(二)	公安職 給料表	医療職 給料表(一)	医療職 給料表(二)	医療職 給料表(三)	教育職 給料表
1級以上 3級以下	1級以上 4級以下	1級以上 5級以下	1級	1級以上 3級以下	1級以上 3級以下	1級以上 4級以下
4級以上		6級以上	2級以上	4級	4級	5級以上

備考

- 1 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条第1項に規定する給料表が適用される者は、行政職給料表(一)の4級以上に相当するものとする。
- 2 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年東京都条例第162号)第7条第1項に規定する給料表が適用される者は、行政職給料表(一)の4級以上に相当するものとする。
- 3 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第2項に規定する給料表が適用される者は、行政職給料表(一)の1級以上3級以下に相当するものとする。

規 則 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

Ⅱ 東京都規則の一部改正等

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（3頁）
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（11頁）
- 3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（20頁）
- 4 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（23頁）
- 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（27頁）
- 6 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（31頁）
- 7 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（34頁）
- 8 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（38頁）
- 9 会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（41頁）
- 10 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則＜申請・協議＞（42頁）
- 11 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則＜申請・協議＞（46頁）
- 12 地域手当に関する規則の一部を改正する規則（51頁）
- 13 学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則（63頁）
- 14 特地勤務手当等支給規程の一部改正（75頁）
- 15 特地勤務手当等支給規程の一部改正（警視）（77頁）
- 16 東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正（78頁）
- 17 東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正（80頁）
- 18 都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程の一部改正（82頁）
- 19 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（85頁）
- 20 職員の単身赴任手当に関する規則及び職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（88頁）

- 21 学校職員の単身赴任手当に関する規則及び学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（90頁）
- 22 職員の在宅勤務等手当に関する規則＜新設＞（93頁）
- 23 学校職員の在宅勤務等手当に関する規則＜新設＞（96頁）
- 24 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（101頁）
- 25 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（103頁）
- 26 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（105頁）
- 27 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（108頁）
- 28 宿日直手当支給規程の一部改正（110頁）
- 29 宿日直手当支給規程の一部改正（教育）（112頁）
- 30 宿日直手当支給規程の一部改正（警視）（114頁）
- 31 学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則（115頁）
- 32 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（117頁）
- 33 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（121頁）
- 34 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（125頁）
- 35 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（127頁）
- 36 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（130頁）
- 37 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（131頁）
- 38 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（133頁）
- 39 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（139頁）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の二第五項第二号中「三歳」を「小学校就学の始期」に改める。

第二十二條の三の見出しを「（子どもの看護等休暇）」に改め、同条第一項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に、「ため又は」を「ため、」に改め、「受けさせるため」の下に「、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十條の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその子の世話をを行うため又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をするため」を加え、同条第二項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第二十六條第一項中「七月一日から九月三十日まで（条例第三条第二項に定める職務の性質により特別の勤務形態によつて勤務する必要がある職員については、六月一日から十月三十一日まで）」を「六月一日から十月三十一日まで」に改める。

第二十六條の二第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条の二第三項中「規定する育児時間」の下に「、次条に規定する子育て部分休暇」を、「当該育児時間」の下に「、子育て部分休暇」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（子育て部分休暇）

第二十七条の三 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

2 前条に規定する介護時間を承認されている職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 子育て部分休暇の請求は、別記第七号様式により行うものとする。

4 任命権者は、子育て部分休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、証明書類の提出を求めることができる。

5 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を承認されている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

6 任命権者は、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、既に承認した子育て部分休暇を取り消すものとする。

一 子育て部分休暇を承認されている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなつたとき。

二 子育て部分休暇を承認されている職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

三 子育て部分休暇を承認されている職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

7 子育て部分休暇を承認されている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

一 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合

二 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなつた場合

三 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなつた場合

8 前項の規定による届出は、別記第八号様式により行うものとする。

9 第四項の規定は、第七項の届出について準用する。

第二十八条の二中「第十七条の二」を「第十七条の三」に改める。

別記第六号様式(表)中「規定する部分休業又は」を「規定する部分休業、」に改め、「規定する育児時間」の次に「又は同規則第27条の3に規定する子育て部分休業」を加え、「又は育児時間」を「、育児時間又は子育て部分休業」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

【写真原稿①、②】

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の二第三項第一号の改正規定は同年六月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第七条の二の二（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）第十条において準用する場合を含む。）に規定する超過勤務の免除、改正後の規則第二十二条の三に規定する子どもの看護等休暇及び改正後の規則第二十七条の三に規定する子育て部分休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を

加え、なお使用することができる。

第7号様式(第27条の3関係)(表)

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 請 求 書										(表)
(任命権者)					提出年月日 年 月 日					
----- 殿					所 属 -----					
					氏 名 -----					
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。										
1 請求に係る子	氏 名									
	続 柄									
	生 年 月 日		年 月 日生							
2 請 求 期 間 及 び 時 間	期 間						時 間			
	年 月 日から 年 月 日まで		☐ 毎 日 ☐ その他 ()	午前 時 分から 午後 時 時から 時 分まで						
	年 月 日から 年 月 日まで		☐ 毎 日 ☐ その他 ()	午前 時 分から 午後 時 時から 時 分まで						
3 備 考										

(注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。

2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「3 備考」欄に記入すること。

3 子育て部分休暇の承認について、職員の申請に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を裏面に記入すること。

4 該当する□には、レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

(裏)

請求 月日	変更又は取消しを行った日・時間				時間数	承認権者
	区 分	月 日	午 前	午 後		
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	

養育状況変更届

年 月 日

(承認権者)

殿

所属

氏 名

次のとおり子育て部分休暇に係る子の養育状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- ☐ 子育て部分休暇に係る子が死亡した。
- ☐ 子育て部分休暇に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)
- ☐ 子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- ☐ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった。
- ☐ 同居しなくなった。 ☐ 負傷・疾病
- ☐ その他()
- ☐ その他()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注)該当する□にはレ印を記入すること。

(日本産業規格 A 列 4 番)

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の二第五項第二号中「三歳」を「小学校就学の始期」に改める。

第二十三条の三の見出しを「（子どもの看護等休暇）」に改め、同条第一項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に、「ため又は」を「ため、」に改め、「受けさせるため」の下に「、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその子の世話をを行うため又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をするため」を加え、同条第二項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第二十七条第一項中「七月一日から九月三十日まで（条例第四条第二項に定める職員については、六月一日から十月三十一日まで）」を「六月一日から十月三十一日まで」に改める。

第二十七条の二第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条の二第三項中「規定する育児時間」の下に「、次条に規定する子育て部分休暇」を、「当該育児時間」の下に「、子育て部分休暇」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（子育て部分休暇）

第二十八条の三 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

2 前条に規定する介護時間を承認されている職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 子育て部分休暇の請求は、別記第七号様式により行うものとする。

4 教育委員会は、子育て部分休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、証明書類の提出を求めることができる。

5 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を承認されている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合に

は、その効力を失う。

6 教育委員会は、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、既に承認した子育て部分休暇を取り消すものとする。

一 子育て部分休暇を承認されている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなつたとき。

二 子育て部分休暇を承認されている職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

三 子育て部分休暇を承認されている職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

7 子育て部分休暇を承認されている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

一 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合

二 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなつた場合

三 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなつた場合

8 前項の規定による届出は、別記第八号様式により行うものとする。

9 第四項の規定は、第七項の届出について準用する。

第二十九条の二中「第十八条の二」を「第十八条の三」に改める。

第三十一条中「第三十条第二項」を「第二十八条の三第四項、第六項及び第七項、第三十条第二項」に改める。

別記第六号様式(表)中「規定する部分休業又は」を「規定する部分休業、」に改め、「選択する育児時間」の次に「又は同規則第28条の3に規定する子育て部分休業」を加え、「又は育児時間」を「、育児時間又は子育て部分休業」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

【写真原稿①、②】

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二十七条の二第三項第一号の改正規定は同年六月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第七条の二の二（都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）第十九条の四及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）第十条において準用する場合を含む。）に規定する超過勤務の

免除、改正後の規則第二十三条の三に規定する子どもの看護等休暇及び改正後の規則第二十八条の三に規定する子育て部分休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3

この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

(裏)

請求 月日	変更又は取消しを行った日・時間				時間数	承認権者
	区 分	月 日	午 前	午 後		
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	変 更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	

養育状況変更届

年 月 日

(承認権者)

殿

所 属

氏 名

次のとおり子育て部分休暇に係る子の養育状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- ☐ 子育て部分休暇に係る子が死亡した。
- ☐ 子育て部分休暇に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む。）。
- ☐ 子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- ☐ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった。
- ☐ 同居しなくなった。 ☐ 負傷・疾病
- ☐ その他（ ）
- ☐ その他（ ）

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条及び第二十一条（見出しを含む。）中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第三十三条を第三十五条とし、第三十二条を第三十四条とする。

第三十一条中「及び第二十八条」を「、第二十八条及び第三十条」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十条を第三十二条とし、第二十九条の次に次の二条を加える。

（子育て部分休暇）

第三十条 子育て部分休暇については、規則第二十七条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十八条で準用する規則第二十七条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。この場合

において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

（子育て部分休暇を承認することができる職員）

第三十一条 任命権者が子育て部分休暇を承認することができる職員については、第二十九条の規定を準用する。

第三十五条の次に次の二条を加える。

（介護についての申出があった場合における措置等）

第三十六条 介護についての申出があった場合における措置等については、条例第十七条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「申告、請求」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十七条 勤務環境の整備に関する措置については、条例第十七条の五の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か

ら施行する。

2

この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十条に規定する子どもの看護等休暇に係る請求等及び同規則第三十条に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十五条及び第二十一条（見出しを含む。）中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第三十三条を第三十五条とし、第三十二条を第三十四条とする。

第三十一条中「及び第二十八条」を「、第二十八条及び第三十条」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十条を第三十二条とし、第二十九条の次に次の二条を加える。

（子育て部分休暇）

第三十条 子育て部分休暇については、規則第二十七条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第二項中

「前条」とあるのは「第二十八条で準用する規則第二十七条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。」この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

（子育て部分休暇を承認することができる職員）

第三十一条 教育委員会が子育て部分休暇を承認することができる職員については、第二十九条の規定を準用する。

第三十五条の次に次の二条を加える。

（介護についての申出があつた場合における措置等）

第三十六条 介護についての申出があつた場合における措置等については、条例第三十七条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「申告、請求」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十七条 勤務環境の整備に関する措置については、条例第十七条の五の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十一条に規定する子どもの看護等休暇に係る請求等及び同規則第三十条に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十五条及び第二十一条（見出しを含む。）中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第三十三条を第三十五条とし、第三十二条を第三十四条とする。

第三十一条中「及び第二十八条」を「、第二十八条及び第三十条」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十条を第三十二条とし、第二十九条の次に次の二条を加える。

（子育て部分休暇）

第三十条 子育て部分休暇については、規則第二十八条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第二項中

「前条」とあるのは「第二十八条で準用する規則第二十八条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。」この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

（子育て部分休暇を承認することができる職員）

第三十一条 教育委員会が子育て部分休暇を承認することができる職員については、第二十九条の規定を準用する。

第三十五条の次に次の二条を加える。

（介護についての申出があった場合における措置等）

第三十六条 介護についての申出があった場合における措置等については、条例第十八条の四の規定を準用する。

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十七条 勤務環境の整備に関する措置については、条例第十八条の五の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十一条に規定する子どもの看護等休暇に係る請求等及び同規則第三十条に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

●東京都議会議員長訓令第 号

東京都議会議員会 局

東京都議会議員会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年
東京都議会議員長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月 日

東京都議会議員長 増 子 ひろき

第十四条及び第二十条（見出しを含む。）中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護
等休暇」に改める。

第三十二条を第三十四条とし、第三十一条を第三十三条とする。

第三十条中「及び第二十七条」を「、第二十七条及び第二十九条」に改め、同条を第
三十二条とする。

第二十九条を第三十一条とし、第二十八条の次に次の二条を加える。

（子育て部分休暇）

第二十九条 子育て部分休暇については、規則第二十七条の三の規定を準用する。この
場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について
定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時

間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十七条で準用する規則第二十七条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。」とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

（子育て部分休暇を承認することができる職員）

第三十条 議長が子育て部分休暇を承認することができ職員については、第二十八条の規定を準用する。

第三十四条の次に次の二条を加える。

（介護についての申出があつた場合における措置等）

第三十五条 介護についての申出があつた場合における措置等については、条例第十七条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「申告、請求」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十六条 勤務環境の整備に関する措置については、条例第十七条の五の規定を準用

する。

附 則

1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この訓令による改正後の東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十条に規定する子どもの看護等休暇に係る請求等及び同規程第二十九条に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

訓令甲第 号

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月 日

警視總監 迫 田 裕 治

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程

(警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程の一部改正)

第1条 警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程（平成7年3月31日訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第7条中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に、「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第8条第2項中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「同法」を「育児休業法」に改める。

第16条の3（見出しを含む。）中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第21条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第21条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等又は育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。以下この条において同じ。）が9歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第3学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しない場合の休暇とする。

2 子育て部分休暇は、公務の運営に支障がある場合を除き承認するものとする。

3 職員は、子育て部分休暇を実施する場合は、所属長の承認を得なければならない。

第22条中「及び第21条」を「、第21条及び第21条の3」に改める。

第24条中「第21条の2」を「第21条の3」に改める。

第25条中「第21条第4項及び第21条の2第4項」を「第21条第4項、第21条の2第4項及び第21条の3」に改める。

(警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正)

第2条 警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第13条中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第19条（見出しを含む。）中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第31条を第33条とし、第30条中「まで及び第26条」を「まで、第26条及び第28条」に改め、同条を第32条とし、第29条を第31条とし、第28条を第30条とし、第27条の次に次の2条を加える。

(子育て部分休暇)

第28条 会計年度任用職員の子育て部分休暇については、規則第27条の3の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第2項中「前条」とあるのは「第26条で準用する規則第27条の2」と、「職員に」とあるのは「会計年度任用職員に」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第3項中「子育て部分休暇の承認の請求は、別記第7号様式により行うものとする。」とあるのは「子育て部分休暇の承認の請求は、総務部長の定める様式により行うものとする。この場合において、当該会計年度任用職員の任期満了後、任命権者に引き続き任用されることを決定したものが、次の任期において子育て部分休暇を取得する場合には、次の任期の初日前においても承認の請求を行うことができる。」と、同条第4項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第5項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第6項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第7項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「任命権者」とあるのは「所属長」と、同条第8項中「別記第8号様式」とあるのは「総務部長の定める様式」と読み替えるものとする。

(子育て部分休暇を承認することができる会計年度任用職員)

第29条 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれにも該当する場合に子育て部分休暇を承認するものとする。

- (1) 1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である会計年度任用職員
- (2) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある会計年度任用

職員

第 3 3 条の次に次の 2 条を加える。

(介護についての申し出があった場合における措置等)

第 3 4 条 会計年度任用職員から介護の申出があった場合における措置等については、条例第 1 7 条の 4 の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「申告、請求」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 3 5 条 勤務環境の整備に関する措置については、条例第 1 7 条の 5 の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(警視庁警察職員勤務規程の一部改正)

第 3 条 警視庁警察職員勤務規程（平成 1 2 年 3 月 2 4 日訓令甲第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「平成 3 年法律第 1 1 0 号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「同法」を「育児休業法」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「を週休日」を削り、「設ける週休日）」を「設ける日。第 7 条の 2 の規定に基づき正規の勤務時間を割り振り、勤務時間を定める職員については、1 週間ごとの期間につき 1 日に 限り、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において設けることができる日）を週休日」に改め、「次長」の次に「のほか、所属長が特に認める職員」を加える。

第 1 5 条の 2 中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 3 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程（以下「休日休暇規程」という。）第 1 6 条の 3（この訓令による改正後の警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の会計年度任用職員勤務規程」という。）第 1 9 条において準用する場合を含む。）に規定する子どもの看護等休暇並びに休日休暇規程第 2 1 条の 3 及び改正後の会計年度任用職員勤務規程第 2 8 条に規定する子育て部分休暇に係る申請等並びにこの訓令による改正後の警視庁警察職員勤務規程第 1 5 条の 2 に規定する育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うこと

ができる。

別添え

東京消防庁訓令第 号

庁 中 一 般
消 防 署

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月23日東京消防庁訓令第16号）の一部を次のように改正する。
令和7年3月 日

東京消防庁
消防総監 吉田 義実

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第1条～第13条 [略] (特別休暇) 第14条 所属長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、 <u>子どもの看護等休暇</u> 、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2 前項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、 <u>子どもの看護等休暇</u> 、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である職員に限るものとする。 第15条～第19条の3 [略] (<u>子どもの看護等休暇</u>) 第20条 <u>子どもの看護等休暇</u> については、規則第22条の3の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「一の年」とあるのは「一	第1条～第13条 [同左] (特別休暇) 第14条 所属長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、 <u>子どもの看護休暇</u> 、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2 前項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、 <u>子どもの看護休暇</u> 、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である職員に限るものとする。 第15条～第19条の3 [同左] (<u>子どもの看護休暇</u>) 第20条 <u>子どもの看護休暇</u> については、規則第22条の3の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「一の年」とあるのは「一

の年度」と読み替えるものとする。 第21条～第28条　〔略〕 （子育て部分休暇） <u>第29条</u>　子育て部分休暇については、規則第27条の3の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「2時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（2時間を超える場合は、2時間を限度とする。）（次項において「基準時間」という。）」と、同条第2項中「前条」とあるのは「第27条で準用する規則第27条の2」と、「2時間」とあるのは「基準時間」と、同条第3項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と、同条第4項、第5項及び第7項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。 （子育て部分休暇を承認することができる職員） <u>第30条</u>　所属長は、職員子育て部分休暇を承認することができる職員については、第28条の規定を準用する。 （期間計算） 第31条　〔略〕 （特別休暇等の特例） <u>第32条</u>　同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第15条から第25条まで、第27条及び第29条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程第5条第2項に規定する任期の更新をしたとき	年度」と読み替えるものとする。 第21条～第28条　〔同左〕 〔新設〕 〔新設〕 （期間計算） <u>第29条</u>　〔同左〕 （特別休暇等の特例） <u>第30条</u>　同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第15条から第25条まで及び第27条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程第5条第2項に規定する任期の更新をしたときも同様と
--	--

も同様とする。 (1時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等) <u>第33条</u> [略] (休暇等の申請) <u>第34条</u> [略] (介護についての申出があった場合における措置等) <u>第35条</u> <u>介護についての申出があった場合における措置等について</u> <u>は、条例第17条の4の規定を準用する。この場合において、同条第1</u> <u>項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、「申告、請求」とあるのは</u> <u>「請求」と読み替えるものとする。</u> (勤務環境の整備に関する措置) <u>第36条</u> <u>勤務環境の整備に関する措置については、条例第17条の5</u> <u>の規定を準用する。</u> (委任) <u>第37条</u> [略]	する。 (1時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等) <u>第31条</u> [同左] (休暇等の申請) <u>第32条</u> [同左] [新設] [新設] (委任) <u>第33条</u> [同左]
備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附 則

- この訓令は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この訓令による改正後の東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第20条に規定する子どもの看護等休暇に係る請求等及び改正後の規程第29条に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

（行政職給料表（一）の四級の職員に相当する職員）

第四条の二 条例第十条第三項第二号に規定する東京都規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 公安職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が六級又は七級である職員

二 医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が二級である職員

三 医療職給料表（二）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員

四 医療職給料表（三）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員

（扶養親族に係る届出）

第四条の三 新たに条例第十条第一項の職員たる要件を具備するに至った職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた

場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができる場合として任命権者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第五条第一項中「条例第十一条第一項」を「前条第一項」に改め、「とする。」の下に「前条第二項に規定する場合においても、同様とする。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（扶養手当の支給の始期及び終期）

第五条の二 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第十条第一項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（任命権者が定める場合）にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で任命権者が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第四条の三第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第六条第一項中「条例第十一条」を「第四条の三」に改める。

第十二条第一項第三号を次のように改める。

三 在宅勤務等手当

第十二条第二項第一号中「十八」を「十九」に改める。

別記様式第二号表中「（表）無印の数字に無印の数字を「無印の数字に無印の数字」を「無印の数字に無印の数字」に改め、同様式（裏）中「（裏）無印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（令和七年改正条例附則第二条の規定が適用される間の読替え）

2 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の職員の給与に関する条例施行規則第四条の二、第四条の三、第五条及び第五条

の二の規定の適用については、同規則第四条の二中「条例」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第 号）附則第二条の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）」と、第四条の三、第五条及び第五条の二中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の給与に関する条例施行規則別記様式第二号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（職員の給与に関する条例第十条第三項第一号に規定する東京都規則で定める職員を定める規則の廃止）

4 職員の給与に関する条例第十条第三項第一号に規定する東京都規則で定める職員を定める規則（平成二十九年東京都規則第十一号）は、廃止する。

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和
年
月
日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則 第 号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

（教育職給料表の五級以上の職員に相当する職員）

第四条の二 条例第十二条第三項第二号に規定する教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 事務職員給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員
- 二 技術職員給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員

（扶養親族に係る届出）

第四条の三 新たに条例第十二条第一項の職員たる要件を具備するに至った職員は、その旨を速やかに教育委員会に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第五条第一項中「条例第十三条第一項」を「前条第一項」に改め、「とする。」の下に「前条第二項に規定する場合においても、同様とする。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（扶養手当の支給の始期及び終期）

第五条の二 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第十二条第一項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で教育委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第四条の三第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実

の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第六条の前に見出しとして「（届出の様式等）」を付し、同条第一項中「条例第十三条第一項」を「第四条の三」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第十二条第一項第三号を次のように改める。

三 在宅勤務等手当

第十二条第二項第一号中「十八」を「十九」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（令和七年改正条例附則第二条の規定が適用される間の読替え）

2 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の学校職員の給与に関する条例施行規則第四条の二、第四条の三、第五条及び第五条の二の規定の適用については、同規則第四条の二中「条例」とあるのは「学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第●号）附則第二

条の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）と、第四条の三、第五条及び第五条の二中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

（学校職員の給与に関する条例第十二条第三項第一号に規定する教育委員会規則で定める職員を定める規則の廃止）

3 学校職員の給与に関する条例第十二条第三項第一号に規定する教育委員会規則で定める職員を定める規則（平成二十九年東京都教育委員会規則第四号）は、廃止する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の三中「東京都の部に規定する支給地域」を「支給割合が百分の二十」に改め、「別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域（以下「都外地域」という。）にあっては」及び「を、別表上欄に掲げる支給地域以外の地域（以下「支給地域以外の地域」という。）にあっては百分の九」を削る。

第二条の四第一項中「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「都外地域」を「別表上欄に掲げる支給地域のうち支給割合が百分の二十以外の地域」に、「東京都の部に規定する支給地域」を「支給割合が百分の二十である地域」に改め、「在勤していた場合」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員であつて、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定による採用の前日に区部・多摩地域等に在勤していた者にあつては、当該在勤していた期間と当該採用の直後に区部・多摩地域等に在

勤していた期間とを合算した期間が六箇月を超えることとなる場合を含む。」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 地方公務員法第二十二條の四第一項の規定による採用の前日に区部・多摩地域等に在勤していた定年前再任用短時間勤務職員が当該採用の日に在勤する地域が別表上欄に掲げる支給地域のうち支給割合が百分の二十以外の地域である場合、当該採用を異動とみなして、前項の規定を適用する。

3 定年前再任用短時間勤務職員で次の各号に掲げる職員については、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用される前における勤務と定年前再任用短時間勤務職員としての勤務とが引き続くものとみなして、第一項の規定を適用する。

一 別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域であつて、支給割合が百分の二十以外の地域（以下「島しょ地域」という。）に勤務する者のうち、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用される前から引き続き島しょ地域に勤務する者

二 別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域（以下「都外地域」という。）で勤務する者のうち、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用される前から引き続き都外地域に勤務する者

附則第三項中「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を削り、「別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域以外の地域」を「島しょ地域又は都外地域」に改め、「及び第二條の四第三項」、「別表上欄に掲げる支給地域のうち都外地域にあつては」及び「を、支給地域以外の地域（東京都の区域に限る。）にあつては百分の九」を削る。

別表 中

「

奥多摩町

を

附 則	二										
	を「百分の十六」										
	に改める。	小笠原村	青ヶ島村	八丈町	御蔵島村	三宅村	神津島村	新島村	利島村	大島町	奥多摩町

百分の十六

に、「百分の十

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 島しょ地域（この規則による改正後の地域手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条の四第三項第一号に規定する島しょ地域をいう。以下同じ。）に勤務する職員（改正後の規則第二条の二から第二条の四までの規定により地域手当の支給額の定められる職員を除く。）の地域手当の支給額は、令和十年三月三十一日までの間、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、合計額（同条に規定する合計額をいう。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額とする。

期間の区分			割合
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	百分の四		
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の八		
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	百分の十二		

3

都外地域（改正後の規則第二条の四第三項第二号に規定する都外地域をいう。以下同じ。）に勤務する職員（改正後の規則第二条の二から第二条の四までの規定により地域手当の支給額の定められる職員を除く。）の地域手当の支給額は、令和十年三月三十一日までの間、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、合計額に百分の十二を乗じて得た額とする。

4 改正後の規則第二条の三及び第二条の四第一項の規定により地域手当の支給額の定められる職員のうち島しょ地域に勤務する職員の地域手当の支給額は、令和十年三月三十一日までの間、改正後の規則第二条、第二条の三及び第二条の四第一項並びに附則第二項の規定にかかわらず、合計額に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額とする。

期間の区分	割合
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の九
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	百分の十六

島しょ地域に勤務する職員であつて、都外地域及び学校職員の地域手当に関する規則（昭和四十三年教育委員会規則第十七号）の別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域（以下「学校職員の都外地域」という。）から異動後三年以内の者（改正後の規則第二条の四第一項に規定する異動後三年以内の者をいう。）（改正後の規則第二条の三及び第二条の四第一項並びに前項の規定により地域手当の支給額の定められる職員を除く。）の地域手当の支給額は、令和九年三月三十一日までの間、改正後の規則第二条及び附則第二項の規定にかかわらず、同条の合計額に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額とする。

期間の区分		割合
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで		百分の五・四
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで		百分の十二

6 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定による採用の前日に都外地域及び学校職員の都外地域に在勤していた定年前再任用短時間勤務職員が当該採用の日に在勤する地域が島しょ地域である場合、当該採用を異動とみなして、前項の規定を適用する。

7 改正後の規則第二条の四第二項及び第三項並びに前項の規定は、施行日以降に地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員について適用する。

8 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、改正後の規則第二条の三に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第二条の四第二項及び附則第六項の規定を適用する。

9 改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用（令和七年四月一日以降の採用に限る。以下同じ。）された職員（以下「暫定再任用職員」という。）又は改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用（令和七年四月一日以降の採用に限る。以下同じ。）された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）で島しょ地域に勤務する者のうち、地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者若しくは同法第二十八条の七の規定により勤務した後退職した者で退職前から引き続き島しょ地域に勤務するもの又は定年前再任用短時間勤務職員として勤務した後定

年退職日相当日（同法第二十二條の四第一項に規定する定年退職日相当日をいう。以下同じ。）に退職した者で退職前から引き続き島しょ地域に勤務するものにあつては退職前における勤務と暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務とが引き続きものと、同法第二十二條の四第一項の規定により採用される前から引き続き島しょ地域に勤務していた定年前再任用短時間勤務職員であつて、定年前再任用短時間勤務職員として勤務した期間中引き続き島しょ地域に勤務した後定年退職日相当日に退職した者で退職前から引き続き島しょ地域に勤務するものにあつては定年前再任用短時間勤務職員として採用される前に島しょ地域に勤務していた期間と退職前における勤務と暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務とが引き続きものと、それ以外の者にあつては暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務が引き続きものとみなして、改正後の規則第二條の四第一項及び附則第五項の規定を適用する。

10 前項の規定は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員で都外地域に勤務す

る者について準用する。この場合において、前項中「島しょ地域」とあるのは、「都外地域」と読み替えるものとする。

11 改正後の規則附則第三項の規定により地域手当の支給額の定められる職員のうち島しょ地域に勤務する職員にあつては、令和十年三月三十一日までの間、改正後の規則附則第三項の規定にかかわらず、合計額に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額とする。

期間の区分	割合
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の九
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	百分の十六

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和
年
月
日

東京都教育委員会

・ 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の三中「東京都の部に規定する支給地域」を「支給割合が百分の二十」に改め、「別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域（以下「都外地域」という。）にあつては」及び「を、別表上欄に掲げる支給地域以外の地域（以下「支給地域以外の地域」という。）にあつては百分の九」を削る。

第二条の四第一項中「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「都外地域」を「別表上欄に掲げる支給地域のうち支給割合が百分の二十以外の地域」に、「東京都の部に規定する支給地域」を「支給割合が百分の二十である地域」に改め、「場合」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員であつて、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定による採用の前日に区部・多摩地域等に在勤していた者にあ

つては、当該在勤していた期間と当該採用の直後に区部・多摩地域等に在勤していた期間とを合算した期間が六箇月を超えることとなる場合を含む。」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 地方公務員法第二十二條の四第一項の規定による採用の前日に区部・多摩地域等に在勤していた定年前再任用短時間勤務職員が当該採用の日にな勤する地域が別表上欄に掲げる支給地域のうち支給割合が百分の二十以外の地域である場合、当該採用を異動とみなして、前項の規定を適用する。

3 定年前再任用短時間勤務職員で次の各号に掲げる職員については、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用される前における勤務と定年前再任用短時間勤務職員としての勤務とが引き続くものとみなして、第一項の規定を適用する。

一 別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域であつて、支給割合が百分の二十以外の地域（以下「島しよ地域」という。）に勤務する者のうち、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用される前から引き続き島しよ

地域に勤務する者

二 別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域（以下「都外地域」という。）で勤務する者のうち、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用される前から引き続き都外地域に勤務する者

別表東京都の部奥多摩町の項の次に次のように加える。

別表中「百分の十二」を「百分の十六」に改める。

奥多摩町	大島町	利島村	新島村	神津島村	三宅村	御蔵島村	八丈町	青ヶ島村	小笠原村
百分の十六									

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 島しょ地域（この規則による改正後の学校職員の地域手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条の四第三項第一号に規定する島しょ地域をいう。以下同じ。）に勤務する職員（改正後の規則第二条の二から第二条の四までの規定により地域手当の支給額の定められる職員を除く。）の地域手当の支給額は、令和十年三月三十一日までの間、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、合計額（同条に規定する合計額をいう。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額とする。

期間の区分			割合
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	百分の四		
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の八		
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	百分の十二		

3

都外地域（改正後の規則第二条の四第三項第二号に規定する都外地域をいう。以下同じ。）に勤務する職員（改正後の規則第二条の二から第二条の四までの規定により地域手当の支給額の定められる職員を除く。）の地域手当の支給額は、令和十年三月三十一日までの間、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、合計額に百分の十二を乗じて得た額とする。

4 改正後の規則第二条の三及び第二条の四第一項の規定により地域手当の支給額の定められる職員のうち島しょ地域に勤務する職員の地域手当の支給額は、令和十年三月三十一日までの間、改正後の規則第二条、第二条の三及び第二条の四第一項の規定にかかわらず、合計額に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額とする。

期間の区分		割合
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の九	
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	百分の十六	

5 島しょ地域に勤務する職員であつて、都外地域及び地域手当に関する規則（昭和四

十三年東京都規則第十九号）の別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域（以下「学校職員以外の職員の都外地域」という。）から異動後三年以内の者（改正後の規則第二条の四第一項に規定する異動後三年以内の者をいう。）（改正後の規則第二条の三及び第二条の四第一項並びに前項の規定により地域手当の支給額の定められる職員を除く。）の地域手当の支給額は、令和九年三月三十一日までの間、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、同条の合計額に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額とする。

期間の区分		割合
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで		百分の五・四
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで		百分の十二

6 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定による採用の前日に都外地域及び学校職員以外の職員の都外地域に在勤していた定年前再任用短時間勤務職員が当該採用の日に在勤する地域が島しょ地域である場合、当該採用を異動とみなして、前項の規定を適用する。

7 改正後の規則第二条の四第二項及び第三項並びに前項の規定は、施行日以降に地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員について適用する。

8 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」と

いう。〕附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、改正後の規則第二条の三に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第二条の四第二項及び附則第六項の規定を適用する。

9 改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用（令和七年四月一日以降の採用に限る。以下同じ。〕された職員（以下「暫定再任用職員」という。〕又は改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用（令和七年四月一日以降の採用に限る。以下同じ。〕された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。〕で島しょ地域に勤務する者のうち、地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者若しくは同法第二十八条の七の規定により勤務した後退職した者で退職前から引き続き島しょ地域に勤務するもの又は定年前再任用短時間勤務職員として勤務した後定年退職日相当日（同法第二十二条の四第一項に規定する定年退職日相当日をいう。以下同じ。〕に退職した者で退職前から引き続き島しょ地域に勤務するものにあつては退職前における勤務と暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期にお

ける勤務とが引き続きものと、同法第二十二條の四第一項の規定により採用される前から引き続き島しょ地域に勤務していた定年前再任用短時間勤務職員であつて、定年前再任用短時間勤務職員として勤務した期間中引き続き島しょ地域に勤務した後定年退職日相当日に退職した者で退職前から引き続き島しょ地域に勤務するものにあつては定年前再任用短時間勤務職員として採用される前に島しょ地域に勤務していた期間と退職前における勤務と暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務とが引き続きものと、それ以外の者にあつては暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務が引き続きものとみなして、改正後の規則第二條の四第一項及び附則第五項の規定を適用する。

10 前項の規定は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員で都外地域に勤務する者について準用する。この場合において、前項中「島しょ地域」とあるのは、「都外地域」と読み替えるものとする。

東京都訓令第 号

庁 中 一 般
支 庁
事 業 所

特
地
勤
務
手
当
等
支
給
規
程
（
昭
和
六
十
二
年
東
京
都
訓
令
第
九
号
）
の
一
部
を
次
の
よ
う
に
改
正
す
る
。

令和 年 月 日

東京都知事 小 池 百合子

第
四
条
中
「
特
地
手
当
の
支
給
を
受
け
る
職
員
が
地
域
手
当
の
支
給
を
受
け
る
場
合
に
お
け
る
」
を
「
次
の
各
号
に
掲
げ
る
職
員
の
」
に
、
「
前
条
の
規
定
に
よ
る
特
地
手
当
の
月
額
か
ら
そ
の
職
員
に
支
給
す
る
こ
と
と
さ
れ
て
い
る
地
域
手
当
の
月
額
に
相
当
す
る
額
を
減
じ
て
得
た
」
を
「
当
該
各
号
に
定
め
る
」
に
改
め
、
同
条
た
だ
し
書
を
削
り
、
同
条
に
次
の
二
号
を
加
え
る
。

一 地
域
手
当
に
関
す
る
規
則
（
昭
和
四
十
三
年
東
京
都
規
則
第
十
九
号
）
第
二
条
に
定
め
る
額
の
地
域
手
当
の
支
給
を
受
け
る
職
員
 前
条
の
規
定
に
よ
る
特
地
手
当
の
月
額
か
ら
そ
の
職
員
に
支
給
す
る
こ
と
と
さ
れ
て
い
る
地
域
手
当
の
月
額
に
相
当
す
る
額
（
前
条
の
規
定
に
よ
る
特
地
手
当
の
月
額
を
限
度
と
す
る
。）
を
減
じ
て
得
た
額

二 地
域
手
当
に
関
す
る
規
則
第
二
条
の
三
又
は
第
二
条
の
四
に
定
め
る
額
の
地
域
手
当
の
支
給
を

受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に百分の五十五（以下「調整割合」という。）を乗じて得た額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額

第七条中「第四条」を「第四条第一号」に改め、「相当する額」の下に「、同条第二号の規定による地域手当の月額に調整割合を乗じて得た額」を加える。

附 則

1 この訓令は、令和九年四月一日から施行する。

2 この訓令による改正後の特地勤務手当等支給規程（以下「改正後の規程」という。）の適用については、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間、改正後の規程第四条第二号中「百分の五十五」とあるのは、「百分の四十三」とする。

訓令甲第 号

特地勤務手当等支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月 日

警視總監 迫 田 裕 治

特地勤務手当等支給規程の一部を改正する規程

特地勤務手当等支給規程（昭和62年4月1日訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「特地手当の支給を受ける職員が地域手当の支給を受ける場合における」を「次の各号に掲げる職員の」に、「前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額を減じて得た」を「当該各号に定める」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の2号を加える。

- (1) 地域手当に関する規則（昭和43年東京都規則第19号）第2条に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額
- (2) 地域手当に関する規則第2条の3又は第2条の4に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に100分の55（以下「調整割合」という。）を乗じて得た額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額

第7条中「第4条」を「第4条第1号」に改め、「相当する額」の次に「、同条第2号の規定による地域手当の月額に調整割合を乗じて得た額」を加える。

附 則

- 1 この訓令は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の特地勤務手当等支給規程（以下「改正後の規程」という。）の適用については、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間、改正後の規程第4条第2号中「100分の55」とあるのは、「100分の43」とする。

●東京海区漁業調整委員会訓令第 号

東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

東京海区漁業調整委員会

第四条中「特地手当の支給を受ける職員が地域手当の支給を受ける場合における」を「次の各号に掲げる職員の」に、「前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額を減じて得た」を「当該各号に定める」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の二号を加える。

一 地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）第二条に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額

二 地域手当に関する規則第二条の三又は第二条の四に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に百分の五十五（以下「調整割合」という。）を乗じて得た額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額

第七条中「第四条」を「第四条第一号」に改め、「相当する額」の下に「、同条第二号の規定による地域手当の月額に調整割合を乗じて得た額」を加える。

附 則

1 この訓令は、令和九年四月一日から施行する。

2 この訓令による改正後の東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程（以下「改正後の訓令」という。）の適用については、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間、改正後の訓令第四条第二号中「百分の五十五」とあるのは、「百分の四十三」とする。

●東京都教育委員会訓令第 号

教 育 庁

教 育 庁 出 張 所

東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程（昭和六十二年東京都教育委員会訓令第 八号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

東 京 都 教 育 委 員 会

第四条中「特地手当の支給を受ける職員が地域手当の支給を受ける場合における」を「次の各号に掲げる職員の」に、「前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額を減じて得た」を「当該各号に定める」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の二号を加える。

一 地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）第二条に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額

二 地域手当に関する規則第二条の三又は第二条の四に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特手手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に百分の五十五（以下「調整割合」という。）を乗じて得た額（前条の規定による特手手当の月額を限度とする。）を減じて得た額

第七条中「第四条」を「第四条第一号」に改め、「相当する額」の下に「、同条第二号の規定による地域手当の月額に調整割合を乗じて得た額」を加える。

附 則

1 この訓令は、令和九年四月一日から施行する。

2 この訓令による改正後の東京都教育委員会職員の特手勤務手当等支給規程（以下「改正後の規程」という。）の適用については、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間、改正後の規程第四条第二号中「百分の五十五」とあるのは、「百分の四十三」とする。

●東京都教育委員会訓令第 号

都立大島高等学校

都立三宅高等学校

都立八丈高等学校

都立小笠原高等学校

都立新島高等学校

都立神津高等学校

都立大島海洋国際高等学校

都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程（昭和六十二年東京都教育委員会訓
令第九号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

東京都教育委員会

第四条中「特地手当の支給を受ける職員が地域手当の支給を受ける場合における」を

「次の各号に掲げる職員の」に、「前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額を減じて得た」を「当該各号に定める」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の二号を加える。

一 地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）第二条に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額

二 地域手当に関する規則第二条の三又は第二条の四に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に百分の五十五（以下「調整割合」という。）を乗じて得た額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額

第七条中「第四条」を「第四条第一号」に改め、「相当する額」の下に「、同条第二号の規定による地域手当の月額に調整割合を乗じて得た額」を加える。

附 則

1 この訓令は、令和九年四月一日から施行する。

2 この訓令による改正後の都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程（以下

「改正後の規程」という。）の適用については、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間、改正後の規程第四条第二号中「百分の五十五」とあるのは、「百分の四十三」とする。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和 年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「へき地手当の支給を受ける職員が地域手当の支給を受ける場合における」を「次の各号に掲げる職員の」に、「前条の規定によるへき地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額を減じて得た」を「当該各号に定める」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の二号を加える。

一 学校職員の地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第十七号）

第二条に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定によるへき地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額（前条の規定によるへき地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額

二 学校職員の地域手当に関する規則第二条の三又は第二条の四に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定によるへき地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に百分の五十五（以下「調整割合」という。）を乗じて得た額（前条の規定によるへき地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額

第七条中「第四条」を「第四条第一号」に改め、「相当する額」の下に「、同条第二号の規定による地域手当の月額に調整割合を乗じて得た額」を加える。

別表第一 五級地の部小笠原村立母島小学校の項を削り、同部小笠原村立母島中学校の項中「小笠原村立母島中学校」を「小笠原村立母島小中学校」に改める。

附 則

1 この規則は、令和九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後のへき地手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の適用については、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間、改正後の規則第四条第二号中「百分の五十五」とあるのは、「百分の四十三」とする。

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年東京都規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十条第二項第一号」を「第十一条の三第一項第二号」に改める。

第五条第一号を削り、同条第二号中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転」

を「条例第十二条の二第一項に規定する異動等（以下この条において「異動等」とい

う。）」に、「異動又は公署の移転」を「異動等」に改め、同号を同条第一号とし、同条

第三号から第六号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転」及び

「異動又は公署の移転」を「異動等」に改め、同条中第三号から第六号までを一号ずつ

繰り上げ、第七号を削り、第八号を第六号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職員の単身赴任手当に関する規則第五条の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者についても適用する。

（職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

3 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和四年東京都規則第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和
年
月
日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十二条第二項第一号」を「第十三条の三第一項第二号」に改める。

第五条第一号を削り、同条第二号中「学校を異にする異動又は在勤する学校の移転」を「条例第十四条の二第一項に規定する異動等（以下この条において「異動等」という。）」に、「異動又は学校の移転」を「異動等」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号から第六号までの規定中「学校を異にする異動又は在勤する学校の移転」及び「異動又は学校の移転」を「異動等」に改め、同条中第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、第八号を第六号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の学校職員の単身赴任手当に関する規則第五条の規定は、こ

の規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者についても適用する。

（学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

3 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和四年東京都教育委員会規則第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

職員の在宅勤務等手当に関する規則

（目的）

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「条例」という。）第十二条の三の規定に基づき、在宅勤務等手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

（在宅勤務等の場所）

第二条 条例第十二条の三第一項の東京都規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 職員が介護を行う要介護者の自宅
- 二 前号に掲げる場所に準ずる場所として所属長が認めるもの

（正規の勤務時間から除かれる時間）

第三条 条例第十二条の三第一項の東京都規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- 一 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）第十条の四第一項に規定する超勤代休時間又は条例第十四条第一項に規定する休日に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）
- 二 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があつた時間

（一箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間）

第四条 条例第十二条の三第一項の東京都規則で定める期間は、三箇月とする。

（確認）

第五条 所属長は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第十二条の三第一項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 所属長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

（支給方法等）

第六条 在宅勤務等手当の支給については、次項から第四項までに定める場合を除き、給料支給の例による。

2 月の初日において、条例第十九条の二に規定する職員その他の在宅勤務等手当を支給できない場合に該当する職員には、その月の在宅勤務等手当を支給しない。

3 在宅勤務等手当の額は、条例第八条の規定により給料額が日割りによって計算される場合においても、日割りによって計算しない。

4 職員が所属長を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日における職員の所属長において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

（支給期間等）

第七条 職員が新たに条例第十二条の三第一項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する東京都規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

（委任）

第八条 この規則の実施に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

学校職員の在宅勤務等手当に関する規則を公布する。
令和 年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の在宅勤務等手当に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「条例」という。）第十四条の三の規定に基づき、在宅勤務等手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(在宅勤務等の場所)

第二条 条例第十四条の三第一項の教育委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 職員が介護を行う要介護者の自宅
 - 二 前号に掲げる場所に準ずる場所として所属長が認めるもの
- （正規の勤務時間から除かれる時間）

第三条 条例第十四条の三第一項の教育委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- 一 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）第十一条の四第一項に規定する超勤代休時間又は条例第十六条第一項に規定す

る休日に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

二 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があつた時間

（一箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間）

第四条 条例第十四条の三第一項の教育委員会規則で定める期間は、三箇月とする。

（確認）

第五条 所属長は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第十四条の三第一項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 所属長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

（支給方法等）

第六条 在宅勤務等手当の支給については、次項から第四項までに定める場合を除き、給料支給の例による。

2 月の初日において、条例第二十二条に規定する職員その他の在宅勤務等手当を支給できない場合に該当する職員には、その月の在宅勤務等手当を支給しない。

3 在宅勤務等手当の額は、条例第十条の規定により給料額が日割りによって計算される場合においても、日割りによって計算しない。

4 職員が所属長を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日における職員の所属長において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

（支給期間等）

第七条 職員が新たに条例第十四条の三第一項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する教育委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

（委任）

第八条 この規則の実施に関し必要な事項は、東京都教育委員会教育長が定める。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）
の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「(3)」の下に「及び(9)」を加える。

附則第六項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。
別表5の部(3)の項中「千三百円」を「千五百円」に改め、同部(8)の項の次に次のよう
に加える。

(9)	食肉衛生検査所に所属する一般技能職員が、と畜検査業務に従	日額	九百円
	事したとき。		

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、
附則第六項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前にこの規則による改正前の東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行

規則に規定する業務に従事したことに より支給することとなつた特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都教育委員会職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

別表第一 10 の部 (1) の項中「オートモビル工学科」を「ものづくり工学科」に改め、同表 13 の部 (2) の項中「修学旅行等」の下に「又は教育委員会（東京都教育委員会又は区市町村教育委員会をいう。以下同じ。）その他の公的機関、公共的機関若しくは民間団体等が実施する事業（当該事業に参加しようとする学校において、学校教育活動の一環として位置付けたものに限る。以下同じ。）」を加える。

別表第二 (2) の項中「修学旅行等」の下に「又は教育委員会その他の公的機関、公共的機関若しくは民間団体等が実施する事業」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前にこの規則による改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

（有害薬品取扱手当に関する措置）

- 3 施行日からオートモビル工学科に在学している者が当該学科に在学しなくなるまでの間における、この規則による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則別表第一10の項の規定の適用については、同項中「ものづくり工学科」とあるのは、「オートモビル工学科、ものづくり工学科」とする。

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十二條から第二十四條まで」を「第二十三條、第二十四條」に改める。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

別表1の部(1)の項アを削り、同項イ中「、警備第二課」を削り、「サイバー犯罪対策課」の下に「、組織犯罪対策総務課、犯罪収益対策課、国際犯罪対策課、暴力団対策課、薬物銃器対策課」を、「警視庁生活安全特別捜査隊」の下に「、警視庁組織犯罪対策特別捜査隊」を加え、「管理職員」を「職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第九条の二に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職員、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十二号）第四条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「管理職員」と総称する。）」に改め、同項中イをアとし、ウからオまでをイからエまでとし、同表1の項中「イ並びに」を削り、同表4の部(1)の項中「警備第一課」の下に「、警備第二課」を加え、同表12の項中「六百七十円」を「七百三十円」

に改め、同表 20 の項を次のように改める。

20	削除			
----	----	--	--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規則による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

宿日直手当支給規程（昭和三十五年東京都訓令甲第四十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

東京都知事 小池百合子

庁 中 一 般
事 業 所

第二條の表中

勤務時間	支給額
五時間以上の場合	六、一〇〇円
五時間未満の場合	三、〇五〇円
五時間以上の場合	三〇、〇〇〇円
五時間未満の場合	一五、〇〇〇円
五時間以上の場合	六、七〇〇円
五時間未満の場合	三、三五〇円

を

支給額
六、一〇〇円
三〇、〇〇〇円
六、七〇〇円

に改

める。

附 則

1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

2 この訓令による改正後の宿日直手当支給規程の規定は、令和七年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。

● 東京都教育委員会訓令第 号

宿日直手当支給規程（昭和三十四年東京都教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

第二条の表を次のように改める。

勤務区分	単位	支給額
------	----	-----

東京都教育委員会

都立小学校	都立中学校	都立特別支援学校	都立中等教育学校	都立高等学校	事業所	教育庁出張所	教育庁	教育庁	教育庁
-------	-------	----------	----------	--------	-----	--------	-----	-----	-----

宿日直勤務に服した職員

一回につき

六、一〇〇円

附 則

1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

2 この訓令による改正後の宿日直手当支給規程の規定は、令和七年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。

訓令甲第 号

宿日直手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年 月 日

警視總監 迫 田 裕 治

宿日直手当支給規程の一部を改正する規程

宿日直手当支給規程（昭和43年3月25日訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「		を	「		に改める。
勤務時間	支給額		支給額		
5 時間以上	6, 1 0 0 円		6, 1 0 0 円		
5 時間未満	3, 0 5 0 円				
5 時間以上	6, 2 0 0 円		6, 2 0 0 円		
5 時間未満	3, 1 0 0 円				
5 時間以上	7, 9 0 0 円		7, 9 0 0 円		
5 時間未満	3, 9 5 0 円				
5 時間以上	6, 7 0 0 円	」			」
5 時間未満	3, 3 5 0 円		6, 7 0 0 円		

附 則

- この訓令は、令和7年4月1日から施行する。
- この訓令による改正後の宿日直手当支給規程の規定は、令和7年4月1日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。

学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和 年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則
 学校職員の宿日直手当支給に関する規則（昭和三十一年東京都教育委員会規則第二十
 四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

勤務区分	単位	支給額
宿日直勤務に服した学校職員	一回につき	六、一〇〇円

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の学校職員の宿日直手当支給に関する規則の規定は、令和七
 年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年東京都規則第四百号）の一部を

次のように改正する。

第二条第一項中「第十八条の三第三項第一号」を「第十八条の三第三項」に改め、同条第二項を削る。

第三条第二項を削り、同条第一項中「第十八条の三第三項第二号」を「第十八条の三第三項第二号イ」に改め、同項に次の二号を加える。

三 任期付職員採用条例第二条第一項の規定により採用された職員については、任期付職員採用条例第四条第一項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 五号給、六号給若しくは七号給又は任期付職員採用条例第四条第三項の規定による給料月額 六千円

ロ 三号給又は四号給 五千円

ハ 一号給又は二号給 四千円

四 任期付職員採用条例第四条第一号の規定により採用された職員については、任期付職員採用条例第七条第一項の給料表の号給又は同条第四項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 五号給若しくは六号給又は任期付職員採用条例第七条第四項の規定による給料月額 六千円

ロ 三号給又は四号給 五千円

ハ 一号給又は二号給 四千円

第三条中第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第十八条の三第三項第一号イの東京都規則で定める額は、次に定める額とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

第二十二條の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員で条例第九条の二第一項の規定に基づき指定するものについては、その占める職に応じて同条並びに給料の特別調整額に関する規程（昭和三十三年東京都訓令甲第十号。以下「特別調整額規程」という。）及びこれに類する規程の規定により定められた給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分一、区分二、区分三、区分四又は区分五 一万二千元

ロ 区分六、区分七、区分八又は区分九 一万元

ハ 区分十 八千元

ニ 区分十一 五千元

ホ 区分十二 四千元

二 定年前再任用短時間勤務職員で条例第九条の二第一項の規定に基づき指定するものについては、その占める職に応じて同条並びに特別調整額規程及びこれに類する規程の規定により定められた給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ	区分一、区分二、区分三、区分四又は区分五	一万一千円
ロ	区分六、区分七、区分八又は区分九	九千円
ハ	区分十	七千円
ニ	区分十一	四千円
ホ	区分十二	三千円
三	任期付職員採用条例第二条第一項の規定により採用された職員については、任期付職員採用条例第四条第一項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額	
イ	五号給、六号給若しくは七号給又は任期付職員採用条例第四条第三項の規定による給料月額	一万二千元
ロ	三号給又は四号給	一万円
ハ	一号給又は二号給	八千円
四	任期付職員採用条例第四条第一号の規定により採用された職員については、任期付職員採用条例第七条第一項の給料表の号給又は同条第四項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額	
イ	五号給若しくは六号給又は任期付職員採用条例第七条第四項の規定による給料月額	一万二千元
ロ	三号給又は四号給	一万円
ハ	一号給又は二号給	八千円

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 次に掲げる場合には、条例第十八条の三第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第十八条の三第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二 条例第十八条の三第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合

附則 第二項中「第二条第二項第一号及び第三条第一項第一号及び第二項第一号」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和 年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年東京都教育委員会規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十一条の二第三項第一号」を「第二十一条の二第三項」に改め、同条第二項を削る。

第三条第一項に次の一号を加える。

三 任期付職員採用条例第二条第一項の規定により採用された職員については、任期付職員採用条例第四条第一項の給料表の号給に応じ、それぞれ次に定める額

イ 五号給又は六号給 六千円

ロ 三号給又は四号給 五千円

ハ 一号給又は二号給 四千円

第三条第二項を削り、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第二十一条の二第三項第一号の教育委員会規則で定める額は、次に定める額とする。

- 一 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員で条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受けるものについては、その占める職に応じて同条第二項及び管理職手当支給に関する規則（昭和三十三年東京都教育委員会規則第二十一号。以下「管理職手当支給規則」という。）の規定により定められた管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 区分六、区分七又は区分九 一万円
- ロ 区分十 八千円
- 二 定年前再任用短時間勤務職員で条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受けるものについては、その占める職に応じて同条第二項及び管理職手当支給規則の規定により定められた管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 区分六、区分七又は区分九 九千円
- ロ 区分十 七千円
- 三 任期付職員採用条例第二条第一項の規定により採用された職員については、任期付職員採用条例第四条第一項の給料表の号給に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 五号給又は六号給 一万二千円

ロ 三号給又は四号給 一万円

ハ 一号給又は二号給 八千円

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 次に掲げる場合には、条例第二十一条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第二十一条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二 条例第二十一条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合

附則第二項中「第二条第二項第一号及び第三条第一項第一号」を「第三条第一項第一号及び第二項第一号」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第四項第三号中「部分休業」の下に「及び勤務時間条例第十七条の三に規定する子育て部分休暇」を加える。

第三条の四第一項第一号中「一万分の一万七百八十」を「一万分の一万三百四十」に、「一万分の一万四千六百九十九」を「一万分の一万四千九十九」に改め、同項第三号中「一万分の二万五千」を「一万分の二万四千五百」に改め、同項第九号中「一万分の五千四百」を「一万分の五千七百七十五」に、「一万分の七千」を「一万分の六千五百」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千百十七・五」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「一万分の六千二百三十」を「一万分の六千七・五」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「一万分の五千七百二十」を「一万分の五千五百」に、「一万分の七千七百九十九」を「一万分の七千四百九十九」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「前四号」を「前各号」に、「一万分の一万一千二十五」を「一万分の九千七百五十二・五」に、「一万分の一万七千」を「一万分の一万六千五百」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「一万分の一万九百二・五」を「一万分の九千六百三十五」に、「一万分の一万八千」を「一万分の一万七千五百」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東

京都条例第百六十一号）第四条第一項の給料表の適用を受ける職員 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一万八千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

第三条の四第二項中「第三号まで、第六号又は第七号」を「第四号まで、第七号又は第八号」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「第四号、第五号、第八号又は第九号」を「第五号、第六号、第九号又は第十号」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第二介護時間に相当する休暇の項の次に次のように加える。

子育て部分休暇に相当する休暇	子育て部分休暇
----------------	---------

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和
年
月
日

東京都教育委員会

・ 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第四項第三号中「部分休業」の下に「及び勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇」を加える。

第三条の四第一項第一号中「一万分の二万五千」を「一万分の二万四千五百」に改め、同項第六号中「一万分の五千四百」を「一万分の五千百七十五」に、「一万分の七千」を「一万分の六千五百」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千百十七・五」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「一万分の六千二百三十」を「一万分の六千七・五」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「一万分の一万一千二十五」を「一万分の九千七百五十二・五」に、「一万分の一万七千」を「一万分の一万六千五百」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「一万分の一万九百二・五」を「一万分の九千六百三十五」に、「一万分の一万八千」を「一万分の一万七千五百」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号）第四条第一項の給料表の適用を受ける職員 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一万八千五百以下の範囲内で教育委員会が人事

委員会の承認を得て定める割合

第三条の四第二項中「及び第四号」を「、第二号又は第五号」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「第二号、第三号、第五号又は第六号」を「第三号、第四号、第六号又は第七号」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第二介護時間に相当する休暇の項の次に次のように加える。

子育て部分休暇に相当する休暇

子育て部分休暇

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条

例施行規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則
(昭和六十三年東京都規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「通勤手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、同条第三項
中「第三条の四第一項第一号から第九号まで」を「第三条の四第一項各号」に、
「第三条の四第一項第一号から第六号まで」を「第三条の四第一項各号」に改め
る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「定める報酬」の下に「、給与条例第十二条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 給与条例第十二条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する第一種報酬については、給与条例第十二条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは、「所定の勤務時間」と読み替えるものとする。

5 職員であつて、学校職員であるものに対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第十二条の三の規定」とあるのは、「学校職員給与条例第十四条の三の規定」とする。

第九条第四項及び第十条第三項中「二千六百元」を「七千五百円」に改める。

第二十一条第一項第一号中「第一種報酬（」の下に「給与条例第十二条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬及び」を加える。

第二十七条第二項第三号中「含む。」の下に「から勤務を割り振られていない日を除いた日」を加え、同条第三項第三号中「部分休業」の下に「及び勤務時間条例第十七条の三又は学校職員勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇」を加える。

第二十八条第一項中「一万分の一万一千四百四十七・五」を「一万分の一万六千九十二・

五」に、「第三条の四第一項第五号」を「第三条の四第一項第六号」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附則第四項中「中」「給与条例」を「中」「及び給与条例」に、「給与条例第十三条」を「、給与条例第十三条」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和 年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十四条」と「の下に」、「第十二条の三」とあるのは「第十四条の三」とを加える。

第十八条の二第二項、第三項及び第四項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第二十条を次のように改める。

（子育て部分休暇）

第二十条 教育委員会は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する時間講師（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる時間講師を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「子育て部分休暇」という。）を承認す

るものとする。

2 時間講師の子育て部分休暇については、勤務時間規則第二十八条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する時間講師について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第十九条第二項で準用する勤務時間規則第二十八条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。」この場合において、当該時間講師の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した時間講師が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

3 教育委員会は、時間講師が次の各号のいずれにも該当する場合は子育て部分休暇を承認するものとする。

一 一週間の所定の勤務日数が三日以上である時間講師
二 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある時間講師
4 時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を数校兼ねて勤務しているときは、各

学校における一週間の所定の勤務日数を通算して当該学校ごとに子育て部分休暇を承認する。

5 子育て部分休暇の承認期間については、当該年度において各学校で承認した期間を通算するものとする。

第二十一条の次に次の二条を加える。

（介護についての申出があつた場合における措置等）

第二十一条の二 介護についての申出があつた場合における措置等については、勤務時間条例第十八条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「請求又は申請（次条において「請求等」という。）」とあるのは「申請」と読み替えるものとする。

（勤務環境の整備に関する措置）

第二十一条の三 勤務環境の整備に関する措置については、勤務時間条例第十八条の五の規定を準用する。この場合において、同条中「請求等」とあるのは「申請」と読み替えるものとする。

第二十二条第一項第一号中「額」の下に「及び学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。）第十四条の三に規定する在

宅勤務等手当に相当する報酬」を加え、同項第二号中「学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。）を「給与条例」に改め、同条第五項中「二千六百元」を「七千五百円」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 給与条例第十四条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する第一種報酬については、給与条例第十四条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「所定の勤務時間」と読み替えるものとする。

第二十三条の二第一項中「定める額」の下に「及び給与条例第十四条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬の額を一月当たりの所定の勤務時間で除して得た額（円位未満の端数を生ずるときは、その端数が五十銭以上のときは一円とし、五十銭未満のときは切り捨てる。）の合計額」を加える。

第三十条第一項中「第一種報酬」の下に「（給与条例第十四条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第三十六条第二項第三号中「含む。」の下に「から勤務を割り振られていない日を除いた日」を加え、同条第三項第三号中「部分休業」の下に「及び条例第五条第一項第五号に規定する子育て部分休暇」を加える。

第三十七条第一項中「一万分の一萬一千百四十七・五」を「一万分の一萬六百九十二・五」に、「第三条の四第一項第三号」を「第三条の四第一項第四号」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第四十二条第三項中「第十九条」の下に「、第二十条、第二十一条の二、第二十一条の三」を加える。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則第十八条の二に規定する子どもの看護等休暇に係る請求等及び同規則第二十条に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和 年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第十四条」と「の下に」、「第十二条の三」とあるのは「第十四条の三」とを加える。

第二十二条の二の次に次の一条を加える。

（子育て部分休暇）

第二十二条の三 教育委員会は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する日勤講師（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる日勤講師を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。

2 日勤講師の子育て部分休暇については、勤務時間規則第二十八条の三の規定を準用

する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する日勤講師について定められた勤務時間」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十条の二第二項で準用する勤務時間規則第二十八条の二」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。」の場合において、当該日勤講師の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した日勤講師が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

3 教育委員会は、日勤講師が一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある場合に子育て部分休暇を承認するものとする。

第二十四条中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第二十五条の次に次の二条を加える。

（介護についての申出があつた場合における措置等）

第二十五条の二 介護についての申出があつた場合における措置等については、勤務時間条例第十八条の四の規定を準用する。

（勤務環境の整備に関する措置）

第二十五条の三 勤務環境の整備に関する措置については、勤務時間条例第十八条の五

の規定を準用する。

第二十六条第一項第一号中「額」の下に「、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。）第十四条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬」を加え、同項第二号中「学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改め、同条第四項中「準用し、別表第三に定める額」の下に「及び給与条例第十四条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬」を、「算定方法は、別表第三に定める額」の下に「及び給与条例第十四条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬の額の合計額」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 給与条例第十四条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する第一種報酬については、給与条例第十四条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「所定の勤務時間」と読み替えるものとする。

第二十八条第一項中「定める額」の下に「及び給与条例第十四条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬の額の合計額」を加える。

第三十四条第一項中「第一種報酬（）」の下に「給与条例第十四条の三に規定する在宅

勤務等手当に相当する報酬及び」を加える。

第四十条第二項第三号中「含む。」の下に「から勤務を割り振られていない日を除いた日」を加え、同条第三項第三号中「部分休業」の下に「及び条例第十条において準用する条例第五条第一項第五号に規定する子育て部分休暇」を加える。

第四十一条第一項中「一万分の一万一千百四十七・五」を「一万分の一万六百九十二・五」に、「第三条の四第一項第三号」を「第三条の四第一項第四号」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第四十六条第三項第一号中「第二十二條の二第一項及び第三項」の下に「、第二十二條の三第一項及び第三項」を加え、同項第二号中「並びに第二十五条において準用する勤務時間規則第三十条第二項」を「、第二十二條の三第二項において準用する勤務時間規則第二十八條の三第四項、第六項及び第七項、第二十五条において準用する勤務時間規則第三十条第二項、第二十五条の二において準用する勤務時間条例第十八條の四第一項及び第二項並びに第二十五条の三において準用する勤務時間条例第十八條の五」に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日

から施行する。

2

この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則第二十一条に規定する子どもの看護等休暇に係る請求等及び同規則第二十二條の三に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

承認事項改正案文一覧

～ 目 次 ～

Ⅲ 人事委員会承認事項の一部改正

- 1 昇給に関する基準について（知事外7任命権者）＜申請・協議＞（2頁）
- 2 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（6頁）
- 3 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事外8任命権者）（8頁）
- 4 会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（知事外7任命権者）（37頁）
- 5 勤務1時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について（警視）（43頁）

「昇給に関する基準について」（平成18年 3 月17日付17人委任第155号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
昇給に関する基準	昇給に関する基準
第 1 から第 3 まで （現行のとおり）	第 1 から第 3 まで （略）
第 4 昇給の決定	第 4 昇給の決定
1 から 3 まで （現行のとおり）	1 から 3 まで （略）
4 隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算	4 隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算
(1) 昇給日の前年の 4 月 1 日から昇給日の属する年の 3 月31日までの期間において、次に掲げる各号のいずれかのうち必要と認められる行政機関等に勤務する者（1 の規定により昇給を決定される者（定期評定が行われなかった職員を除く。）で、勤務の成績の区分が「中位」以上の場合に限る。）については、勤務した年度の翌年度に、1 の規定により決定された昇給の号給数に、下表に定める勤務期間に応じた号給数を加算する。ただし、①（④において①に準ずる場合を含む。）以外に勤務する者（その者が現に受ける地域手当の支給割合が <u>百分の十六</u> である場合を除く。）については、当該行政機関への勤務命令を直接の原因として住居の移転を伴って赴任し勤務する場合に限り加算する。	(1) 昇給日の前年の 4 月 1 日から昇給日の属する年の 3 月31日までの期間において、次に掲げる各号のいずれかのうち必要と認められる行政機関等に勤務する者（1 の規定により昇給を決定される者（定期評定が行われなかった職員を除く。）で、勤務の成績の区分が「中位」以上の場合に限る。）については、勤務した年度の翌年度に、1 の規定により決定された昇給の号給数に、下表に定める勤務期間に応じた号給数を加算する。ただし、①（④において①に準ずる場合を含む。）以外に勤務する者（その者が現に受ける地域手当の支給割合が <u>百分の十二</u> である場合を除く。）については、当該行政機関への勤務命令を直接の原因として住居の移転を伴って赴任し勤務する場合に限り加算する。
①から④まで （現行のとおり）	①から④まで （略）
(2)から(4)まで （現行のとおり）	(2)から(4)まで （略）
5 及び 6 （現行のとおり）	5 及び 6 （略）
第 5 から第12まで （現行のとおり）	第 5 から第12まで （略）
附 則	
<u>1 改正後のこの基準は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。</u>	
<u>2 令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日までの昇給に関する第 4 の 4 の規定の適用については、「百分の十六」とあるのは「百分の十二」に読み替える。</u>	

「昇給に関する基準について」（平成18年3月23日付17人委任第166号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
昇給に関する基準 第1から第3まで（現行のとおり） 第4 昇給の決定 1から3まで（現行のとおり） 4 隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算 (1) 昇給日の前年の4月1日から昇給日の属する年の3月31日までの期間において、次に掲げる各号のいずれかのうち必要と認められる行政機関等又は教育機関（以下「行政機関等」という。）に勤務する者（1の規定により昇給を決定される者（定期評定等が行われた職員及び定期評定等に相当する評定が行われたと東京都教育委員会教育長が認める職員に限る。）で、勤務の成績の区分が「中位」以上の場合に限る。）については、勤務した年度の翌年度に、1の規定により決定された昇給の号給数に、下表に定める勤務期間に応じた号給数を加算する。ただし、①（④において①に準ずる場合を含む。）以外に勤務する者（その者が現に受ける地域手当の支給割合が百分の十六である場合を除く。）については、当該行政機関への勤務命令を直接の原因として住居の移転を伴って赴任し勤務する場合に限り加算する。 ①から④まで（現行のとおり） (2) から (4) まで（現行のとおり） 5 及び 6 （現行のとおり） 第5から第12まで（現行のとおり） 附 則 <u>1 改正後のこの基準は、令和7年4月1日から適用する。</u> <u>2 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの昇給に関する第4の4の規定の適用については、「百分の十六」とあるのは「百分の十二」に読み替える。</u>	昇給に関する基準 第1から第3まで（略） 第4 昇給の決定 1から3まで（略） 4 隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算 (1) 昇給日の前年の4月1日から昇給日の属する年の3月31日までの期間において、次に掲げる各号のいずれかのうち必要と認められる行政機関等又は教育機関（以下「行政機関等」という。）に勤務する者（1の規定により昇給を決定される者（定期評定等が行われた職員及び定期評定等に相当する評定が行われたと東京都教育委員会教育長が認める職員に限る。）で、勤務の成績の区分が「中位」以上の場合に限る。）については、勤務した年度の翌年度に、1の規定により決定された昇給の号給数に、下表に定める勤務期間に応じた号給数を加算する。ただし、①（④において①に準ずる場合を含む。）以外に勤務する者（その者が現に受ける地域手当の支給割合が百分の十二である場合を除く。）については、当該行政機関への勤務命令を直接の原因として住居の移転を伴って赴任し勤務する場合に限り加算する。 ①から④まで（略） (2) から (4) まで（略） 5 及び 6 （略） 第5から第12まで（略）

【別紙 1】

「昇給に関する基準」（平成 18 年 3 月 17 日付 17 人委任第 155 号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
昇給に関する基準	昇給に関する基準
第 1 から第 3 まで （現行のとおり）	第 1 から第 3 まで （略）
第 4 昇給の決定	第 4 昇給の決定
1 から 3 まで （現行のとおり）	1 から 3 まで （略）
4 隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算	4 隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算
(1) 昇給日の前年の 4 月 1 日から昇給日の属する年の 3 月 31 日までの期間において、次に掲げる各号のいずれかのうち必要と認められる行政機関等に勤務する者（1 の規定により昇給を決定される者（人事評価が行われなかった職員を除く。）で、勤務の成績の区分が「中位」以上の場合に限る。）については、勤務した年度の翌年度に、1 の規定により決定された昇給の号給数に、下表に定める勤務期間に応じた号給数を加算する。ただし、①（③において①に準ずる場合を含む。）以外に勤務する者（その者が現に受ける地域手当の支給割合が <u>百分の十六</u> である場合を除く。）については、当該行政機関への勤務命令を直接の原因として住居の移転を伴って赴任し勤務する場合に限り加算する。	(1) 昇給日の前年の 4 月 1 日から昇給日の属する年の 3 月 31 日までの期間において、次に掲げる各号のいずれかのうち必要と認められる行政機関等に勤務する者（1 の規定により昇給を決定される者（人事評価が行われなかった職員を除く。）で、勤務の成績の区分が「中位」以上の場合に限る。）については、勤務した年度の翌年度に、1 の規定により決定された昇給の号給数に、下表に定める勤務期間に応じた号給数を加算する。ただし、①（③において①に準ずる場合を含む。）以外に勤務する者（その者が現に受ける地域手当の支給割合が <u>百分の十二</u> である場合を除く。）については、当該行政機関への勤務命令を直接の原因として住居の移転を伴って赴任し勤務する場合に限り加算する。
①から③まで （現行のとおり）	①から③まで （略）
(2)から(4)まで （現行のとおり）	(2)から(4)まで （略）
5 から 7 （現行のとおり）	5 から 7 （略）
第 5 から第 12 まで （現行のとおり）	第 5 から第 12 まで （略）

改 正 案	現 行
<u>附 則</u> <u>1 改正後のこの基準は、令和7年4月1日から適用する。</u> <u>2 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの昇給に関する第4の</u> <u>4の規定の適用については、「百分の十六」とあるのは「百分の十二」</u> <u>に読み替える。</u>	

「局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成23年3月24日付22人委任第131号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
局長級職員の成績率の運用に関する要綱 （目的） 第1 この要綱は、職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号。以下「規則」という。）第3条の4第1項第1号及び第7号の規定に基づき、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （対象職員） 第2 この要綱の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第21条の2第1項に規定する基準日（基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日。）において規則第3条の4第1項第1号に掲げる職員である者（以下「局長級職員」という。）並びに同項第7号に掲げる職員である者及び指定職給料表の適用を受ける職員のうち暫定再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）された職員である者（以下「定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員」という。）とする。 （局長級職員の成績率の内容） 第3 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） (1) 上 位 10000分の<u>11750</u>超10000分の<u>14099</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 (2) 中 位 10000分の<u>10927.5</u>以上10000分の<u>11750</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 (3) 下 位 10000分の<u>10340</u> 3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>11750</u>とする。	局長級職員の成績率の運用に関する要綱 （目的） 第1 この要綱は、職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号。以下「規則」という。）第3条の4第1項第1号及び第6号の規定に基づき、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （対象職員） 第2 この要綱の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第21条の2第1項に規定する基準日（基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日。）において規則第3条の4第1項第1号に掲げる職員である者（以下「局長級職員」という。）並びに同項第6号に掲げる職員である者及び指定職給料表の適用を受ける職員のうち暫定再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）された職員である者（以下「定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員」という。）とする。 （局長級職員の成績率の内容） 第3 （略） 2 （略） (1) 上 位 10000分の<u>12250</u>超10000分の<u>14699</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 (2) 中 位 10000分の<u>11392.5</u>以上10000分の<u>12250</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 (3) 下 位 10000分の<u>10780</u> 3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>12250</u>とする。

(定年前三任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員の成績率の内容) 第4 規則第3条の4第1項第<u>7</u>号に規定する定年前三任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員の成績率(以下「定年前三任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 上 位 10000分の<u>6250</u>超10000分の<u>7499</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 (2) 中 位 10000分の<u>5812.5</u>以上10000分の<u>6250</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 (3) 下 位 10000分の<u>5500</u> 3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>6250</u>とする。 第5から第10まで (現行のとおり) <u>附 則</u> この要綱は、令和7年6月に支給する勤勉手当から適用する。	(定年前三任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員の成績率の内容) 第4 規則第3条の4第1項第<u>6</u>号に規定する定年前三任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員の成績率(以下「定年前三任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。 2 (略) (1) 上 位 10000分の<u>6500</u>超10000分の<u>7799</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 (2) 中 位 10000分の<u>6045</u>以上10000分の<u>6500</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 (3) 下 位 10000分の<u>5720</u> 3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>6500</u>とする。 第5から第10まで (略)
--	---

「成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
成績率の運用に関する要綱 （目的） 第1 この要綱は、職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号。以下「規則」という。）第3条の4第1項第2号から第<u>6</u>号まで及び第<u>8</u>号から第<u>10</u>号までの規定に基づき、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （対象職員） 第2 この要綱の対象となる職員は、東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号。以下「組織規程」という。）に定める本庁、本庁行政機関及び地方行政機関並びに収用委員会事務局及び労働委員会事務局に勤務する職員のうち、規則第3条の4第1項第2号から第<u>6</u>号まで及び第<u>8</u>号から第<u>10</u>号までの各号に掲げる職員である者とする。 （用語の定義） 第3 （現行のとおり） （1）及び（2） （現行のとおり） <u>（3） 特定任期付職員 規則第3条の4第1項第4号に掲げる職員である者をいう。</u> （4） 行政系課長代理等職員 規則第3条の4第1項第<u>5</u>号に掲げる職員（行政職給料表（二）の適用を受ける職員を除く。）である者をいう。	成績率の運用に関する要綱 （目的） 第1 この要綱は、職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号。以下「規則」という。）第3条の4第1項第2号から第<u>5</u>号まで及び第<u>7</u>号から第<u>9</u>号までの規定に基づき、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （対象職員） 第2 この要綱の対象となる職員は、東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号。以下「組織規程」という。）に定める本庁、本庁行政機関及び地方行政機関並びに収用委員会事務局及び労働委員会事務局に勤務する職員のうち、規則第3条の4第1項第2号から第<u>5</u>号まで及び第<u>7</u>号から第<u>9</u>号までの各号に掲げる職員である者とする。 （用語の定義） 第3 （略） （1）及び（2） （略） （新設） （3） 行政系課長代理等職員 規則第3条の4第1項第<u>4</u>号に掲げる職員（行政職給料表（二）の適用を受ける職員を除く。）である者をいう。

(5) 行政系主任級以下及び技能系等職員 規則第3条の4第1項第<u>5</u>号に掲げる職員のうち行政職給料表（二）の適用を受ける職員である者及び規則第3条の4第1項第<u>6</u>号に掲げる職員である者をいう。 (6) （現行のとおり） (7) 定年前三任用管理職員及び暫定再任用管理職員 規則第3条の4第1項第<u>8</u>号に掲げる職員である者をいう。 (8) 定年前三任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員 規則第3条の4第1項第<u>9</u>号に掲げる職員（行政職給料表（二）の適用を受ける職員を除く。）である者をいう。 (9) 定年前三任用行政系主任級以下、定年前三任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員 規則第3条の4第1項第<u>9</u>号に掲げる職員のうち行政職給料表（二）の適用を受ける職員である者及び規則第3条の4第1項第<u>10</u>号に掲げる職員である者をいう。 (10) 及び(11) （現行のとおり） (12) 局長 組織規程第9条第1項に規定する局長、同条第3項に規定する室長並びに<u>都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、住宅政策本部長、中央卸売市場長、スタートアップ戦略推進本部長</u>、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。 (13) （現行のとおり） （行（一）5級等職員の成績率の内容） 第4 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） (1) 最上位 （現行のとおり） (2) 上位 （現行のとおり） (3) 中位 10000分の<u>13717.5</u> (4) 下位 10000分の<u>12980</u>	(4) 行政系主任級以下及び技能系等職員 規則第3条の4第1項第<u>4</u>号に掲げる職員のうち行政職給料表（二）の適用を受ける職員である者及び規則第3条の4第1項第<u>5</u>号に掲げる職員である者をいう。 (5) （略） (6) 定年前三任用管理職員及び暫定再任用管理職員 規則第3条の4第1項第<u>7</u>号に掲げる職員である者をいう。 (7) 定年前三任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員 規則第3条の4第1項第<u>8</u>号に掲げる職員（行政職給料表（二）の適用を受ける職員を除く。）である者をいう。 (8) 定年前三任用行政系主任級以下、定年前三任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員 規則第3条の4第1項第<u>8</u>号に掲げる職員のうち行政職給料表（二）の適用を受ける職員である者及び規則第3条の4第1項第<u>9</u>号に掲げる職員である者をいう。 (9) 及び(10) （略） (11) 局長 組織規程第9条第1項に規定する局長、同条第3項に規定する室長並びに住宅政策本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。 (12) （略） （行（一）5級等職員の成績率の内容） 第4 （略） 2 （略） (1) 最上位 （略） (2) 上位 （略） (3) 中位 10000分の<u>14182.5</u> (4) 下位 10000分の<u>13420</u>
--	---

(5) 最下位 (現行のとおり) (行 (一) 4 級等職員の成績率の内容) 第 5 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上 位 (現行のとおり) (3) 中位(A) (現行のとおり) (4) 中位(B) 1 0 0 0 0 分の <u>1 2 9 2 5</u> (5) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 2 2 3 7. 5</u> (6) 最下位 (現行のとおり) <u>(特定任期付職員の成績率の内容)</u> 第 6 <u>規則第 3 条の 4 第 1 項第 4 号に規定する成績率 (以下単に「特定任期付職員の成績率」という。) の段階は、上位、中位、下位及び最下位の 4 段階とする。</u> 2 <u>前項の各段階の割合は次の各号に定めるとおりとする。</u> (1) <u>上 位 支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</u> (2) <u>中 位 1 0 0 0 0 分の 1 0 2 5 0</u> (3) <u>下 位 1 0 0 0 0 分の 9 6 0 0</u> (4) <u>最下位 1 0 0 0 0 分の 0</u> (行政系課長代理等職員の成績率の内容) 第 7 規則第 3 条の 4 第 1 項第 5 号に規定する成績率 (行政系課長代理等職員に係るもの。以下単に「行政系課長代理等職員の成績率」という。) の段階は、最上位、上位、中位及び下位並びに対象外の 5 段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり)	(5) 最下位 (略) (行 (一) 4 級等職員の成績率の内容) 第 5 (略) 2 (略) (1) 最上位 (略) (2) 上 位 (略) (3) 中位(A) (略) (4) 中位(B) 1 0 0 0 0 分の <u>1 3 3 9 5</u> (5) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 2 6 8 2. 5</u> (6) 最下位 (略) (新設) (行政系課長代理等職員の成績率の内容) 第 6 規則第 3 条の 4 第 1 項第 4 号に規定する成績率 (行政系課長代理等職員に係るもの。以下単に「行政系課長代理等職員の成績率」という。) の段階は、最上位、上位、中位及び下位並びに対象外の 5 段階とする。 2 (略) (1) 最上位 (略)
---	--

(2) 上 位 (現行のとおり) (3) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 1 1 6 2 . 5</u> (4) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>9 6 3 5</u> (5) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>1 1 7 5 0</u> (行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容) 第<u>8</u> 規則第3条の4第1項第<u>5</u>号及び第<u>6</u>号に規定する成績率（行政系課長代理等職員に係るものを除く。以下単に「行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 1 2 8 0</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>9 7 5 2 . 5</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>1 1 7 5 0</u> (定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容) 第<u>9</u> 規則第3条の4第1項第<u>8</u>号に規定する成績率（以下単に「定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>6 3 4 5</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>6 0 0 7 . 5</u> (定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容) 第<u>10</u> 規則第3条の4第1項第<u>9</u>号に規定する成績率（定年前再任用行政系	(2) 上 位 (略) (3) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 1 6 3 7 . 5</u> (4) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 0 9 0 2 . 5</u> (5) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>1 2 2 5 0</u> (行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容) 第<u>7</u> 規則第3条の4第1項第<u>4</u>号及び第<u>5</u>号に規定する成績率（行政系課長代理等職員に係るものを除く。以下単に「行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 1 7 6 0</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 1 0 2 5</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>1 2 2 5 0</u> (定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容) 第<u>8</u> 規則第3条の4第1項第<u>7</u>号に規定する成績率（以下単に「定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。 2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>6 5 8 0</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>6 2 3 0</u> (定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容) 第<u>9</u> 規則第3条の4第1項第<u>8</u>号に規定する成績率（定年前再任用行政系課
---	--

課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員に係るもの。以下単に「定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 4 6 2 . 5</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 1 1 7 . 5</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>5 7 5 0</u> (定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容) 第 <u>1 1</u> 規則第3条の4第1項第<u>9</u>号及び第<u>1 0</u>号に規定する成績率(定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員に係るものを除く。以下単に「定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 5 2 0</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 1 7 5</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>5 7 5 0</u> 第 <u>1 2</u> 及び第 <u>1 3</u> (現行のとおり) <u>(特定任期付職員の成績率の段階の決定)</u> 第 <u>1 4</u> 特定任期付職員の成績率の段階は、職務記録における業績・能力総合	長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員に係るもの。以下単に「定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 7 0 0</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 3 4 0</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>6 0 0 0</u> (定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容) 第 <u>1 0</u> 規則第3条の4第1項第<u>8</u>号及び第<u>9</u>号に規定する成績率(定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員に係るものを除く。以下単に「定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 7 6 0</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 4 0 0</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>6 0 0 0</u> 第 <u>1 1</u> 及び第 <u>1 2</u> (略) (新設)
---	---

評価の最終評価に基づき、次の表のとおりとする。

<u>職務記録における 業績・能力総合評価の最終評価</u>	<u>特定任期付職員の 成績率の段階</u>
<u>5 及び 4</u>	<u>上 位</u>
<u>3</u>	<u>中 位</u>
<u>2</u>	<u>下 位</u>
<u>1</u>	<u>最 下 位</u>

2 前項の規定により決定された特定任期付職員の成績率の段階は、当該職務記録の実施された年度の翌年度の 6 月及び 1 2 月に支給する勤勉手当について適用する。

第 1 5 から第 1 9 まで （現行のとおり）

（職務記録による評価がなされない者等の取扱い）

第 2 0 （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

3 特定任期付職員のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 職務記録の評価基準日の翌日以降に採用された者（派遣法第 1 0 条第 1 項の規定により採用された者で、職務記録による評価がなされたものを除く。） 中位

(2) 前号に定めるほか、退職者等で職務記録による評価（他の任命権者にお

第 1 3 から第 1 7 まで （略）

（職務記録による評価がなされない者等の取扱い）

第 1 8 （略）

2 （略）

（新設）

ける評定を含む。) がなされない者 <u>中位</u> (3) 前二号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると総務局長が認める者 <u>中位</u> <u>4</u> (現行のとおり) 第 <u>2 1</u> から第 <u>2 4</u> まで (現行のとおり) <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 7 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。</u>	<u>3</u> (略) 第 <u>1 9</u> から第 <u>2 2</u> まで (略)
---	---

「教育職員等の成績率の運用に関する要綱」（平成 8 年 3 月 29 日付 7 人委任第 223 号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
教育職員等の成績率の運用に関する要綱 （目的） 第 1 この要綱は、学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和 5 4 年東京都教育委員会規則第 1 6 号。以下「規則」という。）第 3 条の 4 第 1 項第 1 号から第 <u>7</u> 号までの規定に基づき、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （対象職員） 第 2 この要綱の対象となる職員は、規則第 3 条の 4 第 1 項第 1 号から第 <u>7</u> 号までの各号に掲げる職員（成績率の運用に関する要綱（1 4 教総総第 1 9 6 5 号）の対象となる職員を除く。）とする。 （用語の定義） 第 3 （現行のとおり） （1）（現行のとおり） <u>(2) 特定任期付職員 規則第 3 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる職員である者をいう。</u> (3) 教育監督職等職員 規則第 3 条の 4 第 1 項第 <u>3</u> 号に掲げる職員である者をいう。 (4) 教育一般職員 規則第 3 条の 4 第 1 項第 <u>4</u> 号に掲げる職員である者をいう。	教育職員等の成績率の運用に関する要綱 （目的） 第 1 この要綱は、学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和 5 4 年東京都教育委員会規則第 1 6 号。以下「規則」という。）第 3 条の 4 第 1 項第 1 号から第 <u>6</u> 号までの規定に基づき、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （対象職員） 第 2 この要綱の対象となる職員は、規則第 3 条の 4 第 1 項第 1 号から第 <u>6</u> 号までの各号に掲げる職員（成績率の運用に関する要綱（1 4 教総総第 1 9 6 5 号）の対象となる職員を除く。）とする。 （用語の定義） 第 3 （略） （1）（略） （新設） (2) 教育監督職等職員 規則第 3 条の 4 第 1 項第 <u>2</u> 号に掲げる職員である者をいう。 (3) 教育一般職員 規則第 3 条の 4 第 1 項第 <u>3</u> 号に掲げる職員である者をいう。

(5) 定年前三任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員である者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員である者をいう。 (6) 定年前三任用管理職員及び暫定再任用管理職員 規則第3条の4第1項第<u>5</u>号に掲げる職員である者をいう。 (7) 定年前三任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員 規則第3条の4第1項第<u>6</u>号に掲げる職員である者をいう。 (8) 定年前三任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員 規則第3条の4第1項第<u>7</u>号に掲げる職員である者をいう。 (9)から(12)まで （現行のとおり） （教育5級等職員の成績率の内容） 第4 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） (1) 最上位 （現行のとおり） (2) 上 位 （現行のとおり） (3) 中 位 10000分の<u>12925</u> (4) 下 位 10000分の<u>12237.5</u> (5) 最下位 （現行のとおり） （<u>特定任期付職員の成績率の内容</u>） <u>第5 規則第3条の4第1項第2号に規定する成績率（以下単に「特定任期付職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位、下位及び最下位の4段階とする。</u>	(4) 定年前三任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員である者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員である者をいう。 (5) 定年前三任用管理職員及び暫定再任用管理職員 規則第3条の4第1項第<u>4</u>号に掲げる職員である者をいう。 (6) 定年前三任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員 規則第3条の4第1項第<u>5</u>号に掲げる職員である者をいう。 (7) 定年前三任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員 規則第3条の4第1項第<u>6</u>号に掲げる職員である者をいう。 (8)から(11)まで （略） （教育5級等職員の成績率の内容） 第4 （略） 2 （略） (1) 最上位 （略） (2) 上 位 （略） (3) 中 位 10000分の<u>13395</u> (4) 下 位 10000分の<u>12682.5</u> (5) 最下位 （略） （新設）
--	---

<u>2 前項の各段階の割合は次の各号に定めるとおりとする。</u> (1) <u>上 位 支給の都度教育委員会が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</u> (2) <u>中 位 1 0 0 0 0 分の 1 0 2 5 0</u> (3) <u>下 位 1 0 0 0 0 分の 9 6 0 0</u> (4) <u>最下位 1 0 0 0 0 分の 0</u> (教育監督職等職員の成績率の内容) 第<u>6</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第<u>3</u>号に規定する成績率（以下単に「教育監督職等職員の成績率」という。）の段階は、最上位、上位、中位及び下位並びに対象外の 5 段階とする。 2 （現行のとおり） (1) 最上位 （現行のとおり） (2) 上 位 （現行のとおり） (3) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 1 1 6 2 . 5</u> (4) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>9 6 3 5</u> (5) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>1 1 7 5 0</u> (教育一般職員の成績率の内容) 第<u>7</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第<u>4</u>号に規定する成績率（以下単に「教育一般職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の 4 段階とする。 2 （現行のとおり） (1) 上 位 （現行のとおり） (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 1 2 8 0</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>9 7 5 2 . 5</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>1 1 7 5 0</u>	(教育監督職等職員の成績率の内容) 第<u>5</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第<u>2</u>号に規定する成績率（以下単に「教育監督職等職員の成績率」という。）の段階は、最上位、上位、中位及び下位並びに対象外の 5 段階とする。 2 （略） (1) 最上位 （略） (2) 上 位 （略） (3) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 1 6 3 7 . 5</u> (4) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 0 9 0 2 . 5</u> (5) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>1 2 2 5 0</u> (教育一般職員の成績率の内容) 第<u>6</u> 規則第 3 条の 4 第 1 項第<u>3</u>号に規定する成績率（以下単に「教育一般職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の 4 段階とする。 2 （略） (1) 上 位 （略） (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 1 7 6 0</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>1 1 0 2 5</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>1 2 2 5 0</u>
--	--

(定年前三任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容) 第8 規則第3条の4第1項第5号に規定する成績率(以下単に「定年前三任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>6345</u> (3) 下位 10000分の<u>6007.5</u> (定年前三任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員の成績率の内容) 第9 規則第3条の4第1項第6号に規定する成績率(以下単に「定年前三任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>5462.5</u> (3) 下位 10000分の<u>5117.5</u> (4) 対象外 10000分の<u>5750</u> (定年前三任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員の成績率の内容) 第10 規則第3条の4第1項第7号に規定する成績率(以下単に「定年前三任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>5520</u>	(定年前三任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容) 第7 規則第3条の4第1項第4号に規定する成績率(以下単に「定年前三任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>6580</u> (3) 下位 10000分の<u>6230</u> (定年前三任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員の成績率の内容) 第8 規則第3条の4第1項第5号に規定する成績率(以下単に「定年前三任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>5700</u> (3) 下位 10000分の<u>5340</u> (4) 対象外 10000分の<u>6000</u> (定年前三任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員の成績率の内容) 第9 規則第3条の4第1項第6号に規定する成績率(以下単に「定年前三任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>5760</u>
---	--

(3) 下 位 1 0 0 0 0 分の 5 1 7 5

(4) 対象外 1 0 0 0 0 分の 5 7 5 0

第 1 1 (現行のとおり)

(特定任期付職員の成績率の段階の決定)

第 1 2 特定任期付職員の成績率の段階は、職務記録における業績・能力総合評価の最終評価に基づき、次の表のとおりとする。

<u>職務記録における 業績・能力総合評価の最終評価</u>	<u>特定任期付職員の 成績率の段階</u>
<u>5 及び 4</u>	<u>上 位</u>
<u>3</u>	<u>中 位</u>
<u>2</u>	<u>下 位</u>
<u>1</u>	<u>最 下 位</u>

2 前項の規定により決定された特定任期付職員の成績率の段階は、当該職務記録の実施された年度の翌年度の 6 月及び 1 2 月に支給する勤勉手当について適用する。

第 1 3 から第 1 7 まで (現行のとおり)

(業績評価又は職務記録による評価がなされない者等の取扱い)

(3) 下 位 1 0 0 0 0 分の 5 4 0 0

(4) 対象外 1 0 0 0 0 分の 6 0 0 0

第 1 0 (略)

(新設)

第 1 1 から第 1 5 まで (略)

(業績評価又は職務記録による評価がなされない者等の取扱い)

第<u>18</u> （現行のとおり） 2 （現行のとおり） <u>3 特定任期付職員のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。</u> <u>(1) 職務記録の評定基準日の翌日以降に採用された者（派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、職務記録による評定がなされたものを除く。）</u> <u>中位</u> <u>(2) 前号に定めるほか、休職者等で職務記録による評定（他の任命権者における評定を含む。）がなされない者</u> <u>中位</u> <u>(3) 前二号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると教育長が認める者</u> <u>中位</u> 第<u>19</u>から第<u>22</u>まで （現行のとおり） <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年6月に支給する勤勉手当から適用する。</u>	第<u>16</u> （略） 2 （略） （新設） 第<u>17</u>から第<u>20</u>まで （略）
---	--

「成績率の運用に関する要綱」（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
成績率の運用に関する要綱 （目的） 第1 この要綱は、職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号。以下「規則」という。）第3条の4第1項第2号から第<u>6</u>号まで及び第<u>8</u>号から第<u>10</u>号まで並びに学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都教育委員会規則第16号。以下「学校規則」という。）第3条の4第1項第1号から第<u>7</u>号までの規定に基づき、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （対象職員） 第2 この要綱の対象となる職員は、教育庁、教育事務所、教育庁出張所及び教育機関に勤務する職員のうち、規則第3条の4第1項第2号から第<u>6</u>号まで及び第<u>8</u>号から第<u>10</u>号までの各号に掲げる職員又は学校規則第3条の4第1項第1号から第<u>7</u>号までの各号に掲げる職員である者とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき区市町村教育委員会に派遣する統括指導主事及び指導主事、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条第4項の規定に基づき指導主事に充てられた職員（学校規則第3条の4第1項第<u>3</u>号に掲げる職員に限る。）並びに学校に勤務する教育職員、実習助手及び寄宿舎指導員を除く。	成績率の運用に関する要綱 （目的） 第1 この要綱は、職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号。以下「規則」という。）第3条の4第1項第2号から第<u>5</u>号まで及び第<u>7</u>号から第<u>9</u>号まで並びに学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都教育委員会規則第16号。以下「学校規則」という。）第3条の4第1項第1号から第<u>6</u>号までの規定に基づき、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （対象職員） 第2 この要綱の対象となる職員は、教育庁、教育事務所、教育庁出張所及び教育機関に勤務する職員のうち、規則第3条の4第1項第2号から第<u>5</u>号まで及び第<u>7</u>号から第<u>9</u>号までの各号に掲げる職員又は学校規則第3条の4第1項第1号から第<u>6</u>号までの各号に掲げる職員である者とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき区市町村教育委員会に派遣する統括指導主事及び指導主事、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条第4項の規定に基づき指導主事に充てられた職員（学校規則第3条の4第1項第<u>2</u>号に掲げる職員に限る。）並びに学校に勤務する教育職員、実習助手及び寄宿舎指導員を除く。

(用語の定義) 第3 (略) (1)及び(2) (現行のとおり) (3) <u>特定任期付職員</u> 規則第3条の4第1項第4号及び学校規則第3条の4第1項第2号に掲げる職員である者をいう。 (4) 行政系課長代理等職員 規則第3条の4第1項第5号に掲げる職員(行政職給料表(二)の適用を受ける職員を除く。)及び学校規則第3条の4第1項第3号に掲げる職員である者をいう。 (5) 行政系主任級以下及び技能系等職員 規則第3条の4第1項第5号に掲げる職員のうち行政職給料表(二)の適用を受ける職員である者、同項第6号に掲げる職員及び学校規則第3条の4第1項第4号に掲げる職員である者をいう。 (6) (現行のとおり) (7) 定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員 規則第3条の4第1項第8号に掲げる職員及び学校規則第3条の4第1項第5号に掲げる職員である者をいう。 (8) 定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員 規則第3条の4第1項第9号に掲げる職員(行政職給料表(二)の適用を受ける職員を除く。)及び学校規則第3条の4第1項第6号に掲げる職員である者をいう。 (9) 定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員 規則第3条の4第1項第9号に掲げる職員のうち行政職給料表(二)の適用を受ける職員である者、規則第3条の4第1項第10号に掲げる職員及び学校規則第3条の4第1項第7号に掲げる職員である者をいう。 (10)から(12)まで (現行のとおり) (行(一) 5級等職員の成績率の内容)	(用語の定義) 第3 (略) (1)及び(2) (略) (新設) (3) 行政系課長代理等職員 規則第3条の4第1項第4号に掲げる職員(行政職給料表(二)の適用を受ける職員を除く。)及び学校規則第3条の4第1項第2号に掲げる職員である者をいう。 (4) 行政系主任級以下及び技能系等職員 規則第3条の4第1項第4号に掲げる職員のうち行政職給料表(二)の適用を受ける職員である者、同項第5号に掲げる職員及び学校規則第3条の4第1項第3号に掲げる職員である者をいう。 (5) (略) (6) 定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員 規則第3条の4第1項第7号に掲げる職員及び学校規則第3条の4第1項第4号に掲げる職員である者をいう。 (7) 定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員 規則第3条の4第1項第8号に掲げる職員(行政職給料表(二)の適用を受ける職員を除く。)及び学校規則第3条の4第1項第5号に掲げる職員である者をいう。 (8) 定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員 規則第3条の4第1項第8号に掲げる職員のうち行政職給料表(二)の適用を受ける職員である者、規則第3条の4第1項第9号に掲げる職員及び学校規則第3条の4第1項第6号に掲げる職員である者をいう。 (9)から(11)まで (略) (行(一) 5級等職員の成績率の内容)
--	--

第4 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上 位 (現行のとおり) (3) 中 位 10000分の<u>13717.5</u> (4) 下 位 10000分の<u>12980</u> (5) 最下位 (現行のとおり) (行(一)4級等職員の成績率の内容) 第5 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上 位 (現行のとおり) (3) 中位(A) (現行のとおり) (4) 中位(B) 10000分の<u>12925</u> (5) 下 位 10000分の<u>12237.5</u> (6) 最下位 (現行のとおり) (<u>特定任期付職員の成績率の内容</u>) <u>第6 規則第3条の4第1項第4号及び学校規則第3条の4第1項第2号に規定する成績率(以下単に「特定任期付職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位、下位及び最下位の4段階とする。</u> <u>2 前項の各段階の割合は次の各号に定めるとおりとする。</u> (1) <u>上 位 支給の都度教育委員会が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</u> (2) <u>中 位 10000分の10250</u> (3) <u>下 位 10000分の9600</u> (4) <u>最下位 10000分の0</u>	第4 (略) 2 (略) (1) 最上位 (略) (2) 上 位 (略) (3) 中 位 10000分の<u>14182.5</u> (4) 下 位 10000分の<u>13420</u> (5) 最下位 (略) (行(一)4級等職員の成績率の内容) 第5 (略) 2 (略) (1) 最上位 (略) (2) 上 位 (略) (3) 中位(A) (略) (4) 中位(B) 10000分の<u>13395</u> (5) 下 位 10000分の<u>12682.5</u> (6) 最下位 (略) (新設)
---	--

(行政系課長代理等職員の成績率の内容) 第7 規則第3条の4第1項第<u>5</u>号及び学校規則第3条の4第1項第<u>3</u>号に規定する成績率(行政系課長代理等職員に係るもの。以下単に「行政系課長代理等職員の成績率」という。)の段階は、最上位、上位、中位及び下位並びに対象外の5段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上 位 (現行のとおり) (3) 中 位 10000分の<u>11162.5</u> (4) 下 位 10000分の<u>9635</u> (5) 対象外 10000分の<u>11750</u> (行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容) 第8 規則第3条の4第1項第<u>5</u>号及び第<u>6</u>号並びに学校規則第3条の4第1項第<u>4</u>号に規定する成績率(行政系課長代理等職員に係るものを除く。以下単に「行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 前項の各段階の割合は次の各号に定めるとおりとする。 (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 10000分の11280 (3) 下 位 10000分の9752.5 (4) 対象外 10000分の11750 (定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容) 第9 規則第3条の4第1項第<u>8</u>号及び学校規則第3条の4第1項第<u>5</u>号に規定する成績率(以下単に「定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の	(行政系課長代理等職員の成績率の内容) 第6 規則第3条の4第1項第<u>4</u>号及び学校規則第3条の4第1項第<u>2</u>号に規定する成績率(行政系課長代理等職員に係るもの。以下単に「行政系課長代理等職員の成績率」という。)の段階は、最上位、上位、中位及び下位並びに対象外の5段階とする。 2 (略) (1) 最上位 (略) (2) 上 位 (略) (3) 中 位 10000分の<u>11637.5</u> (4) 下 位 10000分の<u>10902.5</u> (5) 対象外 10000分の<u>12250</u> (行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容) 第7 規則第3条の4第1項第<u>4</u>号及び第<u>5</u>号並びに学校規則第3条の4第1項第<u>3</u>号に規定する成績率(行政系課長代理等職員に係るものを除く。以下単に「行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 10000分の<u>11760</u> (3) 下 位 10000分の<u>11025</u> (4) 対象外 10000分の<u>12250</u> (定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容) 第8 規則第3条の4第1項第<u>7</u>号及び学校規則第3条の4第1項第<u>4</u>号に規定する成績率(以下単に「定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の
--	---

成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>6345</u> (3) 下位 10000分の<u>6007.5</u> (定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容) 第<u>10</u> 規則第3条の4第1項第<u>9</u>号及び学校規則第3条の4第1項第<u>6</u>号に規定する成績率(定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員に係るもの。以下単に「定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>5462.5</u> (3) 下位 10000分の<u>5117.5</u> (4) 対象外 10000分の<u>5750</u> (定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容) 第<u>11</u> 規則第3条の4第1項第<u>9</u>号及び第<u>10</u>号並びに学校規則第3条の4第1項第<u>7</u>号に規定する成績率(定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員に係るものを除く。以下単に「定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (現行のとおり)	成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>6580</u> (3) 下位 10000分の<u>6230</u> (定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容) 第<u>9</u> 規則第3条の4第1項第<u>8</u>号及び学校規則第3条の4第1項第<u>5</u>号に規定する成績率(定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員に係るもの。以下単に「定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>5700</u> (3) 下位 10000分の<u>5340</u> (4) 対象外 10000分の<u>6000</u> (定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容) 第<u>10</u> 規則第3条の4第1項第<u>8</u>号及び第<u>9</u>号並びに学校規則第3条の4第1項第<u>6</u>号に規定する成績率(定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員に係るものを除く。以下単に「定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。 2 (略)
---	--

(1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 5 2 0</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 1 7 5</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>5 7 5 0</u> 第 <u>1 2</u> 及び第 <u>1 3</u> (現行のとおり) <u>(特定任期付職員の成績率の段階の決定)</u> 第 <u>1 4</u> 特定任期付職員の成績率の段階は、職務記録における業績・能力総合評価の最終評価に基づき、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th><u>職務記録における 業績・能力総合評価の最終評価</u></th><th><u>特定任期付職員の 成績率の段階</u></th></tr> <tr> <td><u>5 及び 4</u></td><td><u>上 位</u></td></tr> <tr> <td><u>3</u></td><td><u>中 位</u></td></tr> <tr> <td><u>2</u></td><td><u>下 位</u></td></tr> <tr> <td><u>1</u></td><td><u>最 下 位</u></td></tr> </table> <u>2 前項の規定により決定された特定任期付職員の成績率の段階は、当該職務記録の実施された年度の翌年度の 6 月及び 1 2 月に支給する勤勉手当について適用する。</u> 第 <u>1 5</u> から第 <u>1 9</u> まで (現行のとおり)	<u>職務記録における 業績・能力総合評価の最終評価</u>	<u>特定任期付職員の 成績率の段階</u>	<u>5 及び 4</u>	<u>上 位</u>	<u>3</u>	<u>中 位</u>	<u>2</u>	<u>下 位</u>	<u>1</u>	<u>最 下 位</u>	(1) 上 位 (略) (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 7 6 0</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 4 0 0</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>6 0 0 0</u> 第 <u>1 1</u> 及び第 <u>1 2</u> (略) (新設) 第 <u>1 3</u> から第 <u>1 7</u> まで (略)
<u>職務記録における 業績・能力総合評価の最終評価</u>	<u>特定任期付職員の 成績率の段階</u>										
<u>5 及び 4</u>	<u>上 位</u>										
<u>3</u>	<u>中 位</u>										
<u>2</u>	<u>下 位</u>										
<u>1</u>	<u>最 下 位</u>										

(職務記録による評価がなされない者等の取扱い) 第<u>20</u> (現行のとおり) 2 (現行のとおり) 3 <u>特定任期付職員のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。</u> (1) <u>職務記録の評価基準日の翌日以降に採用された者(派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、職務記録による評価がなされたものを除く。)</u> <u>中位</u> (2) <u>前号に定めるほか、退職者等で職務記録による評価(他の任命権者における評価を含む。)がなされない者</u> <u>中位</u> (3) <u>前二号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると教育長が認める者</u> <u>中位</u> <u>4 (現行のとおり)</u> 第<u>21</u>から第<u>24</u>まで (現行のとおり) <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年6月に支給する勤勉手当から適用する。</u>	(職務記録による評価がなされない者等の取扱い) 第<u>18</u> (略) 2 (略) (新設) <u>3 (略)</u> 第<u>19</u>から第<u>22</u>まで (略)
---	---

【別紙２】

「勤勉手当の成績率に関する運用要綱」（平成８年３月２９日付７人委任第２２３号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
勤勉手当の成績率に関する運用要綱 （目的） 第１ この要綱は、職員の勤勉手当に関する規則（昭和５４年東京都規則第２８号。以下「規則」という。）第３条の４第１項第２号、<u>第３号、第５号、第６号及び第８号から第１０号</u>までの規定に基づき、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （対象職員） 第２ この要綱の対象となる職員は、警察官及び警察行政職員のうち、規則第３条の４第１項第２号、<u>第３号、第５号、第６号及び第８号から第１０号</u>までに掲げる職員である者とする。 （用語の定義） 第３ （現行のとおり） （１）及び（２） （現行のとおり） （３） 係長職 規則第３条の４第１項第<u>５</u>号に掲げる職員（警察官にあっては警部の階級にある者。）である者をいう。 （４） 係長職警部補 規則第３条の４第１項第<u>５</u>号に掲げる職員のうち警察官で警部補の階級にある者をいう。 （５） 副主査職等 規則第３条の４第１項第<u>６</u>号に掲げる職員である者をいう。 （６）から（８）まで （現行のとおり） （９） 暫定再任用管理職員 規則第３条の４第１項第<u>８</u>号に掲げる職員である者をいう。 （１０） 暫定再任用係長職 規則第３条の４第１項第<u>９</u>号に掲げる職員（警察官にあっては警部の階級にある者）である者をいう。 （１１） 暫定再任用係長職警部補 規則第３条の４第１項第<u>９</u>号に掲げる職員のうち警察官で警部補の階級にある者をいう。 （１２） 定年前再任用副主査職等及び暫定再任用副主査職等 規則第３条の４第１項第<u>１０</u>号に掲げる職員である者をいう。	勤勉手当の成績率に関する運用要綱 （目的） 第１ この要綱は、職員の勤勉手当に関する規則（昭和５４年東京都規則第２８号。以下「規則」という。）第３条の４第１項第２号から<u>第５号</u>まで及び第<u>７</u>号から第<u>９</u>号までの規定に基づき、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （対象職員） 第２ この要綱の対象となる職員は、警察官及び警察行政職員のうち、規則第３条の４第１項第２号から<u>第５号</u>まで及び第<u>７</u>号から第<u>９</u>号までに掲げる職員である者とする。 （用語の定義） 第３ （略） （１）及び（２） （略） （３） 係長職 規則第３条の４第１項第<u>４</u>号に掲げる職員（警察官にあっては警部の階級にある者。）である者をいう。 （４） 係長職警部補 規則第３条の４第１項第<u>４</u>号に掲げる職員のうち警察官で警部補の階級にある者をいう。 （５） 副主査職等 規則第３条の４第１項第<u>５</u>号に掲げる職員である者をいう。 （６）から（８）まで （略） （９） 暫定再任用管理職員 規則第３条の４第１項第<u>７</u>号に掲げる職員である者をいう。 （１０） 暫定再任用係長職 規則第３条の４第１項第<u>８</u>号に掲げる職員（警察官にあっては警部の階級にある者）である者をいう。 （１１） 暫定再任用係長職警部補 規則第３条の４第１項第<u>８</u>号に掲げる職員のうち警察官で警部補の階級にある者をいう。 （１２） 定年前再任用副主査職等及び暫定再任用副主査職等 規則第３条の４第１項第<u>９</u>号に掲げる職員である者をいう。

改 正 案	現 行
(13)及び(14) (現行のとおり) 第4から第8まで (現行のとおり) <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年6月に支給する勤勉手当から適用する。</u>	(13)及び(14) (略) 第4から第8まで (略)

改 正 案

別表第1

理 事 官 職 の 成 績 率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割 合
最 上 位	A (10%以内)	支 給 の 都 度 定 め る 。
上 位	B (30%以内「A」)	支 給 の 都 度 定 め る 。
中 位	C (95%以内「A・B」)	10000分の <u>13717.5</u>
下 位	D	10000分の <u>13422.5</u>
最 下 位	E	10000分の <u>10767.5</u>
備 考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管 理 官 職 の 成 績 率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割 合
最 上 位	A (10%以内)	支 給 の 都 度 定 め る 。
上 位	B (30%以内「A」)	支 給 の 都 度 定 め る 。
中 位	C (95%以内「A・B」)	10000分の <u>12925</u>
下 位	D	10000分の <u>12650</u>
最 下 位	E	10000分の <u>10175</u>
備 考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係 長 職 の 成 績 率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割 合
最 上 位	A (10%以内)	支 給 の 都 度 定 め る 。
上 位	B (30%以内「A」)	支 給 の 都 度 定 め る 。
中 位	C (95%以内「A・B」)	10000分の <u>11162.5</u>
下 位	D	10000分の <u>11045</u>
最 下 位	E	10000分の <u>9635</u>
備 考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現 行

別表第1

理 事 官 職 の 成 績 率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割 合
最 上 位	A (10%以内)	支 給 の 都 度 定 め る 。
上 位	B (30%以内「A」)	支 給 の 都 度 定 め る 。
中 位	C (95%以内「A・B」)	10000分の <u>14182.5</u>
下 位	D	10000分の <u>13877.5</u>
最 下 位	E	10000分の <u>11132.5</u>
備 考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管 理 官 職 の 成 績 率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割 合
最 上 位	A (10%以内)	支 給 の 都 度 定 め る 。
上 位	B (30%以内「A」)	支 給 の 都 度 定 め る 。
中 位	C (95%以内「A・B」)	10000分の <u>13395</u>
下 位	D	10000分の <u>13110</u>
最 下 位	E	10000分の <u>10545</u>
備 考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係 長 職 の 成 績 率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割 合
最 上 位	A (10%以内)	支 給 の 都 度 定 め る 。
上 位	B (30%以内「A」)	支 給 の 都 度 定 め る 。
中 位	C (95%以内「A・B」)	10000分の <u>11637.5</u>
下 位	D	10000分の <u>11515</u>
最 下 位	E	10000分の <u>10902.5</u>
備 考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改 正 案

別表第4

係 長 職 警 部 補 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
最 上 位	成績率対象者である職員のうち、10％程度の者	支 給 の 都 度 定 め る。
上 位	成績率対象者である職員のうち、30％程度の者から最上位の職員を除いた者	支 給 の 都 度 定 め る。
中 位	最上位、上位及び下位以外の者	1 0 0 0 0 分の <u>1 1 1 6 2.5</u>
下 位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	1 0 0 0 0 分の <u>9 6 3 5</u>
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副 主 査 職 等 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
最 上 位	成績率対象者である職員のうち、5％程度の者	支 給 の 都 度 定 め る。
上 位	成績率対象者である職員のうち、30％程度の者から最上位の職員を除いた者	支 給 の 都 度 定 め る。
中 位	最上位、上位及び下位以外の者	1 0 0 0 0 分の <u>1 1 2 8 0</u>
下 位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	1 0 0 0 0 分の <u>9 7 5 2.5</u>
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

暫 定 再 任 用 管 理 職 員 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、30％程度の者	支 給 の 都 度 定 め る。
中 位	上位及び下位以外の者	1 0 0 0 0 分の <u>6 3 4 5</u>
下 位	個評価欄の評語がD又はEの者	1 0 0 0 0 分の <u>6 0 0 7.5</u>
備 考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現 行

別表第4

係 長 職 警 部 補 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
最 上 位	成績率対象者である職員のうち、10％程度の者	支 給 の 都 度 定 め る。
上 位	成績率対象者である職員のうち、30％程度の者から最上位の職員を除いた者	支 給 の 都 度 定 め る。
中 位	最上位、上位及び下位以外の者	1 0 0 0 0 分の <u>1 1 6 3 7.5</u>
下 位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	1 0 0 0 0 分の <u>1 0 9 0 2.5</u>
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副 主 査 職 等 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
最 上 位	成績率対象者である職員のうち、5％程度の者	支 給 の 都 度 定 め る。
上 位	成績率対象者である職員のうち、30％程度の者から最上位の職員を除いた者	支 給 の 都 度 定 め る。
中 位	最上位、上位及び下位以外の者	1 0 0 0 0 分の <u>1 1 7 6 0</u>
下 位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	1 0 0 0 0 分の <u>1 1 0 2 5</u>
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

暫 定 再 任 用 管 理 職 員 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、30％程度の者	支 給 の 都 度 定 め る。
中 位	上位及び下位以外の者	1 0 0 0 0 分の <u>6 5 8 0</u>
下 位	個評価欄の評語がD又はEの者	1 0 0 0 0 分の <u>6 2 3 0</u>
備 考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改 正 案

別表第 7

暫 定 再 任 用 係 長 職 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支 給 の 都 度 定 め る。
中 位	上位及び下位以外の者	1 0 0 0 0 分の <u>5 4 6 2. 5</u>
下 位	個評価欄の評語がD又はEの者	1 0 0 0 0 分の <u>5 1 1 7. 5</u>
備 考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第 8

暫 定 再 任 用 係 長 職 警 部 補 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支 給 の 都 度 定 め る。
中 位	上位及び下位以外の者	1 0 0 0 0 分の <u>5 4 6 2. 5</u>
下 位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	1 0 0 0 0 分の <u>5 1 1 7. 5</u>
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第 9

定 年 前 再 任 用 副 主 査 職 等 及 び 暫 定 再 任 用 副 主 査 職 等 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支 給 の 都 度 定 め る。
中 位	上位及び下位以外の者	1 0 0 0 0 分の <u>5 5 2 0</u>
下 位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	1 0 0 0 0 分の <u>5 1 7 5</u>
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現 行

別表第 7

暫 定 再 任 用 係 長 職 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支 給 の 都 度 定 め る。
中 位	上位及び下位以外の者	1 0 0 0 0 分の <u>5 7 0 0</u>
下 位	個評価欄の評語がD又はEの者	1 0 0 0 0 分の <u>5 3 4 0</u>
備 考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第 8

暫 定 再 任 用 係 長 職 警 部 補 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支 給 の 都 度 定 め る。
中 位	上位及び下位以外の者	1 0 0 0 0 分の <u>5 7 0 0</u>
下 位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	1 0 0 0 0 分の <u>5 3 4 0</u>
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第 9

定 年 前 再 任 用 副 主 査 職 等 及 び 暫 定 再 任 用 副 主 査 職 等 の 成 績 率

成績率の段階	基 準	割 合
上 位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支 給 の 都 度 定 め る。
中 位	上位及び下位以外の者	1 0 0 0 0 分の <u>5 7 6 0</u>
下 位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	1 0 0 0 0 分の <u>5 4 0 0</u>
備 考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別紙

「東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱」（平成１５年３月２５日付１４人委任第２１６号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱 第１ 目的 この要綱は、職員の勤勉手当に関する規則（昭和５４年東京都規則第２８号。以下「規則」という。）第３条の４第１項第２号、<u>第３号、第５号、第６号及び第８号から第１０号までの規定に基づき</u>、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 第２ 対象職員 この要綱の対象となる職員は、東京消防庁に勤務する職員のうち、規則第３条の４第１項第２号、<u>第３号、第５号、第６号及び第８号から第１０号までの適用を受ける者とする。</u> 第３ 用語の定義 （現行のとおり） (1)及び(2) （現行のとおり） (3) 係長等職員とは、規則第３条の４第１項第<u>５号</u>に掲げる職員である者をいう。 (4) 主任級以下職員とは、規則第３条の４第１項第<u>６号</u>に掲げる職員である者をいう。 (5) （現行のとおり） (6) 定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員とは、規則第３条の４第１項第<u>８号</u>に掲げる職員である者をいう。 (7) 定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員とは、規則	東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱 第１ 目的 この要綱は、職員の勤勉手当に関する規則（昭和５４年東京都規則第２８号。以下「規則」という。）第３条の４第１項第２号<u>から第５号まで及び第７号から第９号までの規定に基づき</u>、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 第２ 対象職員 この要綱の対象となる職員は、東京消防庁に勤務する職員のうち、規則第３条の４第１項第２号<u>から第５号まで及び第７号から第９号までの適用を受ける者とする。</u> 第３ 用語の定義 （略） (1)及び(2) （略） (3) 係長等職員とは、規則第３条の４第１項第<u>４号</u>に掲げる職員である者をいう。 (4) 主任級以下職員とは、規則第３条の４第１項第<u>５号</u>に掲げる職員である者をいう。 (5) （略） (6) 定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員とは、規則第３条の４第１項第<u>７号</u>に掲げる職員である者をいう。 (7) 定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員とは、規則

第3条の4第1項第<u>9</u>号に掲げる職員である者をいう。 (8) 定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員とは、規則第3条の4第1項第<u>10</u>号に掲げる職員である者をいう。 (9) (現行のとおり) 第4 部長級職員の成績率の内容 1 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上位 (現行のとおり) (3) 中位 10000分の<u>13717.5</u> (4) 下位 10000分の<u>12980</u> (5) (現行のとおり) 第5 課長級職員の成績率の内容 1 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上位 (現行のとおり) (3) 中位 10000分の<u>12925</u> (4) 下位 10000分の<u>12237.5</u> (5) (現行のとおり) 第6 係長等職員の成績率の内容 1 規則第3条の4第1項第<u>5</u>号に規定する成績率（以下「係長等職員の成績率」という。）の段階は、最上位、上位、中位、下位及び最下位並びに対象外の6段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 最上位 (現行のとおり) (2) 上位 (現行のとおり)	第3条の4第1項第<u>8</u>号に掲げる職員である者をいう。 (8) 定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員とは、規則第3条の4第1項第<u>9</u>号に掲げる職員である者をいう。 (9) (略) 第4 部長級職員の成績率の内容 1 (略) 2 (略) (1) 最上位 (略) (2) 上位 (略) (3) 中位 10000分の<u>14182.5</u> (4) 下位 10000分の<u>13420</u> (5) (略) 第5 課長級職員の成績率の内容 1 (略) 2 (略) (1) 最上位 (略) (2) 上位 (略) (3) 中位 10000分の<u>13395</u> (4) 下位 10000分の<u>12682.5</u> (5) (略) 第6 係長等職員の成績率の内容 1 規則第3条の4第1項第<u>4</u>号に規定する成績率（以下「係長等職員の成績率」という。）の段階は、最上位、上位、中位、下位及び最下位並びに対象外の6段階とする。 2 (略) (1) 最上位 (略) (2) 上位 (略)
---	--

(3) 中 位 10000分の<u>11162.5</u> (4) 下 位 10000分の<u>10810</u> (5) 最下位 10000分の<u>9635</u> (6) 対象外 10000分の<u>11750</u> 第7 主任級以下職員の成績率の内容 1 規則第3条の4第1項第<u>6</u>号に規定する成績率（以下「主任級以下職員の成績率」という。）の段階は、最上位、上位、中位、下位及び最下位並びに対象外の6段階とする。 2 （現行のとおり） (1) 最上位 （現行のとおり） (2) 上 位 （現行のとおり） (3) 中 位 10000分の<u>11280</u> (4) 下 位 10000分の<u>10927.5</u> (5) 最下位 10000分の<u>9752.5</u> (6) 対象外 10000分の<u>11750</u> 第8 定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容 1 規則第3条の4第1項第<u>8</u>号に規定する成績率（以下「定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。 2 （現行のとおり） (1) 上 位 （現行のとおり） (2) 中 位 10000分の<u>6345</u> (3) 下 位 10000分の<u>6007.5</u> 第9 定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員の成績率の内容 1 規則第3条の4第1項第<u>9</u>号に規定する成績率（以下「定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。	(3) 中 位 10000分の<u>11637.5</u> (4) 下 位 10000分の<u>11270</u> (5) 最下位 10000分の<u>10902.5</u> (6) 対象外 10000分の<u>12250</u> 第7 主任級以下職員の成績率の内容 1 規則第3条の4第1項第<u>5</u>号に規定する成績率（以下「主任級以下職員の成績率」という。）の段階は、最上位、上位、中位、下位及び最下位並びに対象外の6段階とする。 2 （略） (1) 最上位 （略） (2) 上 位 （略） (3) 中 位 10000分の<u>11760</u> (4) 下 位 10000分の<u>11392.5</u> (5) 最下位 10000分の<u>11025</u> (6) 対象外 10000分の<u>12250</u> 第8 定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容 1 規則第3条の4第1項第<u>7</u>号に規定する成績率（以下「定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。 2 （略） (1) 上 位 （略） (2) 中 位 10000分の<u>6580</u> (3) 下 位 10000分の<u>6230</u> 第9 定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員の成績率の内容 1 規則第3条の4第1項第<u>8</u>号に規定する成績率（以下「定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。
---	--

2 (現行のとおり) (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 4 6 2 . 5</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 1 1 7 . 5</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>5 7 5 0</u> 第 1 0 定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員の成績率の内容 1 規則第 3 条の 4 第 1 項第 <u>1 0</u> 号に規定する成績率（以下「定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の 4 段階とする。 2 (現行のとおり) (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 5 2 0</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 1 7 5</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>5 7 5 0</u> 第 1 1 から第 2 5 まで (現行のとおり) <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 7 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。</u>	2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 7 0 0</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 3 4 0</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>6 0 0 0</u> 第 1 0 定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員の成績率の内容 1 規則第 3 条の 4 第 1 項第 <u>9</u> 号に規定する成績率（以下「定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の 4 段階とする。 2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 7 6 0</u> (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の <u>5 4 0 0</u> (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の <u>6 0 0 0</u> 第 1 1 から第 2 5 まで (略)
--	--

「会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱」（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第1及び第2 （現行のとおり） 第3 （現行のとおり） （1） （現行のとおり） （2） 局長 東京都組織規程第9条第1項に規定する局長、同条第3項に規定する室長並びに<u>都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、住宅政策本部長、中央卸売市場長、スタートアップ戦略推進本部長</u>、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。 （3） （現行のとおり） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第4 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） （1） 標準 （現行のとおり） （2） 下 位 10000分の<u>10692.5</u> （3） 対象外 10000分の<u>11750</u> 第5から第8まで （現行のとおり） <u>附 則</u>	会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第1及び第2 （略） 第3 （略） （1） （略） （2） 局長 東京都組織規程第9条第1項に規定する局長、同条第3項に規定する室長並びに住宅政策本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。 （3） （略） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第4 （略） 2 （略） （1） 標準 （略） （2） 下 位 10000分の<u>11147.5</u> （3） 対象外 10000分の<u>12250</u> 第5から第8まで （略）

<u>この要綱は、令和7年6月に支給する勤勉手当から適用する。</u>	
-------------------------------------	--

「会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱」（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第1から第3まで（現行のとおり） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第4（現行のとおり） 2（現行のとおり） （1）標準（現行のとおり） （2）下位 10000分の<u>10692.5</u> （3）対象外 10000分の<u>11750</u> 第5から第8まで（現行のとおり） <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年6月に支給する勤勉手当から適用する。</u>	会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第1から第3まで（略） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第4（略） 2（略） （1）標準（略） （2）下位 10000分の<u>11147.5</u> （3）対象外 10000分の<u>12250</u> 第5から第8まで（略）

「講師の成績率の運用に関する要綱」（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
講師の成績率の運用に関する要綱 第1から第3まで （現行のとおり） （講師の成績率の内容） 第4 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） （1）標 準 （現行のとおり） （2）下 位 10000分の<u>10692.5</u> （3）対象外 10000分の<u>11750</u> 第5から第8まで （現行のとおり） <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年6月に支給する勤勉手当から適用する。</u>	講師の成績率の運用に関する要綱 第1から第3まで （略） （講師の成績率の内容） 第4 （略） 2 （略） （1）標 準 （略） （2）下 位 10000分の<u>11147.5</u> （3）対象外 10000分の<u>12250</u> 第5から第8まで （略）

(案)

別紙

「警視庁会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱」（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
警視庁会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第1から第3まで（現行のとおり） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第4（現行のとおり） 2（現行のとおり） （1）標準（現行のとおり） （2）下位 10000分の <u>10692.5</u> （3）対象外 10000分の <u>11750</u> 第5から第8まで（現行のとおり） <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年6月に支給する勤勉手当から適用する。</u>	警視庁会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第1から第3まで（略） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第4（略） 2（略） （1）標準（略） （2）下位 10000分の <u>11147.5</u> （3）対象外 10000分の <u>12250</u> 第5から第8まで（略）

別紙

「東京消防庁会計年度任用職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱」（令和6年3月21日5人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
東京消防庁会計年度任用職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱	東京消防庁会計年度任用職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱
第1から第3まで（現行のとおり）	第1から第3まで（略）
第4 会計年度任用職員の成績率の内容	第4 会計年度任用職員の成績率の内容
1 （現行のとおり）	1 （略）
2 （現行のとおり）	2 （略）
(1) （現行のとおり）	(1) （略）
(2) 下 位 10000分の <u>10692.5</u>	(2) 下 位 10000分の <u>11147.5</u>
(3) 対象外 10000分の <u>11750</u>	(3) 対象外 10000分の <u>12250</u>
第5から第8まで（現行のとおり）	<u>第5から第8まで（略）</u>
<u>附 則</u>	
<u>この要綱は、令和7年6月に支給する勤勉手当から適用する。</u>	

勤務 1 時間当たりの給料等の額の算出基礎となる特殊勤務手当について

改 正 案	現 行
1 対象となる特殊勤務手当 (1) 捜査等業務手当 (1) (2) 交通整理取締手当 (3) 看守手当 (4) 警ら手当 (5) 航空作業手当 (1) <u>(6)</u> 検査手当 <u>(7)</u> 小笠原業務手当	1 対象となる特殊勤務手当 (1) 捜査等業務手当 (1) (2) 交通整理取締手当 (3) 看守手当 (4) 警ら手当 (5) 航空作業手当 (1) <u>(6)</u> 放射線取扱手当 <u>(7)</u> 検査手当 <u>(8)</u> 小笠原業務手当
2 勤務 1 時間当たりの手当額の算出方法 (現行のとおり)	2 勤務 1 時間当たりの手当額の算出方法 (略)
3 適用年月日 <u>令和 7 年 4 月 1 日</u>	3 適用年月日 <u>令和 5 年 4 月 1 日</u>
4 その他 (現行のとおり)	4 その他 (略)

規則等改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（3頁）
- 2 職員の定年等に関する条例施行規則の一部改正について（通知）の一部改正（5頁）
- 3 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（9頁）
- 4 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（21頁）
- 5 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則等の一部を改正する規則（22頁）
- 6 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（40頁）
- 7 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（49頁）
- 8 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（59頁）
- 9 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（62頁）
- 10 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（65頁）
- 11 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（68頁）
- 12 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（71頁）
- 13 会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（74頁）
- 14 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則＜申請・協議＞（75頁）
- 15 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則＜申請・協議＞（80頁）
- 16 地域手当に関する規則の一部を改正する規則（83頁）
- 17 学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則（88頁）
- 18 特地勤務手当等支給規程の一部改正（93頁）
- 19 特地勤務手当等支給規程の一部改正（警視）（95頁）
- 20 東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正（96頁）
- 21 東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正（98頁）
- 22 都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程の一部改正（100頁）

- 23 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（102頁）
- 24 職員の単身赴任手当に関する規則及び職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（104頁）
- 25 学校職員の単身赴任手当に関する規則及び学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（109頁）
- 26 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（114頁）
- 27 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（116頁）
- 28 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（117頁）
- 29 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（121頁）
- 30 宿日直手当支給規程の一部改正（126頁）
- 31 宿日直手当支給規程の一部改正（教育）（127頁）
- 32 宿日直手当支給規程の一部改正（警視）（128頁）
- 33 学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則（129頁）
- 34 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（130頁）
- 35 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（136頁）
- 36 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（140頁）
- 37 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（144頁）
- 38 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（147頁）
- 39 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（150頁）
- 40 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（154頁）
- 41 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（160頁）

職員の定年等に関する条例施行規則（昭和五十九年東京都人事委員会規則第五号） 改正案		新旧対照表（抄） 現行	
第一条から第五条まで（現行のとおり） （管理監督職への任用の制限の特例） 第六条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 3 条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。 4（現行のとおり） 5（現行のとおり） 一 行政系部長級職員の特定管理監督職群 東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第六十四号）第五条に規定する本庁行政機関（都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、住宅政策本部（住宅企画部、都営住宅経営部及び民間住宅部に限る。）、中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）及びスタートアップ戦略推進本部を除く。）、同規程第六条に規定する地方行政機関、東京都教育庁出張所設置等に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第二十三号）第一条に規定する東京都教育庁出張所、東京都教育事務所設置等に関する規則（昭和四十六年東京都教育委員会規則第七十三号）第一条に規定する東京都教育事務所、東京都		第一条から第五条まで（略） （管理監督職への任用の制限の特例） 第六条（略） 2（略） （新設） 3（略） 4（略） 一 行政系部長級職員の特定管理監督職群 東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第六十四号）第五条に規定する本庁行政機関（住宅政策本部（住宅企画部、都営住宅経営部及び民間住宅部に限る。）及び中央卸売市場（管理部及び事業部に限る。）を除く。）、同規程第六条に規定する地方行政機関、東京都教育庁出張所設置等に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第二十三号）第一条に規定する東京都教育庁出張所、東京都教育事務所設置等に関する規則（昭和四十六年東京都教育委員会規則第七十三号）第一条に規定する東京都教育事務所、東京都学校経営支援センター設置条例（平成十七年東京都条例第三百三十九号）第	

学校経営支援センター設置条例（平成十七年東京都条例第百三十九号）第一条に規定する東京都学校経営支援センター、同条例第四条第一項に規定する支所、東京都教職員研修センター設置条例（平成十二年東京都条例第百六号）第一条に規定する東京都教職員研修センター、東京都教育相談センター設置条例（平成十二年東京都条例第百二十七号）第一条に規定する東京都教育相談センター、東京都立図書館条例（昭和三十九年東京都条例第百十二号）第一条に規定する東京都立図書館、都立学校、東京都交通局組織規程（昭和三十七年交通局規程第三十三号）第六条に規定する事業所、東京都水道局分課規程（昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号）第五条に規定する事業機関及び東京都下水道局分課規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第一号）第五条に規定する事業機関（以下この条においてこれらを「出先機関」という。）に置かれる管理監督職であつて、職層名参事又は専門参事の職にある者をもつて充てる職並びに人事委員会が別に定める職 二から六まで （現行のとおり） 第七条及び第八条 （現行のとおり） 別表第一及び別表第二 （現行のとおり）	一条に規定する東京都学校経営支援センター、同条例第四条第一項に規定する支所、東京都教職員研修センター設置条例（平成十二年東京都条例第百六号）第一条に規定する東京都教職員研修センター、東京都教育相談センター設置条例（平成十二年東京都条例第百二十七号）第一条に規定する東京都教育相談センター、東京都立図書館条例（昭和三十九年東京都条例第百十二号）第一条に規定する東京都立図書館、都立学校、東京都交通局組織規程（昭和三十七年交通局規程第三十三号）第六条に規定する事業所、東京都水道局分課規程（昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号）第五条に規定する事業機関及び東京都下水道局分課規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第一号）第五条に規定する事業機関（以下この条においてこれらを「出先機関」という。）に置かれる管理監督職であつて、職層名参事又は専門参事の職にある者をもつて充てる職並びに人事委員会が別に定める職 二から六まで （略） 第七条及び第八条 （略） 別表第一及び別表第二 （略）
---	---

新	旧
職員の定年等に関する条例施行規則の<u>運用について</u>（通知） 第１ 勤務延長関係 １ <u>職員の定年等に関する条例施行規則</u>（昭和５９年東京都人事委員会規則第５号。以下「規則」という。）第２条第３項の人事委員会が別に定める様式は別紙様式１のとおりとする。 ２から４まで （略） 第２ 管理監督職勤務上限年齢制関係 １ 規則第６条第<u>４項</u>の人事委員会が別に定める様式は別紙様式５のとおりとする。 ２ 規則第６条第<u>５項</u>各号に規定する人事委員会が別に定める職は、それぞれ以下のとおりとする。 （１） 第１号 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１７の規定による求めに応じて派遣された者又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和６３年東京都条例第１２号）第２条第１項若しくは公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成１３年東京都条例第１３３号）第２条第１項の規定による派遣をされた者が、当該派遣の期間の末日までの間に占める管理監督職であって、職層名参事又は専門参事の職にある者をもって充てる職、<u>規則第６条第５項第２号の職の事務取扱をされている者が占める管理監督職であって、職層名参事又は専門参事の職にある者をもって充てる職及び人事管理上の必要性に鑑み、休職の発令等がなされた者が占める臨時的な管理監督職であって、職層名参事又は専門参事の職にある者をもって充てる職</u> （２） 第２号及び第６号	職員の定年等に関する条例施行規則の<u>一部改正について</u>（通知） 第１ 勤務延長関係 １ <u>改正規則による改正後の規則職員の定年等に関する条例施行規則</u>（昭和５９年東京都人事委員会規則第５号。以下「規則」という。）第２条第３項の人事委員会が別に定める様式は別紙様式１のとおりとする。 ２から４まで （略） 第２ 管理監督職勤務上限年齢制関係 １ 規則第６条第<u>３項</u>の人事委員会が別に定める様式は別紙様式５のとおりとする。 ２ 規則第６条第<u>４項</u>各号に規定する人事委員会が別に定める職は、それぞれ以下のとおりとする。 （１） 第１号 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１７の規定による求めに応じて派遣された者又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和６３年東京都条例第１２号）第２条第１項若しくは公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成１３年東京都条例第１３３号）第２条第１項の規定による派遣をされた者が、当該派遣の期間の末日までの間に占める管理監督職であって、職層名参事又は専門参事の職にある者をもって充てる職<u>及び規則第６条第４項第２号の職の事務取扱をされている者が占める管理監督職であって、職層名参事又は専門参事の職にある者をもって充てる職</u> （２） 第２号及び第６号

新	旧
地方自治法第 252 条の 17 の規定による求めに応じて派遣された者又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第 2 条第 1 項若しくは公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の規定による派遣をされた者が、当該派遣の期間の末日までの間に占める管理監督職であつて、職層名副参事又は専門副参事の職にある者をもって充てる職<u>及び人事管理上の必要性に鑑み、休職の発令等がなされた者が占める臨時的な管理監督職であつて、職層名副参事又は専門副参事の職にある者をもって充てる職</u> 3（現行のとおり） 第 3 適用日 <u>令和 7 年 4 月 1 日</u>	地方自治法第 252 条の 17 の規定による求めに応じて派遣された者又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第 2 条第 1 項若しくは公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の規定による派遣をされた者が、当該派遣の期間の末日までの間に占める管理監督職であつて、職層名副参事又は専門副参事の職にある者をもって充てる職 3（略） 第 3 適用日 <u>令和 5 年 4 月 1 日</u>

新	旧
様式 1 （規則第 2 条第 3 項関係） 異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書 文 書 番 号 年 月 日 東京都人事委員会 殿 申請者 職員の定年等に関する条例施行規則第 2 条第 3 項の規定に基づき、異動期間を延長した職員の勤務延長について下記のとおり申請します。 記 1 勤務延長を行おうとする職員の氏名及び年齢 2 勤務延長を行おうとする職員の所属部局、職層（階級）及び職務名並びに給料表、級及び号給 3 勤務延長を行おうとする職員の定年及び定年退職日 4 勤務延長を行おうとする職員が占めている管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢及び延長前の異動期間の末日 5 延長された異動期間の延長理由及びその延長の根拠条項 6 勤務延長を行おうとする職員が現に従事している職務の内容 7 勤務延長を行おうとする理由、その延長の根拠条項及び勤務延長を行った場合の期限 8 その他参考となる事項	様式 1 （規則第 2 条第 3 項関係） 異動期間を延長した職員の勤務延長の<u>期限の延長</u>承認申請書 文 書 番 号 年 月 日 東京都人事委員会 殿 申請者 職員の定年等に関する条例施行規則第 2 条第 3 項の規定に基づき、異動期間を延長した職員の勤務延長について下記のとおり申請します。 記 1 勤務延長を行おうとする職員の氏名及び年齢 2 勤務延長を行おうとする職員の所属部局、職層（階級）及び職務名並びに給料表、級及び号給 3 勤務延長を行おうとする職員の定年及び定年退職日 4 勤務延長を行おうとする職員が占めている管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢及び延長前の異動期間の末日 5 延長された異動期間の延長理由及びその延長の根拠条項 6 勤務延長を行おうとする職員が現に従事している職務の内容 7 勤務延長を行おうとする理由、その延長の根拠条項及び勤務延長を行った場合の期限 8 その他参考となる事項
様式 2 から様式 4 まで （現行のとおり）	様式 2 から様式 4 まで （略）

新	旧
様式 5 （規則第 6 条第 4 項関係） 異 動 期 間 の 延 長 承 認 申 請 書 文 書 番 号 年 月 日 東京都人事委員会 殿 申請者 職員の定年等に関する条例施行規則第 6 条第 4 項の規定に基づき、異動期間の延長について下記のとおり申請します。 記 1 異動期間を更に延長しようとする職員の氏名及び年齢 2 異動期間を更に延長しようとする職員の所属部局、職層（階級）及び職務名並びに給料表、級及び号給 3 異動期間を更に延長しようとする職員が占めている管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢及び延長前の異動期間の末日 4 異動期間を更に延長しようとする職員が現に従事している職務の内容 5 既に延長された異動期間の延長理由及びその延長の根拠条項 6 異動期間を更に延長しようとする理由、その延長の根拠条項及び更に延長した場合の異動期間の末日 7 その他参考となる事項	様式 5 （規則第 6 条第 3 項関係） 異 動 期 間 の 延 長 承 認 申 請 書 文 書 番 号 年 月 日 東京都人事委員会 殿 申請者 職員の定年等に関する条例施行規則第 6 条第 3 項の規定に基づき、異動期間の延長について下記のとおり申請します。 記 1 異動期間を更に延長しようとする職員の氏名及び年齢 2 異動期間を更に延長しようとする職員の所属部局、職層（階級）及び職務名並びに給料表、級及び号給 3 異動期間を更に延長しようとする職員が占めている管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢及び延長前の異動期間の末日 4 異動期間を更に延長しようとする職員が現に従事している職務の内容 5 既に延長された異動期間の延長理由及びその延長の根拠条項 6 異動期間を更に延長しようとする理由、その延長の根拠条項及び更に延長した場合の異動期間の末日 7 その他参考となる事項
様式 6 （現行のとおり）	様式 6 （略）

改正案	現行
第一条から第五条まで （現行のとおり） 第六条 （現行のとおり） 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間（乗継区間等を含む。）については、別表に掲げる支給月数に応じた通用期間の定期券の組合せによる当該区間に係る定期券の価額の総額（同一の通用期間について価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額により計算するものとする。）。ただし、条例第十二条の三第一項及び学校職員の条例第十四条の三第一項の規定に基づく在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員並びに交替制勤務に従事する職員等で平均一箇月当たりの通勤所要回数が少ないものについて、この額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。 二 回数乗車券その他の定期券以外のものを使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間（乗継区間等を含む。）については、当該区間についての通勤二十一回分（条例第十二条の三第一項及び学校職員の条例第十四条の三第一項の規定に基づく在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員並びに交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給月数を乗じ	第一条から第五条まで （略） 第六条 （略） 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間（乗継区間等を含む。）については、別表に掲げる支給月数に応じた通用期間の定期券の組合せによる当該区間に係る定期券の価額の総額（同一の通用期間について価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額により計算するものとする。）。ただし、交替制勤務に従事する職員等で平均一箇月当たりの通勤所要回数の少ないものについて、この額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。 二 回数乗車券その他の定期券以外のものを使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間（乗継区間等を含む。）については、当該区間についての通勤二十一回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給月数を乗じて得た額

て得た額

2 (現行のとおり)

第七条から第八条の二まで (現行のとおり)

(併用者の区分及び支給額)

第九条 (現行のとおり)

一 条例第十二条第一項第三号及び学校職員の条例第十四条第一項第三号に掲げる職員のうち、自転車等を使用する距離が片道二キロメートル以上である職員及びその距離が片道二キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 運賃等相当額及び条例第十二条第三項第二号に定める額又は学校職員の条例第十四条第三項第二号に定める額の合計額

二及び三 (現行のとおり)

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第十条 条例第十二条第四項及び学校職員の条例第十四条第四項に規定する人事委員会の定める職員は、次の各号のいずれかに該当し、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者(新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関(以下「新幹線鉄道等」という。)の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)とする。

2 (略)

第七条から第八条の二まで (略)

(併用者の区分及び支給額)

第九条 (略)

一 条例第十二条第一項第三号及び学校職員の条例第十四条第一項第三号に掲げる職員のうち、自転車等を使用する距離が片道二キロメートル以上である職員及びその距離が片道二キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 運賃等相当額及び条例第十二条第三項第二号に定める額又は学校職員の条例第十四条第三項第二号に定める額の合計額(その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給月数を乗じて得た額)

二及び三 (略)

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第十条 条例第十二条第四項及び学校職員の条例第十四条第四項に規定する人事委員会の定める職員は、公署若しくは学校を異にする異動又は在勤する公署若しくは学校の移転(以下「異動等」という。)により、異動等の直前の通勤時間(新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用せずに、通常の通勤の経路及び方法により通勤するものとした場合に要する通勤時間とする。以下この条及び第十四条において同じ。)の二分の三以上の通勤時間を要することとなる職員のうち、次の各号のいずれかに該当し、新幹線鉄道等を利用しなけ

一 (現行のとおり)

二 片道の通勤時間(新幹線鉄道等を利用せずに、通常の通勤の経路及び方法により通勤するものとした場合に要する通勤時間とする。)が百二十分以上であること。

(異動等の直前の住居に相当する住居)

第十一条 条例第十二条第四項及び学校職員の条例第十四条第四項に規定する人事委員会が定める住居は、公署若しくは学校を異にする異動又は在勤する公署若しくは学校の移転(以下「異動等」という。)の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 条例第十二条第四項及び学校職員の条例第十四条第四項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等(以下この号において「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等(以下この号において「新最寄り駅等」という。)とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメ

れば通勤することが困難であると認められる者とする。

一 (略)

二 片道の通勤時間が百二十分以上であること。

(異動等の直前の住居に相当する住居)

第十一条 条例第十二条第四項及び学校職員の条例第十四条第四項に規定する人事委員会が定める住居は、異動等の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居とする。

(新設)

(新設)

ートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

(削る)

(特別料金等相当額の算出の基準)

第十二条 条例第十二条第四項及び学校職員の条例第十四条第四項に規定する特別料金等相当額の算出は、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる特別料金等の額によるものとする。

2 第五条及び第六条の規定は、特別料金等相当額の算出について準用する。ただし、定期券の価額に基づき特別料金等相当額を算出する場合には、当該経路について発行される六箇月以内の最長の通用期間の定期券の価額に基づくものとする。

(給料表の適用の直前の住居に相当する住居)

第十三条 条例第十二条第五項及び学校職員の条例第十四条第五項に規定する人事委員会が定める住居は、給料表の適用を受ける職員となつた日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(新設)

(新幹線鉄道等の利用の基準)

第十二条 条例第十二条第四項及び学校職員の条例第十四条第四項に規定する人事委員会が定める基準は、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が三十分以上短縮されることとする。

(特別料金等の二分の一相当額の算出の基準)

第十三条 条例第十二条第四項及び学校職員の条例第十四条第四項に規定する特別料金等の額の二分の一に相当する額(以下「特別料金等の二分の一相当額」という。)の算出は、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる特別料金等の額によるものとする。

2 第五条及び第六条の規定は、特別料金等の二分の一相当額の算出について準用する。ただし、定期券の価額に基づき特別料金等の二分の一相当額を算出する場合には、当該経路について発行される六箇月以内の最長の通用期間の定期券の価額に基づくものとする。

(新設)

一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 条例第十二条第五項及び学校職員の条例第十四条第五項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

（均衡職員の範囲）

第十四条 条例第十二条第五項及び学校職員の条例第十四条第五項に規定する任用の事情等を考慮して人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員で、第十条に規定する新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者（条例又は学校職員の条例の適用を受けない職員、他の地方公共団体の職員、

（均衡職員の範囲）

第十四条 条例第十二条第五項及び学校職員の条例第十四条第五項に規定する人事委員会が定める職員は、条例第十二条第四項又は学校職員の条例第十四条第四項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認める者で、次の各号のいずれかに該当する職員とする。

（新設）

国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続いて条例又は学校職員の条例の適用を受ける職員となつた者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により採用された者（同項の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。第三号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（次号及び第三号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署又は学校に在勤することとなつた者

二 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署又は学校に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

（削る）

一 条例又は学校職員の条例の適用を受けない職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続いて条例又は学校職員の条例の適用を受ける職員となり、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署又は学校に在勤することとなつたことに伴い、当該適用前の通勤時間の二分の三以上の通勤時間を要することとなる者のうち、第十条に規定する新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者で、当該適用の直前の住居（条例又は学校職員の条例の適用を受ける職員となつた日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が第十二条に規定する基準を満たすと認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

二 職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年東京都規則第二十九号）第五條第四号及び学校職員の単身赴任手当に関する規

(削る)

三 人事交流等職員のうち、条例若しくは学校職員の条例の適用外であつた者としての在職を条例若しくは学校職員の条例の適用を受ける職員としての在職と、その間の勤務箇所又は定年前再任用短時間勤務職員となる直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所を条例第十二条第四項若しくは学校職員の条例第十四条第四項の公署若しくは学校とみなした場合に、条例若しくは学校職員の条例の適用を受ける又は定年前再任用短時間勤務職員(直前のものに限る。)となる前から引き続き条例第十二条第四項若しくは学校職員の条例第十四条第四項に規定する職員たる要件に該当することとなる職員

第十五条 条例第十二条第五項及び学校職員の条例第十四条第五項の同条第四項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上、必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員(第十条に規定する新幹線鉄道等を利用しなければ

則(平成二年東京都教育委員会規則第六号)第五条第四号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等の住居への転居に伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員のうち、転居前の住居からの通勤時間の二分の三以上の通勤時間を要することとなり、転居後の住居からの通勤のため新幹線鉄道等でその利用が第十二条に規定する基準を満たすと認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする者

三 その他条例第十二条第四項又は学校職員の条例第十四条第四項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員

(新設)

(新設)

ば通勤することが困難であると認められる者であり、かつ、新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居への転居に伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員のうち、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

二 満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、子の養育に係る事情によりその事情を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該子の養育を行っているものに限る。）

三 職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該父母の介護を行っているものに限る。）

四 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の異動等（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と生活を共にしているものに限る。）

五 条例第十二条第四項若しくは学校職員の条例第十四条第四項に規定する新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給される職員から引き続いて満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、子の養育に係る事情によりその事情を考慮した地域の住居に転居した

職員、職員若しくは配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母（介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居若しくはその近隣住居に転居した職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の異動等（配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、養育若しくは介護の終了等又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と生活を共にしなくなったこと等に伴い、直前に居住していた住居に再び転居したもののうち、条例第十二条第一項第一号若しくは第三号又は学校職員の条例第十四条第一項第一号若しくは第三号に掲げる職員で、当該転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

六 前各号に定めるもののほか、条例第十二条第四項又は学校職員の条例第十四条第四項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員

2 | 前項第一号において「特定住居」とは、同項第一号に規定する転居（以下この項において「事由の発生」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 当該事由の発生の直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

（異動等事由）

第十六条 条例第十二条第七項及び学校職員の条例第十四条第七項に規定する人事委員会規則で定める事由（以下「異動等事由」という。）は、次に掲げる場合とする。

一から四まで （現行のとおり）

第十七条 （現行のとおり）

第十八条 第十六条第一号及び第二号の異動等事由における前条第一号の支給額は、異動等事由が生じたことにより新たに通勤に要することとなつた通勤経路について、異動等事由が生じた日の属

（異動等事由）

第十五条 条例第十二条第六項及び学校職員の条例第十四条第六項に規定する人事委員会規則で定める事由（以下「異動等事由」という。）は、次に掲げる場合とする。

一から四まで （略）

第十六条 （略）

第十七条 第十五条第一号及び第二号の異動等事由における前条第一号の支給額は、異動等事由が生じたことにより新たに通勤に要することとなつた通勤経路について、異動等事由が生じた日の属

する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の初日から次の支給対象期間の前日までの期間の月数（以下「残りの支給月数」という。）に関して、条例第十二条第三項から第六項まで又は学校職員の条例第十四条第三項から第六項までの規定に準じて通勤手当の額として算出される額の総額とする。 2 第十六条第一号及び第二号の異動等事由における前条第二号の返納額は、異動等事由が生じたことにより通勤に要しないこととなつた通勤経路に係る通勤手当の額の算出方法に应じて、次に定める額の総額とする。 一及び二 （現行のとおり） 3 前項の規定にかかわらず、通勤手当の額が条例第十二条第六項又は学校職員の条例第十四条第六項の規定により算出され、算出された額を支給月数で除して得た額が十五万円を超えるために、十五万円に支給月数を乗じて得た額が支給されている職員の前条第二号の返納額は、十五万円に残りの支給月数を乗じて得た額とする。 第十九条 第十六条第三号及び第四号の異動等事由における第十七条の規定による支給額及び返納額については、前条との均衡を考慮して任命権者が定める。 第二十條及び第二十一條 （現行のとおり） 別表（第六条、第十八条関係） （現行のとおり）	する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の初日から次の支給対象期間の前日までの期間の月数（以下「残りの支給月数」という。）に関して、条例第十二条第三項から第五項まで又は学校職員の条例第十四条第三項から第五項までの規定に準じて通勤手当の額として算出される額の総額とする。 2 第十五条第一号及び第二号の異動等事由における前条第二号の返納額は、異動等事由が生じたことにより通勤に要しないこととなつた通勤経路に係る通勤手当の額の算出方法に应じて、次に定める額の総額とする。 一及び二 （略） 3 前項の規定にかかわらず、通勤手当の額が条例第十二条第三項第一号若しくは第三号又は学校職員の条例第十四条第三項第一号若しくは第三号の規定により算出され、算出された額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるために、五万五千円に支給月数を乗じて得た額が支給されている職員の前条第二号の返納額は、五万五千円に残りの支給月数を乗じて得た額とする。 第十八条 第十五条第三号及び第四号の異動等事由における第十六条の規定による支給額及び返納額については、前条との均衡を考慮して任命権者が定める。 第十九條及び第二十條 （略） 別表（第六条、第十七条関係） （略）
--	---

改正案	現行
第一条から第六条まで（現行のとおり） （削除） （削除） 第七条及び第八条（現行のとおり） 別記第一号様式から第五号様式まで（現行のとおり）	第一条から第六条まで（略） （特定任期付職員業績手当） 第七条 条例第四条第四項に規定する特に顕著な業績は、同条第二項の規定による号給の格付け又は同条第三項の規定による給料月額 の決定が行われた際に期待された業績に照らして判断するものとする。 第八条 特定任期付職員業績手当は、十二月一日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日）から当該基準日までの間にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第二百十号）第八条又は学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号）第八条に規定する期末手当の支給日に支給することができ る。 第九条及び第十条（略） 別記第一号様式から第五号様式まで（略）

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則（昭和二十六年東京都人事委員会規則第五号） 新旧対照表（抄）	
改正案	現行
職員の旅費に関する規則	職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則
（目的）	（目的）
第一条 この規則は、職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号。以下「条例」という。） <u>第二条第一項第十号及び第二項、第三条第二項第二号、第八号、第五項及び第六項並びに第十三条第二項の規定に基づき人事委員会規則で定めるものについて必要な事項を定めることを目的とする。</u>	第一条 この規則は、職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号。以下「条例」という。） <u>第二条第二項及び第三項ただし書、第三条第二項第二号、第三十条の二第三項ただし書並びに第三十六条第一項第三号の規定に基づき人事委員会規則で定めるもの並びに条例別表第一の（一）の備考及び別表第二の（一）の備考第一号の規定に基づき人事委員会が定めるものについて必要な事項を定めることを目的とする。</u>
（旅行者等）	（新設）
第二条 条例第二条第一項第十号に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	
一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号） <u>第六条の四第一項に規定する旅行者</u>	
二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号） <u>第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者</u>	
三 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号） <u>第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者</u>	
四 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号） <u>第二条第十八項に規定する航空運送事業を営営する者</u>	
五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号） <u>第九条第七項</u>	

第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者

六 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業を営む者

七 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第五十五条第一項に規定する貨物利用運送事業者

八 外国における前各号に掲げる者に相当するもの

九 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十一条に規定する登録包括信用購入あつせん業者（都との契約によりカード等（同法第二条第三項第一号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第二条第一項第十号に規定する人事委員会規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

（行政職給料表（一）に相当する職務の級）

第三条 条例第二条第二項に規定する人事委員会規則で定めるこれに相当する職務の級は、別表に定めるところによる。

（削る）

（島しょ等における退職者の旅費）

第四条 （現行のとおり）

一 （現行のとおり）

（行政職給料表（一）に相当する級の職務）

第二条 条例第二条第二項に規定する人事委員会規則で定めるこれに相当する級の職務は、別表第一に定めるところによる。

（近接地の地域）

第三条 条例第二条第三項ただし書に規定する人事委員会で定める地域は、別表第二に定めるところによる。

（島しょ等における退職者の旅費）

第三条の二 （略）

一 （略）

二 東京都の区域外の在勤地において退職した場合 退職時の在勤地の同一市町村以外から当該市町村内に赴任したことの無い者

2及び3 (現行のとおり)

4 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 旧在勤地が東京都の区域外の在勤地である場合 旧在勤地の同一市町村以外の本邦の地域

(削る)

(条例第三条に規定する人事委員会規則で定める外国旅行等)

第五条 条例第三条第二項第八号に規定する人事委員会規則で定める外国旅行は、条例第十八条第一項第二号イ、ロ又は二に規定する場合における外国旅行とする。

2| 条例第三条第五項に規定する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第三条第二項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

二 条例第三条第一項及び第二項(第一号及び第五号に係る部分に限る。)の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第十六条、第十八条第一項及び第二十一条第三項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情

二 東京都の区域外の在勤地において退職した場合 退職時の在勤地の近接地以外から当該近接地内に赴任したことの無い者

2及び3 (略)

4 (略)

一 (略)

二 旧在勤地が東京都の区域外の在勤地である場合 旧在勤地の近接地以外の本邦の地域

5| 条例第三十条の二第三項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額は、旧任命権者の在勤地を帰住地とみなして同項の規定により計算した額とする。

(新設)

により旅行を中止し、又は変更したとき。

3| 条例第三条第六項に規定する人事委員会規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一| 交通事故その他の条例第三条第六項に規定する者の責めに帰することができない事情

二| 前項第二号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

(宿泊に係る特別な事情)

第六条 条例第十三条第二項に規定する人事委員会規則で定める場合は、現に支払った費用の額が条例第十三条第一項に規定する宿泊費基準額を超える場合であつて、条例第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

一| 宿泊を伴う会議、講習会等において主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

二| 知事、副知事、東京都議会議員その他東京都知事等の給料等に関する条例（昭和二十三年東京都条例第二百二号）の規定により副知事が受けるべき額に相当する額の旅費を支給される者又は職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第五条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下この号において「知事等」という。）に随行し、知事等と同一の宿泊施設又は近隣の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。

(新設)

三 生徒、児童等（以下この号及び次号において「生徒等」という。）の修学旅行等の旅行に付添い又は引率し、宿泊施設において行動を共にするため、生徒等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。

四 生徒等のホームステイ等を伴う旅行に付添い又は引率し、生徒等の安全の確保又は緊急時における迅速な対応のため、生徒等の宿泊する宿泊施設の近隣の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。

五 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

六 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予想することのできない事情があつたとき。

（削る）

（削る）

（外国旅行移転料の水路加算）

第四条 条例第三十六条第一項第三号に規定する人事委員会規則で定める場合のうち、水路の場合は、移転に伴う家財の輸送の通常の経路に含まれる家財の積卸しに利用する港（以下この条において「利用する港」という。）が、別表第三に掲げる地域の港の場合とし、同号に規定する人事委員会規則で定める額は、それぞれ同表の該当する地域の区分に対応する割合を定額（同号に規定する定額をいう。次条において同じ。）に乘じて得た額とする。

2 前項の場合において、利用する港が二以上ある場合における前項の額は、これらの港における額のうちの最高額の港の一に対する額とする。

（外国旅行移転料の陸路加算）

第五条 条例第三十六条第一項第三号に規定する人事委員会規則で

(削る)

(削る)

(削る)

定める場合のうち、陸路の場合は、移転に伴う家財の輸送の通常の経路に含まれる陸路が次の各号に掲げる距離の場合とし、条例第三十六条第一項第三号に規定する人事委員会規則で定める額は、それぞれ次の各号に規定する額とする。

一 百キロメートル以上三百キロメートル未満 定額に百分の十五を乗じて得た額

二 三百キロメートル以上五百キロメートル未満 定額に百分の二十を乗じて得た額

三 五百キロメートル以上千キロメートル未満 定額に百分の二十五を乗じて得た額

四 千キロメートル以上二千キロメートル未満 定額に百分の三十を乗じて得た額

五 二千キロメートル以上 定額に百分の三十五を乗じて得た額
(内国旅行のうち宿泊料の地域区分)

第六条 条例別表第一の(一)の備考に規定する人事委員会が定める宿泊料の地域区分は、別表第四に定めるところによる。

(外国旅行指定都市の範囲)

第七条 条例別表第二の(一)の備考第一号に規定する人事委員会が定める都市の地域は、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域とする。

(外国旅行に係る地域の定義)

第八条 条例別表第二の(一)の備考第一号に規定する次の各号に掲げる地域として人事委員会が定める地域は、当該各号に定める地域

とする。

一 北米地域 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにこれらの周辺の島しよ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

二 欧州地域 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにこれらの周辺の島しよ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

三 中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにこれらの周辺の島しよ

四 アジア地域（本邦を除く。） アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにこれらの周辺の島しよ

五 中南米地域 メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにこれらの周辺の島しよ

六 大洋州地域 オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにこれらの周辺の島しよ並びにポリネシア海域、ミクロネシア

海域及びメラネシア海域にある島しよ（ハワイ諸島及びグアムを除く。）

- 七 アフリカ地域 アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニ
ユ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しよ（アゾ
レス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。）
- 八 南極地域 南極大陸及び周辺の島しよ

（削る）

（外国旅行甲地方の範囲）

第九条 条例別表第二の（一）の備考第一号に規定する甲地方は、前条
第一号から第三号までに定める地域のうち第七条の地域以外の地
域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライ
ナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジ
ョージア、クロアチア、コンボ、スロバキア、スロベニア、セル
ビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、
ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビ
ナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、
リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

（削る）

（外国旅行丙地方の範囲）

第十条 条例別表第二の（一）の備考第一号に規定する丙地方は、第八
条第四号、第五号、第七号及び第八号に定める地域のうち第七条
の地域以外の地域で、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミ
ヤンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、
東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周
辺の島しよを除いた地域とする。

別表（第3条関係）

別表第1（第2条関係）

ア 行政職給料表（一）の各級に相当する職務の級（定年前再任用短

行政職 給料表(一)	行政職 給料表(二)	公安職 給料表	医療職 給料表(一)	医療職 給料表(二)	医療職 給料表(三)	教育職 給料表
1級以上 3級以下	1級以上 4級以下	1級以上 5級以下	1級	1級以上 3級以下	1級以上 3級以下	1級以上 4級以下
4級以上		6級以上	2級以上	4級	4級	5級以上

備考

- 1 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条第1項に規定する給料表が適用される者は、行政職給料表(一)の4級以上に相当するものとする。
- 2 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年東京都条例第162号)第7条第1項に規定する給料表が適用される者は、行政職給料表(一)の4級以上に相当するものとする。
- 3 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関

時間勤務職員再任用職員を除く。)

行政職 給料表(一)	行政職 給料表(二)	公安職 給料表	医療職 給料表(一)	医療職 給料表(二)	医療職 給料表(三)	教育職 給料表
1級 2級	1級 2級 3級	1級 2級 3級	1級の32号 給以下	1級 2級	1級 2級	1級 2級
3級	4級	4級 5級	1級の33号 給以上	3級	3級	3級 4級
4級		6級 7級	2級	4級	4級	5級
5級		8級	3級			6級

する条例第7条第2項に規定する給料表が適用される者は、
行政職給料表(一)の1級以上3級以下に相当するものとする。

(削る)

1 定年前再任用短時間勤務職員の行政職給料表(一)の各級に相当する職務の級

行政職 給料表(一)	行政職 給料表(二)	公安職 給料表	医療職 給料表(一)	医療職 給料表(二)	医療職 給料表(三)	教育職 給料表
<u>1級</u> <u>2級</u>	<u>1級</u> <u>2級</u> <u>3級</u>	<u>1級</u> <u>2級</u> <u>3級</u>		<u>1級</u> <u>2級</u>	<u>1級</u> <u>2級</u>	<u>1級</u> <u>2級</u>
<u>3級</u>	<u>4級</u>	<u>4級</u> <u>5級</u>	<u>1級</u>	<u>3級</u>	<u>3級</u>	<u>3級</u> <u>4級</u>
<u>4級</u>		<u>6級</u> <u>7級</u>	<u>2級</u>	<u>4級</u>	<u>4級</u>	<u>5級</u>
<u>5級</u>		<u>8級</u>	<u>3級</u>			<u>6級</u>

(削る)

2 特定任期付職員及び任期付研究員の行政職給料表(一)の各級に相当する号給

行政職給料表(一)	任期付職員採用条例第4条 第1項の給料表	任期付研究員採用条例第7 条第1項の給料表	任期付研究員採用条例第7 条第2項の給料表

<u>1</u> 級 <u>2</u> 級			<u>1</u> 号給
<u>3</u> 級			<u>2</u> 号給 <u>3</u> 号給
<u>4</u> 級	<u>1</u> 号給以上 <u>4</u> 号給以下	<u>1</u> 号給以上 <u>4</u> 号給以下	
<u>5</u> 級	<u>5</u> 号給以上	<u>5</u> 号給以上	

備考

- 1 任期付職員採用条例第 4 条第 1 項の給料表とは、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 4 条第 1 項に規定する給料表をいう。
- 2 任期付研究員採用条例第 7 条第 1 項の給料表とは、東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第162号）第 7 条第 1 項に規定する給料表をいう。
- 3 任期付研究員採用条例第 7 条第 2 項の給料表とは、東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例第 7 条第 2 項に規定する給料表をいう。
- 4 給料月額が、その属する給料表における最高の号給を超える給料月額を受けている者については、その属する給料表の最高の号給とみなす。

(削る)

別表第2 (第3条関係)

在勤地の所在地		近接地の地域	
特別区の区域内	東京都	島しよを除く都内の全地域	
	神奈川県	川崎市 横浜市	
	千葉県	市川市 船橋市 習志野市 松戸市 流山市 柏市 我孫子市 鎌ケ谷市 浦安市	
	埼玉県	和光市 朝霞市 戸田市 新座市 志木市 富士見市 蕨市 川口市 さいたま市 草加市 八潮市 越谷市 吉川市 春日部市 三郷市	
	東京都	島しよを除く都内の全地域	
武蔵野市、三鷹市、小金井市、国分寺市、国立市、立川市、調布市、府中市、稲城市、多摩市、西東京市、小平市、東久留米市、東村山市、清瀬市、狛江市及び町田市の区域内	神奈川県	川崎市 相模原市	
	埼玉県	和光市 戸田市 蕨市 川口市 さいたま市 朝霞市 新座市 志木市 富士見市 ふじみ野市 入間郡三芳町 所沢市 入間市 狭山市	
八王子市、日野市、昭島市、あきる野市、東大和市、武蔵村山市、福生市、青梅市、羽村市及び西多摩郡の区域内	東京都	島しよを除く都内の全地域	
	神奈川県	相模原市	
	埼玉県	所沢市 入間市 狭山市 飯能市	
	山梨県	上野原市	

新島村を除く島し よの区域内	東京都	それぞれ一島の区域の全地域
新島村	東京都	新島及び式根島並びにそれぞれ一 島の区域の全地域
都の区域外	在勤庁からおおむね25キロメートル以内の区 域で任命権者が定める地域	

(削
る)

別表第3 (第4条関係)

地域	港	割合
北アメリカ諸国の 東海岸	セントリオール トロント シカゴ ニューヨーク ルチモア ニューオリンズ ヒューストン	100分の30
北アメリカ諸国の 西海岸	バンクーバー シアトル ポートランド サンフラン シスコ ロサンゼルス ノルル	100分の45
メキシコ及び中央 アメリカ諸国	アカプルコ サンホセ ラ・リベルタッド アマパ コリント プンタレナ ス コロン	100分の20

カリブ海諸国	ハバチ ポルトープランス サントドミニゴ	100分の45
南アメリカ諸国	ラ・グアイラ ベレン マナ ウス レシフェ リオデジ ヤネイロ サントス リ オ・グランデ モンテビデオ オ ブエノスアイレス バ ルパライソ マタラニ カ リヤオ ガヤキル ヴェネ ベツツラ アスンシオン エンカルナシオン	100分の45
西アフリカ諸国	ダカール モンロビア ア ビジヤン テマ ラゴス ボアラ リーグルビル マ ダゲイ	100分の20

(削る)

別表第4 (第6条関係)

区分	都道府県	支給地域
甲地方	埼玉県	さいたま市
	千葉県	千葉市
	東京都	特別区の存する地域
	神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市
	愛知県	名古屋市
	京都市	京都市
	大阪府	大阪市、堺市
	兵庫県	神戸市

		福岡県	福岡市
		広島県	広島市
	乙地方	甲地方以外の地域	

（抄）

改正案	現行
1 附則 （現行のとおり） （削る）	1 附則 （略） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則（以下「改正後の規則」という。）第三条の第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。この場合において、改正後の規則第三条の二第三項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とあるのは、「退職（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により引き続き採用される場合の退職を除く。）とする」とする。」とする。 3 （略）
2 （現行のとおり）	

改正案	現行
附 則 1 （現行のとおり） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の職員の旅費に関する規則（以下「改正後の規則」という。）<u>第四条第三項第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u>この場合において、改正後の規則<u>第四条第三項第一号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同項第三号中「退職」とあるのは「退職（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定を含む。）の規定により引き続き採用される場合の退職を除く。）」とする。</u> 3 改正後の規則<u>第四条第三項第三号</u>の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行及び同	附 則 1 （略） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則（以下「改正後の規則」という。）<u>第三条の二第三項第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</u>この場合において、改正後の規則<u>第三条の二第三項第一号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同項第三号中「退職」とあるのは「退職（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により引き続き採用される場合の退職を除く。）」とする。</u> 3 改正後の規則<u>第三条の二第三項</u>の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行及び同日

日前に退職した者が同日以後に出発する旅行については、なお従前の例による。

前に退職した者が同日以後に出発する旅行については、なお従前の例による。

職員勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）新旧対照表（抄）	
改正案	現行
第一条から第七条の二まで（現行のとおり） （育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除） 第七条の二の二（現行のとおり） 2から4まで（現行のとおり） 5（現行のとおり） 一（現行のとおり） 二 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合 6から9まで（現行のとおり） 第七条の三から第二十二条の二まで（現行のとおり） （子どもの看護等休暇） 第二十二条の三 子どもの看護等休暇は、十二歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日（ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。）までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため、予防接種若しくは健康診断を受けさせるため、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその子の世話を行うため又は	第一条から第七条の二まで（略） （育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除） 第七条の二の二（略） 2から4まで（略） 5（略） 一（略） 二 当該請求に係る子が三歳に達した場合 6から9まで（略） 第七条の三から第二十二条の二まで（略） （子どもの看護休暇） 第二十二条の三 子どもの看護休暇は、十二歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日（ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。）までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため又は予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

その子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるもののへの参加をするため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 子どもの看護等休暇は、一の年において、一日を単位として五日（養育する子が複数の場合にあつては、十日とする。）以内で必要と認められる期間を承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として承認することができる。

第二十三条から第二十五条まで （現行のとおり）

（夏季休暇）

第二十六条 夏季休暇は、夏季の期間（六月一日から十月三十一日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2及び3 （現行のとおり）

（長期勤続休暇）

第二十六条の二 （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、当該各号に定める期間において、長期勤続休暇を承認するものとする。

一 勤続十五年又は勤続二十五年に達する日が属する年度の一月

2 子どもの看護休暇は、一の年において、一日を単位として五日（養育する子が複数の場合にあつては、十日とする。）以内で必要と認められる期間を承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として承認することができる。

第二十三条から第二十五条まで （略）

（夏季休暇）

第二十六条 夏季休暇は、夏季の期間（七月一日から九月三十日まで（条例第三条第二項に定める職務の性質により特別の勤務形態によつて勤務する必要がある職員については、六月一日から十月三十一日まで）をいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2及び3 （略）

（長期勤続休暇）

第二十六条の二 （略）

2 （略）

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、当該各号に定める期間において、長期勤続休暇を承認するものとする。

一 勤続十五年又は勤続二十五年に達する日が属する年度の一月

一日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（拘禁刑以上の刑の場合を除く。）が確定した日から二年を経過する日が属する年の翌年の一月一日から二年間 二から五まで （現行のとおり） 第二十六条の三から第二十七条まで （現行のとおり）（介護時間） 第二十七条の二 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） 3 第二十一条に規定する育児時間、次条に規定する子育て部分休暇又は職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）第十四条に規定する部分休業を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき二時間から当該育児時間、子育て部分休暇又は部分休業を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4 から7まで （現行のとおり） （子育て部分休暇） 第二十七条の三 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。 2 前条に規定する介護時間を承認されている職員に対する子育て	一日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（禁錮以上の刑の場合を除く。）が確定した日から二年を経過する日が属する年の翌年の一月一日から二年間 二から五まで （略） 第二十六条の三から第二十七条まで （略）（介護時間） 第二十七条の二 （略） 2 （略） 3 第二十一条に規定する育児時間又は職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）第十四条に規定する部分休業を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は部分休業を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4 から7まで （略） （新設） （新設） （新設）
--	---

	部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
	3 子育て部分休暇の請求は、別記第七号様式により行うものとする。
	4 任命権者は、子育て部分休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、証明書類の提出を求めることができる。
	5 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を承認されている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。
	6 任命権者は、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、既に承認した子育て部分休暇を取り消すものとする。
	一 子育て部分休暇を承認されている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。
	二 子育て部分休暇を承認されている職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。
	三 子育て部分休暇を承認されている職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。
	7 子育て部分休暇を承認されている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。
(新設)	
(新設)	
(新設)	

一 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合 二 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなった場合 三 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合	8 前項の規定による届出は、別記第八号様式により行うものとする。	9 第四項の規定は、第七項の届出について準用する。 第二十八条 （現行のとおり） （特別休暇等の特例） 第二十八条の二 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員（臨時的任用職員を除く。）に採用された場合において、当該採用された年における条例第十五条から第十七条の三までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。 ただし、東京都の常勤の職を退職した者が引き続き定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員等に採用された場合における条例第十六条第一項の規定（長期勤続休暇に限る。）の適用については、この限りでない。	2 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き臨時的任用職員に任用された場合において、当該任用された年度における条例第十五条から第十七条の三までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。地方公務員法第二十二條の三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときも同様とする。
（新設）	（新設）	（新設） 第二十八条 （略） （特別休暇等の特例） 第二十八条の二 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員（臨時的任用職員を除く。）に採用された場合において、当該採用された年における条例第十五条から第十七条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。 ただし、東京都の常勤の職を退職した者が引き続き定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員等に採用された場合における条例第十六条第一項の規定（長期勤続休暇に限る。）の適用については、この限りでない。	2 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き臨時的任用職員に任用された場合において、当該任用された年度における条例第十五条から第十七条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。地方公務員法第二十二條の三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときも同様とする。

第七号様式（第二十七条の三関係）（表）

（裏）（現行のとおり）

第6号様式(第27条の2関係)(表)

介護時間承認申請書				
(任命権者)		提出年月日 年 月 日		
----- 所 属 -----		氏 名 -----		
次のとおり介護時間の承認を申請します。				
1 被介護者に 関する事項	氏 名			
	続 柄 等			
	年 齢	年 月 日生		
2 被介護者の状 態及び具体的 な介護の内容				
3 申請期間 及び時間	期 間		時 間	
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	午前 時 分から 午後 時 時 分まで	午後 時 時 分から 午後 時 時 分まで
		年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	午前 時 分から 午後 時 時 分まで
	4 介護時間中 の育児時間			
5 備 考				

(注)1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第21条に規定する育児時間又は同規則第27条の3に規定する子育て部分休業を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき2時間から当該部分休業、育児時間又は子育て部分休業を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。

2 該当する口には、レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

第二十八条の三から第三十条まで （現行のとおり）

別表第一から別表第三まで （現行のとおり）

別記

第一号様式から第五号様式まで （現行のとおり）

第六号様式（第二十七条の二関係）（表）

第七号様式（第二十七条の三関係）（表）

（裏）（略）

（新設）

第6号様式(第27条の2関係)(表)

介護時間承認申請書				
(任命権者)		提出年月日 年 月 日		
----- 所 属 -----		氏 名 -----		
次のとおり介護時間の承認を申請します。				
1 被介護者に 関する事項	氏 名			
	続 柄 等			
	年 齢	年 月 日生		
2 被介護者の状 態及び具体的 な介護の内容				
3 申請期間 及び時間	期 間		時 間	
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	午前 時 分から 午後 時 時 分まで	午後 時 時 分から 午後 時 時 分まで
		年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	午前 時 分から 午後 時 時 分まで
	4 介護時間中 の育児時間			
5 備 考				

(注)1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業又は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第21条に規定する育児時間を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき2時間から当該部分休業又は育児時間を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。

2 該当する口には、レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

第二十八条の三から第三十条まで （略）

別表第一から別表第三まで （略）

別記

第一号様式から第五号様式まで （略）

第六号様式（第二十七条の二関係）（表）

第7号様式(第27条の3関係)(表)

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 請 求 書					(表)
(任命権者)		提出年月日 年 月 日			
殿		所 属			
		氏 名			
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。					
1 請求に係る 子	氏 名				
	続 柄				
	生 年 月 日	年 月 日生			
2 請求期 間及び時 間	期 間		時 間		
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	午前	時 分から 時 分まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	午後	時 分から 時 分まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	午前	時 分から 時 分まで	
3 備 考					
(注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「3 備考」欄に記入すること。 3 子育て部分休暇の承認について、職員の申請に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を裏面に記入すること。 4 該当する口には、レ印を記入すること。					

(日本産業規格A列4番)

(裏)

請求 月日	変更又は取消しを行った日・時間				時間数	承認権者
	区 分	月 日	午 前	午 後		
	変 更		時 分から	時 分から	時間	
	取 消		時 分まで	時 分まで	分	
	変 更		時 分から	時 分から	時間	
	取 消		時 分まで	時 分まで	分	
	変 更		時 分から	時 分から	時間	
	取 消		時 分まで	時 分まで	分	
	変 更		時 分から	時 分から	時間	
	取 消		時 分まで	時 分まで	分	
	変 更		時 分から	時 分から	時間	
	取 消		時 分まで	時 分まで	分	
	変 更		時 分から	時 分から	時間	
	取 消		時 分まで	時 分まで	分	
	変 更		時 分から	時 分から	時間	
	取 消		時 分まで	時 分まで	分	
	変 更		時 分から	時 分から	時間	
	取 消		時 分まで	時 分まで	分	
	変 更		時 分から	時 分から	時間	
	取 消		時 分まで	時 分まで	分	
	変 更		時 分から	時 分から	時間	
	取 消		時 分まで	時 分まで	分	
	変 更		時 分から	時 分から	時間	
	取 消		時 分まで	時 分まで	分	
	変 更		時 分から	時 分から	時間	
	取 消		時 分まで	時 分まで	分	
	変 更		時 分から	時 分から	時間	
	取 消		時 分まで	時 分まで	分	
	変 更		時 分から	時 分から	時間	
	取 消		時 分まで	時 分まで	分	
	変 更		時 分から	時 分から	時間	
	取 消		時 分まで	時 分まで	分	

(裏)

(裏)

年 月 日

氏 名

1 届出の事由

- 2 届出の事由が発生した日

(日本産業規格A列4番)

(新設)

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）	新旧対照表（抄）
改正案	現行
第一条から第七条の二まで（現行のとおり） （育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除） 第七条の二の二（現行のとおり） 2から4まで（現行のとおり） 5（現行のとおり） 一（現行のとおり） 二 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合 6から9まで（現行のとおり） 第七条の三から第二十三条の二まで（現行のとおり） （子どもの看護等休暇） 第二十三条の三 子どもの看護等休暇は、十二歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日（ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。）までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため、予防接種若しくは健康診断を受けさせるため、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその	第一条から第七条の二まで（略） （育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除） 第七条の二の二（略） 2から4まで（略） 5（略） 一（略） 二 当該請求に係る子が三歳に達した場合 6から9まで（略） 第七条の三から第二十三条の二まで（略） （子どもの看護休暇） 第二十三条の三 子どもの看護休暇は、十二歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日（ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。）までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため又は予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

子の世話を行うため又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるもののへの参加をするため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 子どもの看護等休暇は、一の年において、一日を単位として五日（養育する子が複数の場合にあっては、十日とする。）以内で必要と認められる期間を承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として承認することができる。

第二十四条から第二十六条まで （現行のとおり）

（夏季休暇）

第二十七条 夏季休暇は、夏季の期間（六月一日から十月三十一日までをいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2及び3 （現行のとおり）

（長期勤続休暇）

第二十七条の二 （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、当該各号に定める期間において、長期勤続休暇を承認するものとする。

一 勤続十五年又は勤続二十五年に達する日が属する年度の一月一日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属

2 子どもの看護休暇は、一の年において、一日を単位として五日（養育する子が複数の場合にあっては、十日とする。）以内で必要と認められる期間を承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として承認することができる。

第二十四条から第二十六条まで （略）

（夏季休暇）

第二十七条 夏季休暇は、夏季の期間（七月一日から九月三十日まで（条例第四条第二項に定める職員については、六月一日から十月三十一日まで）をいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2及び3 （略）

（長期勤続休暇）

第二十七条の二 （略）

2 （略）

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、当該各号に定める期間において、長期勤続休暇を承認するものとする。

一 勤続十五年又は勤続二十五年に達する日が属する年度の一月一日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属

中である者 公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（拘禁刑以上の刑の場合を除く。）が確定した日から二年を経過する日が属する年の翌年の一月一日から二年間

二から五まで （現行のとおり）

第二十七条の三から第二十八条まで （現行のとおり）

（介護時間）

第二十八条の二 （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

3 第二十二条に規定する育児時間、次条に規定する子育て部分休暇又は職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）第十四条に規定する部分休業を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき二時間から当該育児時間、子育て部分休暇又は部分休業を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 から7まで （現行のとおり）

（子育て部分休暇）

第二十八条の三 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

2 前条に規定する介護時間を承認されている職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

中である者 公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（禁錮以上の刑の場合を除く。）が確定した日から二年を経過する日が属する年の翌年の一月一日から二年間

二から五まで （略）

第二十七条の三から第二十八条まで （略）

（介護時間）

第二十八条の二 （略）

2 （略）

3 第二十二条に規定する育児時間又は職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）第十四条に規定する部分休業を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は部分休業を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 から7まで （略）

（新設）

（新設）

3 子育て部分休暇の請求は、別記第七号様式により行うものとする。

(新設)

4 教育委員会は、子育て部分休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、証明書類の提出を求めることができる。

(新設)

5 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を承認されている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

(新設)

6 教育委員会は、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、既に承認した子育て部分休暇を取り消すものとする。

(新設)

一 子育て部分休暇を承認されている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。

二 子育て部分休暇を承認されている職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

三 子育て部分休暇を承認されている職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

7 子育て部分休暇を承認されている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(新設)

一 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合

二 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなった場合

三 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合

8 前項の規定による届出は、別記第八号様式により行うものとする。

9 第四項の規定は、第七項の届出について準用する。

第二十九条 (現行のとおり)

(特別休暇等の特例)

第二十九条の二 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員(臨時的任用職員を除く。)に採用された場合において、当該採用された年における条例第十六条から第十八条の三までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。ただし、東京都の常勤の職を退職した者が引き続き定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員に採用された場合における条例第十七条第一項の規定(長期勤続休暇に限る。)の適用については、この限りでない。

2 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き臨時的任用職員に任用された場合において、当該任用された年度における条例第十六条から第十八条の三までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。地方公務員法第二十二条の三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときも同様とする。

第二十九条の三から第三十条の二まで (現行のとおり)

(区市町村の職員に関する読替え)

(新設)

(新設)

第二十九条 (略)

(特別休暇等の特例)

第二十九条の二 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員(臨時的任用職員を除く。)に採用された場合において、当該採用された年における条例第十六条から第十八条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。ただし、東京都の常勤の職を退職した者が引き続き定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員に採用された場合における条例第十七条第一項の規定(長期勤続休暇に限る。)の適用については、この限りでない。

2 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き臨時的任用職員に任用された場合において、当該任用された年度における条例第十六条から第十八条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。地方公務員法第二十二条の三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときも同様とする。

第二十九条の三から第三十条の二まで (略)

(区市町村の職員に関する読替え)

第三十一条 区市町村の職員については、第四条第五項から第七項まで、第六条第四項、第七条第一項から第五項まで、第七条の二第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第三項、第四項及び第七項、第七条の二の二第二項、第三項及び第六項並びに同条第九項において準用する同条第二項、第三項及び第六項、第七条の三第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第三項、第四項及び第七項、第七条の四第二項、第八条第一項及び第二項、第十一条第三項、第十七条第二項及び第三項、第十八条第二項、第二十二条第二項及び第六項、第二十四条第二項、第二十五条第二項第二号、第二十八条第四項、第五項及び第七項、第二十八条の二第四項、第五項及び第七項、第二十八条の三第四項、第六項及び第七項、第三十条第二項並びに第三十条の二中「教育委員会」とあるのは「区市町村教育委員会」と、第十三条第四項第七号中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六号）第二条」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に關し当該区市町村が定めた条例」と、第十四条の二第二項第四号中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第二条」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に關し当該区市町村が定めた条例」と読み替えて適用する。

第三十二条 （現行のとおり）

別表第一から別表第四まで （現行のとおり）

別記第一号様式から第五号様式まで （現行のとおり）

第三十一条 区市町村の職員については、第四条第五項から第七項まで、第六条第四項、第七条第一項から第五項まで、第七条の二第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第三項、第四項及び第七項、第七条の二の二第二項、第三項及び第六項並びに同条第九項において準用する同条第二項、第三項及び第六項、第七条の三第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第三項、第四項及び第七項、第七条の四第二項、第八条第一項及び第二項、第十一条第三項、第十七条第二項及び第三項、第十八条第二項、第二十二条第二項及び第六項、第二十四条第二項、第二十五条第二項第二号、第二十八条第四項、第五項及び第七項、第二十八条の二第四項、第五項及び第七項、第三十条第二項並びに第三十条の二中「教育委員会」とあるのは「区市町村教育委員会」と、第十三条第四項第七号中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六号）第二条」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に關し当該区市町村が定めた条例」と、第十四条の二第二項第四号中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第二条」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に關し当該区市町村が定めた条例」と読み替えて適用する。

第三十二条 （略）

別表第一から別表第四まで （略）

別記第一号様式から第五号様式まで （略）

第6号様式(第28条の2関係)(表)

介護時間承認申請書

(表)

(任命権者)

提出年月日

年

月

日

殿

所 属

氏 名

次のとおり介護時間の承認を申請します。

1 被介護者に
関する事項

氏 名

続 柄

年 齢

年 月 日生

2 被介護者の状
態及び具体的
な介護の内容

3 申請期間
及び時間

期 間

時 間

年 月 日から
年 月 日まで

☐ 毎 日
☐ その他
()

午前 時 分から
午後 時 分まで
午後 時 分まで

年 月 日から
年 月 日まで

☐ 毎 日
☐ その他
()

午前 時 分から
午後 時 分まで
午後 時 分まで

4 介護時間中
の育児時間

午前 時 分から
午後 時 分まで
午後 時 分まで

5 備 考

(注) 1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第22条に規定する育児時間又は同規則第28条の3に規定する子育て部分休業を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき2時間から当該部分休業、育児時間又は子育て部分休業を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。

2 該当する□には、レ印を記入すること。

736

(日本産業規格A列4番)

別記第六号様式(表)

(略)

第6号様式(第28条の2関係)(表)

介護時間承認申請書

(表)

(任命権者)

提出年月日

年

月

日

殿

所 属

氏 名

次のとおり介護時間の承認を申請します。

1 被介護者に
関する事項

氏 名

続 柄

年 齢

年 月 日生

2 被介護者の状
態及び具体的
な介護の内容

3 申請期間
及び時間

期 間

時 間

年 月 日から
年 月 日まで

☐ 毎 日
☐ その他
()

午前 時 分から
午後 時 分まで
午後 時 分まで

年 月 日から
年 月 日まで

☐ 毎 日
☐ その他
()

午前 時 分から
午後 時 分まで
午後 時 分まで

4 介護時間中
の育児時間

午前 時 分から
午後 時 分まで
午後 時 分まで

5 備 考

(注) 1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第22条に規定する育児時間を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき2時間から当該部分休業又は育児時間を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。

2 該当する□には、レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

55

第7号様式（第28条の3関係）（表）

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 請 求 書					
(承認権者)			提出年月日 年 月 日		
殿 所 属			氏 名		
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。					
1 請求に係る子	氏 名				
	続 柄				
	生 年 月 日	年 月 日 生			
2 請 求 期 間 及 び 時 間	期 間		時 間		
	年 月 日 から	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	午前	時	分から
	年 月 日 まで		午後	時	分から
	年 月 日 から	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	午前	時	分から
年 月 日 まで	午後		時	分から	
3 備 考					

(注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。

2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「3 備考」欄に記入すること。

3 子育て部分休暇の承認について、職員の申請に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を裏面に記入すること。

4 該当する口には、レ印を記入すること。

（日本産業規格A列4番）

（新設）

第8号様式（第28条の3関係）

養育狀況變更届

年 月 日

(承認権者)

殿

所属

氏 名

次のとおり子育て部分休暇に係る子の養育状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- ☐ 子育て部分休暇に係る子が死亡した。
- ☐ 子育て部分休暇に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む。）。
- ☐ 子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- ☐ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった。
- ☐ 同居しなくなった。 ☐ 負傷・疾病
- ☐ その他（ ）
- ☐ その他（ ）

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する口にはレ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

(新設)

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第十四条まで （現行のとおり） （特別休暇） 第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>子どもの看護等休暇</u>、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2 前項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>子どもの看護等休暇</u>、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十二日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。 第十六条から二十条の三まで （現行のとおり） （<u>子どもの看護等休暇</u>） 第二十一条 <u>子どもの看護等休暇</u>については、規則第二十二條の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。 第二十二條から第二十九條まで （現行のとおり） （子育て部分休暇）	第一条から第十四条まで （略） （特別休暇） 第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>子どもの看護休暇</u>、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2 前項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>子どもの看護休暇</u>、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。 第十六条から二十条の三まで （略） （<u>子どもの看護休暇</u>） 第二十一条 <u>子どもの看護休暇</u>については、規則第二十二條の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。 第二十二條から第二十九條まで （略）

第三十条 子育て部分休暇については、規則第二十七条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十八条で準用する規則第二十七条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

（子育て部分休暇を承認することができる職員）

第三十一条 任命権者が子育て部分休暇を承認することができる職員については、第二十九条の規定を準用する。

第三十二条 （現行のとおり）

（特別休暇等の特例）

第三十三条 同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二十六条まで、第二十八条及び第三十条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として会計年度任用職員の任用等に関する規則第五条第二項に規定する任期の更

（新設）

（新設）

第三十条 （略）

（特別休暇等の特例）

第三十一条 同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二十六条まで及び第二十八条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として会計年度任用職員の任用等に関する規則第五条第二項に規定する任期の更

新をしたときも同様とする。 第三十四条及び第三十五条（現行のとおり） （介護についての申出があった場合における措置等） 第三十六条 介護についての申出があった場合における措置等については、条例第十七条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「申告、請求」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。 （勤務環境の整備に関する措置） 第三十七条 勤務環境の整備に関する措置については、条例第十七条の五の規定を準用する。 別表第一から別表第四まで（現行のとおり）	新をしたときも同様とする。 第三十二条及び第三十三条（略） （新設） （新設） 別表第一から別表第四まで（略）
---	--

改正案	現行
第一条から第十四条まで （現行のとおり） （特別休暇） 第十五条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2 前項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。 第十六条から第二十条の三まで （現行のとおり） （子どもの看護等休暇） 第二十一条 子どもの看護等休暇については、規則第二十二條の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。 第二十二條から第二十九條まで （現行のとおり） （子育て部分休暇） 第三十条 子育て部分休暇については、規則第二十七條の三の規定	第一条から第十四条まで （略） （特別休暇） 第十五条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2 前項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。 第十六条から第二十条の三まで （略） （子どもの看護等休暇） 第二十一条 子どもの看護等休暇については、規則第二十二條の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。 第二十二條から第二十九條まで （略） （新設）

を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十八条で準用する規則第二十七条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

（子育て部分休暇を承認することができる職員）

第三十一条 教育委員会が子育て部分休暇を承認することができる職員については、第二十九条の規定を準用する。

第三十二条 （現行のとおり）

（特別休暇等の特例）

第三十三条 同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二十六条まで、第二十八条及び第三十条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

（新設）

第三十条 （略）

（特別休暇等の特例）

第三十一条 同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二十六条まで及び第二十八条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

第三十四条及び第三十五条（現行のとおり） （介護についての申出があつた場合における措置等）	第三十二条及び第三十三条（略）
第三十六条 介護についての申出があつた場合における措置等については、条例第十七条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「申告、請求」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。	（新設）
（勤務環境の整備に関する措置）	（新設）
第三十七条 勤務環境の整備に関する措置については、条例第十七条の五の規定を準用する。 別表第一から別表第四まで（現行のとおり）	別表第一から別表第四まで（略）

改正案	現行
第一条から第十四条まで （現行のとおり） （特別休暇） 第十五条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2 前項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。 第十六条から第二十条の三まで （現行のとおり） （子どもの看護等休暇） 第二十一条 子どもの看護等休暇については、規則第二十三条の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。 第二十二条から第二十九条まで （現行のとおり） （子育て部分休暇） 第三十条 子育て部分休暇については、規則第二十八条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、<u>「二時間」</u>とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間	第一条から第十四条まで （略） （特別休暇） 第十五条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2 前項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。 第十六条から第二十条の三まで （略） （子どもの看護等休暇） 第二十一条 子どもの看護等休暇については、規則第二十三条の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。 第二十二条から第二十九条まで （略） （新設）

四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」
と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十八条で準用する規則第二十八条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

（子育て部分休暇を承認することができる職員）

第三十一条 教育委員会が子育て部分休暇を承認することができる職員については、第二十九条の規定を準用する。

第三十二条 （現行のとおり）

（特別休暇等の特例）

第三十三条 同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二十六条まで、第二十八条及び第三十条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

第三十四条及び第三十五条 （現行のとおり）

（介護についての申出があった場合における措置等）

第三十六条 介護についての申出があった場合における措置等については、条例第十八条の四の規定を準用する。

（勤務環境の整備に関する措置）

（新設）

第三十条 （略）

（特別休暇等の特例）

第三十一条 同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二十六条まで及び第二十八条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

第三十二条及び第三十三条 （略）

（新設）

第三十七条 勤務環境の整備に関する措置については、条例第十八条の五の規定を準用する。 別表第一から別表第四まで (現行のとおり)	(新設) 別表第一から別表第四まで (略)
--	-------------------------------------

東京都議会議員会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第五号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第十三条まで （現行のとおり） （特別休暇） 第十四条 議長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2 前項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。 第十五条から第十九条の三まで （現行のとおり） （子どもの看護等休暇） 第二十条 子どもの看護等休暇については、規則第二十二條の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。 第二十一条から第二十八条まで （現行のとおり） （子育て部分休暇） 第二十九条 子育て部分休暇については、規則第二十七條の三の規	第一条から第十三条まで （略） （特別休暇） 第十四条 議長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2 前項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。 第十五条から第十九条の三まで （略） （子どもの看護休暇） 第二十条 子どもの看護休暇については、規則第二十二條の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。 第二十一条から第二十八条まで （略） （新設）

定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十七条で準用する規則第二十七条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

（子育て部分休暇を承認することができる職員）

第三十条 議長が子育て部分休暇を承認することができる職員については、第二十八条の規定を準用する。

第三十一条 （現行のとおり）

（特別休暇等の特例）

第三十二条 同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十五条から第二十五条まで、第二十七条及び第二十九条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として会計年度任用職員の任用等に関する規程第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

（新設）

第二十九条 （略）

（特別休暇等の特例）

第三十条 同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十五条から第二十五条まで及び第二十七条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として会計年度任用職員の任用等に関する規程第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

第三十三條及び第三十四條（現行のとおり） （介護についての申出があつた場合における措置等）	第三十一條及び第三十二條（略）
第三十五條 介護についての申出があつた場合における措置等については、条例第十七條の四の規定を準用する。この場合において、同條第一項中「申告、請求」とあるのは「請求」と読み替へるものとする。	（新設）
（勤務環境の整備に関する措置）	（新設）
第三十六條 勤務環境の整備に関する措置については、条例第十七條の五の規定を準用する。 別表第一から別表第四まで（現行のとおり）	別表第一から別表第四まで（略）

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第17号）
新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条から第12条まで（現行のとおり） （特別休暇） 第13条 所属長は、会計年度任用職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>子どもの看護等休暇</u>、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季特別休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2 前項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>子どもの看護等休暇</u>、夏季特別休暇及び短期の介護休暇の承認については、1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である会計年度任用職員に限るものとする。 第14条から第18条の3まで（現行のとおり） （<u>子どもの看護等休暇</u>） 第19条 会計年度任用職員の<u>子どもの看護等休暇</u>については、休日休暇規程第16条の3の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「一の年」とあるのは「1の年度」と、同条第2項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。 第20条から第27条まで（現行のとおり） （子育て部分休暇） 第28条 会計年度任用職員の子育て部分休暇については、<u>規則第27条の3の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する会計年度任用</u>	第1条から第12条まで（略） （特別休暇） 第13条 所属長は、会計年度任用職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>子どもの看護休暇</u>、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季特別休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2 前項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>子どもの看護休暇</u>、夏季特別休暇及び短期の介護休暇の承認については、1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である会計年度任用職員に限るものとする。 第14条から第18条の3まで（略） （<u>子どもの看護休暇</u>） 第19条 会計年度任用職員の<u>子どもの看護休暇</u>については、休日休暇規程第16条の3の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「一の年」とあるのは「1の年度」と、同条第2項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。 第20条から第27条まで（略） （新設）

職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(次項において「基準時間」という。)」と、同条第2項中「前条」とあるのは「第26条で準用する規則第27条の2」と、「職員に」とあるのは「会計年度任用職員に」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第3項中「子育て部分休暇の承認の請求は、別記第7号様式により行うものとする。」とあるのは「子育て部分休暇の承認の請求は、総務部長の定める様式により行うものとする。この場合において、当該会計年度任用職員の任期満了後、任命権者に引き続き任用されることを決定したものが、次の任期において子育て部分休暇を取得する場合には、次の任期の初日前においても承認の請求を行うことができる。」と、同条第4項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第5項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第6項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第7項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「任命権者」とあるのは「所属長」と、同条第8項中「別記第8号様式」とあるのは「総務部長の定める様式」と読み替えるものとする。	
(子育て部分休暇を承認することができる会計年度任用職員)	(新設)
第29条 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれにも該当する場合に子育て部分休暇を承認するものとする。	
(1) 1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である会計年度任用職員	
(2) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある会計年度任用職員	
(期間の計算)	(期間の計算)
第30条 (現行のとおり)	第28条 (略)

(休暇等の申請) <u>第 31 条</u> (現行のとおり) (特別休暇の特例) <u>第 32 条</u> 同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が会計年度任用職員として新たに任用された場合において、当該年度における第 14 条から第 24 条まで、第 26 条及び第 28 条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。会計年度任用職員として警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程第 5 条第 2 項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。 (1 時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等) <u>第 33 条</u> (現行のとおり) (介護についての申し出があった場合における措置等) <u>第 34 条</u> 会計年度任用職員から介護の申出があった場合における措置等については、条例第 17 条の 4 の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「申告、請求」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第 35 条</u> 勤務環境の整備に関する措置については、条例第 17 条の 5 の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。 別表第 1 から別表第 4 まで (現行のとおり)	(休暇等の申請) <u>第 29 条</u> (略) (特別休暇の特例) <u>第 30 条</u> 同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が会計年度任用職員として新たに任用された場合において、当該年度における第 14 条から第 24 条まで及び第 26 条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。会計年度任用職員として警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程第 5 条第 2 項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。 (1 時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等) <u>第 31 条</u> (略) (新設) (新設) 別表第 1 から別表第 4 まで (略)
--	--

会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条（現行のとおり） （定義） 第二条（現行のとおり） 一（現行のとおり） 二 局長 東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）第九条第一項に規定する局長、同条第三項に規定する室長並びに都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、住宅政策本部長、中央卸売市場長、スタートアップ戦略推進本部長、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。 第三条から第六条まで（現行のとおり） 別表（第四条関係）（現行のとおり）	第一条（略） （定義） 第二条（略） 一（略） 二 局長 東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）第九条第一項に規定する局長、同条第三項に規定する室長並びに住宅政策本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。 第三条から第六条まで（略） 別表（第四条関係）（略）

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号）	改正案
第一条から第四条まで（現行のとおり） （行政職給料表（一）の四級の職員に相当する職員） 第四条の二 条例第十条第三項第二号に規定する東京都規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一 公安職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が六級又は七級である職員 二 医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が二級である職員 三 医療職給料表（二）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員 四 医療職給料表（三）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員 （扶養親族に係る届出） 第四条の三 新たに条例第十条第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができるときに任命権者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。	
	（抄） 現行
	第一条から第四条まで（略） （新設） （新設）

(扶養親族の認定等)

第五条 任命権者は、前条第一項の規定による届出を受けた場合、当該届出に係る扶養親族が条例第十条第二項に規定する要件を具備しているかどうかを確認し認定するものとする。前条第二項に規定する場合においても、同様とする。

2から4まで (現行のとおり)

(扶養手当の支給の始期及び終期)

第五条の二 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第十条第一項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日(任命権者が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で任命権者が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第四条の三第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(届出の様式等)

(扶養親族の認定等)

第五条 任命権者は、条例第十一条第一項の規定による届出を受けた場合、当該届出に係る扶養親族が条例第十条第二項に規定する要件を具備しているかどうかを確認し認定するものとする。

2から4まで (略)

(新設)

(届出の様式等)

第六条 第四條の三の規定による扶養手当に係る届出は、別記様式第二号（同様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次項において同じ。）による。 2 から4まで （現行のとおり） 第六條の二から第十一條まで （現行のとおり） （勤務一時間当たりの給料等の額の算出）	第六条 条例第十一條の規定による扶養手当に係る届出は、別記様式第二号（同様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次項において同じ。）による。 2 から4まで （略） 第六條の二から第十一條まで （略） （勤務一時間当たりの給料等の額の算出）
第十二條 （現行のとおり）	第十二條 （略）
一及び二 （現行のとおり）	一及び二 （略）
三 在宅勤務等手当	三 削除
四から七まで （現行のとおり）	四から七まで （略）
2 （現行のとおり）	2 （略）
一 一定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員 勤務時間条例第二條第一項に規定する一週間の正規の勤務時間に五十二を乗じて得たものから七時間四十五分に十九を乗じて得たものを減じた時間	一 一定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員 勤務時間条例第二條第一項に規定する一週間の正規の勤務時間に五十二を乗じて得たものから七時間四十五分に十八を乗じて得たものを減じた時間
二及び三 （現行のとおり）	二及び三 （略）
3 （現行のとおり）	3 （略）
第十三條から第十五條まで （現行のとおり）	第十三條から第十五條まで （略）
別記	別記
様式第一号及び様式第一号の二 （現行のとおり）	様式第一号及び様式第一号の二 （略）
様式第二号（第六條関係）	様式第二号（第六條関係）
表	表

裏

模式第2号(第6条関係)
(表)

扶養親族等に関する届

[illegible]

(日本産業規格A列4番)

裏

様式第2号(第6条関係)
(表)

扶養親族等に関する届

[illegible]

(日本産業規格A列4番)

様式第三号及び様式第四号

(現行のとおり)

(裏)

記入上の注意

第一 共通事項

- 1 太線の枠内のみに入力すること。
- 2 届け出る該当手当関係欄のみに入力すること。
- 3 それぞれの該当欄に1印若しくは○を記入するか、又は該当の条項を○で囲むこと。
- 4 手当を受けている職員について、その要件に係る事実と異動があり、引き続く当該手当の届出をする場合には、新たに届出を行うのではなく、当該欄の次の行等下部の余白欄に追加すること。
- 5 添付する証明書は、原則として、官公署の発行するものとするが、任命権者が実情に応じて指定する証明書によることもできること。
- 6 特殊な事情については、事務担当者に問い合わせるか、又は「備考」欄等に説明を加えること。

第二 住居手当関係

- 1 「住所」欄には、町名、街区符号(○丁目○番等)のほか、住居番号等(○棟○号室、○○荘、○○方等)もできるだけ詳しく記入すること。
- 2 住宅の実情欄中「公舎・社宅等」とは、都が職員及びその世帯の構成員を居住させるために設置した施設(有料、無料を問わない)並びに都以外の雇用主(国、民間等)を問わず、全ての勤務先をいう。)が被雇用者及びその世帯の構成員等を居住させるために設置した施設をいう。
- 3 「届出事由・発生年月日・届出年月日」欄には、住居手当を受ける事実の生じた理由(例えば、新規届出、住居の異動、世帯主の変更、収入の変動等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を入力すること。
- 4 「異動事由・発生年月日・届出年月日」欄には、住居手当を受け

る事実のなくなった理由(例えば、公舎入居、他からの住居手当の受給、世帯主の変更、収入の変動等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を入力すること。

- 5 「世帯の構成」欄には、同居、別居にかかわらず、生計を一にする者は全て記入すること。
- 6 「職業等」欄には、勤務先名等を記入すること(本人は記入不要)。
- 7 「収入」欄には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得その他の収入もあれば、その総額を記入すること。
- 8 「世帯変更等の届出年月日・事由」欄には、住居手当及び扶養手当の「届出事由・発生年月日・届出年月日」及び「異動事由・発生年月日・届出年月日」欄(住居手当及び扶養手当の支給の始期及び終期)に係る事項以外の「世帯の構成」欄の変更事項について記入すること。

第三 扶養手当関係

- 1 「世帯の構成」欄には、前記の住居手当関係の5によるほか、この届に係る生計を一にしない扶養親族も記入すること。
なお、上記の者のうち、扶養親族に該当するものは「扶養の有無」欄中の「扶」を、該当しないものは「他」を○で囲むこと。
- 2 「職業等」、「収入」及び「世帯変更等の届出年月日・事由」欄については、前記の住居手当関係の6から8までを参照のこと。
- 3 「届出事由・発生年月日・届出年月日」欄には、扶養手当を受ける事実の生じた理由(例えば、出生、満60歳以上等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を入力すること。
- 4 「異動事由・発生年月日・届出年月日」欄には、扶養手当を受ける事実のなくなった理由(例えば、満22歳以後最初の3月31日に達した、離婚、死亡、就職等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を入力すること。

様式第三号及び様式第四号

(略)

(裏)

記入上の注意

第一 共通事項

- 1 太線の枠内のみに入力すること。
- 2 届け出る該当手当関係欄のみに入力すること。
- 3 それぞれの該当欄に1印若しくは○を記入するか、又は該当の条項を○で囲むこと。
- 4 手当を受けている職員について、その要件に係る事実と異動があり、引き続く当該手当の届出をする場合には、新たに届出を行うのではなく、当該欄の次の行等下部の余白欄に追加すること。
- 5 添付する証明書は、原則として、官公署の発行するものとするが、任命権者が実情に応じて指定する証明書によることもできること。
- 6 特殊な事情については、事務担当者に問い合わせるか、又は「備考」欄等に説明を加えること。

第二 住居手当関係

- 1 「住所」欄には、町名、街区符号(○丁目○番等)のほか、住居番号等(○棟○号室、○○荘、○○方等)もできるだけ詳しく記入すること。
- 2 住宅の実情欄中「公舎・社宅等」とは、都が職員及びその世帯の構成員を居住させるために設置した施設(有料、無料を問わない)並びに都以外の雇用主(国、民間等)を問わず、全ての勤務先をいう。)が被雇用者及びその世帯の構成員等を居住させるために設置した施設をいう。
- 3 「届出事由・発生年月日・届出年月日」欄には、住居手当を受ける事実の生じた理由(例えば、新規届出、住居の異動、世帯主の変更、収入の変動等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を入力すること。
- 4 「異動事由・発生年月日・届出年月日」欄には、住居手当を受け

る事実のなくなった理由(例えば、公舎入居、他からの住居手当の受給、世帯主の変更、収入の変動等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を入力すること。

- 5 「世帯の構成」欄には、同居、別居にかかわらず、生計を一にする者は全て記入すること。
- 6 「職業等」欄には、勤務先名等を記入すること(本人は記入不要)。
- 7 「収入」欄には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得その他の収入もあれば、その総額を記入すること。
- 8 「世帯変更等の届出年月日・事由」欄には、住居手当及び扶養手当の「届出事由・発生年月日・届出年月日」及び「異動事由・発生年月日・届出年月日」欄(住居手当及び扶養手当の支給の始期及び終期)に係る事項以外の「世帯の構成」欄の変更事項について記入すること。

第三 扶養手当関係

- 1 「世帯の構成」欄には、前記の住居手当関係の5によるほか、この届に係る生計を一にしない扶養親族も記入すること。
なお、上記の者のうち、扶養親族に該当するものは「扶養の有無」欄中の「扶」を、該当しないものは「他」を○で囲むこと。
- 2 「職業等」、「収入」及び「世帯変更等の届出年月日・事由」欄については、前記の住居手当関係の6から8までを参照のこと。
- 3 「届出事由・発生年月日・届出年月日」欄には、扶養手当を受ける事実の生じた理由(例えば、出生、出生、満60歳以上等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を入力すること。
- 4 「異動事由・発生年月日・届出年月日」欄には、扶養手当を受ける事実のなくなった理由(例えば、満22歳以後最初の3月31日に達した、離婚、死亡、就職等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を入力すること。

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第四条まで （現行のとおり） （教育職給料表の五級以上の職員に相当する職員） 第四条の二 条例第十二条第三項第二号に規定する教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一 事務職員給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員 二 技術職員給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員 （扶養親族に係る届出） 第四条の三 新たに条例第十二条第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、その旨を速やかに教育委員会に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができるときとして教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。 （扶養親族の認定等） 第五条 教育委員会は、前条第一項の規定による届出を受けた場合、当該届出に係る扶養親族が条例第十二条第二項に規定する要件を具備しているかどうかを確認し認定するものとする。前条第二項に規定する場合においても、同様とする。	第一条から第四条まで （略） （新設） （新設） （新設） （扶養親族の認定等） 第五条 教育委員会は、条例第十三条第一項の規定による届出を受けた場合、当該届出に係る扶養親族が条例第十二条第二項に規定する要件を具備しているかどうかを確認し認定するものとする。

2 及び 3 (現行のとおり)

(扶養手当の支給の始期及び終期)

第五条の二 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第十二条第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日(教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で教育委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第四条の三第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(届出の様式等)

第六条 第四条の三の規定による届出は、新たに扶養手当の支給を受けようとする場合には、別記様式第二号による扶養親族届により、扶養手当の支給を受けている職員に同項各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、別記様式第三号による扶養親族異動届により、それぞれ行わなければならない。

2 (現行のとおり)

2 及び 3 (略)

(新設)

第六条 条例第十三条第一項の規定による届出は、新たに扶養手当の支給を受けようとする場合には、別記様式第二号による扶養親族届により、扶養手当の支給を受けている職員に同項各号の一に該当する事実が生じた場合には、別記様式第三号による扶養親族異動届により、それぞれ行わなければならない。

2 (略)

第六条の二から第十一条まで (現行のとおり) (勤務一時間当たりの給料等の額の算出) 第十二条 (現行のとおり) 一及び二 (現行のとおり) 三 在宅勤務等手当 四から九まで (現行のとおり) 2 (現行のとおり) 一 一定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員 勤務時間条例第三条第一項に規定する一週間の正規の勤務時間に五十二を乗じて得たものから七時間四十五分に十九を乗じて得たものを減じた時間 二及び三 (現行のとおり) 3 (現行のとおり) 第十三条から第十五条まで (現行のとおり) 別記様式第一号から様式第四号まで (現行のとおり)	第六条の二から第十一条まで (略) (勤務一時間当たりの給料等の額の算出) 第十二条 (略) 一及び二 (略) 三 削除 四から九まで (略) 2 (略) 一 一定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員 勤務時間条例第三条第一項に規定する一週間の正規の勤務時間に五十二を乗じて得たものから七時間四十五分に十八を乗じて得たものを減じた時間 二及び三 (略) 3 (略) 第十三条から第十五条まで (略) 別記様式第一号から様式第四号まで (略)
---	---

改正案	現行
第一条から第二条の二まで （現行のとおり） （新規採用職員の特例） 第二条の三 新たに採用された職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。））、次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者又は特に知事が定める者を除く。）のうち、別表上欄に掲げる支給地域のうち支給割合が百分の二十以外の地域に勤務する者の地域手当の額は、当分の間、第二条の規定にかかわらず、新たに職員となった日から三年（新たに職員となった日から三年を経過する際任命権者が特に必要と認める職員にあつては、四年）を経過するまでの間、合計額に、百分の二十を乗じて得た額とする。 一から三まで （現行のとおり） （異動保障） 第二条の四 職員が在勤する地域が別表上欄に掲げる支給地域のうち支給割合が百分の二十以外の地域であつて、別表上欄に掲げる支給地域のうち支給割合が百分の二十である地域及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京	第一条から第二条の二まで （略） （新規採用職員の特例） 第二条の三 新たに採用された職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。））、次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者又は特に知事が定める者を除く。）のうち、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域以外の地域に勤務する者の地域手当の額は、当分の間、第二条の規定にかかわらず、新たに職員となった日から三年（新たに職員となった日から三年を経過する際任命権者が特に必要と認める職員にあつては、四年）を経過するまでの間、合計額に、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域（以下「都外地域」という。）にあつては百分の二十を、別表上欄に掲げる支給地域以外の地域（以下「支給地域以外の地域」という。）にあつては百分の九を乗じて得た額とする。 一から三まで （略） （異動保障） 第二条の四 職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）が在勤する地域が都外地域であつて、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十

都条例第十九号)に基づき定められている公営企業管理規程により支給割合が百分の二十である東京都の区域外の地域(以下「区部・多摩地域等」という。)から、異動後三年以内(異動後三年を経過する際任命権者が特に必要と認める職員にあつては、八年以内)の者(当該在勤していた地域に当該異動の日の前日まで引き続き六箇月を超えて在勤していた場合(定年前再任用短時間勤務職員であつて、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定による採用の前日に区部・多摩地域等に在勤していた者にあつては、当該在勤していた期間と当該採用の直後に区部・多摩地域等に在勤していた期間とを合算した期間が六箇月を超えることとなる場合を含む。))に限る。以下この条において「異動後三年以内の者」という。にあつては、当分の間、第二條の規定にかかわらず、合計額に、百分の二十を乗じて得た額の地域手当を支給する。

2 | 地方公務員法第二十二條の四第一項の規定による採用の前日に区部・多摩地域等に在勤していた定年前再任用短時間勤務職員が当該採用の日^一に在勤する地域が別表上欄に掲げる支給地域のうち支給割合が百分の二十以外の地域である場合、当該採用を異動とみなして、前項の規定を適用する。

3 | 定年前再任用短時間勤務職員で次の各号に掲げる職員については、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用される前における勤務と定年前再任用短時間勤務職員としての勤務とが引き続きものとみなして、第一項の規定を適用する。

一 | 別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給

八年東京都条例第十九号)に基づき定められている公営企業管理規程により支給割合が百分の二十である東京都の区域外の地域(以下「区部・多摩地域等」という。)から、異動後三年以内(異動後三年を経過する際任命権者が特に必要と認める職員にあつては、八年以内)の者(当該在勤していた地域に当該異動の日の前日まで引き続き六箇月を超えて在勤していた場合に限り。以下この条において「異動後三年以内の者」という。))にあつては、当分の間、第二條の規定にかかわらず、合計額に、百分の二十を乗じて得た額の地域手当を支給する。

2 | 職員が在勤する地域が支給地域以外の地域(東京都の区域に限る。))であつて、区部・多摩地域等から異動後三年以内の者にあつては、当分の間、第二條の規定にかかわらず、合計額に、百分の九を乗じて得た額の地域手当を支給する。

3 | 職員が在勤する地域が支給地域以外の地域(東京都の区域に限る。))であつて、東京都の区域外の地域から異動後三年以内の者(前条及び前項の規定による地域手当の支給を受ける場合を除く。))にあつては、当分の間、第二條の規定にかかわらず、合計額に、百分の五・四を乗じて得た額の地域手当を支給する。

(新設)

地域であつて、支給割合が百分の二十以外の地域（以下「島しょ地域」という。）に勤務する者のうち、地方公務員法第二十条の四第一項の規定により採用される前から引き続き島しょ地域に勤務する者

二 別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域（以下「都外地域」という。）で勤務する者のうち、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用される前から引き続き都外地域に勤務する者

第三条及び第四条（現行のとおり）

附則

1 及び 2 （現行のとおり）

3 東京都の区域外の地域から異動後三年以内（異動後三年を経過する際任命権者が特に必要と認める職員にあつては、八年以内）の者（東京都の区域外の地域の勤務において前項の規定の適用を受けていた職員に限る。）のうち、島しょ地域又は都外地域に勤務する者の地域手当の額は、当分の間、第二条の規定にかかわらず、合計額に、百分の二十を乗じて得た額とする。

4 （現行のとおり）

別表（第二条関係）

（新設）

第三条及び第四条（略）

附則

1 及び 2 （略）

3 東京都の区域外の地域から異動後三年以内（異動後三年を経過する際任命権者が特に必要と認める職員にあつては、八年以内）の者（東京都の区域外の地域の勤務において前項の規定の適用を受けていた職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に限る。）のうち、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域以外の地域に勤務する者の地域手当の額は、当分の間、第二条及び第三条の四第三項の規定にかかわらず、合計額に、別表上欄に掲げる支給地域のうち都外地域にあつては百分の二十を、支給地域以外の地域（東京都の区域に限る。）にあつては百分の九を乗じて得た額とする。

4 （略）

別表（第二条関係）

東京都	支給地域	支給割合
特別区の存する区域 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市	百分の二十	

東京都	支給地域	支給割合
特別区の存する区域 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市	百分の二十	

神奈川県	千葉県																			
	羽村市	あきる野市	西東京市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	大島町	利島村	新島村	神津島村	三宅村	御蔵島村	八丈町	青ヶ島村	小笠原村	館山市	袖ヶ浦市	八街市	鋸南町
	百分の十六							百分の十六								百分の十六				

神奈川県	千葉県																								
	羽村市	あきる野市	西東京市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	(新設)								館山市	袖ヶ浦市	八街市	鋸南町	藤沢市					
																百分の十二					百分の十二				

改正案	現行
第一条から第二条の二まで （現行のとおり） （新規採用職員の特例） 第二条の三 新たに採用された職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。））、次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となつた者又は特に教育委員会が定める者を除く。）のうち、別表上欄に掲げる支給地域のうち支給割合が百分の二十以上の地域に勤務する者の地域手当の額は、当分の間、第二条の規定にかかわらず、新たに職員となつた日から三年（新たに職員となつた日から三年を経過する際教育委員会が特に必要と認める職員にあつては、四年）を経過するまでの間、合計額に百分の二十を乗じて得た額とする。 一から三まで （現行のとおり） （異動保障） 第二条の四 職員が在勤する地域が別表上欄に掲げる支給地域のうち支給割合が百分の二十以外の地域であつて、別表上欄に掲げる支給地域のうち支給割合が百分の二十である地域及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京	第一条から第二条の二まで （略） （新規採用職員の特例） 第二条の三 新たに採用された職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。））、次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となつた者又は特に教育委員会が定める者を除く。）のうち、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域以外の地域に勤務する者の地域手当の額は、当分の間、第二条の規定にかかわらず、新たに職員となつた日から三年（新たに職員となつた日から三年を経過する際教育委員会が特に必要と認める職員にあつては、四年）を経過するまでの間、合計額に、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域（以下「都外地域」という。）にあつては百分の二十を、別表上欄に掲げる支給地域以外の地域（以下「支給地域以外の地域」という。）にあつては百分の九を乗じて得た額とする。 一から三まで （略） （異動保障） 第二条の四 職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）が在勤する地域が都外地域であつて、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十

都条例第十九号)に基づき定められている公営企業管理規程により支給割合が百分の二十である東京都の区域外の地域(以下「区部・多摩地域等」という。)から、異動後三年以内(異動後三年を経過する際教育委員会が特に必要と認める職員にあつては、八年以内)の者(当該在勤していた地域に当該異動の日の前日まで引き続き六箇月を超えて在勤していた場合(定年前再任用短時間勤務職員であつて、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定による採用の前日に区部・多摩地域等に在勤していた者にあつては、当該在勤していた期間と当該採用の直後に区部・多摩地域等に在勤していた期間とを合算した期間が六箇月を超えることとなる場合を含む。))に限る。以下この条において「異動後三年以内の者」という。)にあつては、当分の間、第二條の規定にかかわらず、合計額に、百分の二十を乗じて得た額の地域手当を支給する。

2| 地方公務員法第二十二條の四第一項の規定による採用の前日に区部・多摩地域等に在勤していた定年前再任用短時間勤務職員が当該採用の日に在勤する地域が別表上欄に掲げる支給地域のうち支給割合が百分の二十以外の地域である場合、当該採用を異動とみなして、前項の規定を適用する。

3| 定年前再任用短時間勤務職員で次の各号に掲げる職員については、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用される前における勤務と定年前再任用短時間勤務職員としての勤務とが引き続きものとみなして、第一項の規定を適用する。

一 別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給

八年東京都条例第十九号)に基づき定められている公営企業管理規程により支給割合が百分の二十である東京都の区域外の地域(以下「区部・多摩地域等」という。)から、異動後三年以内(異動後三年を経過する際教育委員会が特に必要と認める職員にあつては、八年以内)の者(当該在勤していた地域に当該異動の日の前日まで引き続き六箇月を超えて在勤していた場合に限る。以下この条において「異動後三年以内の者」という。)にあつては、当分の間、第二條の規定にかかわらず、合計額に、百分の二十を乗じて得た額の地域手当を支給する。

2| 職員が在勤する地域が支給地域以外の地域(東京都の区域に限る。)であつて、区部・多摩地域等から異動後三年以内の者にあつては、当分の間、第二條の規定にかかわらず、合計額に、百分の九を乗じて得た額の地域手当を支給する。

3| 職員が在勤する地域が支給地域以外の地域(東京都の区域に限る。)であつて、東京都の区域外の地域から異動後三年以内の者(前条及び前項の規定による地域手当の支給を受ける場合を除く。)にあつては、当分の間、第二條の規定にかかわらず、合計額に、百分の五・四を乗じて得た額の地域手当を支給する。

(新設)

地域であつて、支給割合が百分の二十以外の地域（以下「島しょ地域」という。）に勤務する者のうち、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用される前から引き続き島しょ地域に勤務する者

二 別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域（以下「都外地域」という。）で勤務する者のうち、地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用される前から引き続き都外地域に勤務する者

第三条及び第四条（現行のとおり）

別表（第二条関係）

東京都	支 給 地 域	支 給 割 合
特別区の存する区域 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市		

（新設）

第三条及び第四条（略）

別表（第二条関係）

東京都	支 給 地 域	支 給 割 合
特別区の存する区域 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市		

国分寺市	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	大島町	利島村	新島村	神津島村	三宅村	御蔵島村	八丈町	青ヶ島村	
																百分の二十									
																百分の十六									
国分寺市	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	(新設)								

静岡県	千葉県	
伊東市	市原市 館山市 鴨川市 鋸南町	小笠原村
百分の十六	百分の十六	

静岡県	千葉県	
伊東市	市原市 館山市 鴨川市 鋸南町	
百分の十二	百分の十二	

改正案	現行
第一条から第三条まで （現行のとおり） （特勤手当と地域手当との調整） 第四条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の特勤手当の月額、当該各号に定める額とする。 一 地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）第二条に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特勤手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額（前条の規定による特勤手当の月額を限度とする。）を減じて得た額 二 地域手当に関する規則第二条の三又は第二条の四に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特勤手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に百分の五十五（以下「調整割合」という。）を乗じて得た額（前条の規定による特勤手当の月額を限度とする。）を減じて得た額 第五条及び第六条 （現行のとおり） （端数計算）	第一条から第三条まで （略） （特勤手当と地域手当との調整） 第四条 前条の規定にかかわらず、特勤手当の支給を受ける職員が地域手当の支給を受ける場合における特勤手当の月額は、前条の規定による特勤手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額を減じて得た額とする。ただし、地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）第二条の二から第二条の四までに規定する職員を除く。 第五条及び第六条 （略） （端数計算）

第七条 第三条の規定による特地手当の月額、<u>第四条第一号の規定</u>による地域手当の月額に相当する額、<u>同条第二号の規定</u>による地域手当の月額に調整割合を乗じて得た額又は前条の規定による準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて、それぞれの額とする。 第八条及び第九条 (現行のとおり) 別表第一から別表第三まで (現行のとおり)	第七条 第三条の規定による特地手当の月額、<u>第四条の規定</u>による地域手当の月額に相当する額又は前条の規定による準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて、それぞれの額とする。 第八条及び第九条 (略) 別表第一から別表第三まで (略)
---	--

特地勤務手当等支給規程（昭和 6 2 年 4 月 1 日訓令甲第 8 号）新旧対照表

改 正 案	現 行
第 1 条から第 3 条まで （現行のとおり） （特地手当と地域手当との調整） 第 4 条 前条の規定にかかわらず、 <u>次の各号に掲げる職員の特地手当の月額</u> は、 <u>当該各号に定める額</u> とする。 (1) <u>域手当に関する規則（昭和 43 年東京都規則第 19 号）第 2 条に定める額の地域手当の支給を受ける職員</u> 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額 (2) <u>地域手当に関する規則第 2 条の 3 又は第 2 条の 4 に定める額の地域手当の支給を受ける職員</u> 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に 1 0 0 の 5 5（以下「調整割合」という。）を乗じて得た額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額 第 5 条及び第 6 条 （現行のとおり） （端数計算） 第 7 条 第 3 条の規定による特地手当の月額、 <u>第 4 条第 1 号の規定による地域手当の月額に相当する額</u> 、 <u>同条第 2 号の規定による地域手当の月額に調整割合を乗じて得た額</u> 又は前条の規定による準ずる手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて、それぞれの額とする。 第 8 条及び第 9 条 （現行のとおり） 別表第 1 から別表第 3 まで （現行のとおり）	第 1 条から第 3 条まで （略） （特地手当と地域手当との調整） 第 4 条 前条の規定にかかわらず、 <u>特地手当の支給を受ける職員が、地域手当の支給を受ける場合における特 地手当の月額は、前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月 額に相当する額を減じて得た額とする。ただし、地域手当に関する規則（昭和 4 3 年東京都規則第 1 9 号） 第 2 条の 2 から第 2 条の 4 までに規定する職員を除く。</u> （新設） （新設） 第 5 条及び第 6 条 （略） （端数計算） 第 7 条 第 3 条の規定による特地手当の月額、 <u>第 4 条</u> の規定による地域手当の月額に相当する額又は前条の規 定による準ずる手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて、それぞ れの額とする。 第 8 条及び第 9 条 （略） 別表第 1 から別表第 3 まで （略）

改正案	現行
第一条から第三条まで（現行のとおり） （特地手当と地域手当との調整） 第四条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の特地手当の月額、当該各号に定める額とする。 一 地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）第二条に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額 二 地域手当に関する規則第二条の三又は第二条の四に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に百分の五十五（以下「調整割合」という。）を乗じて得た額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額 第五条及び第六条（現行のとおり） （端数計算） 第七条 第三条の規定による特地手当の月額、第四条第一号の規定	第一条から第三条まで（略） （特地手当と地域手当との調整） 第四条 前条の規定にかかわらず、特地手当の支給を受ける職員が地域手当の支給を受ける場合における特地手当の月額は、前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額を減じて得た額とする。ただし、地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）第二条の二から第二条の四までに規定する職員を除く。 第五条及び第六条（略） （端数計算） 第七条 第三条の規定による特地手当の月額、第四条の規定による

による地域手当の月額に相当する額、同条第二号の規定による地域手当の月額に調整割合を乗じて得た額又は前条の規定による準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもって、それぞれの額とする。 第八条及び第九条（現行のとおり） 別表第一から別表第三まで（現行のとおり）	地域手当の月額に相当する額又は前条の規定による準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもって、それぞれの額とする。 第八条及び第九条（略） 別表第一から別表第三まで（略）
---	---

改正案	現行
第一条から第三条まで （現行のとおり） （特地手当と地域手当との調整） 第四条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の特地手当の月額は、当該各号に定める額とする。 一 地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号） 第二条に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額 二 地域手当に関する規則第二条の三又は第二条の四に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に百分の五十五（以下「調整割合」という。）を乗じて得た額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額 第五条及び第六条 （現行のとおり） （端数計算）	第一条から第三条まで （略） （特地手当と地域手当との調整） 第四条 前条の規定にかかわらず、特地手当の支給を受ける職員が地域手当の支給を受ける場合における特地手当の月額は、前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額を減じて得た額とする。ただし、地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）第二条の二から第二条の四までに規定する職員を除く。 第五条及び第六条 （略） （端数計算）

第七条 第三条の規定による特地手当の月額、<u>第四条第一号の規定</u>による地域手当の月額に相当する額、<u>同条第二号の規定</u>による地域手当の月額に調整割合を乗じて得た額又は前条の規定による準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて、それぞれの額とする。 第八条及び第九条 (現行のとおり) 別表第一から別表第三まで (現行のとおり)	第七条 第三条の規定による特地手当の月額、<u>第四条の規定</u>による地域手当の月額に相当する額又は前条の規定による準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて、それぞれの額とする。 第八条及び第九条 (略) 別表第一から別表第三まで (略)
---	--

改正案	現行
第一条から第三条まで （現行のとおり） （特地手当と地域手当との調整） 第四条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の特地手当の月額、当該各号に定める額とする。 一 地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号） 第二条に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額 二 地域手当に関する規則第二条の三又は第二条の四に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に百分の五十五（以下「調整割合」という。）を乗じて得た額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額 第五条及び第六条 （現行のとおり） （端数計算）	第一条から第三条まで （略） （特地手当と地域手当との調整） 第四条 前条の規定にかかわらず、特地手当の支給を受ける職員が地域手当の支給を受ける場合における特地手当の月額は、前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額を減じて得た額とする。ただし、地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）第二条の三及び第二条の四に規定する職員を除く。 第五条及び第六条 （略） （端数計算）

第七条 第三条の規定による特地手当の月額、<u>第四条第一号の規定</u>による地域手当の月額に相当する額、<u>同条第二号の規定による地域手当の月額に調整割合を乗じて得た額又は前条の規定による準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて、それぞれの額とする。</u> 第八条及び第九条 (現行のとおり) 別表第一から別表第三まで (現行のとおり)	第七条 第三条の規定による特地手当の月額、<u>第四条の規定による地域手当の月額に相当する額又は前条の規定による準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて、それぞれの額とする。</u> 第八条及び第九条 (略) 別表第一から別表第三まで (略)
---	--

へき地手当等に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十八号） 改正案	新旧対照表（抄） 現行
第一条から第三条まで（現行のとおり） （へき地手当と地域手当との調整） 第四条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員のへき地手当の月額、当該各号に定める額とする。 一 学校職員の地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第十七号）第二条に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定によるへき地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額（前条の規定によるへき地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額 二 学校職員の地域手当に関する規則第二条の三又は第二条の四に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定によるへき地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に百分の五十五（以下「調整割合」という。）を乗じて得た額（前条の規定によるへき地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額 第五条及び第六条（現行のとおり） （端数計算） 第七条 第三条の規定によるへき地手当の月額、<u>第四条第一号の規定による地域手当の月額に相当する額</u>、<u>同条第二号の規定による地域手当の月額に調整割合を乗じて得た額又は前条の規定による準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて、それぞれの額とする。</u> 第八条及び第九条（現行のとおり） 別表第一（第二条関係） へき地手当に関するへき地学校等の級別区分	第一条から第三条まで（略） （へき地手当と地域手当との調整） 第四条 前条の規定にかかわらず、へき地手当の支給を受ける職員が地域手当の支給を受ける場合におけるへき地手当の月額は、前条の規定によるへき地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額を減じて得た額とする。 ただし、学校職員の地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第十七号）第二条の二から第二条の四までに規定する職員を除く。 第五条及び第六条（略） （端数計算） 第七条 第三条の規定によるへき地手当の月額、<u>第四条の規定による地域手当の月額に相当する額又は前条の規定による準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて、それぞれの額とする。</u> 第八条及び第九条（略） 別表第一（第二条関係） へき地手当に関するへき地学校等の級別区分

級別	学校名等	所在地
一級地 から四 級地ま で	(現行のとおり)	(現行のとおり)
五級地	御蔵島村立御蔵島小 学から小笠原村立小 学まで	(現行のとおり)
(削る)	御蔵島村立御蔵島中 学から小笠原村立小 笠原中学校まで	(現行のとおり)
	小笠原村立母島中 学	小笠原村母島字元地
	都立小笠原高等学校	(現行のとおり)
別表第二から別表第四まで (現行のとおり)		
級別	学校名等	所在地
一級地 から四 級地ま で	(略)	(略)
五級地	御蔵島村立御蔵島小 学から小笠原村立小 学まで	(略)
	小笠原村立母島小 学	小笠原村母島字元地
	御蔵島村立御蔵島中 学から小笠原村立小 笠原中学校まで	(略)
	小笠原村立母島中 学	小笠原村母島字元地
	都立小笠原高等学校	(略)
別表第二から別表第四まで (略)		

職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年東京都規則第二十九号）

改正案	現行
第一条（現行のとおり） （やむを得ない事情） 第二条（現行のとおり） 一 配偶者又は条例第十一条の三第一項第二号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）が、疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母又は同居の親族を介護すること。 二から五まで（現行のとおり） 第三条及び第四条（現行のとおり） （均衡職員の範囲等） 第五条（現行のとおり） （削除）	第一条（略） （やむを得ない事情） 第二条（略） 一 配偶者又は条例第十条第二項第一号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）が、疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母又は同居の親族を介護すること。 二から五まで（略） 第三条及び第四条（略） （均衡職員の範囲等） 第五条（略） 「次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 イ 条例の適用を受けない東京都職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となったこと。

一 条例第十二条の二第一項に規定する異動等（以下この条において「異動等」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなった職員であつて、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動等の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二 異動等に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情に準ずる事情（以下単に「やむを得ない事情に準ずる事情」という。）により、同居していた十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員に限る。）で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動等の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められる者を含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

三 異動等に伴い、住居を移転した後、特別の事情により、当該異動等の直前に同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の

ロ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定による採用をされたこと。

二 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなった職員であつて、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

三 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情に準ずる事情（以下単に「やむを得ない事情に準ずる事情」という。）により、同居していた十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員に限る。）で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められる者を含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

四 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に

相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれでもない職員にあっては、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。以下「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動等の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等と同居することができないと認められる者を含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

四 異動等に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、やむを得ない事情に準ずる事情）により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動等の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められる者を含む。）のうち、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。以下「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等と同居することができないと認められる者を含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

五 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、やむを得ない事情に準ずる事情）により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められる者を含む。）のうち、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

五 異動等に伴い、住居を移転した後、特別の事情により、当該異動等の直前に同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動等の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等と同居することができないと認められる者を含む。）のうち、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

（削除）

六 （現行のとおり）

第六条から第十三条まで （現行のとおり）
別表第一から別表第三まで （現行のとおり）

六 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等と同居することができないと認められる者を含む。）のうち、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「事由発生に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 （略）

第六条から第十三条まで （略）
別表第一から別表第三まで （略）

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和四年東京都規則第四百十一号）

改正案	現行
附則 （現行のとおり） （削除）	附則 1 （略） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号） 附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二 項の規定による採用は、この規則による改正後の職員の単身赴任手 当に関する規則第五条第一号ロに規定する採用とみなす。

改正案	現行
第一条（現行のとおり） （やむを得ない事情） 第二条（現行のとおり） 一 配偶者又は条例第十三条の三第一項第二号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）が、疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母又は同居の親族を介護すること。 二から五まで（現行のとおり） 第三条及び第四条（現行のとおり） （均衡職員の範囲等） 第五条（現行のとおり） （削る）	第一条（略） （やむを得ない事情） 第二条（略） 一 配偶者又は条例第十二条第二項第一号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）が、疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母又は同居の親族を介護すること。 二から五まで（略） 第三条及び第四条（略） （均衡職員の範囲等） 第五条（略） 「次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 イ 条例の適用を受けない東京都職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となったこと。

一 条例第十四条の二第一項に規定する異動等（以下この条において「異動等」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなった職員であつて、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動等の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二 異動等に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情に準ずる事情（以下単に「やむを得ない事情に準ずる事情」という。）により、同居していた十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいづれもない職員に限る。）で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動等の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められる者を含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

三 異動等に伴い、住居を移転した後、特別の事情により、当該異動等の直前に同居していた配偶者又はパートナーシップ関係

ロ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十条の四第一項の規定による採用をされたこと。

二 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなった職員であつて、当該異動又は学校の移転の直前の住居から当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

三 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情に準ずる事情（以下単に「やむを得ない事情に準ずる事情」という。）により、同居していた十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいづれもない職員に限る。）で、当該異動又は学校の移転の直前の住居から当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められる者を含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

四 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、住居を移転した後、特別の事情により、当該異動又は学校の移転の直

の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。以下「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動等の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等の住居から当該別居の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転して配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等と同居することができないと認められる者を含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

四 異動等に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、やむを得ない事情に準ずる事情）により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動等の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められる者を含む。）のうち、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

前に同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。以下「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は学校の移転の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等の住居から当該別居の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転して配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等と同居することができないと認められる者を含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

五 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、やむを得ない事情に準ずる事情）により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等と別居することとなった職員で、当該異動又は学校の移転の直前の住居から当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められる者を含む。）のうち、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

五 異動等に伴い、住居を移転した後、特別の事情により、当該異動等の直前に同居していた配偶者又はパートナースhip関係の相手方等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動等の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者又はパートナースhip関係の相手方等の住居から当該別居の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転して配偶者又はパートナースhip関係の相手方等と同居することができないと認められる者を含む。）のうち、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

（削る）

六 （現行のとおり）

第六条から第十三条まで （現行のとおり）

別表第一から別表第三まで （現行のとおり）

六 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、住居を移転した後、特別の事情により、当該異動又は学校の移転の直前に同居していた配偶者又はパートナースhip関係の相手方等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は学校の移転の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者又はパートナースhip関係の相手方等の住居から当該別居の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転して配偶者又はパートナースhip関係の相手方等と同居することができないと認められる者を含む。）のうち、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七 第二号から前号までの規定中「学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い」とあるのを「事由発生に伴い」と、

「異動又は学校の移転」とあるのを「事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 （略）

第六条から第十三条まで （略）

別表第一から別表第三まで （略）

改正案	現行
附則 （現行のとおり） （削る）	附則 1 （略） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による採用は、この規則による改正後の学校職員の単身赴任手当に関する規則第五条第一号ロに規定する採用とみなす。

改正案

現行

改正案					現行				
第一条から第三条まで（現行のとおり） （支給方法）					第一条から第三条まで（略） （支給方法）				
第四条（現行のとおり）					第四条（略）				
2（現行のとおり） 一から三まで（現行のとおり）					2（略） 一から三まで（略）				
四と畜解体作業等業務手当の(3)及び(9)					四と畜解体作業等業務手当の(3)				
五から九まで（現行のとおり）					五から九まで（略）				
3（現行のとおり）					3（現行のとおり）				
第五条（現行のとおり）					第五条（略）				
附則					附則				
1から5まで（現行のとおり） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日）					1から5まで（略） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日）				
6 条例附則第六項に規定する日は、令和十年三月三十一日とする。					6 条例附則第六項に規定する日は、令和七年三月三十一日とする。				
別表（第二条関係）					別表（第二条関係）				
手当 番号	種類	支給範囲	手当額	摘要	手当 番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
1から4まで	（現行の とおり）	（現行の とおり）	（現行の とおり）	（現行の とおり）	1から4まで	（略）	（略）	（略）	（略）
5	と畜解体 作業等 業務 手当	(1)及び(2)（現行のとおり） (3)（現行のとおり） (4)から(8)まで（現行のとおり）	（現行の と お り） 日 額 千 五 百 円 （現行の と お り）	（現行の と お り）	5	と畜解体 作業等 業務 手当	(1)及び(2)（略） (3)（略） (4)から(8)まで（略）	（略） 日 額 千 三 百 円 （略）	（略）

6 か	
ら 15	
まで	
(現 行 の と お り)	
(現 行 の と お り)	(9) 食肉衛生検査所に所属する一般 技能職員が、と畜検査業務に従事 したとき。
(現 行 の と お り)	円 日 額 九 百
(現 行 の と お り)	

6 か	
ら 15	
まで	
(略)	
(略)	(新 設)
(略)	
(略)	

改 正 案	現 行
第一条から第四条まで（現行のとおり） 附 則 1 （現行のとおり） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日） 2 条例附則第三項に規定する日は、令和十年三月三十一日とする。	第一条から第四条まで（略） 附 則 1 （略） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日） 2 条例附則第三項に規定する日は、令和七年三月三十一日とする。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十二号） 新旧対照表（抄）

改正案					現行				
第一条から第四条まで（現行のとおり） 附則 1及び2（現行のとおり） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日） 3 条例附則第三項に規定する日は、令和十年三月三十一日とする。 4 （現行のとおり） 別表第一（第二条関係）					第一条から第四条まで（略） 附則 1及び2（略） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日） 3 条例附則第三項に規定する日は、令和七年三月三十一日とする。 4 （略） 別表第一（第二条関係）				
10	1から9まで	番号	種類	支給範囲	10	1から9まで	番号	種類	支給範囲
	（現行のとおり）		（現行のとおり）	（現行のとおり）		（略）		（略）	（略）
	（1）工業に関する学科を設置する都立の高等学校のオートクラフト科、グラフィックアート科、ものづくり工学科、キャリア技術科、理工環境科、総合技術科、環境化学科、科学技術科、食品サイエンス科、IT・環境科その他教育長が別に定める学科で実習を補助する実		（現行のとおり）	（現行のとおり）		（略）		（略）	（1）工業に関する学科を設置する都立の高等学校のオートクラフト科、グラフィックアート科、オートモビル工学科、キャリア技術科、理工環境科、総合技術科、環境化学科、科学技術科、食品サイエンス科、IT・環境科その他教育長が別に定める学科で実習を補助す
			（現行のとおり）	（現行のとおり）				（略）	（略）
			（現行のとおり）	（現行のとおり）				（略）	（略）

習助手が、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第三から別表第三までに規定する薬品、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十六条第一項各号に掲げる物、同令別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質等、有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第一条第一項第三号に規定する第一種有機溶剤等又はホスゲン、鉛（グラフィック）アート科で使用するものに限る。）若しくは有害アルカリイドその他これらに準ずる有害な物質若しくは薬品に接し、又は薬品

	13	12 11 及び	
	(現行 のと お り)	(現行 のと お り)	
(1) (現行のとおり) (2) (1)に規定する職 員が、学校が計画 し、かつ、実施す る修学旅行等又は 教育委員会(東京 都教育委員会又は 区市町村教育委員 会をいう。以下同 じ。)その他の公的 機関、公共的機関 若しくは民間団体 等が実施する事業 (当該事業に参加 しようとする学校 において、学校教 育活動の一環とし て位置付けたもの に限る。以下同 じ。)において次に		(2) (現行のとおり)	を使用することに よって発生する有 害なガスの中で、 常時、実習の補助 業務に従事したと き。
	(現行の とおり)	(現行の とおり)	
	(現行の とおり)	(現行の とおり)	
	13	12 11 及び	
	(略)	(略)	
(1) (略) (2) (1)に規定する職 員が、学校が計画 し、かつ、実施す る修学旅行等にお いて次に掲げる業 務に従事したと き。		(2) (略)	を使用することに よって発生する有 害なガスの中で、 常時、実習の補助 業務に従事したと き。
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

別表第二（第二条関係）			
業務の種類	要件		
	週休日等	要件	
(1) （現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	
(2) （現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	
(3)及び(4) （現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	

14から17まで	（現行のとおり）	掲げる業務に従事したとき。 ア及びイ（現行のとおり） (3)及び(4)（現行のとおり）	
（現行のとおり）	（現行のとおり）		
（現行のとおり）	（現行のとおり）		

別表第二（第二条関係）			
業務の種類	要件		
	週休日等	要件	
(1) （略）	（略）	（略）	
(2) （略）	（略）	（略）	
(3)及び(4) （略）	（略）	（略）	

14から17まで	（略）	ア及びイ（略） (3)及び(4)（略）	
（略）	（略）		
（略）	（略）		

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）

改正案

現行

新旧対照表（抄）

改 正 案					現 行				
第一条（現行のとおり） （特殊勤務手当の支給範囲及び額） 第二条 条例第三条から第六条まで、第十一条、第十三条から第十六条まで、第十九条、第二十三条、第二十四条及び第二十六条に規定する特殊勤務手当の支給範囲及び額は、別表のとおりとする。 第三条から第五条まで（現行のとおり） 附 則 1 （現行のとおり） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日） 2 条例附則第三項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める日は、令和十年三月三十一日とする。 3 から6まで（現行のとおり） 別表（第二条関係）					第一条（略） （特殊勤務手当の支給範囲及び額） 第二条 条例第三条から第六条まで、第十一条、第十三条から第十六条まで、第十九条、第二十三条から第二十四条まで及び第二十六条に規定する特殊勤務手当の支給範囲及び額は、別表のとおりとする。 第三条から第五条まで（略） 附 則 1 （略） （小笠原業務手当に関する規定の失効する日） 2 条例附則第三項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める日は、令和七年三月三十一日とする。 3 から6まで（略） 別表（第二条関係）				
1	手 当 番 号	種 類	支 給 範 囲	手 当 額	1	手 当 番 号	種 類	支 給 範 囲	手 当 額
		捜査等業務手当	(1) (削除)	(削除)			捜査等業務手当	(1) ア 暴力団、国際犯罪の捜査又は取締りに従事した組織犯罪対策総務課、犯罪収益対策課、国際犯罪対策課、暴力団対策課、薬物銃器対策課、警視庁組織犯罪対策特別捜査隊又は警察署に所属する職員（職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第九条の二に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職員、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の	日額 二百六十円
				(1) ア及び(2)の職員のうち、犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第二十二条第一項に規定する捜査本部の下で行われる捜査に従事した職員（管理職員を除く。）にあつては、捜査本部が設置された日から起算して六十日間を限度として、勤務一日につき三百五十円を加算する。				(1) ア及びイ並びに(2)の職員のうち、犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第二十二条第一項に規定する捜査本部の下で行われる捜査に従事した職員（管理職員を除く。）にあつては、捜査本部が設置された日から起算して六十日間を限度として、勤務一日につき三百五十円を加算する。	

ア| 犯罪の捜査、取締り、現場鑑識又は警護に従事した交通執行課、交通捜査課、駐車対策課、警護課、公安総務課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、外事第一課、外事第二課、外事第三課、外事第四課、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、捜査共助課、鑑識課、人身安全対策課、生活経済課、生活環境課、保安課、少年育成課、少年

(現行のとおり)

イ| 犯罪の捜査、取締り、現場鑑識又は警護に従事した交通執行課、交通捜査課、駐車対策課、警備第二課、警護課、公安総務課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、外事第一課、外事第二課、外事第三課、外事第四課、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、捜査共助課、鑑識課、人身安全対策課、生活経済課、生活環境課、保安課、少年

特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十二号）第四条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「管理職員」と総称する。）を除く。）

(略)

事件課、サイバー犯罪対策課、組織犯罪対策総務課、犯罪収益対策課、国際犯罪対策課、暴力団対策課、薬物銃器対策課、警視庁交通機動隊、警視庁高速道路交通警察隊、警視庁鉄道警察隊、警視庁サイバー攻撃対策センター、警視庁公安機動捜査隊、警視庁捜査支援分析センター、警視庁機動捜査隊、警視庁生活安全特別捜査隊、警視庁組織犯罪対策特別捜査隊又は警察署に所属する職員（職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第九條の二に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職員、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号）第二條第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）及び東京都の一般職の任期

育成課、少年事件課、サイバー犯罪対策課、警視庁交通機動隊、警視庁高速道路交通警察隊、警視庁鉄道警察隊、警視庁サイバー攻撃対策センター、警視庁公安機動捜査隊、警視庁捜査支援分析センター、警視庁機動捜査隊、警視庁生活安全特別捜査隊又は警察署に所属する職員（管理職員を除く。）

4	2 及 3 び	
警ら手 当	(現行の とおり)	
(2)及び(3) おり) (現行のと おり)	(1) 交番その他の派出 所における業務又は 重要な施設の警戒等 の警備(2)の重要な 施設の警戒等の警備 を除く。)に従事し た警備第一課、警備 第二課、警護課、警 視庁機動隊、警視庁 鉄道警察隊又は警察 署に所属する職員 (管理職員を除く 。)	付研究員の採用及 び給与の特例に関 する条例(平成十 四年東京都条例第 百六十二号)第四 条第一号の規定に より任期を定めて 採用された職員 (以下「管理職 員」と総称する 。)を除く。)
	(現行のと おり)	イ (現行のとおり) ウ (現行のとおり) エ (現行のとおり) (2)から(5)まで (現行 のとおり)
	(現行のと おり)	(現行のと おり) (現行のと おり) (現行のと おり)

4	2 及 3 び	
警ら手 当	(略)	
(2)及び(3) (略)	(1) 交番その他の派出 所における業務又は 重要な施設の警戒等 の警備(2)の重要な 施設の警戒等の警備 を除く。)に従事し た警備第一課、警護 課、警視庁機動隊、 警視庁鉄道警察隊又 は警察署に所属する 職員(管理職員を除 く。)	ウ (略) エ (略) オ (略) (2)から(5)まで (略)
	(略)	(略) (略) (略)

21 から 24 まで	20	13 から 19 まで	12	5 から 11 まで
(現行の とおり)	削除	(現行の とおり)	深夜特殊 業務手当	(現行の とおり)
(現行のとおり)	(削除)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のと おり)	(削除)	(現行のと おり)	一回 七百 三十円	(現行のと おり)
(現行のとおり)		(現行のとおり)		(現行のとおり)

21 から 24 まで	20	13 から 19 まで	12	5 から 11 まで
(略)	放射線取 扱手当	(略)	深夜特殊 業務手当	(略)
(略)	放射線による撮影に従 事した警視庁健康管理 本部に所属する職員 (管理職員を除く。)	(略)	(略)	(略)
(略)	日額 三百 九十円	(略)	一回 六百 七十円	(略)
(略)		(略)		(略)

宿日直手当支給規程（昭和三十五年東京都訓令甲第四十三号）新旧対照表（抄）

改正案

第一条（現行のとおり）

（宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額）

第二条（現行のとおり）

勤務区分	単位	支給額
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第六條第一項第一号若しくは第二号に掲げる勤務又は同項第五号に掲げるこれらに準ずる勤務	一回につき	六、一〇〇円
規則第六條第一項第三号に掲げる勤務又は同項第五号に掲げるこれに準ずる勤務	一回につき	三〇、〇〇〇円
規則第六條第一項第四号に掲げる勤務又は同項第五号に掲げるこれに準ずる勤務	一回につき	六、七〇〇円

現行

第一条（略）

（宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額）

第二条（略）

勤務区分	単位	勤務時間	支給額
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第六條第一項第一号若しくは第二号に掲げる勤務又は同項第五号に掲げるこれらに準ずる勤務	一回につき	五時間未満の場合	三、〇五〇円
規則第六條第一項第三号に掲げる勤務又は同項第五号に掲げるこれに準ずる勤務	一回につき	五時間未満の場合	一五、〇〇〇円
規則第六條第一項第四号に掲げる勤務又は同項第五号に掲げるこれに準ずる勤務	一回につき	五時間以上の場合	六、七〇〇円
規則第六條第一項第四号に掲げる勤務又は同項第五号に掲げるこれに準ずる勤務	一回につき	五時間未満の場合	三、三五〇円

宿日直手当支給規程（昭和三十四年東京都教育委員会訓令甲第七号）新旧対照表（抄）

改正案		現行	
第一条（現行のとおり） （手当の支給対象となる勤務及び支給額） 第二条（現行のとおり）		第一条（略） （手当の支給対象となる勤務及び支給額） 第二条（略）	
勤務区分	単位	勤務区分	単位
宿日直勤務に服した職員	一回につき	宿日直勤務に服した職員	一回につき
六、一〇〇円		五時間以上の場合 五時間未満の場合	六、一〇〇円 三、〇五〇円

宿日直手当支給規程（昭和 43 年 3 月 25 日訓令甲第 9 号）改正新旧対照表

改 正 案			現 行			
第 1 条 （現行のとおり） （宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額）			第 1 条 （略） （宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額）			
第 2 条 （現行のとおり）			第 2 条 （略）			
支給区分	勤務区分	支給額	支給区分	勤務区分	勤務時間	支給額
本部当直	（現行のとおり）	6,100 円	本部当直	（略）	5 時間以上	6,100 円
					5 時間未満	3,050 円
学校当直	（現行のとおり）	6,200 円	学校当直	（略）	5 時間以上	6,200 円
					5 時間未満	3,100 円
本署当直	（現行のとおり）	7,900 円	本署当直	（略）	5 時間以上	7,900 円
					5 時間未満	3,950 円
島部当直	（現行のとおり）	6,700 円	島部当直	（略）	5 時間以上	6,700 円
					5 時間未満	3,350 円
第 3 条 （現行のとおり）			第 3 条 （略）			

改正案		現行	
第一条（現行のとおり） （手当の支給対象となる勤務及び支給額）		第一条（略） （手当の支給対象となる勤務及び支給額）	
第二条（現行のとおり）		第二条（略）	
勤務区分	単位	勤務区分	勤務時間
宿日直勤務に服した学校職員	一回につき	宿日直勤務に服した学校職員	五時間以上の場合 五時間未満の場合
六、一〇〇円		六、一〇〇円 三、〇五〇円	

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年東京都規則第四百号） 改正案	新旧対照表（抄） 現行
第一条 （現行のとおり） （管理職員特別勤務手当の額等） 第二条 条例第十八条の三第三項の東京都規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。 （削る）	第一条 （略） （管理職員特別勤務手当の額等） 第二条 条例第十八条の三第三項第一号の東京都規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。 2 条例第十八条の三第三項第一号イの東京都規則で定める額は、次に定める額とする。 一 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員で条例第九条の二第一項の規定に基づき指定するものについては、その占める職に就いて同条並びに給料の特別調整額に関する規程（昭和三十一年東京都訓令甲第十号。以下「特別調整額規程」という。）及びこれに類する規程の規定により定められた給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 区分一、区分二、区分三、区分四又は区分五 一万二千元 ロ 区分六、区分七、区分八又は区分九 一万円 ハ 区分十 八千円 ニ 区分十一 五千円 ホ 区分十二 四千円 二 定年前再任用短時間勤務職員で条例第九条の二第一項の規定に基づき指定するものについては、その占める職に就いて同条

- 並びに特別調整額規程及びこれに類する規程の規定により定められた給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 区分一、区分二、区分三、区分四又は区分五 一万一千円
 - ロ 区分六、区分七、区分八又は区分九 九千円
 - ハ 区分十 七千円
 - ニ 区分十一 四千円
 - ホ 区分十二 三千円
- 三 任期付職員採用条例第二条第一項の規定により採用された職員については、任期付職員採用条例第四条第一項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 五号給、六号給若しくは七号給又は任期付職員採用条例第四条第三項の規定による給料月額 一万二千元
 - ロ 三号給又は四号給 一万円
 - ハ 一号給又は二号給 八千円
- 四 任期付研究員採用条例第四条第一号の規定により採用された職員については、任期付研究員採用条例第七条第一項の給料表の号給又は同条第四項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 五号給若しくは六号給又は任期付研究員採用条例第七条第四項の規定による給料月額 一万二千元
 - ロ 三号給又は四号給 一万円
 - ハ 一号給又は二号給 八千円

は、次に定める額とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員で条例第九条の二第一項の規定に基づき指定するものについては、その占める職に应じて同条並びに給料の特別調整額に関する規程（昭和三十一年東京都訓令甲第十号。以下「特別調整額規程」という。）及びこれに類する規程の規定により定められた給料の特別調整額の区分に应じ、それぞれ次に定める額

イ 区分一、区分二、区分三、区分四又は区分五 一万二千元

ロ 区分六、区分七、区分八又は区分九 一万元

ハ 区分十 八千元

ニ 区分十一 五千元

ホ 区分十二 四千元

二 定年前再任用短時間勤務職員で条例第九条の二第一項の規定に基づき指定するものについては、その占める職に应じて同条並びに特別調整額規程及びこれに類する規程の規定により定められた給料の特別調整額の区分に应じ、それぞれ次に定める額

イ 区分一、区分二、区分三、区分四又は区分五 一万一千元

ロ 区分六、区分七、区分八又は区分九 九千元

ハ 区分十 七千元

ニ 区分十一 四千元

ホ 区分十二 三千元

三 任期付職員採用条例第二条第一項の規定により採用された職

員については、任期付職員採用条例第四条第一項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 五号給、六号給若しくは七号給又は任期付職員採用条例第四条第三項の規定による給料月額 一万二千元

ロ 三号給又は四号給 一万円

ハ 一号給又は二号給 八千元

四 任期付研究員採用条例第四条第一号の規定により採用された職員については、任期付研究員採用条例第七条第一項の給料表の号給又は同条第四項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 五号給若しくは六号給又は任期付研究員採用条例第七条第四項の規定による給料月額 一万二千元

ロ 三号給又は四号給 一万円

ハ 一号給又は二号給 八千元

2| 条例第十八条の三第三項第二号イの東京都規則で定める額は、次に定める額とする。

一及び二 (現行のとおり)

三 任期付職員採用条例第二条第一項の規定により採用された職員については、任期付職員採用条例第四条第一項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 五号給、六号給若しくは七号給又は任期付職員採用条例第四条第三項の規定による給料月額 六千元

第三条 条例第十八条の三第三項第二号の東京都規則で定める額は、次に定める額とする。

一及び二 (略)

(新設)

ロ 三号給又は四号給 五千円
ハ 一号給又は二号給 四千円

四 任期付研究員採用条例第四条第一号の規定により採用された職員については、任期付研究員採用条例第七条第一項の給料表の号給又は同条第四項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 五号給若しくは六号給又は任期付研究員採用条例第七条第

四項の規定による給料月額 六千円

ロ 三号給又は四号給 五千円

ハ 一号給又は二号給 四千円

(削る)

第四条 次に掲げる場合には、条例第十八条の三第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第十八条の三第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二 条例第十八条の三第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合

(委任)

第五条 (現行のとおり)

附 則

1 (現行のとおり)

(新設)

2 条例第十八条の三第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合は、当該職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(新設)

(委任)

第四条 (略)

附 則

1 (略)

2 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する<u>第三条第一項第一号及び第二項第一号</u>の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。	2 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する<u>第二条第二項第一号及び第三条第一項第一号</u>の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。
--	---

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年東京都教育委員会規則第五十六号） 改正案	新旧対照表（抄） 現行
第一条（現行のとおり） （管理職員特別勤務手当の額等） 第二条 条例第二十一条の二第三項の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。 （削る）	第一条（略） （管理職員特別勤務手当の額等） 第二条 条例第二十一条の二第三項第一号の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。 2 条例第二十一条の二第三項第一号の教育委員会規則で定める額は、次に定める額とする。 一 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員で条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受けるものについては、その占める職に応じて同条第二項及び管理職手当支給に関する規則（昭和三十三年東京都教育委員会規則第二十一号。以下「管理職手当支給規則」という。）の規定により定められた管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 区分六、区分七又は区分九 一万円 ロ 区分十 八千円 二 定年前再任用短時間勤務職員で条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受けるものについては、その占める職に応じて同条第二項及び管理職手当支給規則の規定により定められた管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

第三条 条例第二十一条の二第三項第一号の教育委員会規則で定める額は、次に定める額とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員で条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受けるものについては、その占める職に応じて同条第二項及び管理職手当支給に関する規則（昭和三十三年東京都教育委員会規則第二十一号。以下「管理職手当支給規則」という。）の規定により定められた管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分六、区分七又は区分九 一万円
ロ 区分十 八千円

二 定年前再任用短時間勤務職員で条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受けるものについては、その占める職に応じて同条第二項及び管理職手当支給規則の規定により定められた管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分六、区分七又は区分九 九千円
ロ 区分十 七千円

三 任期付職員採用条例第二条第一項の規定により採用された職員については、任期付職員採用条例第四条第一項の給料表の号給に応じ、それぞれ次に定める額

イ 五号給又は六号給 一万二千円
ロ 三号給又は四号給 一万円
ハ 一号給又は二号給 八千円

（新設）

イ 区分六、区分七又は区分九 九千円
ロ 区分十 七千円

三 任期付職員採用条例第二条第一項の規定により採用された職員については、任期付職員採用条例第四条第一項の給料表の号給に応じ、それぞれ次に定める額

イ 五号給又は六号給 一万二千円

ロ 三号給又は四号給 一万円

ハ 一号給又は二号給 八千円

2| 条例第二十一条の二第三項第二号の教育委員会規則で定める額は、次に定める額とする。

一及び二 (現行のとおり)

三 任期付職員採用条例第二条第一項の規定により採用された職員については、任期付職員採用条例第四条第一項の給料表の号給に応じ、それぞれ次に定める額

イ 五号給又は六号給 六千円

ロ 三号給又は四号給 五千円

ハ 一号給又は二号給 四千円

(削る)

第四条 次に掲げる場合には、条例第二十一条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第二十一条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条

第三条 条例第二十一条の二第三項第二号の教育委員会規則で定める額は、次に定める額とする。

一及び二 (略)

(新設)

2 条例第二十一条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合は、当該職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(新設)

第二項の勤務をした場合	二 条例第二十一条の第二項の勤務をした後、引き続いて同条	第一項の勤務をした場合	(委任)	第五条 (現行のとおり)	附 則	1 (現行のとおり)	2 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第三條第一項第一号及び第二項第一号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。
			(委任)	第四條 (略)	附 則	1 (略)	2 条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第二條第二項第一号及び第三條第一項第一号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

委員会の承認を得て定める割合

四 東京都の一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号）第四条第一項の給料表の適用を受ける職員 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一万八千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

五 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千六百三十五以上一万分の一万七千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

六 前各号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千七百五十二・五以上一万分の一万六千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

七 局長級職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千五百以上一万分の七千四百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合

八 行（一）五級等職員及び行（一）四級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の六千七百五以上一万分の八千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

九 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千百十七・五以上一万分の七千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

会の承認を得て定める割合

（新設）

四 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の一万九百二・五以上一万分の一万八千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の一万一千二十五以上一万分の一万七千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

六 局長級職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千七百二十以上一万分の七千七百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合

七 行（一）五級等職員及び行（一）四級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の六千二百三十以上一万分の八千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

八 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千三百四十以上一万分の七千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

十 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の五千百七十五以上一万分の六千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合 2 前項の規定にかかわらず、基準日等において前項第一号から第四号まで、第七号又は第八号に掲げる職員である者のうち、支給期間において次の表の減額事由の区分のいずれかに該当する者の成績率は、当該各号に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たもの乗じて得た割合とする。		九 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の五千四百以上一万分の七千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合 2 前項の規定にかかわらず、基準日等において前項第一号から第三号まで、第六号又は第七号に掲げる職員である者のうち、支給期間において次の表の減額事由の区分の一に該当する者の成績率は、当該各号に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たもの乗じて得た割合とする。	
減額事由	割合	減額事由	割合
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(略)	(略)
3 第一項の規定にかかわらず、基準日等において第一項第五号、第六号、第九号又は第十号に掲げる職員である者のうち、支給期間において次の表の減額事由の区分のいずれかに該当する者の成績率は、当該各号に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たもの乗じて得た割合とする。		3 第一項の規定にかかわらず、基準日等において第一項第四号、第五号、第八号又は第九号に掲げる職員である者のうち、支給期間において次の表の減額事由の区分の一に該当する者の成績率は、当該各号に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たもの乗じて得た割合とする。	
減額事由	割合	減額事由	割合
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(略)	(略)
4 から6まで (現行どおり) 第四条から第九条まで (現行どおり) 別表第一 (現行どおり) 別表第二(第四条関係)		4 から6まで (略) 第四条から第九条まで (略) 別表第一 (略) 別表第二(第四条関係)	
法第二十九条第一項の規定による 停職、減給又は戒告の処分 に相当する処分	法第二十九条第一項の規定による 停職、減給又は戒告の処分	法第二十九条第一項の規定による 停職、減給又は戒告の処分	法第二十九条第一項の規定による 停職、減給又は戒告の処分
育児休業に相当する休業	育児休業	育児休業に相当する休業	育児休業
休職中の職員に相当する者	休職中の職員	休職中の職員に相当する者	休職中の職員

病気休暇に相当する休暇	介護休暇に相当する休暇	私事欠勤等に相当する欠勤	部分休業に相当する休業	育児短時間勤務職員等に相当する者	配偶者同行休業に相当する休業	介護時間に相当する休暇	子育て部分休暇に相当する休暇
病気休暇	介護休暇	私事欠勤等	部分休業	育児短時間勤務職員等	配偶者同行休業	介護時間	子育て部分休暇

病気休暇に相当する休暇	介護休暇に相当する休暇	私事欠勤等に相当する欠勤	部分休業に相当する休業	育児短時間勤務職員等に相当する者	配偶者同行休業に相当する休業	介護時間に相当する休暇	
病気休暇	介護休暇	私事欠勤等	部分休業	育児短時間勤務職員等	配偶者同行休業	介護時間	

改正案	現行
第一条から第三条の二まで （現行のとおり） （勤務期間） 第三条の三 （現行のとおり） 2及び3 （現行のとおり） 4 （現行のとおり） 一及び二 （現行のとおり） 三 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業及び勤務時間 条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇により勤務しない 場合（教育委員会が別に定めるところにより日に換算した期間 が三十日を超える場合に限る。） （成績率） 第三条の四 （現行のとおり） 一 条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員（以下 「教育五級等職員」という。）のうち法第二十二條の四第一項の 規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職 員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以 上一万分の二万四千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員 会の承認を得て定める割合 二 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する 条例（平成十四年東京都条例第百六十一号）第四条第一項の給 料表の適用を受ける職員 職員の勤務成績により、一万分の〇 以上一万分の一万八千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委 員会の承認を得て定める割合 三 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員 のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績 により、一万分の九千六百三十五以上一万分の一万七千五百以	第一条から第三条の二まで （略） （勤務期間） 第三条の三 （略） 2及び3 （略） 4 （略） 一及び二 （略） 三 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務し ない場合（教育委員会が別に定めるところにより日に換算した 期間が三十日を超える場合に限る。） （成績率） 第三条の四 （略） 一 条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員（以下 「教育五級等職員」という。）のうち法第二十二條の四第一項の 規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職 員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以 上一万分の二万五千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の 承認を得て定める割合 （新設） 二 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員 のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績 により、一万分の一万九百二・五以上一万分の一万八千以下の

下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

四 前三号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千七百五十二・五以上一万分の一万六千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

五 教育五級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の六千七・五以上一万分の八千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

六 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千百十七・五以上一万分の七千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

七 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の五千百七十五以上一万分の六千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

2 前項の規定にかかわらず、基準日等において前項第一号、第二号又は第五号に掲げる職員である者のうち、支給期間において次の表の減額事由の区分のいずれかに該当する者の成績率は、当該各号に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

減額事由	割合
(現行のとおり)	(現行のとおり)

3 第一項の規定にかかわらず、基準日等において第一項第三号、第四号、第六号又は第七号に掲げる職員である者のうち、支給期間において次の表の減額事由の区分のいずれかに該当するものの成績率は、当該各号に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の一万一千二十五以上一万分の一万七千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

四 教育五級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の六千二百三十以上一万分の八千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

五 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千三百四十以上一万分の七千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

六 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の五千四百以上一万分の七千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

2 前項の規定にかかわらず、基準日等において前項第一号及び第四号に掲げる職員である者のうち、支給期間において次の表の減額事由の区分の一に該当する者の成績率は、当該各号に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

減額事由	割合
(略)	(略)

3 第一項の規定にかかわらず、基準日等において第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる職員である者のうち、支給期間において次の表の減額事由の区分の一に該当するものの成績率は、当該各号に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

減額事由		割合	
(現行のとおり)		(現行のとおり)	
4 から 6 まで (現行のとおり)			
第四条から第九条まで (現行のとおり)			
別表第一 (現行のとおり)			
別表第二(第四条関係)			
法第二十九条第一項の規定による 停職、減給又は戒告の処分に相当 する処分から介護時間に相当する 休暇まで		(現行のとおり)	
子育て部分休暇に相当する休暇		子育て部分休暇	
別表第三 (現行のとおり)			

減額事由		割合	
(略)		(略)	
4 から 6 まで (略)			
第四条から第九条まで (略)			
別表第一 (略)			
別表第二(第四条関係)			
法第二十九条第一項の規定による 停職、減給又は戒告の処分に相当 する処分から介護時間に相当する 休暇まで		(略)	
別表第三 (略)			

改正案	現行
第一条及び第二条（現行のとおり） （一般の派遣職員の給与） 第三条 一般の派遣職員（条例第四条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号。以下「外務公務員給与法」とい	第一条及び第二条（略） （一般の派遣職員の給与） 第三条 一般の派遣職員（条例第四条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定に

う。)の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。)の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額との合計額をいう。以下同じ。)に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに百分の百以内を乗じて得た額とする。

2 (現行のとおり)

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「職員給与条例」という。)第六条第三項又は学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。)第八条第二項の規定により、標準号給数(職員給与条例第六条第四項又は学校職員給与条例第八条第三項に規定する人事委員会の定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給するものとし、職員の勤勉手当に関する規則(昭和五十四年東京都規則第二十八号)第三条の四第一項各号又は学校職員の勤勉手当に関する規則(昭和五十四年東京都教育

より配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。)の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額との合計額をいう。以下同じ。)に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに百分の百以内を乗じて得た額とする。

2 (略)

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「職員給与条例」という。)第六条第三項又は学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。)第八条第二項の規定により、標準号給数(職員給与条例第六条第四項又は学校職員給与条例第八条第三項に規定する人事委員会の定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給するものとし、職員の勤勉手当に関する規則(昭和五十四年東京都規則第二十八号)第三条の四第一項第一号から第九号まで又は学校職員の勤勉手当に関する規則(昭和五

委員会規則第十六号) 第三条の四第一項各号の規定により各任命権者が定める成績率のうち中位の成績率の段階(ただし、職員給与条例第二十一条第二項に規定する行(一) 四級等職員及び学校職員給与条例第二十四条第二項に規定する教育五級等職員については、中位の成績率の段階として人事委員会の承認を得て知事が別に定めるもの) が適用される職員であるものとする。 4から8まで (現行のとおり)	十四年東京都教育委員会規則第十六号) 第三条の四第一項第一号から第六号までの規定により各任命権者が定める成績率のうち中位の成績率の段階(ただし、職員給与条例第二十一条第二項に規定する行(一) 四級等職員及び学校職員給与条例第二十四条第二項に規定する教育五級等職員については、中位の成績率の段階として人事委員会の承認を得て知事が別に定めるもの) が適用される職員であるものとする。 4から8まで (略)
---	--

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第五条まで （現行のとおり） （第一種報酬） 第六条 第一種報酬とは、条例第二条の規定に基づき任命権者が定める報酬、給与条例第十二条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬をいう。 2及び3 （現行のとおり） 4 給与条例第十二条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する第一種報酬については、給与条例第十二条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは、「所定の勤務時間」と読み替えるものとする。 5 職員であつて、学校職員であるものに対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第十二条の三の規定」とあるのは、「学校職員給与条例第十四条の三の規定」とする。 6 （現行のとおり） 7 （現行のとおり） 第七条及び第八条 （現行のとおり） 第九条 （現行のとおり） 2及び3 （現行のとおり） 4 前三項の規定により算定する日額非常勤職員に対する一日当たりの第二種報酬の限度額は、七千百円とする。	第一条から第五条まで （略） （第一種報酬） 第六条 第一種報酬とは、条例第二条の規定に基づき任命権者が定める報酬及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬をいう。 2及び3 （略） （新設） （新設） 4 （略） 5 （略） 第七条及び第八条 （略） 第九条 （略） 2及び3 （略） 4 前三項の規定により算定する日額非常勤職員に対する一日当たりの第二種報酬の限度額は、二千六百円とする。

第十条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 月額の報酬を受ける特別職非常勤職員(以下「月額特別職非常勤職員」という。)に対する第二種報酬の額の算定については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「月の勤務日数における通勤に要する最も低廉となる運賃等(運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額であつて、定期券又は回数乗車券その他の定期券以外のものうち、最も低廉となる額の総額をいう。以下「最も低廉となる運賃等」という。)を月の勤務日数で除して算定した額」とあるのは「最も低廉となる運賃等の額」と、同条第二項中「除して算定した額」とあるのは「除して算定した額に、一月当たりの所定の勤務日数を乗じて算定したもの」と、同条第三項中「最も低廉となる運賃等を月の勤務日数で除して算定した額及び前項の規定により算定した額」とあるのは「最も低廉となる運賃等及び前項の規定により算定した額を月の勤務日数で除して算定した額に、一月当たりの所定の勤務日数を乗じて算定したもの」と、同条第四項中「七千百円」とあるのは「七千百円に、一月当たりの所定の勤務日数を乗じて算定した額」と読み替えるものとする。

4 (現行のとおり)

第十一条から第二十条まで (現行のとおり)

(期末手当基礎額の意義)

第二十一条 (現行のとおり)

一月額非常勤職員については、当該職員の受ける第一種報酬

第十条 (略)

2 (略)

3 月額の報酬を受ける特別職非常勤職員(以下「月額特別職非常勤職員」という。)に対する第二種報酬の額の算定については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「月の勤務日数における通勤に要する最も低廉となる運賃等(運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額であつて、定期券又は回数乗車券その他の定期券以外のものうち、最も低廉となる額の総額をいう。以下「最も低廉となる運賃等」という。)を月の勤務日数で除して算定した額」とあるのは「最も低廉となる運賃等の額」と、同条第二項中「除して算定した額」とあるのは「除して算定した額に、一月当たりの所定の勤務日数を乗じて算定したもの」と、同条第三項中「最も低廉となる運賃等を月の勤務日数で除して算定した額及び前項の規定により算定した額」とあるのは「最も低廉となる運賃等及び前項の規定により算定した額を月の勤務日数で除して算定した額に、一月当たりの所定の勤務日数を乗じて算定したもの」と、同条第四項中「二千六百円」とあるのは「二千六百円に、一月当たりの所定の勤務日数を乗じて算定した額」と読み替えるものとする。

4 (略)

第十一条から第二十条まで (略)

(期末手当基礎額の意義)

第二十一条 (略)

一月額非常勤職員については、当該職員の受ける第一種報酬

（給与条例第十二条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬を除く。以下この条において同じ。）の額

二 （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

第二十二条から第二十六条まで （現行のとおり）

（勤務期間）

第二十七条 （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

一及び二 （現行のとおり）

三 勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により介護休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間（所定の勤務時間の一部において勤務しない介護休暇がある場合は、任命権者が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）から勤務を割り振られていない日を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

四及び五 （現行のとおり）

3 （現行のとおり）

一及び二 （現行のとおり）

三 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業及び勤務時間条例第十七条の三又は学校職員勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇により勤務しない場合（任命権者が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

（給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬を除く。以下この条において同じ。）の額

二 （略）

2 （略）

第二十二条から第二十六条まで （略）

（勤務期間）

第二十七条 （略）

2 （略）

一及び二 （略）

三 勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により介護休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間（所定の勤務時間の一部において勤務しない介護休暇がある場合は、任命権者が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

四及び五 （略）

3 （略）

一及び二 （略）

三 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない場合（任命権者が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

4 (現行のとおり) (勤勉手当の支給割合算定に係る成績率) 第二十八条 成績率は、会計年度任用職員の勤務成績により、一万分の一万六千九十二・五以上、勤勉手当規則<u>第三条の四第一項第六号</u>に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合とする。 2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期間において勤勉手当規則<u>第三条の四第三項の表の減額事由の区分のいずれかに該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。</u> 3 から5まで (現行のとおり) 第二十九条から第三十三条まで (現行のとおり) 附 則 1 から3まで (現行のとおり) 4 附則第二項の報酬が支給される場合における第二十一条(第三十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第二十一条第一項第一号中「<u>及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬</u>」とあるのは、「<u>給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬</u>」とする。 5 (現行のとおり) 別表第一及び別表第二 (現行のとおり)	4 (略) (勤勉手当の支給割合算定に係る成績率) 第二十八条 成績率は、会計年度任用職員の勤務成績により、一万分の一万一千四百四十七・五以上、勤勉手当規則<u>第三条の四第一項第五号</u>に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合とする。 2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期間において勤勉手当規則<u>第三条の四第三項の表の減額事由の区分の一に該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。</u> 3 から5まで (略) 第二十九条から第三十三条まで (略) 附 則 1 から3まで (略) 4 附則第二項の報酬が支給される場合における第二十一条(第三十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第二十一条第一項第一号中「<u>給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬</u>」とあるのは、「<u>給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬</u>」とする。 5 (略) 別表第一及び別表第二 (略)
---	--

改正案	現行
第一条から第七条まで （現行のとおり） （分限及び懲戒） 第八条 時間講師の分限及び懲戒については、職員の分限に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十五号）及び職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十四号）の定めるところによる。 この場合において、職員の懲戒に関する条例第三条第二項中「職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第十二条」とあるのは「学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）第十四条」と、「第十二条の三」とあるのは「第十四条の三」と、「第十五条」とあるのは「第十七条」と読み替えるものとする。 第九条から第十八条まで （現行のとおり） （特別休暇） 第十八条の二 （現行のとおり） 2 条例第五条第二項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上である時間講師に限るものとする。 3 一時間を単位として使用した妊娠症状対応休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇及び短期の介護休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもつて一日とする。ただし、勤務する日により勤務時間数が異なる時間講師の一時間を単位として与えられた当該休暇の日への換算については、教育長が別に定める。 4 時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を数校兼ねて勤務	第一条から第七条まで （略） （分限及び懲戒） 第八条 時間講師の分限及び懲戒については、職員の分限に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十五号）及び職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十四号）の定めるところによる。 この場合において、職員の懲戒に関する条例第三条第二項中「職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第十二条」とあるのは「学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）第十四条」と、「第十五条」とあるのは「第十七条」と読み替えるものとする。 第九条から第十八条まで （略） （特別休暇） 第十八条の二 （略） 2 条例第五条第二項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上である時間講師に限るものとする。 3 一時間を単位として使用した妊娠症状対応休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇及び短期の介護休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもつて一日とする。ただし、勤務する日により勤務時間数が異なる時間講師の一時間を単位として与えられた当該休暇の日への換算については、教育長が別に定める。 4 時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を数校兼ねて勤務

しているときは、第二項に規定する特別休暇のうち、出産支援休暇及び育児参加休暇については、各学校における一週間の所定の勤務日数を通算して、子どもの看護等休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇については、各学校における一週間の所定の勤務日数に応じて、当該学校ごとに承認する。

5及び6 (現行のとおり)

第十八条の三及び第十九条 (現行のとおり)

(子育て部分休暇)

第二十条 教育委員会は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する時間講師(育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる時間講師を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下この条において「子育て部分休暇」という。)を承認するものとする。

2 時間講師の子育て部分休暇については、勤務時間規則第二十八条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する時間講師について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間(次項において「基準時間」という。)」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第十九条第二項で準用する勤務時間規則第二十八条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、当該時間講師の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した時間講師が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

しているときは、第二項に規定する特別休暇のうち、出産支援休暇及び育児参加休暇については、各学校における一週間の所定の勤務日数を通算して、子どもの看護等休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇については、各学校における一週間の所定の勤務日数に応じて、当該学校ごとに承認する。

5及び6 (略)

第十八条の三及び第十九条 (略)

第二十条 削除

(新設)

3 教育委員会は、時間講師が次の各号のいずれにも該当する場合は子育て部分休暇を承認するものとする。 一 一週間の所定の勤務日数が三日以上である時間講師 二 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある時間講師	(新設)
4 時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を数校兼ねて勤務しているときは、各学校における一週間の所定の勤務日数を通算して当該学校ごとに子育て部分休暇を承認する。	(新設)
5 子育て部分休暇の承認期間については、当該年度において各学校で承認した期間を通算するものとする。	(新設)
第二十條の二及び第二十一條 (現行のとおり) (介護についての申出があつた場合における措置等)	第二十條の二及び第二十一條 (略)
第二十一條の二 介護についての申出があつた場合における措置等については、勤務時間条例第十八條の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「請求又は申請(次条において「請求等」という。)」とあるのは「申請」と読み替えるものとする。 (勤務環境の整備に関する措置)	(新設)
第二十一條の三 勤務環境の整備に関する措置については、勤務時間条例第十八條の五の規定を準用する。この場合において、同条中「請求等」とあるのは「申請」と読み替えるものとする。 (報酬)	(新設)
第二十二條 (現行のとおり) 一 第一種報酬 時間講師の教育職員としての識見及び経験等を基準として、別表第三に定める区分による額及び学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。)第十四條の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬	第二十二條 (略) 一 第一種報酬 時間講師の教育職員としての識見及び経験等を基準として、別表第三に定める区分による額

二 第二種報酬 給与条例第十四条に規定する通勤手当に相当する額であつて、第三項の規定により算定した額

2 給与条例第十四条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する第一種報酬については、給与条例第十四条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「所定の勤務時間」と読み替えるものとする。

3 から 5 まで (現行のとおり)

6 前項の規定により算定する時間講師に対する一日当たりの第二種報酬の限度額は、教育委員会が別に定める場合を除き、七千百円とする。

第二十二條の二及び第二十三條 (現行のとおり)

(報酬の減額)

第二十三條の二 条例第七条第一項の規定により減額する報酬は第二十二條第一項第一号に掲げる第一種報酬とし、その減額する額は、勤務しない時間の合計(当該合計に一時間未満の端数があるときは、その端数が三十分以上のときは切り上げ、三十分未満のときは切り捨てる。)に、別表第三に定める額及び給与条例第十四條の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬の額を一月当たりの所定の勤務時間で除して得た額(円位未満の端数を生ずるときは、その端数が五十銭以上のときは一円とし、五十銭未満のときは切り捨てる。)の合計額を乗じた額とする。

2 及び 3 (現行のとおり)

第二十三條の三から第二十九條まで (現行のとおり)

(期末手当基礎額の意義)

第三十條 条例第八条の二第二項の教育委員会規則で定める方法により月額に換算した額(以下「期末手当基礎額」という。)は、第

二 第二種報酬 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。)第十四条に規定する通勤手当に相当する額であつて、第三項の規定により算定した額

(新設)

2 から 4 まで (略)

5 前項の規定により算定する時間講師に対する一日当たりの第二種報酬の限度額は、教育委員会が別に定める場合を除き、二千六百円とする。

第二十二條の二及び第二十三條 (略)

(報酬の減額)

第二十三條の二 条例第七条第一項の規定により減額する報酬は第二十二條第一項第一号に掲げる第一種報酬とし、その減額する額は、勤務しない時間の合計(当該合計に一時間未満の端数があるときは、その端数が三十分以上のときは切り上げ、三十分未満のときは切り捨てる。)に、別表第三に定める額を乗じた額とする。

2 及び 3 (略)

第二十三條の三から第二十九條まで (略)

(期末手当基礎額の意義)

第三十條 条例第八条の二第二項の教育委員会規則で定める方法により月額に換算した額(以下「期末手当基礎額」という。)は、第

二十二条第一項第一号により定められた第一種報酬(給与条例第十四条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬を除く。以下この条において同じ。)の額に、月曜日から金曜日までの一週間当たりの勤務すべき勤務時間数を乗じ、さらに五十二を乗じて得た額を十二で除して得た額とする。

2 (現行のとおり)

第三十一条から第三十五条まで (現行のとおり)

(勤務期間)

第三十六条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

三 第十八条の三に規定する介護休暇を承認され、これにより勤務しなかつた期間(定められた勤務時間の一部において勤務しない介護休暇がある場合は、教育長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。)から勤務を割り振られていない日を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

四及び五 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

三 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業及び条例第五条第一項第五号に規定する子育て部分休暇により勤務しない場合(教育長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。)

4 (現行のとおり)

(勤勉手当の支給割合算定に係る成績率)

第三十七条 成績率は、時間講師の勤務成績により、一万分の一万六百九十二・五以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第四号

二十二条第一項第一号により定められた第一種報酬の額に、月曜日から金曜日までの一週間当たりの勤務すべき勤務時間数を乗じ、さらに五十二を乗じて得た額を十二で除して得た額とする。

2 (略)

第三十一条から第三十五条まで (略)

(勤務期間)

第三十六条 (略)

2 (略)

一及び二 (略)

三 第十八条の三に規定する介護休暇を承認され、これにより勤務しなかつた期間(定められた勤務時間の一部において勤務しない介護休暇がある場合は、教育長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。)が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

四及び五 (略)

3 (略)

一及び二 (略)

三 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない場合(教育長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。)

4 (略)

(勤勉手当の支給割合算定に係る成績率)

第三十七条 成績率は、時間講師の勤務成績により、一万分の一万一千百四十七・五以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第三

に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合とする。 2 前項の規定にかかわらず、時間講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分のいずれかに該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。 3 から5まで (現行のとおり) 第三十八条から第四十一条まで (現行のとおり) (派遣) 第四十二条 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) 3 派遣時間講師の身分取扱いのうち、第七条、第十五条、第十七条第二項から第四項まで、第十七条の二、第十七条の三、第十八条、第十八条の二、第十八条の三、第十九条、第二十条、第二十一条の二、第二十一条の三並びに第二十三条の三第二項及び第三項に規定する事項については、これを区市町村教育委員会が処理するものとする。この場合において、各規定中「教育委員会」とあるのは、「区市町村教育委員会」と読み替えるものとする。 4 及び5 (現行のとおり) 第四十三条 (現行のとおり) 別表第一から別表第三まで (現行のとおり)	号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合とする。 2 前項の規定にかかわらず、時間講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分のいずれかに該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。 3 から5まで (略) 第三十八条から第四十一条まで (略) (派遣) 第四十二条 (略) 2 (略) 3 派遣時間講師の身分取扱いのうち、第七条、第十五条、第十七条第二項から第四項まで、第十七条の二、第十七条の三、第十八条、第十八条の二、第十八条の三、第十九条並びに第二十三条の三第二項及び第三項に規定する事項については、これを区市町村教育委員会が処理するものとする。この場合において、各規定中「教育委員会」とあるのは、「区市町村教育委員会」と読み替えるものとする。 4 及び5 (略) 第四十三条 (略) 別表第一から別表第三まで (略)
---	--

改正案	現行
第一条から第九条まで（現行のとおり） （分限及び懲戒） 第十条 日勤講師の分限及び懲戒については、職員の分限に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十五号）及び職員の懲戒に関する条例の定めるところによる。この場合において、職員の懲戒に関する条例第三条第二項中「職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第十二条」とあるのは「学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）第十四条」と、「第十二条の三」とあるのは「第十四条の三」と、「第十五条」とあるのは「第十七条」と読み替えるものとする。 第十一条から第二十二條の二まで（現行のとおり） （子育て部分休暇） 第二十二條の三 教育委員会は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する日勤講師（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる日勤講師を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。 2 日勤講師の子育て部分休暇については、勤務時間規則第二十八條の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する日勤講師について定められた勤務時間」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十二條の二第二項で準用する勤務時間規則第二十八條の二」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、当該日勤講師の	第一条から第九条まで（略） （分限及び懲戒） 第十条 日勤講師の分限及び懲戒については、職員の分限に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十五号）及び職員の懲戒に関する条例の定めるところによる。この場合において、職員の懲戒に関する条例第三条第二項中「職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第十二条」とあるのは「学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）第十四条」と、「第十五条」とあるのは「第十七条」と読み替えるものとする。 第十一条から第二十二條の二まで（略） （新設）

任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した日勤務講師が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

3 教育委員会は、日勤務講師が一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある場合に子育て部分休暇を承認するものとする。

第二十三条 (現行のとおり)

(二時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第二十四条 一時間を単位として使用した妊娠症状対応休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇及び短期の介護休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。

2 一時間を単位として使用した妊娠症状対応休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇及び短期の介護休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第二十一条において準用する勤務時間規則第十九条、第二十三条から第二十三条の三まで及び第二十七条の四の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

第二十四条の二及び第二十五条 (現行のとおり)

(介護についての申出があつた場合における措置等)

第二十五条の二 介護についての申出があつた場合における措置等については、勤務時間条例第十八条の四の規定を準用する。

(勤務環境の整備に関する措置)

第二十五条の三 勤務環境の整備に関する措置については、勤務時間条例第十八条の五の規定を準用する。

(報酬)

第二十六条 (現行のとおり)

一 第一種報酬 一日の勤務時間を基準として、別表第三に定める

第二十三条 (略)

(二時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第二十四条 一時間を単位として使用した妊娠症状対応休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇及び短期の介護休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。

2 一時間を単位として使用した妊娠症状対応休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇及び短期の介護休暇の残日数全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、第二十一条において準用する勤務時間規則第十九条、第二十三条から第二十三条の三まで及び第二十七条の四の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

第二十四条の二及び第二十五条 (略)

(新設)

(新設)

(報酬)

第二十六条 (略)

一 第一種報酬 一日の勤務時間を基準として、別表第三に定める

額、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。）第十四条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬及び第十九条の二に規定する超過勤務に対する報酬

二 第二種報酬 日勤講師の通勤の事情等を勘案して、給与条例第十四条の例により算出した額

2| 給与条例第十四条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する第一種報酬については、給与条例第十四条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「所定の勤務時間」と読み替えるものとする。

3及び4 （現行のとおり）

5| 第十九条の二に規定する超過勤務に対する第一種報酬については、給与条例第十七条の規定を準用し、別表第三に定める額及び給与条例第十四条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬とは別に支給する。この場合において、勤務一時間当たりの報酬額の算定方法は、別表第三に定める額及び給与条例第十四条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬の額の合計額に十二を乗じて得た額を一任期における所定の勤務時間で除して得た額（円位未満の端数を生ずるときは、その端数が五十銭以上のときは一元とし、五十銭未満のときは切り捨てる。）とする。

第二十六条の二及び第二十七条 （現行のとおり）

（報酬の減額）

第二十八条 条例第十二条第一項の規定により減額する報酬は第二十六条第一項第一号に掲げる第一種報酬とし、その減額する額の算定方法は、勤務しない一時間につき、別表第三に定める額及び給与条例第十四条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬の額の合計額に十二を乗じて得た額を一任期における所定の勤務時間で除して得た額（円位未満の端数を生ずるときは、その端数が五十

額及び第十九条の二に規定する超過勤務に対する報酬

二 第二種報酬 日勤講師の通勤の事情等を勘案して、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。）第十四条の例により算出した額

（新設）

2及び3 （略）

4| 第十九条の二に規定する超過勤務に対する第一種報酬については、給与条例第十七条の規定を準用し、別表第三に定める額とは別に支給する。この場合において、勤務一時間当たりの報酬額の算定方法は、別表第三に定める額に十二を乗じて得た額を一任期における所定の勤務時間で除して得た額（円位未満の端数を生ずるときは、その端数が五十銭以上のときは一元とし、五十銭未満のときは切り捨てる。）とする。

第二十六条の二及び第二十七条 （略）

（報酬の減額）

第二十八条 条例第十二条第一項の規定により減額する報酬は第二十六条第一項第一号に掲げる第一種報酬とし、その減額する額の算定方法は、勤務しない一時間につき、別表第三に定める額に十二を乗じて得た額を一任期における所定の勤務時間で除して得た額（円位未満の端数を生ずるときは、その端数が五十銭以上のときは一元とし、五十銭未満のときは切り捨てる。）の合計額とする。この場

銭以上のときは一円とし、五十銭未満のときは切り捨てる。)の合計額とする。この場合において、減額の基礎となる時間の合計に一時間未満の端数があるときは、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。

2 及び 3 (現行のとおり)

第二十九条から第三十三条まで (現行のとおり)

(期末手当基礎額の意義)

第三十四条 条例第十三条の二により準用する条例第八条の二第二項の教育委員会規則で定める額(以下「期末手当基礎額」という。)は、当該職員の受ける第一種報酬(給与条例第十四条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬及び第十九条の二に規定する超過勤務に対する報酬を除く。以下この条において同じ。)の額とする。

2 (現行のとおり)

第三十五条から第三十九条まで (現行のとおり)

(勤務期間)

第四十条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一 及び 二 (現行のとおり)

三 第二十二条に規定する介護休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間(定められた勤務時間の一部において勤務しない介護休暇がある場合は、教育長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。)から勤務を割り振られていない日を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

四 及び 五 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

一 及び 二 (現行のとおり)

三 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業及び条例第十

合において、減額の基礎となる時間の合計に一時間未満の端数があるときは、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。

2 及び 3 (略)

第二十九条から第三十三条まで (略)

(期末手当基礎額の意義)

第三十四条 条例第十三条の二により準用する条例第八条の二第二項の教育委員会規則で定める額(以下「期末手当基礎額」という。)は、当該職員の受ける第一種報酬(第十九条の二に規定する超過勤務に対する報酬を除く。以下この条において同じ。)の額とする。

2 (略)

第三十五条から第三十九条まで (略)

(勤務期間)

第四十条 (略)

2 (略)

一 及び 二 (略)

三 第二十二条に規定する介護休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間(定められた勤務時間の一部において勤務しない介護休暇がある場合は、教育長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。)が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

四 及び 五 (略)

3 (略)

一 及び 二 (略)

三 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務し

条において準用する条例第五条第一項第五号に規定する子育て部分休暇により勤務しない場合(教育長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。)

4 (現行のとおり)

(勤勉手当の支給割合算定に係る成績率)

第四十一条 成績率は、日勤講師の勤務成績により、一万分の一万六
百九十二・五以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第四号
に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が
人事委員会の承認を得て定める割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、日勤講師のうち、支給期間において学
校職員勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分のい
ずれかに該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百
から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合と
する。

3 から5まで (現行のとおり)

第四十二条から第四十五条まで (現行のとおり)

(派遣)

第四十六条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

一 第九条、第十八条、第十九条の二、第二十条第一項、第五項、
第六項及び第八項、第二十二條第一項及び第三項、第二十二條の
二第一項及び第三項、第二十二條の三第一項及び第三項並びに第
二十八条第三項

二 第十九条において準用する勤務時間条例第七条各項、第十九条
の二において準用する勤務時間規則第七条第一項及び第三項から
第五項まで、第十九条の三において準用する勤務時間条例第十
一条の二第一項及び第二項並びに勤務時間規則第七条の二第三
項、第四項、第七項及び第九項、第十九条の四において準用する

ない場合(教育長が別に定めるところにより日に換算した期間が
三十日を超える場合に限る。)

4 (略)

(勤勉手当の支給割合算定に係る成績率)

第四十一条 成績率は、日勤講師の勤務成績により、一万分の一万一
千四百四十七・五以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第三
号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会
が人事委員会の承認を得て定める割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、日勤講師のうち、支給期間において学
校職員勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の
に該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百から
当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

3 から5まで (略)

第四十二条から第四十五条まで (略)

(派遣)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 第九条、第十八条、第十九条の二、第二十条第一項、第五項、
第六項及び第八項、第二十二條第一項及び第三項、第二十二條の
二第一項及び第三項並びに第二十八条第三項

二 第十九条において準用する勤務時間条例第七条各項、第十九条
の二において準用する勤務時間規則第七条第一項及び第三項から
第五項まで、第十九条の三において準用する勤務時間条例第十
一条の二第一項及び第二項並びに勤務時間規則第七条の二第三
項、第四項、第七項及び第九項、第十九条の四において準用する

勤務時間条例第十一条の二の二第一項並びに勤務時間規則第七 条の二の二第二項、第三項、第六項、第七項及び第九項、第十九 条の五において準用する勤務時間条例第十一条の三第一項及び 第二項並びに勤務時間規則第七条の三第三項、第四項及び第七項 から第九項まで、第二十一条において準用する勤務時間規則第十 七条第二項及び第三項、第十八条第二項、第二十二條第二項及び 第六項、第二十四条第二項並びに第二十五条第二項第二号、第二 十二条第二項において準用する勤務時間規則第二十八條第四項、 第五項及び第七項、第二十二條の二第二項において準用する勤務 時間規則第二十八條の二第四項、第五項及び第七項、第二十二條 の三第二項において準用する勤務時間規則第二十八條の三第四 項、第六項及び第七項、第二十五条において準用する勤務時間規 則第三十条第二項、第二十五条の二において準用する勤務時間条 例第十八條の四第一項及び第二項並びに第二十五条の三におい て準用する勤務時間条例第十八條の五 4 及び 5 （現行のとおり） 第四十七條 （現行のとおり） 別表第一から別表第三まで （現行のとおり）	勤務時間条例第十一条の二の二第一項並びに勤務時間規則第七 条の二の二第二項、第三項、第六項、第七項及び第九項、第十九 条の五において準用する勤務時間条例第十一条の三第一項及び 第二項並びに勤務時間規則第七条の三第三項、第四項及び第七項 から第九項まで、第二十一条において準用する勤務時間規則第十 七条第二項及び第三項、第十八条第二項、第二十二條第二項及び 第六項、第二十四条第二項並びに第二十五条第二項第二号、第二 十二条第二項において準用する勤務時間規則第二十八條第四項、 第五項及び第七項、第二十二條の二第二項において準用する勤務 時間規則第二十八條の二第四項、第五項及び第七項並びに第二十 五条において準用する勤務時間規則第三十条第二項 4 及び 5 （略） 第四十七條 （略） 別表第一から別表第三まで （略）
--	---